

平成28年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成28年9月1日 開会

}

平成28年9月23日 閉会

吉田町議会

平成28年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 1
○議会 I C T 推進特別委員会委員長報告	2 6
○議案第39号～議案第55号の一括上程、説明	2 8
○報告第2号～報告第4号の報告	5 6
○散会の宣告	5 9

第 2 号 (9月2日)

○開議の宣告	6 1
○議事日程の報告	6 1
○議案第41号の詳細説明	6 1
○散会の宣告	1 1 0

第 3 号 (9月5日)

○開議の宣告	1 1 1
○議事日程の報告	1 1 1
○議案第48号の質疑、討論、採決	1 1 1
○散会の宣告	1 3 7

第 4 号 (9月13日)

○開議の宣告	1 3 8
○議事日程の報告	1 3 8
○一般質問	1 3 8
山口 一 博	1 3 8
大石 巖	1 5 1
遠藤 孝 子	1 6 4
藤田 和 寿	1 7 5
山内 均	1 8 6
蒔田 昌 代	1 9 9

○散会の宣告	209
--------	-----

第 5 号 (9月15日)

○開議の宣告	210
○議事日程の報告	210
○議案第41号の質疑	210
○散会の宣告	299

第 6 号 (9月20日)

○開議の宣告	300
○議事日程の報告	300
○議案第42号の質疑	300
○議案第43号の質疑	304
○議案第44号の質疑	309
○議案第45号の質疑	309
○議案第49号の質疑	314
○議案第50号の質疑	316
○議案第51号の質疑	316
○議案第46号の質疑	317
○議案第47号の質疑	321
○議案第52号の質疑	327
○散会の宣告	334

第 7 号 (9月23日)

○開議の宣告	335
○議事日程の報告	335
○議案第41号の討論、採決	335
○議案第42号の討論、採決	335
○議案第43号の討論、採決	336
○議案第44号の討論、採決	336
○議案第45号の討論、採決	337
○議案第46号の討論、採決	337
○議案第47号の討論、採決	338
○議案第49号の討論、採決	338
○議案第50号の討論、採決	338
○議案第51号の討論、採決	339

○議案第52号の討論、採決	339
○議案第39号の質疑、討論、採決	340
○議案第40号の質疑、討論、採決	344
○議案第53号の質疑、討論、採決	346
○議案第54号の質疑、討論、採決	346
○議案第55号の質疑、討論、採決	347
○議員派遣について	348
○議会閉会中の継続調査について	348
○町長挨拶	349
○議長挨拶	356
○閉会の宣告	357

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 6月議会が終わり、きょうまで議員の皆さんのお顔に接することは余りございませんでした。皆さんは、この間は、議員みずからは東奔西走、議員のもとには南船北馬の状況であったと思っております。

いつもと同じようなことでございますけれども、この議会定例会も、町民の皆様の福祉の向上と町の発展に資するものであることを切に希望して、私の挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから平成28年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、4番、遠藤孝子君、5番、蒔田昌代君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月23日までの23日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月23日までの23日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

閉会中の総会等について報告いたします。

7月1日金曜日には、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月5日火曜日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が牧之原市において開催されました。

7月29日金曜日には、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

8月22日月曜日には、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が焼津市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成27年度事業報告並びに決算報告及び平成28年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

そのほか、8月18日には、静岡市で開かれた静岡県市町議会議員研修会に参加いたしました。

8月29日には、坂口谷川水門建設促進期成同盟会による県庁等への要望活動に参加いたしました。

総会等への参加についての報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査等の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして御報告申し上げます。

さて、「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を将来都市像に掲げた「第5次吉田町総合計画」を当町の町づくりにおける新たな指針として歩み始めた平成28年度も、既に半年が経過しようとしております。

当町では、東日本大震災以降、失われた安全・安心を取り戻すため、「津波防災まちづくり」を最重要課題として位置づけ、スピード感を持って全力を挙げて進めてまいりました。

その結果、津波避難タワーの建設を中心としました「町民の皆さまの命を守る対策」はおおむね完了し、現在は、もう一つの柱であります「町民の皆さまの財産、企業の皆さまの生産活動を守る対策」を進めているところでございます。

そして、1000年に一度の大津波、いわゆるレベル2に対応する防潮堤の整備を進めることにより、新たな安全と新たなにぎわいの場を創出するとともに、「津波防災まちづくり」を進める中で整備する防災公園の情報発信機能を活用しながら、町内各所への人の流れを喚起し、にぎわいを創出する「シーガーデンシティ構想」の具現化に取り組んでおります。

この「シーガーデンシティ構想」を実現させるため、これまで、関係機関との連携、調整を図り、具体的な事業の実施に向け準備を進めてきたわけですが、このほど、「シーガーデン」の核となる施設の一つであります吉田漁港多目的広場の盛土工事が、いよいよ開始される運びとなりました。

防潮堤の役割も担う多目的広場の整備に着手したことによりまして、当町が目指す将来都市像の実現に一步近づいたと言っても過言ではないと受けとめております。

また、国土交通省が整備する防潮堤部につきましても、去る6月28日に「第2回駿河海岸保全検討委員会」が開かれ、引き続き、整備についての具体的な検討が行われておりますので、早ければ、年内には検討の結論が出され、整備が開始される予定でございます。

一方、「シーガーデンシティ構想」におけるもう一つの大きな拠点となるものが、現在、富士見幹線沿いに整備を進めております防災公園、「北オアシスパーク」でございます。

この「北オアシスパーク」は、当町への人の流れをつくる新たな玄関口として、町内外からお見えになるお客様に多様な町の情報を提供し、関心をお持ちいただけるポイントへと誘うスタート地点となる施設でございますが、間もなく供用を開始できる運びとなっております。

なお、公園内に整備しております管理棟でございますが、公園の名称であります「北オアシスパーク」にちなみ、だれもが親しみを持ち、来館者に「心地よい」と感じていただける空間を創出する施設となるよう願いを込めまして、名称を「オアシス館」といたしました。

このように、「シーガーデンシティ構想」における具体的な取り組みが、少しずつ皆様の目に見える形であらわれてまいりましたが、「第5次吉田町総合計画」の将来都市像であります「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を実現するためには、何となく、この安全とにぎわいの創出が一体となった「シーガーデンシティ構想」を現実のものとし、今までとは異なる新たなまちづくりを進めていかなければなりません。私も、引き

続き、全力を尽くしてこの新たなまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、ぜひとも御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の当町における事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場の整備につきまして御報告申し上げます。

さきに申し上げました吉田漁港多目的広場盛土工事についてでございますが、第1回吉田町議会臨時会におきまして、契約締結についての議決をいただきまして、7月13日に本契約を締結いたしました。

その後、施工に関する協議や現地測量などを行うとともに、昨日、8月31日には、多目的広場整備事業全体の安全を祈願するため、施工現場におきまして起工式がとり行われました。今後は、順次、盛土工事に着手し、平成29年2月末の完成に向けて工事の進捗を図ってまいります。

なお、本工事の施工に当たりましては、施工規模を勘案し、より効率的な施工管理及び品質管理を実現するため、受注者からの提案を受け、建設ICTを活用した情報化施工技術を導入する予定でございます。

具体的な内容といたしましては、無人航空機を活用した測量や写真管理を実施するほか、転圧管理システムを搭載した重機を使用した施工を実施する予定でございます。これにより、効率的な工事の実施につながるほか、築堤整備を進める上で重要となる締固め不足を防止することができ、品質の高い盛土構造物を完成させることにつながるものと期待をしております。

続きまして、津波・高潮危機管理対策事業についてでございます。

本事業につきましては、レベル2の大津波に対しまして、漁港施設と海岸保全施設を活用した多重防護により、漁港及び漁港背後地の財産・生産活動を守る対策を推進するため、海岸保全施設の安定照査及び基本設計業務を7月5日に発注いたしました。現在は、平成29年3月の完了を目指して対策工法を決定するための作業を進めているところでございます。

今後におきましても、吉田漁港における地震・津波対策事業の早期完成を目指すとともに、漁港施設の整備及び適正な維持管理に努めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業につきまして御報告申し上げます。

4月に発生した「平成28年熊本地震」では、木造住宅を中心に多くの建物が被害を受け、住宅の耐震補強の重要性を再認識したところでございますが、本年度は、新たな取り組みといたしまして、地震体験車による模擬体験や模型による家屋倒壊の実演を、自彊小学校の3、4年生を対象に実施いたしました。

この取り組みは、これらの体験をした子供たちが住宅の耐震に関心を持ち、家庭の中で住宅の耐震について家族と語り合うことで、住宅の耐震診断や耐震補強に結びついていくことを期待して実施したものでございます。

なお、定期的な取り組みといたしましては、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、耐震補強の補助制度を活用していただくため、静岡県及び耐震診断補強相談士と連携し、月2回の戸別訪問を実施するとともに、8月には対象者に補助制度等を御案内するダイレクトメールを送付いたしました。今後もさらなる制度の周知を図り、「TO

UKA I - 0」事業の推進に努めてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、子育て世代包括支援センターの設置における母子保健サービス体制の強化につきまして御報告申し上げます。

町では、妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、助産師や保健師が専門的な相談支援を行う拠点といたしまして、保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置いたしました。

このセンターでは、妊娠届出のあった全ての妊産婦お一人お一人の状況に合わせ、「子育て支援プラン」の作成や個別訪問を行うなど、母子保健コーディネーターである助産師と保健師とが連携しながら、きめ細かな支援を実施しております。

今後も、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関とのさらなる連携を図りながらさまざまな相談に対応し、切れ目のない支援を実施するため、母子保健サービス体制を強化してまいりたいと考えております。

次に、感染症対策の一環でありますB型肝炎の予防接種についてでございます。

現在、国内で伝染のおそれがある病気の発生及び蔓延を予防するために、特に予防接種を行う必要があると認められる疾病につきましては、予防接種法に基づき、定期の予防接種が行われております。

定期の予防接種につきましては、市町村長が行うこととされており、近年、見直しと改正が頻繁に行われ、当町でもその都度対応してまいりましたが、本年度につきましても、10月1日から、定期の予防接種の疾病対象に「B型肝炎」が追加され、ワクチン接種を導入することとなりました。

これを受けまして、当町では、10月1日からの実施に向け、関係機関と調整を行うとともに、計画的に準備を進め、ワクチン接種対象者には9月下旬に個別に通知を発送し、周知を図る予定でございます。

次に、保育園及び放課後児童クラブについてでございます。

保育園につきましては、平成28年4月1日現在の入所児童数は511人であり、その後、5月から9月までの途中入所希望者は計49人でしたが、当町では、希望者全員を受け入れており、9月1日現在も、引き続き「待機児童ゼロ」の状態を維持しております。

現在、全国的に保育士等の人材確保が難しく、当町も厳しい状況ではございますが、「待機児童ゼロ」を継続させるため、今後も保育士等の確保に努めてまいります。

また、放課後児童クラブにつきましては、現在、町内に6カ所ある児童クラブの利用者数は279人であり、こちらも「待機児童ゼロ」の状態を維持しております。今後も、保護者の皆様が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、希望者全員の受け入れに努めてまいります。

なお、本年度から、多子世帯への経済的負担の軽減策として実施しております、放課後児童クラブ利用者に対する第3子以降の利用料無料化についてでございますが、この制度は、これまで現に放課後児童クラブを利用する兄弟姉妹がいる場合に、1人目の利用料は7,000円、2人目以降の利用料は5,000円としていたものを、第1子の利用の有無にかかわらず、第2子であれば利用料を5,000円、第3子以降であれば無料とするものでございます。

現状といたしましては、利用者数279人のうち、この制度の適用を受け、第2子であるために利用料が5,000円となった児童は50人、第3子以降であるために無料となった児童は25人で

ございますので、多子世帯への経済的負担の軽減につながっているものと認識しております。

次に、本年度、育児負担の軽減を目的として導入いたします、ファミリー・サポート・センター事業についてでございます。

本事業は、子供の預かり等のサービスを希望する方とサービスを提供できる方に会員となっただき、連絡、調整によりマッチングを行うものでございますが、現在、設置に向けた準備を進めており、今後、町民の皆様へ情報を発信し、会員の募集を行っていく予定でございます。

今後も、さまざまな子育て支援施策を展開することにより、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、高齢者福祉事業についてでございます。

高齢者福祉事業につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組んでいるところでございます。

まず、在宅医療・介護連携の推進でございますが、昨年度から牧之原市と合同で、医師会などの医療関係者及び地域包括支援センターやケアマネジャーなどの介護事業関係者との意見交換を行い、それぞれの立場から、課題の抽出や連携に向けた取り組みについて協議してまいりました。本年度からは、吉田町と牧之原市それぞれにおいて「在宅医療介護連携推進会議」を立ち上げ、在宅での療養生活を支える仕組みづくりや在宅医療介護にかかわる人材育成を推進する具体策について協議することとしておりまして、7月13日には、第1回目の連携推進会議を開催し、会議の目的や協議すべき事項につきまして確認をいたしました。

今後は、部会を設置しながら具体的な施策について検討し、高齢者の皆様が、在宅で自分らしく穏やかに過ごせるよう、連携体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、要介護3から要介護5の認定を持つ方を対象とした居住の場といたしまして、社会福祉法人「敬愛福祉会」が整備を進めておりました、地域密着型介護老人福祉施設「よしだアスカの里」についてでございますが、7月に建設工事が完了し、8月1日から入所が開始されました。

当町におきましても、利用者の新たな受け皿となる基盤が整備されたことによりまして、入所を希望しながら自宅で待機されている高齢者や介護する家族への支援につながるものと期待をしております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、「北オアシスパーク」の整備につきまして御報告申し上げます。

冒頭でも申し上げましたとおり、「北オアシスパーク」につきましては、9月末の完成に向け、工事も最終段階に入っており、10月4日には、知事を初めとする御来賓や関係者の皆様をお招きして完成式典を行い、供用を開始する予定でございます。

次に、都市防災総合推進事業による避難路として整備を進めております富士見幹線及び住吉幹線についてでございます。

富士見幹線につきましては、歩道内への避難誘導灯設置工事を発注し、隣接する「北オアシスパーク」の供用開始に合わせ、9月末までに工事を完了させる予定でございます。景観にも配慮したデザインを採用した避難誘導灯の設置によりまして、これまでとは違った雰囲気を出し、にぎわいづくりの一助を担うものと期待をしております。

また、住吉幹線につきましても、歩道内における照明灯設置工事を発注し、順調に整備を進めているところでございます。

次に、まちづくり賑わい創出事業についてでございます。

平成28年第2回吉田町議会定例会における行政報告の中で、一般社団法人吉田町まちづくり公社の設立について御報告させていただきましたが、この公社の事業が本格的に始動しておりますので、御紹介させていただきます。

町では、地方創生加速化交付金を活用し、「まちづくり情報発信プラットフォーム構築業務」と「企業間ネットワークの活用による賑わい創生業務」を公社へ委託しているところでございます。

このうち、「まちづくり情報発信プラットフォーム構築業務」では、「食べる」、「遊ぶ」、「学ぶ」などの町の魅力的な情報を一元的に発信し、にぎわいづくりと地域産業の活性化を図ることとしておりますことから、公社ならではの視点で町内の事業所等取材し、スマートフォン対応型のプロモーションサイトや映像、冊子などにより、幅広く情報を発信するよう準備を進めているところでございます。

また、「企業間ネットワークの活用による賑わい創生業務」では、企業間交流や地域産業の活性化を図ることとしておまして、具体的な事業といたしましては、吉田の海を舞台とした船上婚活パーティーの「船婚」や子育て中の働く女性を対象としたワーク・ライフ・バランス推進のイベント、町の地域資源を活用した創業を支援する「吉田ビジネス未来塾」を実施してまいります。

次に、福岡県八女市との交流についてでございます。

福岡県八女市とは、平成21年度に、当町と島田市、牧之原市で組織いたします「空港周辺市町空港共生協議会」の視察で訪問させていただきましたことをきっかけに交流を続けております。

この八女市との交流を、将来に向けて、より強力なものとしていくため、昨年度から、「八女市・吉田町未来創造の翼交流事業」をスタートさせ、去る8月10日には、第2回目となるフォーラムを当町で開催いたしました。

本年度は、八女市長を初めいたしまして、「八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業に取り組んでおられます9人の職員が来庁され、両首長の懇談や職員同士がお互いの取り組みなどを学び合う取り組み発表及び分科会を行うことができ、大変有意義なフォーラムとなりました。

また、両市町の特産品等を活用した相互交流を活性化することにより、地域における交流意識の醸成を図り、両市町の持続的な交流の発展に資することを目的といたしまして、「八女市と吉田町との特産品交流連携に関する協定」を締結いたしました。

この協定では、「ふるさと納税制度を活用した地域振興」、「イベント等における特産品等の販売促進」、「新たな特産品等の開発促進」に関して連携することとしておまして、両市町の特徴や環境の違いを生かした特産品交流を実施していくことにより、両市町のさらなる地域振興が図られるものと期待をしております。

今回のフォーラムの開催によりまして、八女市との連携体制が一層強化されましたことから、今後、両市町の豊かな発展に向けて交流事業を多面的に展開し、八女市との交流のすそ野を広げてまいりたいと考えております。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、幼児教育に係る取り組みにつきまして御報告申し上げます。

当町では、吉田町教育大綱における切れ目のない効果的な「つながりのある教育」の推進に向け、幼児期の学びを小学校の学びへとつなげることを目的といたしまして、「幼児教育カリキュラム」を作成する準備を進めており、9月7日には、「幼児教育カリキュラム作成委員会」を立ち上げる予定でございます。

一方、国では、平成30年度に改訂を予定している「幼稚園教育要領」におきまして、「健康な心と体」、「自立性」、「協同性」など、「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿」を示すための協議が行われております。

当町の「幼児教育カリキュラム」につきましては、こういった国の動向を注視しながら、幼稚園、保育園、小学校の関係者と情報を共有し合い、作成に向けた協議を進めてまいります。

また、各保育園における幼児教育支援事業といたしましては、これまで、年長児を対象に「えんぴつ教室」、「運動教室」、「食育教室」などを実施してまいりましたが、この三つの教室につきまして、9月からは対象を年中児まで拡大して実施することといたしました。

今後は、これらの取り組みにおける効果を検証し、「幼児教育カリキュラム」に反映させるとともに、保育園における就学前教育のさらなる展開につなげてまいりたいと考えております。

次に、6月に開設いたしました公設学習塾についてでございます。

町内小・中学校の児童・生徒を対象に、無料で学習機会を提供するこの新たな取り組みは、報道機関に取り上げられ、県内の教育関係者からも大きな関心が寄せられているところでございます。

当町では、町独自の学力調査結果に基づいた教材を提供し、毎月1回土曜日に公設学習塾を実施しておりますが、8月につきましては、さらなる基礎学力の向上を図るため、夏期講座と称して3回にわたり、つまずきの要因とされている「一つ前の学年の学び直し」に取り組みました。

教育委員会といたしましては、この公設学習塾と各学校で平日に開催しております放課後学習を連動させながら、引き続き、児童・生徒一人一人にきめ細やかな学習機会を提供し、基礎学力や学習意欲の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、中学校における通級指導教室についてでございます。

当町では、平成26年度から、小学生を対象とした通級指導教室を自彊小学校に開設しておりますが、本年度からは、吉田中学校におきましても、中学生を対象とした通級指導を開始いたしました。現在は、本格的な個別指導を実施する環境を整えるため、休養室の改修工事を実施するとともに、他校における事例を参考に、効果的な指導方法を盛り込んだ運営方針の作成を進めているところでございます。

今後は、小学校の通級指導教室におけるきめ細やかな指導に加えまして、中学校においても十分な支援が行き届くよう、引き続き、生徒一人一人の特性に合わせた学習環境の整備に取り組んでまいります。

次に、小・中学校における教育用パソコンの更新についてでございます。

急速な情報通信技術の進展やグローバル化など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し

ている中、国では、子供たちの情報活用能力を育成し、「生きる力」をはぐくむため、ICTを活用した教育を推進しているところでございます。

このような国の方針を踏まえ、当町では、9月30日までに、児童・生徒が情報を主体的に選択し、活用していく力を身につけるためのツールといたしまして、小・中学校の教育用パソコン端末を汎用性のある「タブレット型」に変更することといたしました。

このタブレット型端末の導入が、児童・生徒のさらなる学習意欲向上につながるものと期待をしております。

次に、吉田町シニアカレッジの開講に向けた取り組みについてでございます。

町では、高齢者の皆様が、生涯にわたり学び続ける意欲を持ち、自発的に生きがいを見つけていく場といたしまして、吉田町シニアカレッジの開講に向けた準備を進めており、去る8月4日には、第1回吉田町シニアカレッジ設立委員会を開催いたしました。

この設立委員会は、生涯学習を専門とする静岡大学の阿部耕也教授を委員長にお招きし、吉田町社会教育委員長、吉田町文化協会代表、さわやかクラブ代表、静岡県人づくり推進委員及びさわやかクラブ並びに自治会から御推挙いただきました5人を合わせた計10人の委員により構成されております。

第1回の設立委員会におきましては、募集人数や受講料、講座内容などにつきまして、活発な意見交換が行われましたが、引き続き、設立委員の皆様の御意見をお伺いしながら、吉田町シニアカレッジの開講に向けまして、要綱やカリキュラムの作成に取り組んでまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、「地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業」につきまして御報告申し上げます。

国では、地球温暖化に最も影響を及ぼす二酸化炭素の排出抑制を強力に推進しており、自治体におきましても、二酸化炭素の削減に向けた取り組みが急務となっているところでございます。

しかし、二酸化炭素抑制を目的とした低炭素設備への改修は、初期投資コストが高く、特に、中小規模の自治体におきましては、初期投資コストを負担する財政体力がない場合が多いため、改修が進んでいないのが現状でございます。

このような問題を解決するため、環境省は、初期投資コストを低減しつつコストメリットを享受し、あわせて地域のリース会社、地元の工事会社を活用することで、改修に係る費用を地域で循環させる「バルクリース方式」を採用することにより、公共施設を一括改修するスキームのモデルを形成する「地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業」を立ち上げました。

当町におきましても、低炭素設備への改修と地域活性化を実現させるため、この事業にエントリーしているところでございます。

本年度は、小・中学校、保育園、図書館など七つの施設におきまして、設備改修による二酸化炭素削減効果や費用対効果、投資回収に必要な年数等を把握する「低炭素設備導入調査事業」を実施する予定でございます。

以上、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告させていただきましたが、これまで繰り返しお伝えしてまいりました「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」の一丁目一番地とも言うべき防潮堤の整備がいよいよ始まりました。

今後も、「シーガーデンシティ構想」の推進により、新たな安全・新たなにぎわいの創出に取り組むとともに、子育て支援における各種サービスの提供やあらゆる年代の人々が快適に学習することのできる環境整備など、各種事業を着実に進め、町民の皆様が安心して心豊かに暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、全力で行政運営に取り組む所存でございます。

議員各位におかれましても、こうした取り組みを御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） それでは、平成27年度の決算等審査意見書について報告いたします。

まず初めに、一般会計、特別会計の審査意見書。2番目に水道事業会計決算審査意見書。第3番目に、健全化判断比率意見書。4、公共下水道事業特別会計資金不足比率。5、水道事業会計資金不足比率の順序で申し述べますので、よろしくをお願いいたします。

では、決算等審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第1、審査の対象。

平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況。

第2、審査の時期。

平成28年7月12日から平成28年8月20日まで。

第3、審査の方法。

町長から送付された各会計歳入歳出決算、証書類、附属書類及び基金の運用状況について計数の確認を行ったほか、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、関係職員から説明を聴取し、これを審査した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考として審査した。

第4、審査の結果。

各会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められた。

証書類の記載内容は、適正に表示されているものと認めた。

基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確に表示され、適正に処理されているものと認められた。

第5、審査の概要。

I、決算の概要。

平成27年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりです。

平成27年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は172億548万1,000円で、前年度より2億

5,853万1,000円の増加、対前年度比101.5%となっている。

歳入額は169億5,903万7,000円で、前年度より4,110万3,000円の増加、対前年度比100.2%となっている。

また、予算現額に対する執行率は98.6%で、前年度より1.2ポイントの低下となった。

歳出額は162億4,468万8,000円で、前年度より2,689万円の減少、対前年度比99.8%となっている。

また、予算現額に対する執行率は94.4%で、前年度より1.6ポイントの低下となった。

実質収支額は6億3,137万5,000円で、前年度より5,878万2,000円の増加、対前年度比110.3%となっている。

Ⅱ、一般会計。

(1) 歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度との比較は、次のとおりです。

平成27年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額103億861万円、歳出額97億9,778万円、差引額は5億1,083万円で、平成28年度への繰越財源8,297万4,000円を差し引くと、実質収支額は4億2,785万6,000円となる。

前年度比較では、歳入額は6億4,256万9,000円の減少、歳出額も6億6,865万3,000円の減少、実質収支額は前年度より1,687万3,000円の増加となった。

3ページをお願いします。

(2) 歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は65億7,436万円で構成比率は63.8%、依存財源は37億3,425万1,000円で構成比率は36.2%となっている。

収入済額の款別内容は、次のとおりです。

本年度の特徴として、町税について比較すると税総額では前年度より804万9,000円の増加となっている。内訳を見ると、増加は町民税8,723万5,000円、軽自動車税137万8,000円、たばこ税348万9,000円であり、一方、減少は固定資産税7,423万4,000円、都市計画税982万円です。

その結果、税総額は52億9,173万8,000円の収入済額となりました。

次ページをお願いします。

過去5年間における町税収納率の状況は、次のとおりです。

収入未済額は、前年度に比べ1,396万8,000円減少し、1億8,054万7,000円となり、不納欠損額は前年度より545万6,000円増加の1,146万1,000円を計上している。

本年度の収納率は96.5%と前年度より0.2ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源の確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

(3) 歳出決算額の概要。

歳出予算現額106億795万4,000円に対し、支出済額97億9,778万円で、執行率は92.4%です。翌年度繰越額は5億90万円で前年度より1億7,428万4,000円の増加となっている。

不用額は3億927万3,000円で、前年度より6,296万5,000円の増加となっており、支出済額97億円9,778万円は、前年度より6億6,865万3,000円の減少となっている。

歳出決算額の款別内容は、次表のとおりです。

一般会計における当該事業の歳入歳出に関する処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

7ページをお願いします。

特別会計であります。

(1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額5万9,000円、歳出総額5万1,000円、差引残額8,000円の決算内容となっている。

平成27年度は、一般会計等への土地売払及び土地取得はなかった。したがって、土地取得事業特別会計の平成27年度末土地残高は、前年度末と同じく9億8,345万9,000円となっている。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額34億3,807万3,000円、歳出総額33億830万9,000円、差引残額1億2,976万5,000円の決算内容となっている。

歳入を前年度と比較すると3億5,722万4,000円の増加となっている。

国保税の調定額に対する収納率は76.7%で、収入未済額は2億2,398万円となっている。

歳出を前年度と比較すると3億4,819万4,000円の増加となっている。

保険給付状況は療養諸費で、一般被保険者が11万1,092件、費用額は22億2,526万6,000円、退職被保険者等が7,409件、費用額は1億2,775万3,000円となっている。

高額療養費の支給状況は、一般被保険者が3,191件で2億1,591万円、退職被保険者等が188件の1,214万円となっている。

加入世帯及び被保険者数であります。世帯数は前年度末より117世帯減の3,889世帯となり、被保険者数は315人減の6,889人となっている。

国保税の過去5年間の収納率の推移は、次表のとおりです。

収納率は、現年度分92.4%、滞納繰越分22.9%となり、現年度分0.2ポイント、滞納繰越分0.5ポイントそれぞれ上昇しているものの、合計では76.7%となり、前年度より0.3ポイントの低下となっている。

不納欠損額は、前年度よりも1,288万円増加の2,138万8,000円となっている。

今後においても、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくり及び疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

9ページをお願いします。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額2億2,613万9,000円、歳出総額2億2,552万4,000円、差引残額61万5,000円の決算内容となっている。

保険料の調定額に対する収納率は99.4%と前年度より0.4ポイントの上昇となり、不納欠損額は2万5,000円減少の7万6,000円となっている。

今後においても公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額17億4,762万9,000円、歳出総額17億72万3,000円、差引残額4,690万6,000円の決算内容となっている。

保険料の調定額に対する収納率は、98.1%と前年度より0.1ポイントの上昇となり、不納欠損額は、19万6,000円減少の163万円となっている。

今後についても公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

事業の実施状況は次のとおりです。

被保険者の状況につきましては、総人口は前年度より60人減の2万9,702人となっている。第1号被保険者は、前年度より200人増の6,961人、高齢化率は0.7ポイント上昇の23.4%となっている。第2号被保険者は前年度より20人減の9,882人で、1号及び2号被保険者合計数は、前年度より180人増の1万6,843人となっている。

10ページをお願いします。

要介護認定につきましては、申請状況は前年度より2人減の1,131人で、認定状況は前年度より4人増の1,061人となっている。

保険給付状況につきましては、15億7,519万6,000円となっている。

内訳の主なものは、施設サービス費、延件数2,687で、給付費は7億449万3,000円。居宅サービス費、延件数8,081で、給付費は8億4,658万1,000円です。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

(5) 吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額12億3,852万6,000円、歳出総額12億1,230万1,000円、差引残額は2,622万5,000円となっている。

下水道使用料の調定額に対する収納率は、95.2%と前年度より0.3ポイントの上昇となり、不納欠損額は前年度より13万9,000円増加の37万6,000円となっている。公平負担と財源確保の観点から収納率向上に努められたい。

業務実績は、次表のとおりです。

管渠整備率は前年度より0.2ポイント上昇の76.4%、普及率は0.2ポイント上昇の38.9%となっている。

企業債の前年度比較は、次表のとおりです。

13ページをお願いします。

収支比率及び一般会計からの繰入金の5年間の推移は、次表のとおりです。

本年度の収支比率は、前年度より0.2%増の79.6%で、繰入金は5,653万2,000円増の6億4,282万9,000円となっている。

今後においても管渠及び浄化センターの適切な維持管理を行い、収支比率の向上を図られたい。

当該事業における歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

IV、実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確であった。

14、15ページをお願いします。

V、財産に関する調書。

財産について本年度の増減高及び本年度末現在高は、次表のとおりです。

1、公有財産。

(1)土地及び建物。

土地の本年度末現在高は、前年度末より585.64平方メートル増の64万2,078.65平方メートルとなっており、建物の本年度末現在高は、前年度末より107.25平方メートル減の8万5,719.86平方メートルとなっている。

16ページをお願いします。

(2)有価証券。

本年度の増減はなく、本年度末現在高は、前年度末同額の270万2,000円となっている。

(3)出資による権利。

本年度の増減はなく、本年度末現在高は、前年度末同額の2,601万7,000円となっている。

17ページ及び18ページをお願いします。

2、物品。

本年度は、役場物品と学校物品を合算したので、本年度末の物品数は3万2,986と大幅に増加している。

3、債権。

本年度末現在額は、前年度末より35万3,000円減の2,206万6,000円となっている。

19ページをお願いします。

4、基金。

本年度の現在高は、前年度末より1億9,211万2,000円増の29億7,055万1,000円となっている。本年度中の主な増は、吉田町財政調整基金、国民健康保険給付等支払準備基金、介護給付費準備基金で、減は緊急地震・津波対策事業基金です。

財産に関する調書は、関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であった。

VI、基金の運用状況。

(1)吉田町物品調達基金。

基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.8となっている。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていることを認めた。

第6、むすびでございます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令等に準拠して作成されていた。

また、歳入歳出額は、予算に基づき、おおむね事業目的及び事業計画に沿って執行されていた。

平成27年度町税の収入額は、前年度に比べ、地価の下落等の影響を受けて、固定資産税、都市計画税は減収となったものの、緩やかな景気の回復の影響を受けて、町民税等が増収となり、その結果、町税は前年度を上回った。

今後については、第5次吉田町総合計画に基づき、諸事業の達成を図られるとともに町民の視点に立った効果的で効率的な事務事業執行に努められたい。

以上をもちまして、決算等審査意見といたします。

引き続きまして、水道事業会計審査意見を申し述べますので、水道事業会計決算審査意見書をお願いいたします。

では、1ページをお願いいたします。

I、審査の対象。

平成27年度吉田町水道事業会計決算。

II、審査の時期。

平成28年6月18日から平成28年7月20日まで。

III、審査の方法。

審査に当たっては、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書及び同法施行令第23条の規定に基づく決算附属書類等につき、証書類その他の会計書類等を照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求め、審査をするとともに当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかを検討するため、事業の分析を行った。また、定期監査及び例月出納検査の結果も参考とした。

IV、審査の結果。

審査に付された平成27年度吉田町水道事業会計の決算書及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数も正確で、経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認められた。

また、予算の執行状況は、おおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認められた。

決算の概要は次のとおりであり、審査の過程で作成した資料を決算資料として添付しました。

2ページをお願いします。

決算の概要。

事業の概要について。

平成27年度の業務実績は、次表のとおりです。

当年度の業務実績を見ると平成28年3月31日現在の給水人口は3万2,541人であり、給水区域内人口3万4,091人に対する水道普及率は95.5%となっている。

また、年間総配水量は456万5,136立米で、そのうち、総有収水量は403万3,266立米となっており、有収率は88.3%で前年度と比較して1.3ポイント上昇した。

稼働1日配水能力は1万8,200立米であり、前年度と同数値となっている。

2、予算の執行状況【決算報告書（消費税込み）】について。

(1)収益的収入及び支出の予算の執行状況は、次表のとおりであります。

収益的収入の決算額は6億180万8,000円で、現予算額5億8,138万円に対し、2,042万8,000円増額となり、収入率は103.5%となっている。

収益的支出の決算額は5億1,965万6,000円で、現予算額5億5,555万9,000円に対し、不用額は3,590万3,000円であり、執行率は93.5%となっている。

4ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出の予算の執行状況は、次表のとおりであります。

資本的収入の決算額は1,874万5,000円で、現予算額3,174万7,000円に対し、1,300万2,000円の減額となり、収入率は59.0%となっている。

資本的支出の決算額は3億5,081万4,000円で、現予算額3億7,513万5,000円に対し、不用額は2,432万1,000円であり、執行率は93.5%となっている。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億3,206万9,000円の補てんは、次表のとおりであります。

3、事業経営【損益計算書（消費税抜き）】について。

(1)収益は、次表のとおりです。

収益合計は、5億6,189万3,000円であり、前年度より50万7,000円減少している。

営業収益は、前年度より126万9,000円増加しております。

6ページをお願いします。

営業外収益は、前年度より177万6,000円減少しております。

(2)費用。

費用は、次表のとおりです。

費用合計は、4億9,498万5,000円であり、前年度より489万8,000円減少している。

営業費用は、前年度より1,444万8,000円増加し、営業外費用は、前年度より1,038万2,000円減少している。

特別損失は、本年度の計上がなく、前年度より皆減となっている。

(3)経営成績。

経営成績は、次表のとおりであります。

損益収支の状況は、総収益が5億6,189万3,000円、総費用が4億9,498万5,000円で、差し引き6,690万9,000円の純利益が生じ、総収益と総費用を対比した総収支比率は113.5%であり、前年度より1.0ポイント上昇している。

経常収支の推移は、次表のとおりです。

経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は113.5%であり、前年度より1.1ポイント低下している。

8ページをお願いします。

(4)供給単価と給水原価の比較であります。

有収水量1立米当たりの供給単価と給水原価の推移は、次表のとおりであります。

供給単価は、前年度より13銭上がっており、給水原価も前年度より1円28銭上がっている。

その結果、供給単価から給水原価を差し引いた額は14円53銭となり前年度より1円15銭下がっている。これは、前年度より給水収益が増加したものの、原水浄水及び給水配水費、減価償却費等の経常費用が増加したことによるものです。

4、財政状態【貸借対照表（消費税抜き）】について。

(1)資産。

平成28年3月31日現在の資産の状況は、次表のとおりです。

資産合計は、74億6,896万7,000円であり、前年度より1億1,148万1,000円減少している。

ア、固定資産は、前年度より2,726万9,000円減少している。平成27年度末管路延長は、前年度末より3,896メートル増加し、24万8,800メートルとなっている。

10ページをお願いします。

イ、流動資産は、前年度より7,203万4,000円減少している。

(ア) 未収金の内訳は、次表のとおりである。

全額未収給水収益（水道料金）3,200件であります。

(イ) 貯蔵品の内訳は、次表のとおりでありまして、材料、量水器、薬品の合計となっております。

ウ、繰延資産。

繰延資産は、前年度より1,217万9,000円減少している。

(2)負債・資本。

平成28年3月31日現在の負債・資本の状況は、次表のとおりです。

負債・資本合計は、74億6,896万7,000円であり、前年度より1億1,148万1,000円減少している。

12ページをお願いします。

ア、負債。

負債合計は、43億7,294万2,000円であり、前年度より1億7,935万7,000円減少している。

(ア) 固定負債。

固定負債は、前年度より1億4,976万6,000円減少している。

(イ) 流動負債は、前年度より538万9,000円減少しております。

なお、未払金の内訳は、次表のとおりとなります。全額未払消費税であります。

(ウ) 繰延収益は、前年度より2,420万2,000円減少している。

イ、資本は、30億9,602万5,000円であり、前年度より6,787万6,000円増加している。

(ア) 資本金は、前年度より10億5,992万7,000円増加している。

(イ) 剰余金は、前年度より9億9,205万2,000円減少している。

5、資金の状況【キャッシュ・フロー計算書（間接法・税抜き）】であります。

平成27年度のキャッシュ・フロー計算書は、次表のとおりです。

業務活動によるキャッシュ・フローは2億4,480万9,000円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは1億7,499万1,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは1億4,309万7,000円のマイナスとなっている。

この結果、当年度の資金は7,328万円減少し、資金期末残高は5億4,745万6,000円となっている。

14ページをお願いします。

V、むすびであります。

業務実績について見ると、現在給水人口は3万2,541人で、前年度に比べ45人増加し、水道普及率は95.5%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。総配水量は456万5,136立米で、前年度に比べ5万7,685立米減少しており、そのうち、総有収水量は前年度比1万309立米増加の403万3,266立米となっている。有収率は不明水等の無効水量が減少したことにより、前年度より1.3ポイント上昇し88.3%となっている。

次に、経営成績について見ると、総収益は5億6,189万3,000円で、前年度に比べ50万7,000円減少しており、総費用も4億9,498万5,000円で前年度に比べ489万8,000円減少している。

総収益が減少した主な要因は、給水収益等の営業収益は増加したものの、受託工事収益、長期前受金戻入等の営業外収益が減少したことによる。また、総費用が減少した主な要因は

原水浄水及び配水給水費、減価償却費等の営業費用が増加したものの、支払利息、繰延資産償却等の営業外費用が減少し、特別損失の計上がなかったことによる。差引収支の結果、当年度は6,690万9,000円の純利益が生じ、これに前年度繰越利益剰余金647万2,000円及びその他未処分利益剰余金変動額5,000万円を加えた、当年度未処分利益剰余金は1億2,338万1,000円となっている。この未処分利益剰余金は資本金への組み入れ5,000万円、建設改良積立金の積み立て6,500万円として処分し、残額の838万1,000円は翌年度繰越利益剰余金とする予定となっている。

水道施設整備のための投資額（消費税込み）ですが、前年度比4,190万7,000円増加の2億569万4,000円で、内容は配水管布設及び布設替工事費等です。

なお、施設整備に係る企業債の当年度末残高については、27億3,980万2,000円で、前年度に比べ1億4,406万4,000円減少している。また、当年度は前年度に引き続き、企業債による資金の調達は行っていない。

水道料金の未収金は、1,423万8,000円で前年度に比べ152万2,000円増加し、収納率は97.4%となり、前年度と比べ0.2ポイント低下している。不納欠損額は水道料金412万4,000円で、前年度より97万2,000円の減少となっている。

今後の水道事業を見ると、収益面では少子高齢化及び人口減少社会が進行するとともに、節水意識の定着、節水器具等の普及、宅配水等の需要増加により、日常生活を初め、さまざまな社会経済活動において水需要の増加は見込めない状況であり、収益の柱である水道料金収入の増収は厳しいと思われる。一方、費用面においては、水道施設の維持管理及び老朽管の更新、管路の耐震化があります。今後ともさらなるコスト縮減や経営の効率化に取り組みたい。

また、公共事業として、危機管理の強化を含めた水道施設の整備及び改修に努め、安全でおいしい良質な水道用水を安定供給し、本来の目的である町民生活の向上と福祉の増進に引き続き寄与されるよう要望する。

なお、決算資料として以下の資料を添付しました。

- 1、前年度比較損益計算書（消費税抜き）、
- 2、前年度比較貸借対照表（消費税抜き）、
- 3、吉田町水道事業経営分析、(1)経営分析表、(2)経営分析の要旨。

以上をもちまして、水道事業会計の決算審査意見といたします。

引き続きまして、吉田町健全化判断比率に対する審査意見について申し述べます。

平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率審査意見書をお願いいたします。

I、審査の概要。

1、審査の対象。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、比率算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の時期。

平成28年8月4日。

3、審査の方法。

町長から提出された平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4、審査の関係。

審査に付された平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

審査結果の詳細については、次ページをお願いします。

II、審査の結果。

1、健全化判断比率の状況であります。実質赤字比率は黒字でありますので、比率は表示しておりません。早期健全化基準は14.26%であります。連結実質赤字比率も生じておりませんので、表示はありません。早期健全化基準は19.26%であります。実質公債費比率は10.4%で、早期健全化基準は25.0%。将来負担比率は72.2%で、早期健全化基準は350.0%となっております。

2、個別意見。

(1)実質赤字比率について。

平成27年度の実質収支は4億2,786万3,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にあります。

(2)連結実質赤字比率について。

平成27年度の連結実質収支は11億9,015万7,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

(3)実質公債費比率について。

平成27年度の実質公債費比率は10.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4)将来負担比率について。

平成27年度の将来負担比率は72.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はありません。

では、次に、吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率に対する審査意見について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

I、審査の概要。

1、審査の対象。

公共下水道事業特別会計資金不足比率。比率算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の時期。

平成28年7月21日。

3、審査の方法。

町長から提出された平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4、審査の結果。

審査に付された平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率及び

その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。
審査結果の詳細は、次項のとおりであります。

Ⅱ、審査の結果。

会計の名称は、公共下水道事業特別会計で、当町の比率は黒字でありますので、マイナス表示となっております。経営健全化基準は20.0%であります。

2、意見。

公共下水道事業特別会計は黒字であるため、健全な財政状況下にあります。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はありません。

失礼しました。

平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率に対する審査意見について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

I、審査の概要。

1、審査の対象。

水道事業会計資金不足比率、比率算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の時期。

平成28年7月1日。

3、審査の方法。

町長から提出された平成27年度決算に基づく吉田町資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4、審査の結果。

審査に付された平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

審査結果の詳細は、次項のとおりであります。

Ⅱ、審査の結果。

資金不足比率の状況であります。会計の名称は、水道事業会計、当町の比率は、黒字でありますので、マイナス表示です。経営健全化基準は20.0%となっております。

2、意見。

水道事業会計は黒字であるため、健全な財政状況下にあります。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はありません。

以上をもちまして、平成27年度決算審査意見とさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 監査委員、御苦勞さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時34分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

7番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） それでは、平成28年吉田町議会第3回定例会において、議会運営委員会より、議会閉会中の調査活動について御報告いたします。

平成28年9月1日。

議会運営委員会、開催日時、平成28年6月20日（月）、午後1時30分から午後4時18分まで。

開催場所は吉田町役場4階第1会議室です。委員6名、番外1名、事務局2名。

I、協議事項、議会運営に関する申し合わせ事項の見直しについて。

1、本会議関係。

第9項、原文のまま。

第10項、原文のまま。

第11項、文末にただし書きを加筆する。加筆部分は議会運営委員長が考えてくることとし、検討する。

第12項、原文のまま、アンダーラインは削除する。

2、議会運営委員会関係。

前文の「地方自治法第109条の2・・・」を「・・・地方自治法第109条」とする。

第1項、原文のまま。

第2項、原文のまま。発言時間は現在運用している60分以内である。一般質問の内容については次回検討する。

第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、原文のまま。

第11項、「その他、議会運営上必要と認められる事項」を加筆する。

次回は、①3、委員会関係、4、全員協議会関係、②本会議関係の第11項の検討、③議会運営委員会関係第2項の一般質問の内容の検討をする。

次々回は、5、請願、陳情、要望、意見書、決議等、6、行政視察、研修関係、7、その他の事項とする。

その他、会議へのスマートフォン等IT関係機器の持ち込みを可とする。

議会運営委員会、開催日時、平成28年7月11日（月）、午前9時から午後零時3分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

I、協議事項、平成28年第1回吉田町議会臨時会運営については、次回検討する。

(1)町長提出議案について（総務課長）。

第38号議案 平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結について。

(2) 上程議案の審議方法について。

議案1件、常任委員会への付託なし。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。

① 臨時会会期期間を7月13日（水）の1日間とする。

② 開会、会議録署名議員の指名、会期決定、町長提出議案の審議、全員協議会、町長提出議案の審議、閉会。

③ 会議録署名議員の指名について。

2番、三輪美由紀議員、3番、大石 巖議員。

2、議会運営に関する申し合わせ。

(1) 本会議関係。

第11項、文末に次のように加筆する。「ただし、関連事項として所管外の担当課への質問はできるものとする。」、「体調不良等で退席したい場合は、動議により休憩を求める。再開は議長の判断で行う。」ことについては、申し合わせ事項には記載せず、議長が議員に周知を図ることとした。

(2) 議会運営委員会関係。

第2項、検討した結果原文のままとする。

(3) 委員会関係。

第1項から第4項、原文のままとする。

(4) 全員協議会関係。

第1項、全員協議会は、原則として吉田町議会定例会招集期月の年4回とする。

第2項、（了承）の語を削除する。

第3項、次のように訂正する。「組合議会が開催された内容報告は原則として直近の全員協議会において、その組合に所属する代表議員が行い、質疑はないものとする。」。

第4項、削除する。

3、その他。

(1) 6月定例会における議会運営委員会終了後での蒔田議員の一般質問の扱いについて。

議会運営委員会の弁明文について蒔田議員の意思を議長が聞くこととする。

議会運営委員会、開催日時、平成28年8月12日（金）、午前9時から午後零時30分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項。

議会運営に関する申し合わせ事項の見直し。

5、請願、陳情、要望、意見書、決議等。

(1) 第1項から第5項までと第7項、原文のまま。

(2) 第6項、削除（現状にそぐわないため）。

(3) 第8項、「町の一般的な事務で、本業の議会活動・・・」の『本業の』を削除する。

6、行政視察・研修関係。

(1) 第1項、第2項、原文のまま。

(2) 第3項、「報告書の提出については」を削除する。

「行政視察については、報告書を提出する。研修については、必要に応じて議長または委員長が定める。」と訂正する。

(3)第4項、第5項、削除する。

7、その他の事項。

(1)第1項、原文のまま。

(2)第2項から第4項まで、全文を見直す。次回の協議事項「議会運営委員会申し合わせ事項の見直し」までに各自考えてくる。

その他。

(1)「議会運営委員会の弁明文について蒔田議員の意思を議長が聞くこととする。」件について議長報告。

時期、平成28年7月13日、午前11時。

出席者、議長、議会運営委員長、蒔田議員。

内容、弁明については納得した。本人の気持ちは、議会運営委員会をルールにのっとってやってほしい。一般質問の取り扱いを議会運営委員会で確認してほしいということであった。

議会運営委員会、開催日時、平成28年8月24日（水）、午前9時から午後12時47分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名（途中退出者1名）、番外1名、事務局2名、総務課長。

I、協議事項。

1、平成28年度第3回吉田町定例会の運営について。

(1)町長提出議案について（総務課長）。

(2)上程議案の審議方法について。

議案は17件、報告は3件。

委員会への付託なし。本会議で審議する。質疑の前に当局の出席を求めて全員協議会を開き、内容確認する。

(3)会期の決定及び審議予定表について。

①議会会期期間を9月1日から23日までの23日間とする。

②9月1日、開会、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告（議長報告、町長行政報告、監査委員決算審査報告）、議会閉会中の委員会活動報告（議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長）、議会ICT推進特別委員会委員長報告、町長提出議案の審議、法令に基づく報告。9月2日、本会議、全員協議会。9月5日、本会議。9月6日、全員協議会。9月7日、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会。9月8・9日、全員協議会。9月13日、本会議（一般質問）。9月14日、産業建設常任委員会。9月15・20日、本会議。9月21日、議会運営委員会。9月23日、本会議、閉会。

(4)会議録署名議員の指名について。

4番、遠藤孝子議員、5番、蒔田昌代議員。

(5)一般質問の取り扱いについて。

ア、山口一博議員、イ、大石 巖議員、ウ、遠藤孝子議員、エ、藤田和寿議員、オ、山内均議員、カ、蒔田昌代議員の内容等について検討した。訂正や確認事項については議長に報告した。一般質問は、9月13日（火）午前中3人、午後3人とする。

以上であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 平成28年第3回定例会総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告します。

平成28年6月9日、第2回定例会で議会閉会中の所管事務調査について調査することを決定し、会議規則第69条第1項の規定により、議長に通知をした。

1、調査事項は、40歳以上の健康づくり事業について。

2、目的は、町の取り組み状況と課題について調査研究する。

3、期間は、調査研究が終了するまで。

平成28年7月4日、午前9時から11時まで、全員の出席で委員会を開会した。

協議事項については、担当は健康づくり課となり、調査は年代別とすることとし、40歳以上44歳を青年期、これは調査事項、40歳以上の健康づくり事業であるために設定をしました。

45歳以上64歳を壮年期、65歳以上を高年齢期とし、確認をした。

分野については、身体活動と健康管理とし、事業名については、健康マイレージ事業、若返り貯金塾、生活習慣病予防啓発事業、地区健康度アップ事業とした。

協議の結果、調査に先立ち、次回7月20日に健康づくり課に質問し、説明していただくこととした。

質問事項を各事業についての年代別、調査データに基づく事業と現状、課題抽出根拠となるデータと事業の課題、事業の目的、各事業の優先順位等を決定し、閉会とした。

平成28年7月20日、9時から11時まで。全委員の出席で委員会を開会した。

協議事項は、健康づくり課の出席をいただき、事前に提出した質問に対して、健やかプラン21吉田町健康増進計画、吉田町食育推進計画の中間見直しを基本資料として説明をいただいた。

最初は、対象事業の健康マイレージ事業である。昨年から新たに事業を実施したもので、18歳以上の町内在住・在勤者が対象となり、健康づくりを促すことを目的に、毎日の運動や食事、休養などの目的を立て、達成した場合や特定健診、がん検診を受診したり、健康づくり課主催の事業に参加することでポイントが獲得でき、ポイントが40ポイントとなると、ふじのくにいきいきカードが発行され、カード協力施設においてサービスが受けられる事業となっていること。生活習慣病予防事業では、特定健診の受診や生活行動の改善につなげ、また予防や重症化を防ぐために各事業を展開している。地区健康度アップ事業は、28年度からの新規事業となった。生活習慣病予防のための正しい知識を普及し、健康の保持、増進を図

るとともに、健診の受診率向上を目指しているなど、わかりやすい説明をいただいた。

平成28年8月5日、午前9時から10時20分まで、全委員の出席で委員会を開会した。

協議事項は、健康づくり課から説明を受け、各委員からレポート提出をしていただいたそれぞれの内容を協議し、総務文教常任委員会の調査研究事項を確定した。

1、健康マイレージ事業、2、生活習慣予防啓発事業、3、地区健康度アップ事業と、各事業における運動、食生活、社会参加や吉田町と他の市町を含む実態調査等をする事を確定して委員会を閉会した。

以上が議会閉会中の調査活動についての報告です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

9番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 9番、増田です。

産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

定例会閉会中の委員会報告といたします。

7月12日、委員会を開催いたしました。

協議事項は、所管事務調査、観光資源の開発についてであります。

6月定例会中の委員会において、町内4地区の御利益スポット等を観光資源として開発することとし、住吉区について調査、協議を引き続き行い、川尻区につきまして御利益スポット等の掘り起こしを行い、浄土寺内のお地藏さん、延命地藏、浜の棒杭さんが病氣平癒やいぼとりなどの御利益が伝えられており、現在も手厚く供養されていることを確認し、御利益スポットとして取り上げることと決定いたしました。

また、観光スポットといたしまして、JAハイナン川尻支店の自噴水、川尻の道標、富士山のビューポイントを取り上げることと決定いたしました。

次回委員会におきまして、片岡区の御利益スポット等の掘り起こしをすることを決定いたしました。

議会ICT特別委員会のフェイスブックページに川尻区の津島八幡神社夏季祭典を掲載することを決定いたしました。

7月26日、委員会を開催いたしました。

片岡区の観光、御利益スポット等について協議をいたしました。

瑞穂神社、片岡の道標、油山さん、龍光寺の弁天さんなどについて詳細調査することを決定いたしました。

また、北区観光、御利益スポット等の掘り起こしについて、ふるさと民間信仰の冊子に掲載されている中でチェックすることを決定いたしました。

そして、これまでの調査に基づき、観光資源の開発に関し先進地視察を行う方針を協議いたしました。

8月17日、委員会を開催いたしました。

片岡区の御利益スポット等は、油山さんを取り上げることとし、観光スポットとして片岡辻の道標、景観スポットとして龍光寺を決定いたしました。

片岡区においては、小山城展望台等を初めとしました観光スポットが既に多く点在しているため、隠れた観光資源としてこれらを取り上げることになりました。

北区の観光、御利益スポットといたしまして、大智寺の観音さん、本寿寺の浄行菩薩、徳川、武田の将兵慰霊碑を調査することを決定いたしました。

先進地視察について協議を行いました。

視察目的は、既存の観光資源開発の中で見つけた資源の生かし方と、新たな観光資源開発による交流人口増大を図る施策を視察するということといたしまして、この目的に沿った視察先を選定することを決定いたしました。

9月定例会中の委員会において、これらを精査していくこと、今後の方針を決めていくことを決定いたしまして、閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第5、議会ICT推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

10番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） 10番、藤田和寿。

それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

6月16日、委員6名、番外1名で第16回委員会を開催し、議会フェイスブックについて協議いたしました。

住民の必要な議会情報を発信すること、動画配信を活発化することを確認いたしました。

また、一般質問は、事前通告を主にPRすること。

常任委員会は、各委員長が中心となり委員会活動を発信し、議会運営委員会は、協議事項を議運の副委員長の遠藤委員が発信することを決定いたしました。

広報特別委員会は、担当委員長と協議後、全員協議会は、委員会のアップ試行後、再検討

することとなりました。

その後、動画配信ツールのツイッターキャストについて利用方法と内容を確認いたしました。

6月29日、委員6名、番外1名で第17回委員会を開催し、議会報告会でいただいた意見について協議いたしました。

フェイスブックを知らない方や、ネットを行わない方への対応。検索しやすくする方法などを協議し、今後の課題として、広報不足を挙げ、議会だよりにQRコードを掲載し、PRすることといたしました。

また、7月の議会予定のフェイスブックの掲載内容と担当を決定し、最後に次回委員会を動画でフェイスブックに試行配信することをお諮りしたところ、異議なく決定いたしました。

7月25日、委員6名、番外1名、第18回委員会を開催し、議会報告会での議会ICTに関する意見や課題を協議し、フェイスブックで発信するターゲットは利用している人を対象にし、動画配信などを使い情報発信として、定例会など議会行事と委員会活動をアップすること。総務常任委員会は健康づくり事業について、産業建設常任委員会は御利益スポットについて、調査プロセスを含め、活動状況を写真と動画を使いアップし、内容説明を行い、発信することと決定しました。

最後に、8月の行事内容と担当者を決定し、委員会を終了いたしました。

8月18日、委員6名、番外1名、第19回委員会を開催し、フェイスブックによる動画配信の試行について協議いたしました。画像が見やすくきれいである。音声小さく聞き取りにくい。撮影で手振れなどがあり、固定式がよい。撮影は第1会議室で、ホワイトボードを委員長後方席に起き、全委員が写るよう工夫が必要であるなどの意見が出ました。今後も改善を行い、動画配信を継続していくことと決定いたしました。

また、動画配信について、議会の見える化を図るために、アップした議会フェイスブックについて町民の感想をいただくことを各議員にお願いするため、全員協議会でお諮りすることを決定しました。

また、動画配信に向けた下協議資料として、設備案の試算を行うことも決定しました。

最後に、本会議動画配信に向けて、一般質問の動画配信の試行についても全員協議会でお諮りし、全議員了承後、当局に働きかけを行うことについても決定いたしました。

8月25日、委員5名、1名欠席、番外1名で第20回委員会を開催いたしました。

議会フェイスブックに掲載する内容について協議し、9月議会予定については、本会議一般質問、常任委員会、議員研修などについて内容と担当を決定しました。

次に、第13回議会報告会について、事前PRは9月下旬、10月中旬、そして開会1週間前に行うこと。

当日は、動画と写真で紹介すること。

事後については、意見交換を中心に、リード文、写真、意見発表の動画などを掲載することを決定いたしました。

次に、第12回議会報告会でいただいた意見について協議し、回答書面をつくり返事を行うこと。報告書に掲載する質疑内容について確認し、決定いたしました。

また、議会中継下協議資料作成について協議し、試算1として、生中継及び録画配信を行う焼津市、島田市方式。試算2として、録画中継のみを行う方式。試算3として、最低限の

カメラなど機材でユーチューブなど無料媒体を利用して動画を発信する方式の3段階で試算をすることを決定しました。

以上で議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第39号～議案第55号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第6、第39号議案から日程第22、第55号議案までの17議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の制定について2件、決算の認定について7件、補正予算について5件、指定管理者の指定について2件、人事案件について1件の合計17件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第39号議案は、吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、神戸地内に整備中の吉田町防災公園が本年10月4日に供用開始することに伴いまして、同公園の設置、管理及び使用料に関する条例を新たに定める必要が生じたことから、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第40号議案は、ふるさとよしだ寄附金基金条例の制定についてでございます。

本議案は、ふるさと納税制度を活用して吉田町を応援するために寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った財源に充てることを目的とした条例を新たに定める必要が生じたことから、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成27年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額103億861万57円、歳出総額97億9,778万289円、歳入歳出差引残額5億1,082万9,768円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第42号議案は、平成27年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成27年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額5万

9,161円、歳出総額5万1,000円、歳入歳出差引残額8,161円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第43号議案は、平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成27年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額34億3,807万3,437円、歳出総額33億830万8,747円、歳入歳出差引残額1億2,976万4,690円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第44号議案は、平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成27年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億2,613万9,618円、歳出総額2億2,552万3,798円、歳入歳出差引残額61万5,370円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第45号議案は、平成27年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成27年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額17億4,762万8,963円、歳出総額17億72万3,106円、歳入歳出差引残額4,690万5,857円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第46号議案は、平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成27年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額12億3,852万5,950円、歳出総額12億1,230万1,114円、歳入歳出差引残額2,622万4,836円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第47号議案は、平成27年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものとお認めいただくとともに、あわせて平成27年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入6億180万7,727円、収益的支出5億1,965万6,055円、資本的収入1,874万4,694円、資本的支出3億5,081万3,878円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,206万9,184円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金3,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,150万6,611円、過年度分損益勘定留保資金2億663万2,319円、当年度分損益勘定留保資金6,393万214円で補てんする内容をお認めいただこうとするものでございます。

第48号議案は、平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成28年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億372万2,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ99億9,772万2,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第49号議案は、平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成28年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,976万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億4,572

万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第50号議案は、平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成28年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億3,870万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成28年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,075万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億9,944万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成28年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億6,974万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町防災公園の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に一般社団法人吉田町まちづくり公社を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育委員会委員であります塚本成男委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡の塚本成男氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意をお願いするものでございます。

以上が上程をいたします17議案の概要でございます。

なお、第48号議案の平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてにつきましては、環境省のモデル事業でございます地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業に関しまして、今後のバルクリースによる低炭素設備導入調査にかかわる申請手続など、モデル事業をスムーズに進める必要がありますことから、早期に議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、会計管理者兼会計課長、八木利幸君。

会計管理者兼会計課長、八木利幸君。

〔会計管理者兼会計課長 八木利幸君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（八木利幸君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会へ上程いたしました第41号議案 平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成27年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料の2をあわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください。

平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額103億861万57円、歳出総額97億9,778万289円、歳入歳出差引残額5億1,082万9,768円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

歳入歳出を前年度と比較いたしますと、歳入は金額で6億4,256万8,522円、率にいたしまして5.9%の減となっております。このうち前年度からの繰越額は3億2,151万6,530円でございます。また、歳出では金額で6億6,865万3,307円、率にいたしまして6.4%の減となっております。このうち前年度からの繰越額は3億154万9,635円でございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

決算書2ページ、3ページと、参考資料2の1ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げますと、1款町税は、収入済額52億9,173万8,353円で、歳入に占める構成比は51.3%でございます。

13款国庫支出金は、収入済額10億6,128万2,837円で、歳入に占める構成比は10.3%でございます。このうち前年度からの繰越額は1億6,275万4,000円でございます。国庫支出金は、前年度に比べ2億4,023万6,143円の減額となりました。

続きまして、決算書4ページ、5ページをごらんください。

17款繰入金は、収入済額5億165万8,981円で、歳入に占める構成比は4.9%でございます。

次に、20款町債の収入済額は7億4,318万3,000円で、歳入に占める構成比は7.2%でございます。このうち前年度からの繰越額は8,500万円でございます。町債は、都市防災総合推進事業等に係る起債の増により、前年度に比べ1億1,198万2,000円の増額となりました。

歳入合計は予算現額106億795万3,530円に対し、調定額105億1,141万7,762円、収入済額103億861万57円、不納欠損額1,169万3,767円で、収入未済額は1億9,111万3,938円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書6ページ、7ページと参考資料2の3ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げますと、2款総務費、支出済額は10億3,205万5,287円で、歳出に占める構成比は10.5%でございます。このうち前年度からの繰越額は1,490万760円でございます。総務費は、コミュニティ施設整備事業が終了したことなどにより、8,111万4,204円の減額となっております。

3款民生費、支出済額24億1,580万9,470円で、歳出に占める構成比は24.7%でございます。このうち前年度からの繰越額はございません。民生費は、子育て世帯臨時特例給付金の減額などにより4,754万8,100円の減額となっております。

4款衛生費、支出済額16億5,014万1,839円で、歳出に占める構成比は16.8%でございます。このうち前年度からの繰越額は1,598万354円でございます。衛生費は、吉田町牧之原市広域施設組合負担金の増額などにより7,189万6,146円の増額となっております。

次に、8款土木費は、支出済額15億4,206万8,115円で、歳出に占める構成比は15.7%でございます。このうち前年度からの繰越額は2億2,752万9,325円でございます。

次に、10款教育費は、支出済額7億5,846万5,274円で、歳出に占める構成比は7.7%でございます。このうち前年度からの繰越額はございません。教育費は、中央公民館耐震補強工事が終了したことなどにより2億2,248万5,569円の減額となっております。

続きまして、決算書8ページ、9ページをお開きください。

歳出合計は予算現額106億795万3,530円に対し、支出済額97億9,778万289円、翌年度繰越額5億90万140円で、翌年度繰り越しは民生費の社会福祉費、土木費の都市計画費などがございます。これにより、不用額は3億927万3,101円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、参考資料2の5ページをごらんください。

一般会計歳出の性質別構成比でございます。主なものを申し上げますと、まず補助費は、性質別構成比が21.3%で、このうち一部事務組合の構成比は13.9%でございます。

続いて、人件費の性質別構成比が16.1%で、普通建設事業費が9.5%でございます。普通建設事業費のうち補助事業の構成比は5.4%でございます。

なお、公債費の構成比は9.3%ございました。

最後に、決算書の312ページをお開きください。

平成27年度決算の実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は4億2,785万5,000円ございました。

以上が平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算案の概要でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、谷澤智秀君。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第42号議案及び第55号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第42号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成27年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております土地取得事業特別会計歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー4の1、平成27年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算資料並びに参考資料ナンバー4の2、平成27年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図をごらんいただきたいと思います。

説明につきましては、決算書に基づきまして御説明をさせていただきます。

それでは、決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額5万9,161円、歳出総額5万1,000円、歳入歳出差引残額8,161円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8 ページ、9 ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1 款 1 項の財産運用収入の収入済額は4 万7,777円でございます。これは土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1 款 2 項の財産売却収入及び2 款 1 項の繰入金につきましては、実績がございませんでしたので、収入はございません。

次に、3 款 1 項の繰越金の収入済額は1 万968円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4 款 1 項の預金利子の収入済額は416円でございます。これは土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に、歳出でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費の支出済額は5 万1,000円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

2 目財産取得費及び3 目の繰出金につきましては、支出がございませんでした。

歳入歳出の説明は以上でございます。

また、23ページをごらんいただきたいと思いますが、23ページに平成27年度末土地残高を掲載させていただきました。この附属資料といたしまして、参考資料4の2、平成27年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただいておりますので、御照合いただければ確認がいただけるというものとなっております。

以上が第42号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございます。

続きまして、第55号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の33ページ及び参考資料ナンバー12をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会であります塚本成男委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き塚本成男氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

塚本氏の住所につきましては、吉田町片岡2032番地、氏名は塚本成男、生年月日は、昭和44年9月19日、現在46歳でございます。塚本氏は、人格も高潔で、地域住民の方からの信頼も厚く、吉田中央小学校のPTA会長、吉田町PTA連絡協議会会長を歴任されております。また、平成24年10月1日からは、吉田町教育委員会委員として御活躍され、さらに、平成26年10月1日から28年3月31日までの1年6カ月の間、吉田町教育委員会委員長として町の教育行政に御尽力をいただいております。塚本氏のこれまでの実績から、引き続き町の教育行政を多角的な見地から担っていただけるものと確信をしております。

甚だ簡単ではございますが、以上が総務課からの2議案についての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、防災課長、大石剛久君。

防災課長、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災課からは、第39号議案、第54号議案の2議案につきましてお認めいただこうとするものでございます。

初めに、第39号議案 吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案の1ページから9ページと、参考資料ナンバー1の1及び1の2をあわせてご覧ください。

町では、千年に一度の大津波に対する備えとして、津波防災まちづくりを推し進めているところでございまして、その対策の一環としまして防災公園を整備しているところでございます。

この公園は、災害発生時においては被災者支援の拠点としまして、平常時には町の振興につながる多様な情報発信の拠点となるものでございます。この公園につきまして、都市公園として位置づけるとともに、防災機能と有料施設を有する公園でありますことから、吉田町都市公園条例の適用を受ける公園とは分離して、個別条例に基づく公園として位置づけるための条例を制定しようとするものでございます。

条例制定の内容でございますが、第1条から第3条は総則的規定でございまして、第2条では、防災公園の設置目的及び防災公園の名称を条例上で北オアシスパークとすることを定めるものでございます。

第4条では、都市公園の設置基準、第5条では、公園施設の設置基準を定めるものでございます。

第6条では、北オアシスパークにおける行為の制限と占用の許可に係る必要な事項を定めるものでございます。

第7条では、占用に対する行為の禁止事項を定めるものでございます。

第8条は、維持管理を円滑に行うための規定でございまして。

第9条では、都市公園法第6条第2項の規定に基づく申請書に記載しなければならない事項を条例で定めるものでございます。

第10条では、占用の許可に係る判断を行うために、申請者から提出を求める書類について定めるものでございます。

第11条では、有料公園施設を特定し、利用条件である供用日、供用時間及び利用手続を定めるものでございます。

第12条では、占用及び許可を受けた行為に係る使用料について定めるものでございます。

第13条では、使用料を減免できる場合を限定するための規定でございまして。

第14条では、納付された使用料は還付しないことを原則として、例外的に還付することができる場合を定めるものでございます。

第15条では、健全な運営を維持するために町ができ得る行政行為を定めるものでございまして。

第16条では、北オアシスパークに係る行為について、町に届出が必要な事項を定めるものでございまして。

第17条では、北オアシスパークの管理は、指定管理者が行うことができる旨を定めるもの

でございます。

また、指定管理者に管理を行わせる場合においては、第6条の行為の制限及び第11条の有料公園施設の利用条件等について町長の権限を指定管理者に移譲する旨を規定するものでございます。

第18条は、指定管理者が行う管理の基準について、第19条では、指定管理者が行う業務の範囲について定めるものでございます。

第20条では、指定管理者に管理を行わせる場合において、利用者は指定管理者に対し利用料金を支払わなければならない旨の規定、また利用料金は、指定管理者の収入とすること。利用料金の減免、免除及び不還付について定めるものでございます。

第21条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することについて定めるものでございます。

第22条から第24条では、行為の制限、行為の禁止、監督処分に違反したもの、詐欺など不正行為により使用料の徴収を免れたものに対する過料及び両罰規定を定めるものでございます。

附則1では、本条例を公布の日から施行するものでございます。

附則2では、都市公園として位置づけられている北オアシスパークを吉田町都市公園条例から除外する規定。また、本条例に引用している法律の条文追加等の改正により条ずれが生じていたものを改めることをあわせて規定するものでございます。

別表第1につきましては、有料公園施設であるオアシス館の研修室の供用日と供用時間を定めるものでございます。

別表第2の1及び2につきましては、占用する場合の使用料、行為を行う場合の使用料で、都市公園であることから、吉田町都市公園条例の別表と同様の定めとしたものでございます。

別表第2の3の使用料につきましては、有料公園施設であるオアシス館の研修室の使用料を定めるものでございまして、町の統一した基準に基づいて算出した使用料でございます。

以上が第39号議案 吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第54号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提出議案の32ページ、参考資料ナンバー11をあわせてごらんください。

本議案は、第39号議案で御説明させていただきました吉田町防災公園について指定管理者を指定し、管理運営を行っていくもので、吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例第17条第1項の規定により、その指定管理者に一般社団法人吉田町まちづくり公社を指定することをお認めいただくとするものでございます。

選定理由といたしまして、防災公園につきましては、災害時における被災者支援の拠点となるほか、常に情報発信を通して、町の振興につながる多様な取り組みが実践され、地域コミュニティの活性化を図る場とすることを目的としていることから、その目的を達成する事業展開が可能で、かつ公園の適切な運営を確保するためには、一般社団法人吉田町まちづくり公社が最適でありますので、指定管理者に選定したものでございます。

指定管理委託料は372万6,000円を予定しております。業務の範囲としましては、施設の貸し出し、利用料金の徴収、貸し出し施設の相談や案内、運営管理全般の業務、公園や公園施設の維持管理、備品等の保守管理を行っていただくとするものでございます。

また、利用料金につきましては、吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例、別表第2の2及び3に掲げる金額を上限として、指定管理者が定めることとしております。

指定管理の期間は、平成28年10月1日から平成33年3月31日までとしているものでございます。

以上が第54号議案 指定管理者の指定についての説明でございます。

防災課から2件の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、八木寿彦君。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課からは、第40号議案、第48号議案の2議案について御説明申し上げます。

最初に、第40号議案 ふるさとよしだ寄附金基金条例の制定について。

議案つづりの10ページと11ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、ふるさと納税制度により、吉田町を応援するために寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った施策に要する経費の財源に充てるため、ふるさとよしだ寄附金基金を設置する条例を制定しようとするものでございます。

現在、町では、ふるさと納税の使途として九つの選択肢を設定しておりまして、そのうち指定寄附としては、第5次吉田町総合計画に掲げた7章の柱から成る施策の大綱や、新たな安全と新たなにぎわいを創出するシーガーデン構想を掲げております。この寄附者から指定寄附として御寄附賜りました寄附金を寄附者の意向に沿った施策の財源に確実に充てることのできるようにするため、地方自治法第241条に基づき本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、その内容を条文に沿って御説明申し上げます。

第1条でございますが、ふるさと納税制度により、吉田町を応援するために寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った施策に要する経費の財源に充てるため、ふるさとよしだ寄附金基金を設置することを規定しております。

第2条は、この基金へ積み立てる額は、予算の定めるところによるという基金への積み立て方法について規定しております。

第3条は、この基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管することとし、また必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるという基金の管理について規定しております。

第4条は、この基金の運用から生ずる収益は、吉田町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものという運用益金の処理について規定しております。

第5条は、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるという基金の繰りかえ運用について規定しております。

第6条は、この基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるという基金の処分について規定しております。

第7条は、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるといふ委任について規定しております。

附則につきましては、施行日を公布の日とする施行期日を規定しております。

以上が第40号議案 ふるさとよしだ寄附金基金条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第48号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億372万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,572万2,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次の第2条は、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。その内容につきましては、5ページにございます第2表地方債補正をごらんください。

臨時財政対策債につきましては、平成28年度普通交付税大綱の中で示されました発行可能額と同額の臨時財政対策債を措置することとするように920万8,000円を増額し、補正後の限度額を4億920万8,000円とするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをごらんください。

まず、歳入の8款地方特例交付金でございますが、132万2,000円の減額でございます。この交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするための交付金となりますが、普通交付税の算出に伴って、この交付額も決定されましたことから、減額するものでございます。

続きまして、9款地方交付税でございますが、4,874万7,000円を増額でございます。これは7月26日に平成28年度普通交付税大綱が閣議報告、了解され、本年度の当町に対する普通交付税の額が2億9,774万7,000円と確定され、当初予算計上額を上回る結果となりましたことから、上回る額の4,874万7,000円を増額するものでございます。

次に、4ページ、13款国庫支出金でございますが、2,166万1,000円を増額でございます。

まず、2項3目衛生費国庫補助金におきまして、環境省の地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業を実施するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を2,000万円予定するもので、これは国費10分の10事業として歳出の4款1項保健衛生費の中の地球温暖化防止対策事業費に計上いたしました調査委託料に充当するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金でございますが、幼稚園就園奨励費を166万1,000円増額するもので、これは国の制度改正に伴って生じた事業費の増額に合わせ、国への交付申請を行ったことから増額するものでございます。この補助金は、歳出の10款1項教育総務費に計上いたしました幼児教育振興事業費の財源の一部に充当するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけての14款県支出金でございますが、170万2,000円の増

額でございます。

まず、2項5目商工費県補助金でございますが、補助対象となる経費の変更により、補助金を再算定した結果、地域産業立地事業費補助金を166万円増額するもので、歳出の7款1項商工費に計上いたしました企業立地振興費の財源の一部に充当するものでございます。

次に、3項3目土木費県委託金でございますが、県の労務単価の変更により、水門管理事務費を4万2,000円増額するもので、この委託金は、歳出の8款3項河川費に計上いたしました水門管理委託料に充当するものでございます。

次に、16款寄附金でございますが、9,061万5,000円の増額でございます。これは1項1目の一般寄附金につきまして、庁舎などに設置しております飲料用自動販売機の利益還元分を御寄附いただきました61万5,000円を増額するもののほか、当町で6月21日からスタートいたしましたふるさと納税特産品返礼品事業により、ふるさとよしだ寄附金の実績が増加しておりますことから、平均寄附金額から算定した7,770万3,000円を増額するものでございます。

また、2目指定寄附金につきましては、8月7日までに実際に指定寄附として御寄附賜りましたふるさとよしだ寄附金1,229万7,000円を増額するものでございます。

なお、この寄附金につきましては、全額ふるさとよしだ寄附金基金に積み立てを行う予定でございます。

次に、6ページの17款繰入金でございますが、213万6,000円の増額となります。これは1項特別会計繰入金において、平成27年度決算に伴い、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額を増額するものでございます。

次に、18款繰越金でございますが、平成27年度一般会計決算がまとまりましたことから、平成27年度一般会計の歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の額と、繰越明許費として繰り越すことになっております一般財源の額との合計額の差額である2億2,785万5,000円を増額計上するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

19款諸収入でございますが、312万円の増額でございます。これは4項1目の農業者年金基金受託事業収入として歳入される手数料が追加交付されましたことから、2万円増額するとともに、5項2目の雑入に計上してありますコミュニティ助成事業助成金が決定されましたことから、310万円増加するものでございます。

なお、この助成金は、財団法人自治総合センターが宝くじの売り上げの一部を財源として行っている地域防災組織育成事業でございますので、歳出の9款1項消防費に計上いたしました地震対策費に充当するものでございます。

次に、20款町債につきましては、920万8,000円の増額でございます。内容につきましては、先ほど補正予算全体説明の中の第2条地方債の補正の第2表の説明で申し上げましたとおりでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。9ページをごらんください。

2款総務費でございますが、5,516万円の増額でございます。その内訳でございますが、まず1項総務管理費につきましては、5,255万円の増額となります。まず、1目の一般管理費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費が1,095万円減額となるものでございます。

次の6目企画費につきましては、6,350万円の増額となります。これは歳入でも御説明しま

したとおり、ふるさと納税特産品返礼事業により、ふるさとよしだ寄附金が増加しておりますことから、ふるさと納税の歳入見込み額から算定しました特産品返礼にかかる経費や、都市部においてふるさとよしだ寄附金をPRするためのチラシ等を印刷する経費の増額でございます。

次に、10ページの2項徴税費につきまして166万円の増額でございますが、これは1目の税務総務費について、人事異動等に伴い職員人件費を増額するものでございます。

次に、10ページから11ページの3項戸籍住民基本台帳費につきましては、95万円の増額でございますが、これも1目の戸籍住民基本台帳費について、人事異動等に伴い職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、3款民生費でございますが、2,044万円の増額でございます。その内容でございますが、まず11ページから12ページにかけましての1項1目社会福祉総務費につきまして474万5,000円の増額、次の2目国民年金事務費につきましては278万8,000円の増額、13ページの3目国民健康保険費につきましては18万8,000円の増額でございます。いずれも人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

次の7目介護保険費につきましては、16万4,000円の減額でございます。これは人事異動に伴い職員人件費を35万円減額する一方で、低所得者利用者負担額軽減措置事業費の返還金を18万6,000円増額するものでございます。

次の14ページの2項1目児童福祉総務費につきましては、463万4,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い職員人件費を435万4,000円増額するとともに、子ども発達支援事業費につきましては、引き続き町民の保育事業を満たすための対策として、子ども発達支援事業所で勤務している臨時職員の処遇改善を行い、必要な人材を確保するため28万円増額するものでございます。

次に、15ページ、3目保育所費につきまして824万9,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い職員人件費を87万9,000円減額する一方で、保育所管理費につきましては、子ども発達支援事業費と同様に、町民の保育需要を満たすための対策として、臨時職員の処遇改善を行い、必要な人材を確保する費用に加え、年の途中から入園を希望される園児を受け入れるために早急に人材を確保する必要があることから、人材派遣委託料を計上した結果、912万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、16ページをごらんください。

4款衛生費は3,345万円の増額でございます。内訳でございますが、まず1項1目保健衛生総務費につきましては1,017万1,000円の増額でございます。これは平成28年度に実施いたしました機構改革や人事異動等に伴い職員人件費を938万円増額するとともに、保健衛生管理費におきまして予防接種施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、平成28年10月1日からB型肝炎が定期接種となりますことから、その業務の増額を補てんするために臨時職員を新たに採用する費用として79万1,000円を計上するものでございます。

次に、17ページの2目予防費につきましては327万9,000円の増額で、これは感染症予防費におきまして御説明申し上げましたB型肝炎につきまして、対象となる平成28年4月以降に出生した生後1歳に至るまでの子供の予防接種委託料を計上するものでございます。

次の3目環境衛生費につきましては2,000万円の増額でございます。これは地球温暖化防止対策事業費におきまして、歳入で御説明申し上げました国庫支出金の二酸化炭素排出抑制対

策事業費等補助金を充当して、環境省の地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業を実施するための調査委託料を新たに計上するものでございます。

なお、この調査の対象施設は、使用頻度が高くCO₂の削減効果が期待でき、建設から10年以上経過した保育園、小・中学校及び図書館の7施設を予定しております。

続きまして、18ページをごらんください。

6款農林水産業費は105万5,000円の増額でございます。内訳でございますが、1項1目農業委員会費につきましては75万8,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い職員人件費を73万8,000円増額するとともに、農業者年金事務費におきまして、歳入の19款諸収入の農業者年金基金受託事業収入として歳入いたします手数料を全額充当した2万円を増額するものでございます。

次の19ページ、2目農業総務費につきましては、人事異動に伴う職員人件費を405万6,000円減額するものでございます。

次の3目農業振興費につきましては、認定農業者の人数や利用集積面積の申請を受けて農用地利用集積奨励補助金が確定されましたことから、43万9,000円を増額するものでございます。

次に、19ページから20ページにかけての3項2目漁港管理費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を391万4,000円増額するものでございます。

続きまして、20ページから21ページの7款商工費は1,023万円の増額でございます。これは1項1目商工総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を691万円増額するとともに、2目商工業振興費につきましては、企業立地振興費を332万円増額するものでございます。これは地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業を行う者に対して交付する企業立地促進事業費補助金について、補助対象となる用地取得に要する経費及び新規雇用者数の変更に応じた増額でございます。

なお、この事業費には、歳入の14款県支出金の地域産業立地事業費補助金に計上いたしました金額が充当されております。

続きまして、22ページの8款土木費は2,081万5,000円の減額でございます。内容でございますが、1項1目土木総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を1,625万9,000円減額するもののほか、土木管理費につきましては、県道路利用者会議負担金額が確定いたしましたことから、6万9,000円増額するものでございます。

次の22ページから23ページにかけての3項1目河川総務費につきましては、歳入の14款県支出金で計上いたしました水門管理委託料4万2,000円を全額充当するもので、町内の6カ所の水門の管理委託料でございます。

次の23ページから24ページにかけましての4項1目都市計画総務費につきましては1,515万9,000円の増額。2目土地区画整理事業費につきましては139万8,000円の増額でございます。いずれの理由も、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

次の4目公共下水道費につきましては2,122万4,000円の減額でございますが、これは公共下水道事業特別会計の平成27年度の決算がまとまり、公共下水道事業特別会計の繰出金が算出できましたことから、その結果に基づき一般会計で当初予定していた2,122万4,000円について繰り出しを取りやめるものでございます。

続きまして、25ページの9款消防費につきましては429万5,000円の減額でございます。こ

これは1項5目災害対策費につきまして、人事異動に伴う職員人件費を739万5,000円減額する一方で、地震対策費につきましては、コミュニティ助成事業助成金の採択を受けました自主防災会へ助成金を交付するために、歳入で御説明申し上げました19款雑入に計上してありますコミュニティ助成事業助成金を財源として310万円増額するものでございます。

続きまして、26ページをごらんください。

10款教育費につきましては95万9,000円の減額でございます。

1項2目の事務局費でございますが、713万1,000円の減額となっております。これは、人事異動等に伴い職員人件費が792万2,000円減額する一方で、事務局事務費につきましては、職員の特別休暇取得に伴い事務を補う人材を雇用するために、臨時職員賃金を79万2,000円増額するものでございます。

26ページから27ページにかけての3目教育諸費につきましては、703万2,000円の増額でございます。これは教育振興事業費につきまして、中央小学校の児童数をかんがみ、町から臨時養護教諭の配置を予定しておりましたが、県の加配措置がありましたことから、当初予算で計上していた208万5,000円を減額する一方で、教職員等負担金補助金につきましては、小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金を実績に応じて増額するとともに、幼児教育振興事業費につきましては、国の制度改正にあわせ市町村民税所得割課税額7万7,100円、以下、年収で申し上げますと、約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯の負担軽減を実施する改正を行うことから、682万8,000円増額するものでございます。この改正により、お子様が幼稚園に通っている該当世帯の負担額は、第2子が第1子の半額、第3子以降が無償となります。

次に、27ページから28ページにかけての2項1目学校管理費につきましては、84万2,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い職員人件費を1万9,000円減額するもののほか、住吉小学校において職員の特別休暇取得に伴い、事務を補う人材を雇用する臨時職員賃金を86万1,000円計上するものでございます。

次の3項1目学校管理費につきましては205万2,000円の減額、29ページの4項1目社会教育総務費につきましては902万9,000円の増額、29ページから30ページにかけての4目図書館費につきましては1,291万4,000円の減額、5項1目保健体育総務費につきましては423万4,000円の増額でございます。いずれの理由も、機構改革等を含めた人事異動等に伴う職員人件費の計上でございます。

続きまして、31ページの12款公債費につきましては434万1,000円の減額でございます。これは平成17年度に借入れを行いました住民税等減収補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しがあり、利率が下がるとともに、平成27年度借入れ分の借入れ利率が当初の見込みを下回って確定され、利息の支払いが減ることとなりましたので、1項1目の元金につきましては10万3,000円増額し、2目の利子につきましては444万4,000円減額するものでございます。

最後に、32ページの13款の諸支出金でございますが、3億1,379万7,000円の増額となっております。これは、全額2項1目の基金費に措置するものでございまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を財政調整基金に3億150万円積み立てるための支出に加え、ふるさとよしだ寄附金基金に1,229万7,000円積み立てるための支出でございます。

なお、このふるさとよしだ寄附金基金の財源は、歳入の16款2目指定寄附金に計上させていただきます。ふるさとよしだ寄附金でございます。

ただいま申し上げました内容が平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分、午後1時15分といたします。

休憩 午後 零時 13分

再開 午後 1時 10分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、町民課長、松本光弘君。

町民課長、松本光弘君。

〔町民課長 松本光弘君登壇〕

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

町民課からは、本定例会に上程いたしました第43号議案、第44号議案、第49号議案、第50号議案の4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第43号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページ、別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー5をごらんください。

なお、内容につきましては、決算書に基づいて御説明させていただきます。

初めに、決算書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額は34億3,807万3,437円、歳出総額は33億830万8,747円、歳入歳出差引残額1億2,976万4,690円という内容をお認めいただこうとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は収入済額8億930万4,835円でございます。保険税の収納率は、現年度分は一般と退職の合計で92.44%で、不納欠損額は2,138万8,194円、収入未済額は2億2,398万90円でございます。平成27年度は、被保険者の減少、軽減対象の拡大の影響から、前年度より減額でございます。

次に、事項別明細書の10ページ、11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料の収入済額は40万2,900円で督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございます。事項別明細書の10ページから13ページをごらんください。

3款国庫支出金の収入済額は5億8,769万6,570円でございます。国庫負担金は、保険給付費等の保険者負担分について、定率で国が負担する療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金等でございます。また、国庫補助金は、各市町間の財政力の不均衡等を調整する

ために交付されます普通調整交付金及び特別調整交付金でございます。

次に、4款療養給付費等交付金は、収入済額9,621万3,204円でございます。これは国民健康保険が負担する給付費と被用者保険が負担する給付費の構造的不均衡につきまして財政調整するために、社会保険診療報酬支払基金から交付されます退職者医療交付金でございます。

平成27年4月1日より、新規の退職被保険者の適用は廃止されました。したがって、退職被保険者数及び歳出の保険給付費の減少により、療養給付費等交付金は前年度より減額でございます。

次に、12ページから15ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は、収入済額7億3,593万1,715円でございます。これは65歳から74歳の前期高齢者の偏在によります保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源としまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、6款県支出金でございます。収入済額1億6,105万7,156円でございます。県負担金は、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金、県補助金は財政調整交付金でございます。

次に、14ページから17ページをごらんください。

7款共同事業交付金は、収入済額6億9,962万9,340円でございます。高額な医療費の発生による財政リスクの軽減と事業運営の安定化を図るために、各市町国保から拠出金を財源として県単位で費用負担を調整し、国及び県は拠出金の一部を負担する高額医療共同事業交付金は、レセプト1件80万円を超える医療費を対象としたものでございます。また、各市町国保の保険料の平準化、財政の安定化を図るための保険財政共同安定化事業交付金は、平成27年度より交付金の対象がレセプト1件10万円から1件1円以上に拡大したことによりまして増額でございます。

次に、8款財産収入は、収入済額1万9,454円で、国民健康保険給付等支払準備基金の利子でございます。

続きまして、16ページから19ページをごらんください。

9款繰入金は、収入済額2億1,589万2,618円でございます。国民健康保険給付等支払準備基金からの繰入金が6,000万円、低所得者に対する保険税軽減分の補てん及び軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税を軽減する保険基盤安定繰入金、一般管理費や賦課徴収費などの事務費に対する職員給与費等繰入金、出産育児一時金の3分の2相当額など一般会計繰入金は総額で1億5,589万2,618円でございます。

平成27年度は、国の保険者支援金約1,700億円が全国の保険者に対して交付されておりますが、それが保険基盤安定繰入金の保険者支援分でございます。

次に、18ページ及び19ページをごらんください。

10款繰越金は、前年度繰越金1億2,073万5,521円でございます。

次に、20ページから23ページをごらんください。

11款諸収入は、収入済額1,119万124円でございます。保険税延滞金、預金利子、第三者行為納付金、給付費返納金などでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の24ページから29ページをごらんください。

1 款総務費は、支出済額1,375万8,846円でございます。主な支出は、一般管理費は臨時職員賃金や電算委託料及び社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料、連合会負担金は国民健康保険団体連合会への負担金、賦課徴収費は通信運搬費及び電算処理委託料など、そして運営協議会費は国民健康保険運営協議会の委員報酬などでございます。

次に、28ページから37ページをごらんください。

2 款保険給付費でございます。保険給付費は、支出済額19億7,037万3,090円でございます。主な支出は、疾病や負傷に関する給付費のうち現物給付として給付される療養給付費、現金給付等であります療養費、被保険者の一部負担金相当額が高額療養費算定基準額を超えた場合に支給します高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費などでございます。

平成27年度は退職被保険者の新規適用が廃止され、一般被保険者として適用されたことから、一般被保険者療養給付費は前年度より増額となっておりますが、退職被保険者療養給付費は減額でございます。

次に、36ページから39ページをごらんください。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額3億8,466万8,918円でございます。後期高齢者医療給付の費用に充てるために、保険者が負担する支援金と関係事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

次に、38ページから41ページをごらんください。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額26万3,215円でございます。これは65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

次に、40ページ及び41ページをごらんください。

5 款老人保健拠出金は、支出済額1万3,693円でございます。老人保健制度は平成20年3月31日をもって廃止されておりますが、経過措置として継続されておりますので、それに伴う事務費処理に係る拠出金でございます。

次に、6 款介護納付金は、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、支出済額は1億5,432万5,694円で、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

次に、42ページ及び43ページをごらんください。

7 款共同事業拠出金は、支出済額6億4,705万8,541円でございます。保険者の財政運営の不安定を解消するために国民健康保険団体連合会が運営します高額医療共同事業、保険財政共同安定化事業などに対し町が拠出するものでございます。

歳入でも御説明しましたが、保険財政共同安定化事業拠出金は、平成27年度より対象がレセプト1件から1円に拡大したことによりまして、増額でございます。

次に、44ページから47ページをごらんください。

8 款保健事業費は、支出済額2,418万6,143円でございます。主な支出といたしましては、特定健康診査等事業は、特定健康診査委託料及び電算処理委託料などでございます。保健事業活動費は、人間ドック委託料及び医療費通知作成業務などで、保健事業に係る経費でございます。

次に、46ページから49ページをごらんください。

9 款基金積立金でございます。1億404万4,000円を国民健康保険給付等支払準備基金に積

み立てをいたしました。

平成27年度末現在、基金残高は1億3,871万9,643円でございます。

10款公債費の支出はございませんでした。

次に、48ページから51ページをごらんください。

11款諸支出金は、支出済額961万6,607円でございます。保険税還付金、療養給付費償還金及び特定健康診査事業費交付金の精算に係る償還金でございます。

50ページ及び51ページをごらんください。

12款予備費は、2件で106万3,000円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

以上、第43号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

続きまして、第44号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の18ページ、19ページ、それから吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書とあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入歳出決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額は2億2,613万9,168円、歳出総額は2億2,552万3,798円、歳入歳出差引残額61万5,370円という内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は収入済額1億8,368万5,139円でございます。このうち現年度分に55万8,400円の還付未済額が含まれておりますので、備考欄に記載させていただいております。保険料は後期高齢者広域連合で賦課しまして、市町で徴収をしております。保険料の収納状況でございますが、現年度分は99.68%でございます。不納欠損額は7万6,400円、収入未済額は52万9,306円でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は1万9,500円で、督促手数料でございます。

次に、3款繰入金は、収入済額4,079万7,427円でございます。これは、低所得世帯の均等割額減額分と社会保険被扶養者の均等割額減額分で、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、8ページから11ページをごらんください。

4款繰越金は、収入済額59万6,276円で、前年度決算による繰越金でございます。

次に、10ページから13ページをごらんください。

5款諸収入は、収入済額104万826円で、延滞金、保険料還付金、預金利子などがございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億2,446万427円でございます。これは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者広域連合に納入したものでございます。

次に、14ページから17ページをごらんください。

2款諸支出金は、支出済額106万3,371円でございます。これは資格の異動等に伴う保険料の還付金と前年度の督促手数料、預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、3款予備費は支出がございませんでした。

以上、第44号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

続きまして、第49号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページと別冊の吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)及び補正予算(第1号)に関する説明書をあわせてごらんください。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,976万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,572万2,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算(第1号)に関する説明書の3ページ、事項別明細書の歳入をごらんいただきたいと存じます。

10款繰越金でございます。平成27年度の歳入歳出決算に基づき繰越金として計上するもので、1億1,976万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の4ページ、5ページをごらんください。

9款基金積立金でございます。1億1,160万4,000円を増額でございます。平成27年度の歳入歳出差引残額から療養給付費、特定健康診査等事業費交付金の精算後の額を国民健康保険給付等支払準備基金に積み立てるため、増額をするものでございます。

11款諸支出金は816万円の増額でございます。前年度の精算に伴う療養給付費、特定健康診査等事業費交付金の返還金でございます。

以上、第49号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての御説明でございます。

続きまして、第50号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

議案書の28ページと、別冊の吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)及び補正予算(第1号)に関する説明書をあわせてごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,870万7,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算(第1号)に関する説明書の2ページ、事項別明細書の歳入をごらんください。

4款繰越金でございます。平成27年度の歳入歳出決算に基づき繰越金として計上するもので、61万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の3ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、59万1,000円を増額でございます。これは平成27年度に収入となりました保険料のうち、未精算分の保険料を納入するための増額でございます。

次に、事項別明細書の4ページをごらんください。

2 款諸支出金は 2 万 4,000 円の増額でございます。これは保険料還付金と預金利子督促料を一般会計へ繰り出すための増額でございます。

以上、第 50 号議案 平成 28 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についての御説明でございます。

町民課から 4 議案につきましての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、福祉課長、久保田明美君。

福祉課長、久保田明美君。

〔福祉課長 久保田明美君登壇〕

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

本定例会に上程いたしました第 45 号議案、第 51 号議案、第 53 号議案の 3 議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第 45 号議案 平成 27 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の 20 ページ及び歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次でございます吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

初めに、決算書の 6 ページをごらんいただきたいと思っております。

平成 27 年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入の総額 17 億 4,762 万 8,963 円、歳出総額 17 億 72 万 3,106 円、歳入歳出差引残額 4,690 万 5,857 円という内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、事項別明細書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

1 款保険料は、1 号被保険者保険料で収入済額 4 億 2,234 万 4,680 円で、不納欠損額は 163 万 330 円、収入未済額は 660 万 3,640 円でございます。第 6 期介護保険事業計画により、平成 27 年度からの介護保険料の基準額は 4,800 円に改正しております。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万 4,300 円で、介護保険料の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金でございます。事項別明細書は 8 ページから 11 ページでございます。

3 款国庫支出金の収入済額は 3 億 5,442 万 8,158 円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分、そして財政調整交付金、事務費交付金でございます。

次に、4 款支払基金交付金でございます。事項別明細書は 10 ページから 13 ページでございます。

4 款支払基金交付金の収入済額は 4 億 4,219 万 7,000 円で、2 号被保険者の保険料でございます。

次に、5 款県支出金でございます。事項別明細書は 12 ページ、13 ページでございます。

5 款県支出金の収入済額は 2 億 4,194 万 4,454 円で、県負担金及び県補助金で介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、6 款財産収入でございます。事項別明細書は 14 ページ、15 ページでございます。

6 款財産収入の収入済額は 3 万 8,935 円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、7 款繰入金でございます。事項別明細書は 14 ページから 17 ページでございます。

7 款繰入金の収入済額は 2 億 5,418 万 6,160 円で、一般会計からの繰入金で、介護給付費及

び地域支援事業に対する繰入金や一般事務費に対する繰入金、そして低所得者に対する保険料の軽減策に対しまして、国・県からの補助金を繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8款繰越金は、収入済額3,063万2,681円で、前年度の決算による繰越金でございます。

次に、9款諸収入でございます。事項別明細書は16ページから19ページでございます。

9款諸収入の収入済額は183万2,595円で、雑入、預金利子、延滞金収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。事項別明細書は20ページからでございます。

1款総務費の支出済額は4,536万9,736円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。1項の総務管理費のほかに3項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、2款保険給付費でございます。事項別明細書は24ページから29ページでございます。

2款保険給付費の支出済額は15億7,519万6,483円で、1項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。平成27年度は第6期介護保険事業計画の初年度で、計画値に対しまして91.3%の執行で、この結果からも計画値内でのサービスの提供が行えております。また、前年度と比較いたしましても、2款保険給付費の決算額は2.1%の伸びとなっております。

次に、3款基金積立金でございます。事項別明細書は28ページから31ページでございます。

3款基金積立金の支出済額は1,007万1,000円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。平成27年度末現在、基金残高は1億7,317万6,296円でございます。

次に、4款地域支援事業費でございます。事項別明細書は30ページから37ページでございます。

4款地域支援事業費の支出済額は5,022万4,160円で、1項介護予防事業費は、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業、そして2項包括的支援任意事業は、地域包括支援センター運営事業費や認知症施策推進事業などの包括的支援事業、介護相談員の派遣や配食サービスなどを行う任意事業がございます。

次に、5款諸支出金でございます。事項別明細書は36ページから39ページでございます。

5款諸支出金の支出済額は1,986万1,727円で、1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金と前年度精算分として国・県等への返還金でございます。2項の繰出金は一般会計への繰出金でございます。

6款予備費につきましては、執行がございませんでした。

以上が第45号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。

続きまして、第51号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の29ページと別冊の吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をあわせてごらんください。

平成28年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,075万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億9,944万2,000円とすることを認めいただきます。

詳細につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ、事項別明細書の歳入をごらんください。

4 款支払基金交付金でございます。平成27年度の介護給付費交付金の精算分として484万5,000円を社会保障診療報酬支払基金より交付されることから、増額計上するものでございます。

次に、8 款繰越金でございます。平成27年度の歳入歳出決算に基づき4,590万6,000円を繰越金として計上するものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の3 ページ、4 ページをごらんください。

3 款基金積立金でございます。基金条例に基づき、平成27年度の歳入歳出差引残額から国・県等への精算を行った後の算出した額3,743万2,000円を基金へ積み立てるものでございます。

次に、5 款諸支出金でございます。平成27年度の実績に基づき、国・県等からの交付金の返還金と一般会計からの繰入金に対しまして返還金が生じたことから繰り出すもので、合わせて1,331万9,000円を増額計上するものでございます。

以上が第51号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての御説明でございます。

続きまして、第53号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の31ページと参考資料ナンバー10をあわせてごらんください。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例第12条の規定に基づき、平成28年10月1日から吉田町総合障害者自立支援施設の管理を指定管理者に行わせようとするもので、現在、同施設の管理を行っております社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定管理者に指定することをお認めいただくとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、施設の指定管理者として既に2期6年間、牧ノ原やまばと学園を指定し、指定管理者の選定を行うに当たり、提出書類の内容を精査し、適正に運営されていることが確認でき、当法人は、長年にわたり志太榛原地域で多様な知的障害者施設を運営し、当町の障害者も最も多く当法人の障害福祉サービス事業を利用しております。このような理由から、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を引き続き指定管理者とすることが最適であると判断し、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2項ただし書きによりまして、引き続き社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定管理者に認定するものでございます。

指定期間は平成28年10月1日から平成33年3月31日までとし、これまで1期3年としておりましたけれども、当法人の実績を踏まえ、指定期間を5年といたします。また、基本協定に定める事業報告が年度単位となっていることから、5年目の最終年度は6カ月の期間とし、平成33年3月31日までの指定期間といたします。

平成28年度における指定管理料は268万4,000円でございます。

業務の範囲は、障害福祉サービス事業の計画及び実施に関する業務、地域活動支援センター業務、相談支援業務、障害児放課後児童クラブ事業の計画及び実施に関する業務、施設の備品等の保守管理に関する業務、管理施設の維持管理に関する業務、その他町長が必要と認める業務でございます。

以上が第53号議案 指定管理者の指定についての御説明でございます。

福祉課から3議案の御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、大井一弘君。

上下水道課長、大井一弘君。

〔上下水道課長 大井一弘君登壇〕

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課から本定例会に上程いたしました第46号議案、第47号議案、第52号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第46号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案つづりの22ページ、23ページ、別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて資料ナンバー8の下水道特別会計主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきますが、最初に、決算書の6ページをごらんください。

歳入総額12億3,852万5,950円、歳出総額12億1,230万1,114円、歳入歳出差引残額2,622万4,836円という決算内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。事項別明細書8ページ、9ページをごらんください。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金の収入済額1,044万1,780円は、公共下水道受益者負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項の使用料は、下水道使用料で収入済額8,237万5,848円、不納欠損額37万5,664円、収入未済額377万9,243円でございます。収納率は現年度分が98.7%、過年度分が23%でございます。

2項手数料は指定工事店証交付手数料で、収入済額14万4,000円でございます。内訳としまして、新規登録3件、更新38件でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金の収入済額2億3,810万円は、管渠の整備、地震対策工事及び浄化センター長寿命化工事などに係る社会資本整備総合交付金でございます。

事項別明細書の10ページ、11ページをごらんください。

4款繰入金、1項繰入金の収入済額6億4,282万9,000円は、一般会計からの繰入金で職員人件費、公債費など一般会計から繰り出したものがございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金の収入済額963万5,053円は、平成26年度からの繰越金であります。

次に、6款諸収入の収入済額530万269円は、1項延滞金加算金及び過料が7,500円、2項預金利子が1万498円、3項雑入が528万2,271円で、雑入の主なものは消費税還付金でございます。

次に、事項別明細書の12ページ、13ページをごらんください。

7款町債、1項町債の収入済額2億4,970万円は、管渠建設費、浄化センター建設費の町債起債分でございます。

以上、歳入合計、収入済額12億3,852万5,950円でございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款公共下水道事業費の支出済額は6億7,766万5,870円でございます。

1目管渠建設費の支出済額は2億9,209万310円でございます。概要につきましては、参考資料ナンバー8の主要な施策と成果に関する説明書の1ページから6ページとなっております。この目の主な支出は、職員人件費5名分のほか、公共管渠建設工事10件を初め、町単の管渠建設道路修繕工事や取り付け管設置など18件の工事などがございます。

次に、事項別明細書の18ページ、19ページをごらんください。

2目管渠維持管理費の支出済額713万2,170円でございます。概要につきましては、説明書の7ページとなります。この目の主な支出は、公共下水道台帳更新やマンホールポンプの電気料、保守点検料でございます。

次に、3目浄化センター維持管理費の支出済額9,632万9,390円でございます。概要につきましては、説明書の8ページから10ページとなります。この目の主な支出は、職員人件費1名分のほか、浄化センター維持管理業務委託など8件の業務委託と検針負担金、電気料、備品購入費などでございます。

次に、事項別明細書の22ページ、23ページをごらんください。

4目浄化センター建設費の支出済額2億8,211万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の11ページ、12ページとなります。この目の支出は、浄化センター長寿命化計画に伴う機械設備改築工事、電気設備更新工事や下水道業務継続計画策定業務委託料などでございます。

次に、事項別明細書の22ページから25ページまでをごらんください。

2款公債費の支出済額5億3,463万5,244円でございます。1目の元金の起債の償還元金が3億7,751万3,155円、2目利子の起債の償還利子及び一時借入金利子が1億5,712万2,089円でございます。

3款の予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出合計、支出済額12億1,230万1,114円でございます。

次に、決算書の28ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額12億3,852万5,000円、歳出総額12億1,230万1,000円、歳入歳出差引額は2,622万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2,622万4,000円となります。

以上が第46号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

続きまして、第47号議案 平成27年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案つづりの24ページ、25ページ、別冊の平成27年度吉田町水道事業会計決算書、あわせて資料ナンバー9の1、平成27年度吉田町水道事業会計決算書附属書類及び資料ナンバー9の2、平成27年度水道事業会計決算書の3冊の資料がございますが、最初に平成27年度吉田町水道事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。

決算書の1ページから4ページまでは、平成27年度吉田町水道事業会計決算書でございます。この決算報告書の金額は消費税を含んでおります。

それでは、決算書の1ページをごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の水道事業収益の決算額6億180万7,727円、予算額に比べて2,042万7,727円増額になっております。

その内訳としましては、第1項の営業収益の決算額5億3,536万6,269円、予算に比べて1,522万7,269円増額になっております。主な増額項目は給水収益であります。給水収益が増額になった主な理由としましては、集合住宅の使用件数が増加したこと、またお盆時期や年末の天候に恵まれたためでございます。

第2項の営業外収益の決算額6,644万1,458円、予算額に比べて520万458円増額になっております。主な増額項目は、長期前受金戻入や雑収益でございます。長期前受金戻入が増額になった理由は、建設改良工事を実施することで、配水管の除却分の長期前受金戻入が確定したためでございます。

また、雑収益が増額になった理由としましては、欠損済水道料金の件数が増加したことや、消費税計算に伴う収益が確定したためでございます。

次に、決算書の2ページをごらんください。

支出につきましては、第1款の水道事業費用の決算額5億1,965万6,055円、不用額3,590万2,945円となっております。

その内訳としまして、第1項の営業費用の決算額4億2,760万8,091円、不用額3,524万8,909円となっております。不用額が発生した主な項目は、原水浄水及び配水給水費の給料、手当、動力費、業務費の給料、手当、法定福利費、あと資産減耗費でございます。

原水浄水及び配水給水費の動力費に不用額が発生した主な理由としましては、動力費の単価が安くなったためでございます。

また、原水浄水及び配水給水費及び業務費の給料、手当に不用額が発生した主な理由としましては、職員の人数が年度途中で減少したためでございます。

資産減耗費に不用額が発生した理由としましては、平成27年度の建設改良工事を実施したことで、配水管の除却分が確定したためでございます。

第2項の営業外費用は、平成25年度分の給水収益の貸倒引当金が不足したため、予備費から38万2,000円を充当し、また支払消費税が不足したため、原水浄水及び給水費の動力費から11万2,000円を流用し、決算額9,204万7,964円、不用額3万6,036円となっております。

次に、第3項の予備費の決算額ゼロ円、不用額61万8,000円となっております。

次に、決算書の3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1項資本的収入の決算額1,874万4,694円、予算額に比べて1,300万2,306円減額になっております。

その内訳としましては、第1項の企業債は借り入れを行いませんでした。

第2項の他会計出資金の決算額96万6,814円、予算額に比べて33万3,186円減額になっております。減額になった理由は、新設消火栓2基の設置費が安価になったためでございます。

第3項の工事負担金加入分担金のその他資本的収入の決算額1,777万7,880円、予算額に比べて1,266万9,120円減額になっております。減額になった主な理由は、牧之原市関係や下水道関係の工事内容変更に伴い、工事負担金が減額したためでございます。また、加入分担金は、13ミリ、20ミリの量水器の出庫が予定より少なかったためでございます。

次に、決算書の4ページをごらんください。

支出につきましては、第1項の資本的支出の決算額3億5,081万3,878円、不用額2,432万1,122円となっております。その内訳としましては、第1項の建設改良費の決算額2億674万9,570円、不用額2,432万430円となっております。

不用額が発生した主な項目は、建設改良費の工事請負費と固定資産購入費の土地購入費でございます。建設改良の工事請負費に不用額が発生した理由は、牧之原市の工事内容が変更したことや、入札差金が発生したためでございます。また、固定資産購入費の土地購入費に不用額が発生した理由は、地権者との交渉で細かいところまで合意することができなかった

ためでございます。

第2項の企業債償還の決算額1億4,406万4,380円、不用額692円となっております。

この結果、資本的収入から資本的支出額を差し引いた不足額は3億3,206万9,184円となっております。

次に、決算書5ページ、6ページをごらんください。

これは損益計算書でございます、損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。

また、参考資料ナンバー9の2の水道事業会計決算資料内の主要な施策と成果に関する説明書の金額は消費税を含んでおりますので、金額が一致しておりません。

それでは、営業収益の主な項目について御説明申し上げます。

給水収益の4億9,347万871円は、水道料金でございます。その他の営業収益の180万9,900円は、消火栓維持管理料などでございます。

次に、営業費用の主な項目について御説明申し上げます。

原水浄水及び配水給水費は1億2,179万1,642円でございます。概要につきましては、参考資料ナンバー9の2の水道事業会計決算書の3ページ、4ページとなります。この項目の主な支出は、職員の人件費のほか、委託料、修繕費、動力費などでございます。

次に、業務費は3,406万5,801円でございます。概要につきましては、決算資料の6ページとなります。この項目の主な支出は、職員の人件費のほか委託料でございます。

総係費は2,514万1,441円でございます。概要につきましては、決算資料の7ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか、貸倒引当金繰入額でございます。

次に、減価償却費は2億2,810万5,159円でございます。概要につきましては、決算資料の8ページとなります。この項目の支出は、配水管などの構築物の減価償却費でございます。

資産減耗費は931万4,406円でございます。概要につきましては、決算資料の9ページとなります。この項目の支出は、配水管の布設替工事などにより、除却した配水管などの資産減耗費でございます。

次に、営業外収益の主な項目について御説明申し上げます。

長期前受金戻入の5,936万1,802円は、建設改良事業の償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益の649万5,054円は、下水道資料提供分や欠損済の水道料金などでございます。

次に、営業外費用の主な支出項目について御説明申し上げます。

支払利息及び企業債取扱諸費は6,318万5,632円でございます。概要につきましては、決算資料の11ページとなります。この項目の支出は、企業債の償還利子でございます。

次に、繰延資産償却は1,217万8,800円でございます。概要につきましては、決算資料の12ページとなります。この項目の支出は、平成27年度より実施した新水源調査や管網図作成に伴う費用などでございます。

この結果、平成27年度の純利益は6,690万8,911円となり、前年度と比較しますと約439万円増額となっております。増額の主な理由は、給水収益が多少増額になったこと。また、平成27年度は公営企業会計の改正に伴う特別損失の計上がなくなったためでございます。

また、その他未処分利益剰余金変動額の5,000万円は、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにより、減債積立金を使用して企業債償還金を行った場合や、建設改良積立金を使用して建設改良工事を行った場合、その使用した金額に相当する額を未処分利益剰余金とす

ることから、減債積立金取崩金額2,000万円、建設改良積立金取崩金額3,000万円の合計金額でございます。これらにより、平成27年度末の未処分利益剰余金は1億2,338万867円となっております。

次に、決算書の8ページをごらんください。

これは平成27年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほど説明いたしました平成27年度末の未処分利益剰余金1億2,338万867円は、平成27年度純利益6,690万8,911円、繰越利益剰余金647万1,956円、建設改良積立金の取崩金額3,000万円、減債積立金の取崩金額2,000万円の合計金額でございます。

議会の議決による処分数額1億1,500万円の内訳としましては、資本金への組み入れ5,000万円、これは先ほど言いました建設改良積立金の取崩金額3,000万円、減債積立金の取崩金額2,000万円の合計金額でございます。

また、減債積立金への積立金ゼロ円、建設改良積立金への積み立て6,500万円でございます。町の処分利益剰余金の処分方法の考え方は、企業債元金償還金の単年度最大償還金額の約半分の8,000万円を常に減債積立金として確保しておく。また、毎年度、企業債元金償還金から減債積立金残額8,000万円と、次年度予定純利益を差し引いた金額の残額以上を繰越利益剰余金として確保しておくことです。

このような未処分利益剰余金の処分方法の考え方から、平成27年度末における減債積立金は1億500万円ありますので、減債積立金への積み立ては行わずゼロ円、建設改良積立金に6,500万円を積み立てて、処分後の繰越利益剰余金を838万867円にすることを平成28年9月議会においてお認めいただくとするものでございます。

次に、決算書の9ページから13ページまでをごらんください。

これは平成27年度吉田町水道事業貸借対照表でございます。

決算書の10ページをごらんください。

平成27年度末における水道事業の現金預金は5億4,745万5,733円となり、平成26年度より7,327万9,679円減額になっております。減額の主な理由としましては、建設改良事業を企業債を借りずに実施したためでございます。

また、未収金は、平成26年度分、27年度分の未収水道料金の合計金額でございます。合計金額から平成26年度分の未収水道料金を貸倒引当金として差し引いた金額1,005万318円となり、平成26年度よりも69万7,145円増額になっております。増額の主な理由としましては、平成27年度分の水道料金の未収金が増えたためでございます。

決算書の11ページをごらんください。

未払金は408万8,000円となっております。この金額は全て支払消費税でございます。今説明してまいりました決算書類の内容についてお認めいただくとするものでございます。

以上が第47号議案 平成27年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容説明でございます。

続きまして、第52号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の表紙の裏面をごらんください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万7,000円を追

加いたしまして、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ11億6,974万2,000円とするもの
でございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につ
きましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでござ
います。

次に、第2条になりますが、地方債の補正をお認めいただくとするものでございますが、
その内容につきましては、2ページの第2表地方債補正をごらんいただきたいと思います。

公共下水道事業費につきましては、管渠建設費、浄化センター建設費の事業を執行するた
めの財源を確保するために、起債の限度額に700万7,000円増額いたしまして、補正額の起債
の限度額を2億6,590万7,000円とするものでございます。

以上が今回の補正予算の概要でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って
御説明申し上げます。

平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ
をごらんください。

歳入の4款繰入金と5款繰越金でございますが、これは平成27年度吉田町公共下水道事業
特別会計決算に伴って補正をするものでございまして、平成27年度決算の結果、2,622万4,000
円の繰越金が発生いたしましたことから、繰越金につきましては、当初予算で措置した500
万円との差額であります2,122万4,000円を増額することとしております。また、繰入金につ
きましては、繰越金が増額となりましたことから、その増額分の2,122万4,000円につきまし
て一般会計からの繰入金を取りやめることとして減額補正することとしております。

続きまして、3ページをごらんください。

7款町債でございますが、700万7,000円の増額でございます。これは管渠の建設費と浄化
センター建設費の事業内容の変更に伴う増額でございます。

続きまして、4ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

歳出では、1款公共下水道事業費を700万7,000円増額することとしております。

まず、第1項1目の管渠建設費についてでございますが、現在、下水道施設の耐震化につ
きましては、下水道総合地震対策事業の国庫補助制度のもとで、主要な道路に埋設している
管路や重要路線に位置づけました管路の耐震化を進めているところでございます。こうした
事業展開を行っている中で、今般、国と県から今後さらにこの事業を進めるためには、より
詳細な耐震診断に基づく事業量調査が必須であるとの見解が示されましたことから、今回、
詳細耐震診断の結果を反映させた下水道総合地震対策計画とするように策定業務委託料を
376万2,000円増額し、今後も国庫補助事業のもとで下水道総合地震対策事業を進めることが
できるようにしようとするものでございます。

また、当初予算で予定していました公共管渠の地震対策工事につきましては、詳細耐震診
断の結果を反映させた下水道総合地震対策計画策定後に実施する方向で、国や県と調整を図
っておりますことから、今回、地震対策に係る工事費を全額減額するものでございますが、
既に内示を受けており、国庫補助額を最大限に活用するため、公共下水道管渠整備費を885
万8,000円増額して、公共下水道の普及促進を図ろうとするものでございます。

4事業の町単配水設備公共ます建設費と2目の管渠維持管理費、そして5ページにありま
す3目の浄化センター維持管理費につきましては、繰越金が決めたことに伴う財源振替で

ございます。

続きまして、4目の浄化センター建設費につきましては、管路の耐震化に係る下水道総合地震対策事業と同様の要因による増額でございまして、国や県との事業調整に基づき、浄化センター水処理棟の詳細耐震診断を反映させて、国庫補助制度に沿った地震対策事業を進めるために、今回、地震対策実施設計委託料を1,438万7,000円増額するものでございます。

以上が第52号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

上下水道課から3議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願います。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（大塚邦子君） 日程第23、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第3回吉田町議会定例会に上程いたします報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。

それでは、各事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ御報告するものでございます。

第3号報告は、平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、第3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

初めに、企画課長、八木寿彦君。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

第2号報告として、平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

提出議案つづりの34ページと35ページをごらんください。

この報告は、平成27年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけまして御報告させていただきますのでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標がございまして、算出されました比率を指標にして財政の健全性を客観的に判断するものになっております。

当町の平成27年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、34ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計において実質収支が黒字でございますので、いずれも比率は表示されておられません。また、実質公債費比率につきましては10.4%、将来負担比率につきましては72.2%となりました。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となり、いずれの指標でも健全状態であることをあらわしております。

それでは、別冊の参考資料ナンバー13、平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいと思っております。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございますが、上段には先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。

その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の指標について御説明をさせていただきます。

初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にございますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質収支額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを指標であらわすこととなっておりますが、いずれの会計においても黒字の実質収支となっている当町の場合は、計算結果が反映されないため、1ページ、総括表には数値が表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は2ページに示されておりますとおり一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質収支額、または資金不足額総額が標準財政規模に対

してどの程度の割合を占めるのかを指標であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支は黒字ですので、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されておりません。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれます。この比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものですが、実務上では地方債の借入れを行う場合、協議の対象とするか許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているのかをあらわしたものになります。

平成27年度決算に基づく実質公債費比率は10.4%となりまして、昨年度の11.9%から1.5ポイント下がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明をいたします。

比率が下がった要因といたしましては、総括表③の⑤の欄、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金におきまして、榛原総合病院の公営企業退職手当債の元利償還金が平成26年度で終了いたしましたので、平成27年度決算分に算入される負担金が減ったことにより挙げられます。

また、⑯の欄、普通交付税額及び⑰の欄、臨時財政対策債発行可能額の額が増え、標準財政規模が増加したことも要因でございます。

なお、実質公債費比率は決算の数値、決められた計算方法により求めた数値及び交付税算定資料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3カ年平均で判断することになっております。こうしたルールに基づいて算定いたしました平成27年度決算に基づく実質公債費比率が10.4%となるものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、将来負担比率につきまして御説明申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町における比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の平成27年度決算に基づく将来負担比率は72.2%となりまして、昨年度の84.3%より12.1ポイント下がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

比率が下がった要因の一つといたしましては、表中下段の算定式、将来負担額Aに該当いたします地方債の現在高が平成26年度決算より減少したことに加えまして、充当可能財源等のBに該当する充当可能基金が増加したことによるものでございます。

ここまで四つの指標を御説明させていただきましたが、各指標から見た当町の財政状況は、いずれも健全であることが示されております。

以上で、第2号報告としての平成27年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての報告を終わります。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、大井一弘君。

上下水道課長、大井一弘君。

〔上下水道課長 大井一弘君登壇〕

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課から、第3号報告の平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告の平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの36ページ、37ページと参考資料ナンバー14をごらんください。

初めに、第3号報告 平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものでございます。

同法第22条第2項により、平成27年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率を算定いたしました結果、平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計は、実質収支は黒字となっておりますので、資金不足が生じておりません。

したがいまして、報告書の吉田町公共下水道事業特別会計の資金不足比率欄には、数字での表示はございません。

続きまして、第4号報告 平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの38ページ、39ページと参考資料ナンバー15をごらんください。

先ほどの吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告と同様に、平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

同法22条第2項の規定により、平成27年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計の決算において、経営が黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。

したがいまして、報告書の吉田町水道事業会計の資金不足比率欄には、数字での表示はございません。

以上で、第3号、第4号の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時02分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会2日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第41号の詳細説明

○議長（大塚邦子君） それでは議事に入ります。

日程第1、第41号議案 平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第41号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について順次説明願います。

なお、歳入の11款から19款までは、各課の歳出の説明にあわせて行いますので願います。

執行部の説明は、歳入については歳入事項別明細書により願います。

また、歳出の説明は主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔に、自席で願います。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。

それでは、歳入の1款から説明を求めます。

初めに、税務課長願います。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

歳入、1款町税の収入状況につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

まず、決算書の12ページから15ページをごらんいただきたいと思います。あわせて課税状況につきましては、主要な施策と成果に関する説明書67ページから69ページをごらんいただきたいと思います。

まず、町税全体の収入状況といたしましては、調定額54億8,374万6,379円、収入済額は52億9,173万8,353円でございます。町税全体の収納率は96.50%で、前年度と比較いたしますと

0.16%の増でございます。

次に、税目別の収入状況でございますが、まず個人町民税の現年課税分につきましては、調定額14億8,811万1,160円、給与所得、営業所得の増及び納税義務者数の増加により、前年度より増となっております。収入済額は14億6,684万60円、収納率は98.57%でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額9,541万6,188円、収入済額は2,409万4,784円、収入率は25.25%、前年度対比4.84%の減でございます。

続きまして、不納欠損額でございますが540万4,883円でございます。不納欠損の理由といたしましては、時効による者が5人、19万8,224円、財産のない者が38人、186万6,495円、生活保護者、生活困窮による者が16人、43万8,547円、所在不明者が41人、232万5,390円、海外出国者が12人、57万6,227円でございます。

次に、法人町民税の現年度分でございますが、調定額6億3,988万7,600円、法人所得の増により前年度より増となっております。収入済額6億3,981万8,624円、収納率は99.99%で、前年度対比0.08%の増でございます。滞納繰越分につきましては、調定額231万4,814円、収入済額は23万円、収納率は9.94%、前年度対比で12.41%の減でございます。不納欠損につきましては27年度はございませんでした。

次に、固定資産税の現年分につきましては、調定額26億5,699万9,100円で、土地の下落及び評価替えにより家屋の評価が下落したことにより減額となっております。収入済額は26億3,572万5,201円、収納率は99.20%、前年度対比0.03%の減でございます。滞納繰越分につきましては、調定額8,525万6,833円、収入額につきましては2,072万2,097円、収納率は24.31%、前年度対比4.14%の減でございます。不納欠損につきましては欠損額538万9,211円、欠損理由といたしましては、時効による者が4人、15万8,280円、無財産が42人、402万7,680円、生活保護等による者が5人、23万1,572円、所在不明が3人、7万8,173円、法人の解散、破産によるものが1件、24万8,052円、死亡、相続人不存在による者が5人、64万5,454円でございます。

次に、国有資産所在市町村交付金及び納付金でございますが、285万3,800円で土地及び家屋の下落により減額となっております。

次に、軽自動車税の現年度分でございますが、調定額は7,286万4,000円で、自家用の四輪乗用の増加により増額となっております。収入済額は7,173万388円、収納率は98.44%、前年度対比0.08%の増でございます。滞納繰越分につきましては、調定額370万8,288円、収入済額は83万7,907円、収納率は32.60%、前年度対比5.3%の減でございます。

続きまして、不納欠損額でございますが20万2,744円、欠損理由といたしましては、時効による者が2人、4,000円、財産のない者が32人、12万5,600円、生活保護等による者が2人、5,600円、所在不明者が15人、6万3,544円、海外出国者が1人、4,000円でございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。たばこ税につきましては1億9,232万5,823円で、前年度対比1.85%の増となっております。売り上げ本数につきましては3,743万8,870本で、前年度対比2%の増となっております。

次に、都市計画税につきましては、現年分の調定額2億3,667万1,200円で、土地の下落等により減額となっております。収入済額は2億3,477万6,235円、収納率につきましては99.20%で、前年度対比0.03%の減でございます。滞納繰越分は、調定額733万7,573円、収入済額は178万3,434円、収納率につきましては24.31%、前年度対比4.14%の減でございます。不納欠

損につきましては46万3,789円、欠損理由につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上が1款町税の収入状況でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課からは、2款から10款までと20款の町債の歳入につきまして、歳入事項別明細書で御説明をいたします。

決算書の14ページをごらんください。2款の地方譲与税でございますが、予算現額9,280万円に対しまして、収入済額は9,507万1,000円でございます。

1項地方揮発油譲与税でございますが、平成21年度の税制改正により目的税から普通税に改められ、名称も地方道路譲与税から地方揮発油譲与税とされ、一般財源化されたものでございます。収入済額は2,887万8,000円でございます。

次に、2項自動車重量譲与税でございますが、これは自動車重量税として徴収されたものを、県を通じて譲与されるものでございまして、これも地方揮発油譲与税と同じように、平成21年度の税制改正により一般財源化されたものでございます。なお、算定の基礎は平成26年4月1日現在における市町村道の延長と面積でございます。収入済額は6,619万3,000円でございます。

続きまして、決算書14ページから17ページにかけましての3款利子割交付金でございますが、県民税の利子割収入額のうち、本来市町村分に属する額について都道府県から市町村に交付金として交付されるものでございます。収入済額は794万4,000円でございます。

次に、4款配当割交付金でございますが、この交付金は平成15年度の税制改正によって創設されたもので、一定の上場株式等の配当等の所得に対して、県民税配当割として課税して徴収した一部が市町村に配当割交付金として配分されるものでございます。収入済額は2,228万8,000円となりました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、これも平成15年度の税制改正によって創設されたものでございまして、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対して県民税株式等譲渡所得割を所得割として課税して徴収した一部が市町村に配当されるものでございます。収入済額は2,363万1,000円でございます。

決算書の16ページから19ページにかけましての6款地方消費税交付金でございますが、都道府県の地方消費税収入額のうち、市町村に配分される額をベースとして、直近の国勢調査人口と経済センサスによる従業者数を基に算定した額が各市町村に交付されるものでございます。収入済額は6億2,589万4,000円となっております。なお、この収入済額のうち2億4,900万8,000円は社会保障財源化分の地方消費税交付金として交付されましたので、社会福祉、社会保険、保健衛生の分野の一般財源の一部として充当しております。

次に、7款自動車取得税交付金でございますが、都道府県の自動車取得税収入のうち、徴税経費を差し引き市町村に配分される額をベースとして、市町村道の延長と面積をもとに算定された額が各市町村に交付されるものでございます。収入済額は2,436万9,000円となっております。

続きまして、8款地方特例交付金でございますが、これは長期にわたる景気低迷策の一環として打ち出された恒久的減税で生ずる地方減収額の一部を補填するために、平成11年から

創設された交付金でございます。平成27年度におきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補填特例交付金でございます。収入済額は2,244万6,000円となっております。

次に、9款地方交付税でございますが、地方交付税につきましては平成27年度におきましても基準財政需要額が基準財政収入額を上回りましたことから交付を受け、3億3,237万7,000円の収入済額となっております。また、普通交付税に算入されない特殊事情を勘案して交付される特別交付税につきましては、1億1,458万8,000円の収入済額となりました。合計の地方交付税の収入済額は、4億4,696万5,000円でございます。

次に、18ページから21ページにかけましての10款交通安全対策特別交付金でございますが、これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込額から事務処理費相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるもので、交付額は交通事故発生件数や人口の集中度などを考慮して算定されるものでございます。この交付金は一般財源として取り扱うものでございますが、用途につきましては交通安全施設の設置及び管理に要する費用に限定されているものでございます。収入済額は582万4,000円となっております。

次に、飛びまして54ページをごらんください。20款町債でございますが、町債の収入済額は7億4,318万3,000円でございます。

まず、1目農林水産業債でございますが、水産基盤整備事業及び多目的広場整備事業に充てるため当初予算で950万円を計上いたしましたが、補正予算（第1号）でこの起債を取りやめる補正予算をお認めいただいたところでございます。

次に、2目土木債でございますが、全体の収入済額は1億1,550万円でございます。内訳でございますが、まず道路橋梁債につきましては、吉田町内道路舗装修繕事業、都市防災総合推進事業西の坪大浜1号線整備事業及び下片岡16号線整備事業に充てるため、当初予算に2,970万円計上いたしましたが、補正予算（第1号）でこの起債を取りやめる補正予算をお認めいただいたところでございます。

次に、都市計画債につきましては、都市防災総合推進事業の防災公園整備事業に充てるため、当初予算に6,490万円計上しておりますが、実際に収入いたしました額は3,050万円でございます。収入済額に計上されております都市防災総合推進事業の住吉幹線整備事業4,970万円、富士見幹線整備事業430万円及び防災公園整備事業3,100万円につきましては、平成26年度から平成27年度に繰り越すことをお認めいただいた額9,010万円のうち、実際に収入いたしました額でございます。なお、予算現額と収入済額との差額の5,980万円のうち5,470万円は、都市防災総合推進事業の防災公園整備事業の財源として平成28年度に繰り越しさせていただきます。

次に、消防債でございますが、全体の収入済額は2,610万円でございます。これは消防救急デジタル無線整備事業に充てるためのもので、実際に収入した額も当初予算と同額でございます。

次に、教育債でございますが、全体の収入済額は4,340万円となっております。これは小学校及び中学校の屋内運動場天井等落下防止事業に充てるため、当初予算で5,750万円を計上いたしましたが、補正予算（第3号）で1,410万円を減額いたしましたので、予算現計額は4,340万円となっております。実際に収入した額も予算現計額と同額でございます。

次に、5目臨時財政対策債でございます。当初予算で3億8,000万円を計上いたしましたが、

補正予算（第1号）で1億7,818万3,000円を増額し、予算現計額を5億5,818万3,000円といたしました。実際に収入した額の予算現計額と同額でございます。

以上が2款から10款までと20款の歳入についての御説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

決算書の58ページ、59ページの歳出事項別明細書をごらんいただきたいと思います。また、参考資料No. 3の主要な施策と成果に関する説明書により説明いたしますので、1ページ、2ページをあわせてごらんをいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、2の事業、議会運営費でございます。支出済額7,107万2,067円で財源は全て一般財源でございます。主な支出は議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など議会の運営でございます。本年度は議員改選の年でもありましたので、それに伴う支出があったことから昨年度に比べ増額となっております。

次に、歳出事項別明細書の60ページ、61ページ、それから主要な施策と成果に関する説明書の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。3の事業、議会調査活動費でございます。支出済額は406万9,264円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は費用弁償、追録代、印刷製本費、協議会などへの負担金となっております。事業内容は事務事業の調査・研究で、研修、委員会視察、議会広報紙の発行を行っております。こちらも議員改選による支出もありましたので、昨年度と比べて増額となっております。

以上が議会費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので御了承ください。

それでは、決算書の63ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は4,006万4,219円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書6ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、県支出金の3万4,000円、諸収入31万500円でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに他の部局に属さない事務を全庁的に執行するもので、顧問弁護士の相談料や町長交際費、図書追録代、郵便料、事務機器借上料等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書65ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。決算額は34万3,457円でございます。概要につきましては、説明書7ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献してくれた方を表彰

することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。主な支出といたしましては、5人の表彰受賞者及び7人の感謝状受賞者に対する記念品代でございます。

次に、決算書65ページ、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、総務管理費でございます。決算額は3,627万3,000円でございます。概要につきましては、説明書8ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、決算書67ページの5の事業、日曜開庁事務費でございます。決算額は355万7,176円でございます。概要につきましては、説明書の9ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めているもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金を支出しているものでございます。

次に、決算書67ページ、2款1項2目文書広報費、2の事業の広報事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は926万1,278円でございます。概要につきましては、説明書12ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組制作委託料が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしまして、第5次吉田町総合計画に伴いまして、町政要覧を2,000冊作成をいたしましたことから223万8,624円を支出しており、広報よしだの印刷製本費と合わせまして801万9,072円を支出しております。また、広報よしだ7月号が静岡県広報コンクールにおきまして5年連続の最優秀賞を受賞するとともに、この作品が今年度開催されました全国広報コンクールにおきまして、全国町村の部で1位に輝き総務大臣賞を受賞いたしました。

次に、決算書71ページの2款1項5目財産管理費、2の事業の庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は9,957万5,603円でございます。概要につきましては、説明書15ページ、16ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金204万3,690円でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため、維持管理を行っているものでございます。主な支出でございますが、庁舎の修繕のほか、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託など、庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしまして、マイナンバー制度の施行に伴いまして、町民のプライバシーに最大限配慮するため、庁舎1階窓口業務のカウンターを改修するとともに、マイナンバー制度に係る適正な運用事務の確保と円滑な事務スペースを確保するため、使用頻度が低かった6階大広間を事務スペースにする工事を実施いたしまして、2,601万5,040円を支出しております。また、1階相談コーナーにおける相談者のプライバシー保護に最大限配慮するため、これまでパーティションで区切られた簡易的な相談室から天井つきの相談室を設置いたしまして、297万円を支出しております。

また、環境省のモデル事業としまして、当町を含む4市2町の庁舎等で実施されました省

CO₂加速化・基盤整備事業による照明設備、空調設備の省エネ改修が実施されまして、その設備の賃貸借用としまして204万3,690円を支出し、国庫支出金として支出額と同額の204万3,690円の補助金をいただいております。

次に、決算書73ページの3の事業、公有財産管理費でございます。決算額は2,470万9,486円でございます。概要につきましては、説明書17ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、諸収入の市町村振興協会の交付金289万4,400円でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、普通財産など町有地の草刈りなどの管理業務費、わかば保育園やあやめ保育園等の公共施設の土地借上料など経常的な経費を支出しているものでございます。

平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、施設のユニバーサルデザイン化を図るため、住吉会館のトイレの段差解消と、洋式化の改修工事を実施いたしまして、299万9,160円を支出しております。

次に、決算書73ページの4の事業、公用車管理費でございます。決算額は211万2,503円でございます。概要につきましては、説明書18ページ、19ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な管理を図るため、総務課の管理車両であります9台分の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料を支出しているものでございます。

次に、決算書75ページの5の事業、契約管理費でございます。決算額は148万6,915円でございます。概要につきましては、説明書20ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で、参考として徴取する見積もりや図面等の作成費用が主なものとなっております。

次に、決算書83ページの2款1項7目自治振興費、2の事業、自治振興費をごらんください。決算額は1,701万4,441円でございます。概要につきましては、説明書40ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的、積極的にコミュニティー活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティー活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費、スポーツ大会等の補助金を支出しているものでございます。

平成27年度に特筆すべき事項といたしまして、自治会役員への積極的な女性登用を図るため、新たに女性登用補助加算金制度を創設したことから、町内全体で4名の女性の町内会長が誕生し、男女共同参画推進の一翼を担うことができました。

次に、決算書83ページの3の事業、自治会運営費でございます。決算額は396万1,000円でございます。概要につきましては、説明書41ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的なコミュニティー活動を行っていただき、自治意識の高揚と地域の特性が活かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となります世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付しているものでございます。

次に、83ページの4の事業、地域施設管理費でございます。決算額は265万円でございます。概要につきましては、説明書42ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でござい

ます。地域施設管理費でございますが、こちらも自発的、積極的なコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有いたしますコミュニティ施設や町が管理委託している地域コミュニティ施設などのコミュニティ活動の拠点施設に対しまして、管理運営に係る補助金を交付しているものでございます。

次に、決算書83ページの5の事業、町内会運営費でございます。決算額は380万円でございます。概要につきましては、説明書43ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付することによりまして、円滑な町内会運営に資するものでございます。

次に、決算書83ページの6の事業、町内会活動費でございます。決算額は789万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の44ページ、45ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、利子及び配当金収入の2,499円でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の5つの分野につきまして、コミュニティ活動費の補助金をそれぞれ4自治会に交付することによりまして、自発的、積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識を図ろうとするものでございます。

次に、決算書87ページ、88ページの2款1項10目人事管理費の2の事業、職員福利厚生費をごらんいただきたいと存じます。決算額は345万7,150円でございます。概要につきましては、説明書の52ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか諸収入の静岡県市町村共済組合助成金の22万1,000円でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施しているもので、血液、血圧、尿、心電図、聴力検査、胃部エックス線、胸部レントゲン検査などの委託料が主なものでございます。また、職員の心身のケアを図るため産業医による健康相談を実施し、働きやすい職場環境を整えるため産業医の委託料も含むものでございます。

平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、職員のメンタルヘルスの安定に寄与するため全職員を対象としてストレス診断を実施し、職員自身の健康管理に対する意識の高揚を図ることができました。

次に、決算書89ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。決算額は4,957万9,160円でございます。概要につきましては、説明書53ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この臨時職員対策事業費は多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員に係る必要な雇用保険、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金などの人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、決算書89ページの4の事業、職員研修事業費でございます。決算額は410万2,909円でございます。概要につきましては、説明書54ページ、55ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金の9万円でございます。職員研修事業費は地方分権の受け皿となり自立した職員を育成することを目的に、職員が自発的に参加する派遣研修などに必要な旅費や研修負担金を初め、町独自で実施する階層別研修などの講師料を確保し、職員が研修を受けやすい環境づくりの一環としての経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、効率的でかつ効果的な職場環境づくりに寄与するため、新たに昇格した職員及び新規採用職員を対象としてメンタルヘルス研

修を実施するとともに、さらなる女性が働きやすい職場づくりのため、主査、統括級の女性職員を対象に研修会を実施し、特定事業の行動計画の行動指針案を作成いたしました。

次に、決算書89ページの5の事業、人事管理費でございます。決算額は400万192円でございます。概要につきましては、説明書56ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は、必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用にかかる経費を初め適正な人事管理を行うための給与、人事システム委託料などの経費が主なものでございます。

次に、決算書91ページ、2款1項11目の事務改善対策費、2の事業、情報化推進費をごらんをいただきたいと存じます。本事業は平成28年4月の機構改革に伴いまして、企画課から総務課へと事務移管されたものでございます。決算額は4,619万5,870円でございます。概要につきましては、説明書57ページ、58ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金でございます。情報推進費は行政事務の効率化や行政サービスの一層の向上を図り、行政事務のICT化を推進するため庁舎内のパソコン及び総合行政システム等の借上料を初め、自治体間のネットワークシステムでありますLGWANの業務委託料、各システムの維持管理料などの経費が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、マイナンバー制度の施行に伴い国の補助金を受けながら基幹系の各業務システムの改修を行いまして、個人情報保護に最大限配慮しつつ、適切な措置を講じることができました。

続きまして、決算書91ページ、3の事業、情報公開制度推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は251万7,224円でございます。概要につきましては、説明書59ページ、60ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報適切に保護され、適正な事務を執行することを目的に、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などの経費が主なものでございます。

次に、決算書93ページ、4の事業のホームページ運営事業費をごらんいただきたいと存じます。本事業は平成28年4月1日の機構改革に伴いまして、企画課から総務課へと事務移管されたものでございます。決算額は595万80円でございます。概要につきましては、説明書61ページ、62ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金でございます。町民等の多様なニーズに沿った迅速な情報提供を行うことを目的に、町の情報発信のツールとしてのホームページの管理運用の経費を支出しております。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、本町の施策や魅力、取り組み等を迅速かつ的確に発信するため、情報発信する側と受信する側の双方が利用しやすく、わかりやすいホームページとなるよう、ホームページのリニューアルを実施したところでございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費についてでございます。決算書の316ページ、節別支出額明細書をごらんをいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業であります職員人件費につきましては、この節別支出額明細書で御説明をいたします。この節別支出額明細書では、1款議会費から10款教育費までの各項目に対する節ごとの支出金額が掲載されております。このうち職員人件費に当たる

節は2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費となります。

それでは、明細書の335ページをごらんいただきたいと存じます。2節の給料でございますが、町長、副町長、教育長及び一般職の職員の計214人分の給料としまして7億1,580万1,508円を支出しております。

次に、3節の職員手当等ですが、期末勤勉手当や時間外手当、通勤手当、扶養手当などの手当としまして5億4,874万7,246円を支出しておりますが、この手当の中には議会議員の期末手当も含まれております。なお、参考としてですが、1の事業としての214人分の職員手当等の金額につきましては5億3,203万1,101円となるものでございます。

次に、4節の共済費でございますが、2億7,701万5,388円を支出しておりますが、この共済費の合計額の中には職員共済費のほか議会議員共済費、臨時職員の社会保険料等も含まれております。なお、参考としてでございますが、1の事業としての214人分の職員共済費の金額につきましては2億2,008万8,968円となるものでございます。

なお、平成27年度におきましては、人事院勧告に基づく給与条例の改正を行っております。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課関係の事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書によりまして御説明申し上げます。

決算書67ページの2款1項1目の6事業、行財政構造改革推進事業費をごらんください。決算額は5万4,577円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の10ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。支出は旅費と需用費の事務費のみでございます。この事業は行財政改革や吉田町町づくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するためのものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題に係る検討などを行財政構造改革推進本部会議にて行っております。

平成27年度につきましては、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましても本会議で行っております。

次に、決算書69ページの3目の2事業、財政管理費をごらんください。決算額は171万2,952円でございます。概要につきましては、説明書の13ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。支出は旅費、需用費、委託料、負担金、補助及び交付金でございます。

この事業では予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計処理、その他財政健全化への取り組みなどを行っております。また、財政運営状況に関する情報の開示につきましてもこの財政管理事業の中で行っておりますが、平成27年度の情報開示状況につきましては、説明書に記載したとおりでございます。

次に、決算書の75ページの2款1項6目の2事業、企画調査費をごらんください。決算額152万7,692円でございます。概要につきましては、説明書の21ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業は、企画調査事務全般につきまして他の事業に含まれない企画調査事務経費を支

出しているところをごさいますして、平成27年度におきましては、第5次吉田町総合計画、第3次吉田町国土利用計画、吉田町人口ビジョン及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するために開催いたしました吉田町総合計画等審議会に係る予算も含んでおります。

次に、3事業、国際交流推進費をごらんください。決算額は180万7,670円でございます。概要につきましては、説明書の22ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。

この事業は、国際交流協会に対する補助が主たる事業でございますが、平成27年度につきましても、町内在住の外国人を対象とした日本語勉強会、日本人を対象とした外国語教室のほか、外国人と日本人が交流し、お互いの文化を理解し合う場となるワールドフェスタなどを実施する国際交流協会に対して補助金を交付いたしました。

次に、決算書77ページの4事業、地域交流費をごらんください。決算額は753万1,935円でございます。概要につきましては、説明書の23ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、サマージャンボ宝くじを財源とする静岡県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金269万2,115円及び地方創生先行型上乗せ交付分217万3,240円を充当させていただいております。

この事業は、福岡県八女市との交流事業、町のPR部長よし吉を活用した町の魅力発信等を行っております。平成27年度におきましては、八女市・吉田町未来創造の翼交流事業をスタートし、八女市で開催いたしましたフォーラムにおきまして市長懇談や災害時応援協定を締結するなど、大きな成果を残すことができました。地方創生先行型交付金を活用し町をPRするためのツールとして、よし吉のピンバッジ、ぬいぐるみ、着ぐるみ等を作成しております。また、19節の地域活性化大規模イベント事業補助金であるカムカム補助金につきましては、4つのイベントに対して総額250万円を支出いたしました。

次に、5事業、男女共同参画推進費でございます。ごらんをいただきたいと思っております。決算額は19万2,633円でございます。概要につきましては、説明書の24ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

支出額の多くは、女性団体連絡協議会による女性フェスティバル開催経費でございますが、平成27年度の女性フェスティバルでは、避難所運営ゲームのほか、浜松医科大学地域医療学講座特任教授の山岡泰治氏による「女性の視点で育む吉田町の地域医療」の講演も行われ、地域活動における男女共同参画の重要性を考える機会を提供していただきました。なお、執行率が5割となりましたが、その要因は8節報償費の講師謝礼金が予定額よりもかなり安価な額の支出にとどまったことによるものでございます。

次に、77ページから79ページの6事業、国土利用計画事業費をごらんください。決算額は438万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の25ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

平成19年12月に策定いたしました第2次吉田町国土利用計画が平成27年度をもって計画期間を満了いたしましたことから、第3次吉田町国土利用計画を策定するための委託料が主な支出となっております。

続きまして、7事業、生活交通確保対策費をごらんください。決算額は6,860円でございます。概要につきましては、説明書の26ページと27ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業はバス路線の確保を目指すためのものございまして、島田静波線と藤枝相良線の2つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協調して交付することが主要なものとなりますが、平成27年度には本補助金は支出しておりません。

次に、8事業、住民参画推進事業費をごらんください。決算額は1,310円でございます。概要につきましては、説明書の28ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございまして、支出は旅費のみとなっております。

次に、9事業、ユニバーサルデザイン推進費をごらんください。決算額は1,000円でございます。概要につきましては、説明書の29ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございまして、支出は旅費のみでございます。

次に、10事業、コミュニティー施設整備事業費をごらんください。決算額は250万円でございます。概要につきましては、説明書の30ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成事業助成金250万円でございます。これは遠州吉田小山城太鼓保存会の備品整備事業に対しまして支出しております。

次に、11事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費をごらんください。決算額は343万4,400円でございます。概要につきましては、説明書の31ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。

平成27年6月からは吉田 s m i l e ラジオ番組放送事業を月5本から10本にふやしまして、町内で開催されるさまざまなイベントや行政情報等を放送するとともに、吉田中継局の保守管理業務を実施いたしました。

次に、12事業、大井川流域交流費をごらんください。決算額は65万4,500円でございます。概要につきましては、説明書の32ページと33ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業は、大井川流域の市町が連携し、さまざまな交流を図るとともに流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る負担金の支出が主なものとなっております。

次に、決算書81ページの13事業、吉田町総合計画策定事業費をごらんください。平成27年度予算の決算額は62万3,912円、平成26年度から平成27年度に繰り越して実行することをお認めいただいた事業の決算額は943万3,800円でございます。概要につきましては、説明書の34ページ及び35ページをごらんください。まず、34ページの事業につきましてはの財源内訳は全て一般財源でございます。

この事業は、第5次吉田町総合計画を策定するに当たり、町民の率直な希望や要望等を収集するために、町内4カ所でタウンミーティングを行った施設の使用料や総合計画策定に係る補助業務委託を実施いたしました。なお、執行率が5.8%となっておりますのは、当初総合計画の策定に係る業務について委託することを想定し予算を計上しておりましたが、平成27年度において人口ビジョンと総合戦略の策定を並行しながら総合計画を取りまとめることをすることになりましたことから、短期間のうちに総合計画等審議会に諮りながら各課との施策の調整を図らなければならない、スピードを求められる作業でありましたので、委託から職員が直接業務を行うことといたしましたこととさせていただきます。

次に、35ページの吉田町総合計画策定事業費に係る繰越明許分につきましてはの財源内訳は、国の平成26年度補正予算で措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地

方創生先行型597万7,800円と前年度繰越金345万6,000円でございます。

この事業は、吉田町総合計画策定に係る調査委託を平成26年度、27年度の2カ年にまたいで実施したものでございます。

次に、14事業、内陸フロンティア推進事業費をごらんください。決算額は613万8,200円でございます。概要につきましては、説明書の38ページと37ページをごらんください。財源内訳といたしましては、緊急地震・津波対策事業基金繰入金203万4,000円と一般財源でございます。

県の構想とタイアップし、内閣府の総合特区の指定も受けて推進をしております内陸のフロンティアを拓く取り組みでございますが、平成27年度では企業活動維持支援事業区域の地権者や関係者の皆様方で構成された吉田町内陸フロンティアを拓く特別区域推進協議会を立ち上げ、今後の方向性について協議を行うことができました。また、企業活動維持支援事業区域に企業誘致を行うために必要となる橋梁及び道路の予備設計や、地質調査等を実施するための委託料を支出しております。

次に、15事業の地域の賑わい創生事業費の繰越明許をごらんください。平成26年度から平成27年度に繰り越して執行することをお認めいただいた事業の決算額は546万6,960円でございます。概要につきましては、説明書の38ページをごらんください。

この事業につきましても、国の平成26年度補正予算で措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型536万9,748円と、前年度繰越金9万7,212円でございます。この事業は、シーガーデンシティ構想による賑わいづくりを具現化するための賑わい創出支援業務委託料として、シーガーデンシティ構想のイメージパスやホームページ内に特設ページの構築などを行いました。

次に、16事業、町づくり賑わい創出事業費をごらんください。この事業につきましては、国の平成27年度補正予算で措置されました地方創生加速化交付金を活用して、創業支援や情報発信プラットフォームの構築等を行っていくための事業費を計上いたしましたが、平成28年度に予算を繰り越して執行することを議会でお認めいただきましたので、平成27年度には支出がなく、決算額は計上されておられません。

少し飛びまして、決算書の93ページでございますが、2款1項12目の2事業、空港活用推進費をごらんください。決算額は124万3,654円でございます。概要につきましては、説明書の63ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。空港対策と空港の利活用の両面について、空港周辺市町や他の関係団体と連携しながら対応しておりますが、吉田町空港対策協議会とも連携して諸活動を展開いたしました。

次に、決算書109ページから111ページの2款5項1目の2事業、統計一般事務費をごらんください。決算額は17万7,480円でございます。概要につきましては、説明書の80ページをごらんください。財源内訳といたしましては、県支出金の県単独統計調査委託金3万1,000円と統計調査員確保対策委託費1万3,000円の特定財源のほかは一般財源でございます。この事業の中で、町の統計調査員の確保を行うとともに、統計要覧を500部印刷しております。

次に、2目2事業、諸統計調査費をごらんください。決算額は915万1,400円でございます。概要につきましては、説明書の81ページをごらんください。財源内訳でございますが、全額県支出金となる各種の統計調査委託金を充てております。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、1項の説明をお願いしておりましたので、それはちょっと

後でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○議長（大塚邦子君） 再開します。

続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、八木利幸君。

○会計管理者兼会計課長（八木利幸君） 会計課でございます。

会計課からは、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の69ページ、2の事業、出納管理事務費をごらんください。決算額は179万2,968円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の14ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は、公金の出納及び支払い事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。主なものは、指定金融機関派出手数料等の経常経費が主なものでございます。

会計課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費を説明させていただきます。決算書の87ページをごらんください。決算額は497万6,640円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の51ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。町道に薄層カラー舗装工130平方メートルと区画線7,855メートルなどの安全対策を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課関係につきまして、2款総務費、1項総務管理費につきまして、決算及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書によりご説明いたします。

決算書の83ページ、8目防犯対策費、2の事業の防犯対策推進費をごらんください。決算額は1,014万9,536円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の46ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することにより、安全で安心して生活できる町を形成することを目的としたものでございます。

主な支出としましては、防犯町づくり推進協議会を年2回開催したことによります委員報酬、各自治会が行う防犯灯の新設、修繕、移設に係る整備委託料、LED防犯灯の借上料で

ございます。なお、防犯灯整備委託料及び防犯灯機器借上料は総務課から事務移管されたものでございます。

次に、決算書85ページ、9目交通安全対策費、2の事業の交通安全推進費をごらんください。決算額は604万4,916円でございます。概要につきましては、説明書の47ページ、48ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか指定寄附金の1万円でございます。地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善、また交通安全施設を充実させることにより安全で安心な町づくりを推進するものでございます。主な支出でございますが、カーブミラーの修繕、カーブミラーの新設設置工事、各交通安全関係団体への負担金及び補助金でございます。

次に、決算書の87ページ、3の事業の交通指導員活動費でございます。決算額は549万1,854円でございます。概要につきましては、説明書の49ページ、50ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。交通安全活動の推進を図り、交通事故を防止するための交通指導員の活動費でございます。主な支出としましては、交通指導員34人分の報酬、出勤手当及び交通指導員の活動のための被服費、研修補助金でございます。

以上、防災課から説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御報告申し上げます。

決算書の95ページをごらんいただきたいと思っております。1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんください。決算額は4,254万1,251円でございます。概要につきましては、説明書の64ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。税務事務の効率化を図ることを目的としたもので、臨時職員の雇用、各種協議会等への負担金、過年度分町税還付金が主なものでございます。

続きまして、決算書97ページをごらんいただきたいと思っております。2の事業、賦課徴収費をごらんください。決算額は3,867万9,205円でございます。概要につきましては、説明書の65ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金346万6,000円、諸収入9万6,005円でございます。

課税の適正化、収納率の向上を図ることを目的としたもので、税務相談員の顧問料、固定資産税評価業務のための委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。27年度は社会保障・税番号制度にかかわるシステム改修のために業務委託料520万円を支出いたしました。こちらは国庫事業で3分の1が補助金となっております。また、備品購入費といたしまして、滞納整理等の現地調査訪問のためポータブルカーナビゲーションの購入をいたしました。

以上が当課にかかわります歳出でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の99ページから101ページ、2事業、戸籍住民基本台帳費をごらんください。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の71ページから74ページをごらんください。決算額は4,270万6,530円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金1,428万8,000円、県支出金114万5,000円でございます。戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届け出書の受理及び各種証明書の交付事務などを行っております。

主な支出は、臨時職員賃金、電算処理委託料、使用料及び賃借料及び負担金、補助及び交付金などがございます。平成25年10月15日から住民サービスの向上と窓口事務の合理化を図ることを目的として、総合証明自動交付機を稼働しております。主要な施策と成果に関する説明書の74ページにございますが、利用状況比較がございます。割合の欄でございますが、印鑑登録証明書は36.08%、また一番下の総数では21.52%が御利用していただいている状況でございます。

また、平成27年度から行政の手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、マイナンバー通知カードが10月5日から交付され、本年1月からはマイナンバーカードの交付が始まりました。3月31日現在のマイナンバーカードの交付枚数は909枚、交付率は3.1%でございました。なお、本年7月31日現在の交付枚数は1,748枚でございます。交付率は5.9%でございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の103ページの2款4項1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は156万2,736円でございます。概要につきましては、説明書の75ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金及び県支出金でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算委託料などの経費が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、公職選挙法の改正に伴い選挙権が18歳に引き下げられましたことから、選挙人名簿システムの改修を実施し、法改正に基づく適正な選挙人名簿の管理に資することができました。

次に、決算書105ページ、2款4項2目明るい選挙推進費、2の事業、明るい選挙推進費をごらんください。決算額は2万8,000円でございます。概要につきましては、説明書76ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールの参加者への参加賞、賞品代が主な経費でございます。

次に、決算書105ページの2款4項3目静岡県議会議員選挙費、2の事業、静岡県議会議員

選挙費をごらんください。決算額は483万6,158円でございます。概要につきましては、説明書の77ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て県支出金でございます。

平成27年4月12日執行の静岡県議会議員選挙でございます。平成26年度と平成27年度の2カ年で事業が執行されたものでございます。投票率は49.96%、開票の所要時間は1時間2分でありまして、適正かつ迅速な選挙事務が執行できました。

次に、決算書107ページの2款4項4目町長・町議会議員選挙、2の事業の町長・町議会議員選挙費をごらんください。決算額は800万3,974円でございます。概要につきましては、説明書の78ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

平成27年4月26日執行の町長・町議会議員選挙の執行経費でございます。投票率は59.65%、開票の所要時間は町長が1時間25分、町議会議員選挙が2時間5分でありまして、前回の選挙時よりも大幅に開票時間が短縮されるなど、適正かつ迅速な選挙事務が執行できました。

次に、決算書109ページの2款4項5目大井川土地改良区総代選挙費、2の事業の大井川土地改良区総代選挙費をごらんください。決算額は23万9,000円でございます。概要につきましては、説明書79ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て大井川土地改良区からの交付金でございます。平成27年12月17日執行の大井川土地改良区総代選挙の執行経費でございます。選挙は定数11人に対しまして11人が立候補したため無投票となっております。

続きまして、決算書307ページの13款1項1目普通財産取得費の2の事業、普通財産取得費をごらんください。決算額はゼロでございます。平成27年度におきましては、土地取得事業会計からの土地の買い戻し実績がございませんでした。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課からでございますが、2款5項統計調査費と12款公債費、13款諸支出金、14款予備費の説明をいたします。

決算書109ページから111ページの2款5項1目の2事業、統計一般事務費をごらんください。決算額は17万7,480円でございます。概要につきましては、説明書の80ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、県支出金の県単独統計調査委託金3万1,000円と、統計調査員確保対策委託金1万3,000円の特定財源のほか一般財源でございます。この事業の中で、町の統計調査員の確保を行うとともに統計要覧を500部作成しております。

次に、2目、2事業、諸統計調査費をごらんください。決算額は915万1,400円でございます。概要につきましては、説明書の81ページをごらんください。財源内訳でございますが、全額県支出金となる各種の統計調査委託金を充てております。27年度には5年に1度の国勢調査が行われましたことから、調査に携わっていただきました指導員と調査員の報酬や、調査に係る地図等の作成業務委託等を支出しております。

次に、12款公債費に移らさせていただきます。ページが飛びますが、決算書の305ページの1項1目、2事業の公債費元金をごらんいただきたいと思います。決算額は7億8,522万3,142円でございます。概要につきましては、説明書の328ページと329ページをごらんください。

財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

借入先ごとの償還額及び地方債現在高の推移につきましては、説明書の329ページのとおりでございます。また、それぞれの推移において、通常分と津波防災対策分にそれぞれ分類して集計させていただくとともに、実質公債費比率の推移につきましても掲載をさせていただきます。

次に、2目、2事業、公債費利子をごらんください。決算額は1億2,601万6,943円でございます。概要につきましては、説明書の330ページと331ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。説明書331ページに借入先別の償還利子額一覧表がございますが、元金に係る通常分と津波防災分の分類に応じた償還利子額の分類も掲載させていただいております。

次に、決算書307ページの3目、2事業の公債諸費でございますが、この事業につきましては執行はございませんでした。したがって、説明書は作成してございません。

続きまして、13款諸支出金の2項1目の2事業、財政調整基金費をごらんください。決算額は6億3,505万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の332ページをごらんいただきたいと思っております。財政調整基金の基金利子収入46万3,017円と、一般財源6億3,458万7,983円を充てて積み立てを行っております。

次に、3事業、減債基金費をごらんください。決算額は7,687円でございます。概要につきましては、説明書の333ページをごらんいただきたいと思っております。基金利子収入の7,687円を積み立てております。

次に、決算書309ページの4事業、環境保全基金費をごらんください。決算額は1,485円でございます。概要につきましては、説明書の334ページをごらんください。基金利子収入の1,485円を積み立てております。

次に、5事業、小・中学校建設基金費をごらんください。決算額は4万7,764円でございます。概要につきましては、説明書の335ページをごらんください。基金利子収入の4万7,764円を積み立てております。

次に、6事業、教育振興基金費をごらんください。決算額は67万3,568円でございます。概要につきましては、説明書の336ページをごらんください。基金利子収入の1万5,568円のほか、高等学校等奨学金の返還金56万5,000円を積み立てております。

次に、7事業、緊急地震・津波対策事業基金費をごらんください。決算額は1万7,294円でございます。概要につきましては、説明書の337ページをごらんください。基金利子収入の1万4,933円を積み立てたものでございますが、この基金は平成27年度末をもって廃止されるものでありますことから、平成27年度には元金とともにこの利子収入分の積立金も取り崩しして清算いたしております。

次に、14款予備費をごらんください。予備費につきましては、当初予算で2,000万円の措置し、そのうち471万4,000円は充用をいたしました。その結果、予算現額の1,528万6,000円はそのまま不用額となりました。なお、充用先でございますが、説明書338ページに記載してございますとおりでございます。

以上で企画課の一般会計決算に伴う説明となります。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

決算書、戻りまして112ページ、113ページの歳出事項別明細書をごらんいただきます。主要な施策と成果に関する説明書につきましても、戻りまして82ページ、83ページをあわせてごらんをいただきたいと思っております。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、2の事業、監査委員費でございます。支出済額は103万3,330円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は、監査委員報酬となっております。本年度につきましては、選挙により議員選出の監査委員も変更となりまして、新しい体制によりまして、吉田町監査委員監査基準を基に公正で能率的な監査を進めてきております。

以上、監査委員費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は、10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、3款民生費の説明を求めます。説明は自席でお願いします。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

福祉課からは、3款民生費のうち1項1目社会福祉総務費、4目の老人福祉対策費、5目の心身障害者福祉費、6目の人権地域改善費、7目の介護保険費、そして3項1目の生活保護費、4項1目災害救助費につきまして、決算書及び決算書資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の115ページ、3款1項1目、2事業の福祉総務費をごらんください。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の84ページをごらんください。決算額は18万2,410円でございます。財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。社会福祉業務に係る庶務的な事業で、公用車の車検に係る経費が主な支出となっております。

次に、3事業の民生児童委員活動費でございます。概要につきましては、説明書の85ページをごらんください。決算額は628万8,720円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、県支出金の民生委員協議会費と、同じく県支出金で民生委員法に基づく事務の権限移譲事務交付金でございます。名のおり民生委員・児童委員の活動に係る事業費で、50人の民生委員・児童委員と、3人の主任児童委員を合わせて53人分の活動費でございます。

次に、決算書の117ページ、4事業、戦没者追悼事業費でございます。概要につきましては、説明書の86ページをごらんください。決算額は58万4,200円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。戦没者に対し遺族とともに追悼の意を奉げるもので、昨年10月2日に戦没者追悼式を行い約250の方が参列していただきました。追悼式に係る記念品と祭壇設営に係る委託料が主なものでございます。

次に、5事業、社会福祉協議会補助金でございます。概要につきましては、説明書の87ペ

ージをごらんください。決算額は3,124万1,000円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図るための事業で、事務局人件費のほかに相談事業、民生児童委員活動事業、福祉団体に対する補助事業などを行っております。

次に、6事業、福祉介護手当支給事業費でございます。説明書は88ページをごらんください。決算額は234万円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、財産収入の利子及び配当金収入に当たります地域福祉基金の5,012円でございます。常時介護が必要な方を3カ月以上在宅で介護している介護者に対しまして月額1万円を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担の軽減を図っております。平成27年度は延べ234人分の家族に対して支給しております。

次に、7事業、臨時福祉給付金事業費でございます。概要につきましては、89ページをごらんください。決算額は2,325万3,922円でございます。財源内訳は全て国庫支出金でございます。臨時福祉給付金給付事業費は消費税率改正に伴い、低所得者に対し生活必需品等の購入に係る支出負担を軽減する目的で国が実施したもので、住民税が課税されていない方かつ住民税課税者の扶養親族となっていない方が対象となっており、対象者お1人に対しまして6,000円を支給し、3,255人の方に支給をさせていただいております。

次に、8事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費でございます。概要につきましては、90ページをごらんください。決算額は134万5,300円でございます。財源内訳は全て国庫支出金でございます。事業は翌年度繰り越しとなったことから、執行は臨時職員賃金と翌年度からの事業に備えるためのシステム改修委託料のみとなっております。

次に、決算書の121ページ、3款1項4目老人福祉費でございます。2事業の老人福祉対策費をごらんください。概要につきましては、説明書の95、96ページをあわせてごらんください。決算額は114万3,498円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。高齢者福祉事業の継続的な経費のほかに、介護保険の対象にならない給付対象外の在宅福祉事業である高齢者移動支援事業や日常生活用具貸与事業が主なものでございます。高齢者移動支援事業は、事業を吉田町社会福祉協議会に委託し実施しております。ボランティアさんによる送迎で延べ122人の方が利用されました。日常生活用具貸与事業費は、入所及び入院等で一時帰宅された方へのベッドやマットの短期的な貸し付けを行うもので、お2人の方が利用されておりました。

次に、決算書の123ページ、3事業、敬老事業費でございます。概要につきましては、説明書の97ページをごらんください。決算額は308万6,416円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。長年にわたり御尽力されてまいりました高齢者の長寿をお祝いするもので、平成27年度は9月8日に記念品の贈呈を行い、町内在住の77歳及び80歳以上の高齢者2,390人が対象で記念品の配付を行いました。長寿者へのお祝いとして最高齢者104歳の女性の方お1人と、100歳者11人の女性の方にお祝い訪問させていただきました。また、米寿の方へは誕生日月に記念写真を送らせていただきました。

次に、4事業、社会福祉施設管理事業費でございます。概要につきましては、説明書の98、99ページをごらんいただきたいと思います。決算額は6,330万1,166円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、健康福祉センター使用料、諸収入として健康福祉センターにおける自販機電気料、携帯電話無線基地設備電気料でございます。当課が所管する5施設の指定管

理委託料、そして相寿園管理組合負担金が主な事業でございます。平成27年度から高齢者人材活用センターの指定管理を吉田町シルバー人材センターに委託しております。

次に、決算書の125ページをごらんください。5事業、老人保護措置費でございます。概要につきましては、説明書の100ページをごらんください。決算額は517万6,334円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、老人施設入所者負担金でございます。環境上の理由や経済的理由で家族からの虐待など、65歳以上の高齢者が在宅での生活が困難になった場合に養護老人ホームへ措置するもので、現在お2人の方が入所されております。

次に、6事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。概要につきましては、101ページをごらんください。決算額は1,203万5,520円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、県支出金の老人クラブ活動費補助金でございます。町さわやかクラブへの活動費の補助やシルバー人材センター運営費の補助などが主な事業でございます。高齢者の社会参加と健康維持が図られるようさわやかクラブへの活動支援を行っており、また高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るためシルバー人材センターへの支援を行っております。

次に、8事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。概要につきましては、102ページをごらんください。決算額は49万3,467円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。高齢者が地域社会から孤立することなく住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、行政、地域、民間企業などが協力して高齢者を見守り支援する高齢者見守りネットワークでございますが、平成27年度ネットワーク協力事業所は41事業所となりました。高齢者の見守りネットワーク連絡会において、認知症の疑いのある母と同居している男性の一例を挙げてグループに分かれて活発な意見交換を行ってまいりました。

次に、9事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。概要につきましては、103ページをごらんください。決算額は65万113円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、諸収入の緊急通報システム利用料及び配食サービス利用料でございます。ひとり暮らし高齢者に対する安否確認の手だてとして行っております緊急通報システムや、配食サービスが主な事業でございます。

緊急通報システムは実利用者が19人おまして、通報が延べ96件ありました。そのうち緊急通報は5件で、対応の内容といたしましては体の不調のため救急車を要請しております。また配食サービスは、一般会計と介護特会と双方で事業を行っており、介護特会では65歳以上の方が対象となっております。一般会計では、65歳未満の方で特に配食サービスが必要と認めた方や、障害者のみの世帯の方を対象として配食サービスを行っております。平成27年度はお1人の方が利用しておりました。

次に、決算書の127ページ、3款1項5目心身障害者福祉費でございます。2事業の心身障害者福祉費をごらんください。概要につきましては、説明書の104ページをごらんください。決算額は375万673円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費と県支出金の権限移譲交付金、そして諸収入の心身扶養共済保険料でございます。障害のある方が地域で安心して暮らせるよう支援するもので、身体、知的、精神の3障害の相談員への報奨金と心身障害者扶養共済納付金に加え、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料が主な事業でございます。

次に、3事業の心身障害者更生援護費でございます。概要につきましては、105ページをごらんください。決算額は4,619万7,274円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、県支

出金の重度障害者医療費助成事業費でございます。重度障害者医療費助成が主な事業となっております。身体障害者手帳の1級、2級及び3級の内部障害、療育手帳のAの所持者を対象とした医療費の給付事業で、重度障害者の経済的負担の軽減を図っております。

次に、決算書の127、129ページをごらんください。4事業、心身障害者施設等負担金でございます。概要につきましては、説明書の106ページをごらんください。決算額は1,845万7,990円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。障害児の自立のために必要な訓練や指導を受ける施設への負担金で、島田市にあります駿遠学園には3人の方が入所しており、牧之原市つくしの家には定期利用者が15人、週に一、二回の利用者が5人通所しており、自立に向けた訓練を受けております。

次に、5事業、心身障害者自立支援事業費でございます。概要につきましては、107、108ページをごらんください。決算額は4億1,349万7,249円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金及び県支出金で、障害者、障害児への自立支援事業に対する補助金でございます。身体・知的障害者児の自立と社会参加を促進するための事業で、主に扶助費でございます。

障害者の日中活動を支援する生活介護や、障害者の自立や就労への支援を行う就労支援などのサービスがございます。また、障害児へのサービスとしては放課後デイサービスや児童発達支援がございます。前年度と比べ、特に障害児のサービス利用日数がふえてきております。町内に特別支援学校ができ学校が終わった後、日中過ごす場所として放課後デイサービスを利用する子供たちが増加してきております。

次に、決算書の131ページをごらんください。6事業、障害者自立支援施設管理事業費でございます。概要につきましては、説明書の109ページでございます。決算額は343万5,082円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町総合障害者自立支援施設あつまりーナの指定管理者への管理委託料が主なものでございます。平成27年度には公共下水道の受益者負担金を支出しております。

次に、7事業の地域生活支援事業費でございます。概要につきましては、110ページをごらんください。決算額は3,043万274円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金及び県支出金、そして諸収入でございます。地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援するための事業で、手話通訳者派遣事業、訪問入浴サービス、相談支援事業、日中活動の場として提供する地域活動支援センターや日中1次支援事業、そして紙おむつやストーマ装具を支給する日常生活用具給付事業などがございます。

次に、決算書の133ページをごらんください。6目の人権地域改善費の2事業、人権地域改善費でございます。概要につきましては、説明書の111ページをごらんください。決算額は17万1,387円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金の人権問題啓発事業費でございます。人権地域改善費は差別のない社会の実現を目指し人権啓発活動を行っており、昨年度は人権啓発としてリーフレットを作成し全戸配布をしております。

次に、3事業、神戸西会館運営費でございます。概要につきましては、説明書の112ページをごらんください。決算額は558万5,422円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、神戸西会館使用料、そして県支出金の神戸西会館運営費、そして雑入の公共施設ユニバーサルデザイン化の事業補助金でございます。

神戸西会館運営費は、差別のない社会を実現するための拠点として設置している神戸西会

館の管理運営に係る費用、そして指導員の報酬等が主な事業でございます。会館を拠点として地域との交流を図るため、ヨガ、健康体操、生け花など教養講座や、神戸西会館祭りなどを開催し、地域との交流活動を広めております。会館の管理につきましては、平成27年度公共施設ユニバーサルデザイン化事業の補助を受け、会館のトイレ改修を行っております。

次に、決算書の135ページをごらんください。説明書は113ページになります。7目の介護保険費の2事業、介護保険事業会計繰出金でございます。決算額は2億5,418万6,160円でございます。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金の低所得者保険料軽減国庫負担金と社会保障・税番号制度に係るシステム整備費、そして県支出金の低所得者保険料軽減県負担金でございます。

介護保険事業会計繰出金は介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金がございます。介護給付費繰出金は保険給付費の12.5%を一般財源から繰り出し、地域支援事業繰出金は介護予防事業費の12.5%、包括的支援任意事業費が19.75%の割合で繰り出しを行っております。事務費繰出金は、介護保険事業に関する事務費についての町の一般財源で賄うこととされていることから、介護保険事業会計の1款総務費の予算現額から県補助金を差し引いた額を繰出金としております。

次に、決算書の137ページをごらんください。3事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。概要につきましては、説明書の115ページをごらんください。決算額は19万9,572円でございます。財源内訳につきましては県支出金でございます。社会福祉法人が低所得で特に生計が困難である者に対して、利用者負担の軽減を行った場合に町から法人に対して補助を行っております。

次に、決算書の161ページをごらんください。3款3項1目生活保護費の2事業、生活保護費でございます。概要につきましては、135ページをごらんください。決算額は600円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。行旅人への旅費の支払いが主なものでございます。

次に、3款4項1目災害救助費、2事業の災害救助費につきましては執行はございませんでした。

以上、福祉課から一般会計決算の御説明を申し上げます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

3款1項2目、2事業の国民年金事務費につきましては、決算書及び決算資料の説明資料より御説明申し上げます。

決算書の119ページをごらんください。概要につきましては、説明書の91ページ、92ページをごらんください。決算額は206万8,440円でございます。財源内訳といたしましては全て国庫支出金でございます。国民年金は国の法定受託事務でございます。町では国民年金の資格に関する届け出や保険料の減免申請などの手続の一部を行っております。

主な支出といたしましては、国民年金事務に関する費用でございます。電算処理委託料、複写機借上料及び備品購入費などがございます。平成27年度は年金照会システムねんきんネットを導入し、年金に関する年金機構への照会がこのシステムを使用することにより、より

スピーディーにまた休日でも確認が可能となり、窓口で町民の皆様をお待たせする時間が短縮しております。

次に、決算書の121ページをごらんください。概要につきましては、説明書の93、94ページをごらんください。3目、2事業、国民健康保険事業会計繰出金でございます。決算額1億5,589万2,618円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金2,516万7,000円、県支出金7,221万9,000円でございます。主な内容は保険基盤安定繰出金等でございます。

それでは、説明書の94ページをごらんください。保険基盤安定(1)です。低所得者の保険税の軽減分を補填する保険税軽減分は7,938万600円でございます。また(2)ですが、軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税負担を緩和するための保険者支援分は5,033万3,562円でございます。これは国の国民健康保険への財政支援の拡充が約1,700億円支援され、増額となったものでございます。

また、職員給与与費等は、総務費の一般管理費、賦課徴収費及び運営協議会費の経費、出産育児一時金は支給額1件42万円の3分の2でございます。また、財政安定化支援事業は、国民健康保険財政の健全化及び保険料の平準化に資するための繰り出しでございます。保険事業繰出金は、特定健康診査の検査項目であるクリアチニン検査分の繰出金でございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

3款民生費、2項児童福祉費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の137ページと主要な施策と成果に関する説明書の116ページをごらんください。2項1目、2事業の児童福祉費は、決算額486万8,931円でございます。財源内訳としましては、国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費のうち131万9,044円、地方創生先行型上乘せ交付分91万8,000円、県支出金の地域少子化対策強化交付金154万4,400円と一般財源であります。

事業は、児童福祉業務に係る経常的な経費が主でございますが、27年度に特筆すべき事項といたしまして、11節需用費から特定消耗品費としてキッズサークルを購入し、保健センターや中央公民館など町の公共施設に設置して、来場する親子連れに子育て世代に優しい町をアピールいたしました。また、同じく特筆すべき事項として13節委託料では町の子育て支援PRビデオも作成しております。

次に、決算書の139ページと主要な施策と成果に関する説明書の117ページをごらんください。3事業の児童虐待防止事業費は、決算額270万3,165円でございます。財源内訳としましては、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費90万1,000円、県支出金の地域子ども・子育て支援事業費90万1,000円と一般財源です。支援を必要とする方への取り組みを行い、子供の安全を確保する目的とした要保護世帯の相談及び指導等に係る経費で、家庭相談員の賃金が主なものです。

次に、決算書の139ページと主要な施策と成果に関する説明書の118ページをごらんくださ

い。4事業のひとり親家庭対策事業費は、決算額566万6,611円でございます。財源内訳としましては、県支出金の母子家庭医療費助成事業費264万9,000円、同じく県支出金のひとり親家庭就学支援事業費9万円と一般財源です。20歳未満の児童を扶養しているひとり親に対し、保護者本人とその子に対する母子家庭等医療費の助成が主なものです。対象者は保護者、児童合わせて310人でありました。

また、27年度に特筆すべき事項として、ひとり親家庭就学支援事業費として児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童が小学校に進学する際に、ランドセルや学用品の購入費用として1人につき3万円を限度として助成をいたしました。助成を受けた方は計7人でありました。

次に、決算書の141ページと主要な施策と成果に関する説明書の119ページをごらんください。5事業の子供発達支援費は、決算額1,779万8,242円でございます。財源は諸収入として利用者からいただくこども発達支援事業所利用者負担金208万8,080円、給付費である児童発達支援事業収入1,570万9,920円があります。吉田町立こども発達支援事業所に係る事業費です。

発達障害をお持ちのお子さんに少人数での保育、療育サービスを提供することにより、対人関係やコミュニケーションの苦手さを改善しようとする事業所の運営のための経費であり、指導員として雇用した臨時保育士等7人の賃金が主なもので、このほか焼津市の社会福祉法人から心理士や児童相談員の専門職員を年間50回程度派遣していただく委託料も含まれております。

次に、決算書の143ページと主要な施策と成果に関する説明書の121ページをごらんください。6事業の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、決算額1,438万8,659円でございます。財源は全額国庫支出金ですが、事務費に係る1,000円に満たない端数金額659円につき一般財源での負担となっています。おととの消費税率改定に伴い、子育て世帯の経済的負担を軽減するため前年に続いて国が実施したもので、27年度は子供1人当たり3,000円の支給を行い、支給された児童は4,168人でありました。

次に、決算書の143ページと主要な施策と成果に関する説明書の122ページをごらんください。2目、2事業の児童手当費は、決算額5億6,423万5,963円でございます。財源内訳としましては、国庫支出金の児童手当費3億9,111万1,997円、県支出金の児童手当費8,600万1,498円と一般財源です。子供の健やかな育ちを経済面から応援するために、中学校修了前までの幼児、児童・生徒の保護者に児童手当を支給するものです。

次に、決算書の145ページと主要な施策と成果に関する説明書の123ページをごらんください。3目、2事業の保育園管理費は、決算額1億1,830万1,185円でございます。財源内訳としましては、分担金及び負担金の一時預かり利用者負担金が246万4,260円、病後児保育利用者負担金が2,000円、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費は120万3,000円、施設型給付費補助金が379万8,353円、県支出金の多様な保育推進事業費補助金が25万8,500円、地域子ども・子育て支援事業費補助金、保育対策等促進事業補助金が66万8,000円、同じく子育て支援事業費補助金が53万6,000円、施設型給付費補助金が364万151円、諸収入の納付金として日本スポーツ振興センター納付金が11万7,200円と一般財源です。

4つの保育園の管理運営に係る経費で、臨時保育士等の賃金が主なものですが、27年度に特筆すべき事項として、昨年からはスタートした子ども・子育て支援新制度により吉田町の子

供が通う認定こども園などへの給付費もここに計上されております。

次に、決算書の147ページと主要な施策と成果に関する説明書の125ページをごらんください。3事業のさくら保育園運営費は、決算額1,661万5,831円でございます。財源内訳としましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金のうち500万円と、諸収入の保育所及び事業所職員給食代109万240円と一般財源です。事業はさくら保育園の運営に係るもので、給食のための賄い材料費や保育材料費が主なものです。

次に、決算書の149ページと主要な施策と成果に関する説明書の126ページをごらんください。4事業のすみれ保育園運営費は、決算額2,002万5,275円でございます。財源内訳としましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金のうち500万円と、諸収入の保育所及び事業所職員給食代176万7,800円と一般財源です。事業はすみれ保育園の運営に係るもので、給食のための賄い材料費や保育材料費が主なものです。

次に、決算書の151ページと主要な施策と成果に関する説明書の127ページをごらんください。5事業のさゆり保育園運営費は、決算額1,849万1,592円でございます。財源内訳としましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金のうち500万円と、諸収入の保育所及び事業所職員給食代129万2,200円と一般財源です。事業はさゆり保育園の運営に係るもので、給食のための賄い材料費や保育材料費が主なものです。

次に、決算書の153ページと主要な施策と成果に関する説明書の128ページをごらんください。6事業のわかば保育園運営費は、決算額2,077万1,705円でございます。財源内訳としましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金のうち500万円と、諸収入の保育所及び事業所職員給食代109万240円と一般財源です。事業はわかば保育園の運営に係るもので、給食のための賄い材料費や保育材料費が主なものです。

次に、決算書の155ページと主要な施策と成果に関する説明書の129ページをごらんください。4目、2事業の児童館運営費は、決算額832万798円でございます。財源内訳としましては、諸収入の児童館事業材料費徴収金8万2,710円と一般財源です。事業は児童館において各種事業をする経費であり、児童に健全な遊びを与え心身ともに健やかに育成するための事業です。

次に、決算書の157ページと主要な施策と成果に関する説明書の130ページをごらんください。3事業の放課後児童健全育成事業費は、決算額4,060万7,397円でございます。財源内訳としましては、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費737万2,000円、県支出金の地域子ども・子育て支援事業費737万2,000円、諸収入の放課後児童クラブ徴収金1,790万3,800円、同じく放課後児童クラブ過年度徴収金は1万4,000円と一般財源です。

事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を放課後児童クラブにお預かりして、子供たちに適切な遊びと生活の場所を提供するもので、指導員の賃金を主としたクラブの運営費です。

次に、決算書の157ページと主要な施策と成果に関する説明書の132ページをごらんください。4事業の地域子育て支援拠点事業費は、決算額699万2,815円でございます。財源内訳としましては、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費が233万円、県支出金の地域子ども・子育て支援事業費が233万円、諸収入の地域子育て支援拠点事業材料費徴収金が2,500円と一般財源です。

事業は、子育て支援センターに係る運営費で子育てに関する不安解消のために育児に係る

保護者に気軽な交流の場を提供し、指導員と子育て相談員を常駐させて保護者からの相談や援助を行ったものです。

次に、決算書の159ページと主要な施策と成果に関する説明書の133ページをごらんください。5事業の子ども会育成連合会助成事業費は、決算額40万円でございます。財源内訳としましては、諸収入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金26万6,500円と一般財源です。事業は、地域おける児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への助成費です。

次に、決算書の159ページと主要な施策と成果に関する説明書の134ページをごらんください。5目、2事業の児童厚生施設整備費は、決算額36万7,547円でございます。財源内訳としましては全てが一般財源です。事業は、町内にある児童遊園の管理費で、遊具の点検や修繕に係る費用が主なものです。

以上が3款民生費のうち児童福祉費に係るこども未来課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費の1目から8目でございます14事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の163ページから165ページの1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費をごらんください。概要につきましては、説明書の137ページと138ページをごらんください。決算額は1,366万3,918円となりました。財源内訳といたしましては、一般財源のほか衛生費国庫補助金98万5,786円になります。

保健衛生管理費は、健康づくり課が行う保健衛生事業及び保健センター施設の総務管理費用で、主な支出は委託料のシステムの使用料や保守料としての電算処理業務委託料となりますが、平成27年度につきましては、特別な支出としまして平成23年2月に策定いたしました健康増進計画、食育推進計画の中間見直しのための健康増進計画策定委託と社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料が例年にないものとなっております。

7節賃金は、予防接種、健診、相談事業等における窓口業務の対応に追われており、定期予防接種に係る事務、母子保健事業における指導や支援、栄養教室の補助、各種申請受付事務などの臨時職員となります。14節使用料及び賃借料は複写機、ファクス機などの事務機、AEDなどの借上料になります。

次に、決算書の165ページから167ページの1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費の繰越明許になります。概要につきましては、説明書の139ページと140ページをごらんください。決算額は1,531万1,252円となりました。財源内訳といたしましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金865万4,350円と前年度繰越金の665万6,902円でございます。平成27年3月に補正をし、平成27年度へ繰り越しをして事業を実施いたしました。内容は保健センター施設整備として母子保健室の設置と女子トイレの改修、事務室の受付箇所の改修となります。

次に、決算書の167ページ、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。決算額は527万5,303円でございます。概要につきましては、説明書の141ページをごらんください。財源

は全て一般財源でございます。地域の救急医療機関を確保し、その管理運営が円滑に行われ町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように、また町民の皆様が救急医療に対する理解を深めていただくための事業でございます。

最初に、志太榛原地域救急医療センター運営費負担金ですが、志太榛原の4市2町が夜間の1次救急医療体制として整備している志太榛原地域救急医療センター運営費負担金となります。ほとんどが医師、看護師の person 費と医薬品購入費になります。平成27年度の吉田町の利用者は250人でありました。

次に、志太榛原地域救急医療対策協会負担金ですが、同じく4市2町で構成する社団法人志太榛原地域救急医療対策協会の運営と協会が実施する事業の負担金となります。

次に、救急医療協力促進事業費補助金ですが、榛原医師会への休日の当番医の救急医療業務の委託に対する負担金で3市2町で構成されております。平成27年度の実績は榛原医師会全体で5,109人の受診となり、このうち吉田町分が1,318人となりました。

次に、救急医療施設運営費負担金ですが、志太榛原の4市2町が2次救急医療を輪番制で実施している焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対する救急医療施設運営費負担金でございます。平成27年度の実績は4病院で1万2,645人の受診となりました。

次に、決算書の同じく167ページ、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。決算額は3億7,895万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の142ページと143ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。町民が地域において速やかに質の高い医療を受けることができるように、榛原総合病院組合の経営の健全化を図るための町から病院組合に対する負担金で、平成27年度の吉田町の負担割合は32.115%でございます。

次に、同じく決算書の167ページ、6の事業、災害時医療救護対策事業費をごらんください。決算額は72万3,924円でございます。概要につきましては、説明書の146ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、17款2項1目基金繰入金のうち27万3,000円と19款5項2目消防費雑入、地震・津波対策事業交付金の8万8,000円でございます。

大規模地震等の災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的とする事業で、主に携帯用超音波画像診断装置や非接触赤外線体温計の救護所等で使用する医療器具類の備品を購入いたしました。

次に、同じく決算書の167ページ、7の事業、地域医療対策事業費をごらんください。決算額は1万1,587円でございます。概要につきましては、説明書の147ページと148ページをごらんください。財源内訳としましては全額一般財源となります。身近な地域で安心して医療を受けられるように、開業医、病院、行政、地域が連携し、安心して生活するための地域医療体制を整備していくように平成27年度から新たに予算計上いたしました。

次に、決算書の169ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。決算額は7,540万7,574円でございます。概要につきましては、説明書の149ページから151ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の蔓延を予防するための知識の普及と各種予防接種事業を実施しており、主な支出は予防接種費でございます。

平成26年10月から水痘と成人用肺炎球菌が予防接種化され、平成27年度から当初予算に新たな計上されました。新たに水痘と成人用肺炎球菌予防接種が個別接種の開始となったことで予防接種委託料が予算増となりましたけれども、成人用肺炎球菌の予防接種者が少なく、

約半分の接種率となりました。

次に、決算書の177ページから179ページ、5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費をごらんください。決算額は1億7,914万6,212円でございます。概要につきましては、説明書の164ページから166ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫支出金4件分で237万9,430円、県支出金4件分で74万4,179円、寄附金、その他衛生費雑入5件分で112万5,514円となります。

母子保健衛生費は、妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業医療費助成事業を実施しており、主な支出は乳幼児・妊婦健診委託料でございます。不妊治療費助成事業の申請延べ件数は、特定不妊治療費では前年度23件から27件となり、一般不妊治療費では4件から7件に増加しております。特定不妊治療では、19人中6人の妊娠を年度末までに確認しております。例年おおよそ半数の方が妊娠に至っておりますが、27年度は半数まではいきませんでした。

次に、決算書の179ページ、5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費の繰越明許をごらんください。決算額は66万9,102円でございます。概要につきましては、説明書の167ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金66万9,102円全額となっております。平成26年度から平成27年度へ繰り越しており、4款1項1目、2の事業、保健衛生管理費の繰越明許で説明をさせていただいたものと同様に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、妊娠・出産、母子保健支援体制強化事業を実施いたしました。

事業内容は、ソフト事業として7カ月児健康相談事業と妊産婦健康相談事業となります。また、保健衛生管理費の繰り越し事業において母子保健室を整備しましたので、母子保健室に設置する備品の購入もいたしました。

次に、同じく決算書の179ページ、6目健康づくり事業、2の事業、健康づくり事業費をごらんください。決算額は201万9,319円でございます。概要につきましては、説明書の168と169ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、ウォーキングイベントの参加料でございます。生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、地区組織育成等の事業を実施しております。主な支出は各種事業謝礼金でございます。

平成27年度は、若返り貯筋塾のほかにウォーキングMAPの見直しをし、ウォーキングコースとウォーキングと運動効果等を記載したウォーキングMAPを作成し、健康づくりの手法として位置づけをしました。また、津波避難タワーを利用したウォーキングイベントも実施いたしました。参加者は131人となっております。

さらに、健康づくりの無関心層の関心を高め、生活習慣の改善や各種検診の受診率向上をつなげるためにインセンティブを利用した健康マイレージ事業を開始しました。対象は18歳以上の町内在住・在勤・在学者となります。昨年度のチャレンジシートの配布数は1,400枚で、保健協力員や体育館教室などで配布をし、総合体育館にも配布をしていただけるようお願いをいたしました。ポイントが40ポイントとなりますとふじのくに健康いきいきカードが発行され、このカードを持っている方が協力店においてそれぞれの事業所のサービスを受けることができる事業となっております。

次に、決算書の181ページ、3の事業、ダンス健康づくり事業費をごらんください。決算額は363万6,800円でございます。概要につきましては、説明書の170ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

平成26年度から任意団体ダンス推進会として活動を開始し、2年目の活動となりました。

予算は全て19節負担金、補助及び交付金で、ダンス健康づくり事業費補助金として実績に基づき交付をいたしました。27人のダンス健康づくり推進委員を中心に、一般ダンス講習会45回、キッズダンス講習会26回、各地区や小学校への講師派遣17回、町内イベントでのダンスPR活動11会場、笑っしょいよしだフェスティバルを11月15日に開催などを通じて、健康づくりを推進しております。内容的には昨年度とほとんど同じですが、活動を広げようと団体へのアプローチも行っております。

次に、同じく決算書の181ページ、4の事業、健康体操運営費をごらんください。決算額は401万2,961円でございます。概要につきましては、説明書の171ページと172ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、衛生費雑入として総合体育館教室受講料の229万25円でございます。一人でも多くの町民の運動習慣の定着を図ることを目的としており、総合体育館を使用して開催している健康体力づくり事業でございます。主な支出は7節の賃金と8節の報償費の講師謝礼になります。12節の役務費は障害保険料となっております。

次に、同じく決算書の181ページ、5の事業、食育推進事業費をごらんください。決算額は49万2,192円でございます。概要につきましては、説明書の173ページと174ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか総務費雑入として6万円と教室の参加料として2万6,400円となります。食と健康に関する知識を学び意識を高める教室の開催、地域の組織育成等を通じて食育推進を図る事業となります。主な支出は会議及び講座の講師等謝礼金、実習に係る材料及び資料等の需用費となります。

最後になりますが、決算書の183ページから185ページの8目、2の事業、健康増進事業をごらんください。決算額は2,820万3,948円でございます。概要につきましては、説明書の178ページから180ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金55万8,000円と県支出金228万円でございます。生活習慣病予防を積極的に推進するため、成人対象の個別健康相談、各種健康教育、各種がん検診、骨粗しょう症予防検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等を実施いたしました。主な支出は各種検診などの委託料でございます。

平成27年度は、26年度に引き続き、特にがん検診の新規受診者をふやすことを目的に、複数のがん検診の同時実施及び無料クーポン配布等ががん検診推進事業を実施しておりますが、無料クーポン対象者が26年度と比べて少なくなったことで、受診者も前年度と比較しますとわずかに減ってしまいました。

以上が健康づくり課の平成27年度事業の実施状況についての御説明です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の167ページをごらんください。1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）は、決算額で1,298万9,000円でございます。概要につきましては、説明書の144ページ、145ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の維持管理に係る経費を

牧之原市と吉田町、それぞれで負担し広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の171ページをごらんください。3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費は、決算額は519万1,165円でございます。概要につきましては、説明書の152ページ、153ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、県支出金12万4,300円、その他として手数料116万5,240円でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務、このほか動物関係の事務などを行っております。

主な支出といたしましては、燃料費や注射済票交付事務手数料、死亡猫等の死体収集運搬委託料、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。

続きまして、決算書の同じく171ページをごらんください。3目、3事業、ごみ減量リサイクル推進事業費は、決算額は26万840円でございます。概要につきましては、説明書の154ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。主な支出でございますが、生ごみ処理機設置費補助金や団体による資源回収事業に対しまして補助するクリーン活動事業奨励金でございます。

次に、決算書の173ページをごらんください。3目、5事業、地球温暖化防止対策事業費は、決算額180万円でございます。概要につきましては、説明書の156ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は住宅用の太陽光発電システムの設置者に対しまして2万円、蓄電池システムの設置者に10万円を補助するもので、主な支出はこの地球温暖化防止対策事業費補助金でございます。

次に、決算書の同じく173ページをごらんください。3目、6事業、環境教育推進事業費、決算額1万8,174円でございます。概要につきましては、説明書の157ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。環境に対する関心と理解を深めるために環境体験学習教室の開催や啓発事業を実施いたしました。主な支出といたしましては講師謝礼金や啓発物品代などがございます。

次に、決算書の同じく173ページをごらんください。3目、7事業、環境保全費は決算額1,635万7,257円でございます。概要につきましては、説明書の158ページ、159ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は環境の保全を図るため、公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、作業に係る消耗品代や修繕費、使用車両の借上料などがございます。

次に、決算書の175ページをごらんください。3目、8事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費は、決算額8,916万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の160ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれで負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

同じく決算書の175ページをごらんください。3目、9事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費は、決算額4億3,420万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の161ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の維持管理等に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれで負担いたしました。広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、同じく決算書の175ページをごらんください。4目公害対策費、2事業、公害対策費

は、決算額375万3,644円でございます。概要につきましては、説明書の162ページ、163ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金80万6,949円でございます。この事業は、公害特定施設等の届け出に係る事務と河川水、事業所排水、環境中の大気、騒音、ダイオキシン類などの環境調査・分析業務が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境調査及び分析調査委託料や協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明申し上げます。

初めに、決算書の172ページ、173ページをごらんください。生活排水改善対策事業費の決算額は2,859万280円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の155ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、国庫支出金958万1,000円、県支出金364万4,000円でございます。

生活排水改善対策事業は、合併浄化槽の設置を推進し生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としておりまして、浄化槽設置費補助金2,855万4,000円が主な支出でございます。平成27年度は82件の補助金の支出がございました。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

4款1項5目、2の事業、母子保健衛生費のうちこども医療費につきましては、本年度所管が健康づくり課からこども未来課へかわりましたので、当課から御説明申し上げます。

決算書の177ページ及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書164ページにより御説明申し上げます。こども医療費本体の決算額は1億3,013万9,519円の支出があり、このほか事務費手数料、電算処理委託料がそれぞれありました。財源としては県支出金のこども医療費が3,438万8,000円、諸収入のこども通院医療費助成事業費等交付金が100万円、こども医療費過年度返還金が59万2,861円と一般財源です。

こども医療費は中学3年生までの医療費を負担するもので、子供さんが病気やけがで医者にかかったとき、窓口で受給者証を提示すれば保険診療分については原則無料となるものです。

以上が4款衛生費のうち母子保健衛生費、こども医療費に係るこども未来課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

4款1項7目、2事業、老人保健事業事務費でございます。決算書の181ページをごらんください。概要につきましては、説明書の175ページをごらんください。決算額544万3,942円でございます。これは老人保健事業費交付金等返還金でございます。財源内訳といたしまして

は全て一般財源でございます。旧老人保健法に係る給付費等について、過誤等による診療報酬返還金に対しまして、国・県・社会保険診療報酬支払基金からの交付確定に伴いまして返還金を支出したものでございます。

続きまして、その下の3事業の後期高齢者医療事業事務費でございます。概要につきましては、説明書の176ページ、177ページをごらんください。決算額は2億4,797万3,520円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金98万6,000円、県支出金3,059万8,000円、その他としましては後期高齢者医療広域連合健康診査委託料及び静岡県後期高齢者医療制度特別対策補助金で371万7,000円でございます。

この事業につきましては、後期高齢者医療保険料の徴収に係る事務、資格管理に係る事務及び各種届け出に関する事務費と特別会計への繰出金でございます。主な支出といたしましては、後期高齢者の人間ドック委託料、特定健康診査委託料、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金、療養給付費負担金及び保険基盤安定繰出金などがございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時56分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課からは、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、決算書の185ページをお願いします。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、2の事業の雇用対策費であります。決算額は28万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の181ページをごらんいただきたいと思います。財源としましては全て一般財源であります。主な支出であります。職業訓練校補助金としまして、御前崎市、牧之原市と2市1町で職業訓練法人榛南職業訓練協会に補助金を交付しております。また、町内への就職、雇用の創出を推進するため、町内の企業担当者とともに就労セミナーに参加し、学生や保護者に向けてPRを行いました。

次に、決算書の187ページになります。3事業の労働福祉費であります。決算額は255万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の182ページをごらんください。財源としましては全て一般財源でございます。例年と同様、勤労者への福利厚生への支援としまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出し、地域住民の福祉向上を初め中小企業と大企業との間にあります雇用労働条件、労働福祉など、さまざまな格差を縮小するための支援に努めてございます。

5 款労働費は以上であります。

続きまして、決算書同じく187ページとなります。6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 事業、農業委員会運営費でございます。決算額は329万3,358円でございます。概要につきましては、説明書の183ページをごらんください。財源としましては一般財源のほか、県支出金133万1,000円、そのほかとしまして諸収入7万4,348円であります。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費の支出を行いました。

主な支出は農業委員会委員報酬となります。農業委員会総会につきましては毎月1回開催しております。3月の総会につきましては、本年4月から県から町に農地法4条及び5条の許可について権限移譲されますことから開催しませんでした。よって、27年度の開催回数については11回でございます。

次に、決算書の189ページとなります。3 事業、農業者年金事務費であります。決算額は15万964円でございます。概要につきましては、説明書の184ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳であります、そのほかとしまして諸収入14万6,300円で、残りが一般財源となります。この事業につきましては、独立行政法人農業者年金基金からの受託事業で、事務用品等の需用費が主な支出でございます。

次に、決算書の191ページをお願いします。2 目農業総務費、2 事業、農業総務費であります。決算額は99万5,027円でございます。概要につきましては、説明書の185ページをごらんください。財源は全て一般財源となります。事業内容でございますが、中部農業共済組合等への負担金と産業課の公用車の維持管理関係が主なものでございます。

次も決算書の同じく191ページになります。3 目農業振興費、2 事業、農業振興費であります。決算額は862万8,170円でございます。概要につきましては、説明書の186ページをごらんください。財源としましては一般財源のほか、県支出金の農業経営基盤強化資金利子助成事業費の1万6,625円と、内陸フロンティア推進区域事業費補助金250万円であります。事業の内容でございますが、吉田町内陸のフロンティアを拓く取り組みの一つであります物資供給拠点確保事業に伴う農用地利用計画等を変更するため、農業振興地域整備計画策定業務委託を実施いたしました。そのほか意欲的な経営を行う農家や組織の育成、連携を図り、農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的として設立した農業経営振興会と部農会組織への活動に対する補助金も支出しております。

次は、決算書の193ページとなります。3 事業、担い手育成総合対策事業費であります。決算額は43万9,404円でございます。概要につきましては、説明書の187ページをごらんいただきたいと思っております。財源としましては一般財源のほか、使用料及び手数料6,000円となります。農用地の有効利用及び利用権の設定を通じまして、認定農業者への農地流動化を促進するため、農用地利用集積奨励補助金が主な支出でございます。

次に、決算書の同じく193ページでございます。4 事業、農業経営所得安定対策推進事業費であります。決算額は12万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の188ページをごらんください。財源としましては、国庫支出金12万4,000円であります。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、100%国庫補助により転作事業を実施しております。

次も決算書同じく193ページをお願いします。5 事業、耕作放棄地対策事業費であります。概要につきましては、説明書の189ページでございます。補助事業の対象となる支出はありませんでしたが、農地パトロールの実施や是正指導、担い手農家へのあっせんなどを行いました。

て、耕作放棄地の発生防止に努めたところでございます。

次も決算書の193ページになります。4目畜産業費、2事業、畜産業費であります。決算額は8万5,192円でございます。概要につきましては、説明書の190ページをごらんください。財源は全て一般財源となります。前年同様、協議会への負担金や死亡獣畜処理に伴う補助金が主な事業でございます。

続きまして、決算書の195ページをお願いします。5目農地費、4事業、土地改良事業費であります。決算額は2,207万7,494円でございます。概要につきましては、説明書の194ページをごらんいただきたいと思っております。財源につきましては全て一般財源となります。大井川土地改良区負担金が主なものでありまして、当町におきましては老朽化に伴う基幹水利施設の機能回復改修工事の第1期工事が実施され、用水の安定供給、管理の方法の改善など、農業経営の安定化と地域用水機能の維持増進が図られているところでございます。

次に、決算書197ページになります。2項林業費、1目林業総務費、2事業、松くい虫防除事業であります。決算額は328万7,940円でございます。概要につきましては、説明書の195ページをごらんください。財源は全て一般財源であります。例年同様、薬剤地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施しまして、松枯れの蔓延防止を行っております。

次も決算書の同じく197ページになります。3事業、保安林等保護環境整備事業費であります。決算額は382万9,348円でございます。概要につきましては、説明書の196ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほかに、その他としまして使用料及び手数料3,400円と、県支出金1万6,444円あります。これも例年同様、保安林等の環境維持事業としまして、除草や支障木の伐採、また大幡川の桜並木の保護としまして、薬剤散布や除草等を実施いたしました。

次は、決算書の199ページになります。3項水産業費、1目水産振興費、2事業、水産振興費であります。決算額は150万5,623円でございます。概要につきましては、説明書の197ページをごらんいただきたいと思っております。財源ですが全て一般財源となります。事業の内容であります。水産業の振興や活性化を目的としました負担金、補助金が主なものであります。漁業近代化資金利子補助金は6件が対象となりました。また、水産業振興事業費補助金の漁港環境改善事業であります。南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行っております漁港内の清掃活動に要した経費の2分の1以内を補助しております。なお平成27年度におきましては、清掃活動を6回実施しております。

次も決算書同じく199ページでございます。3事業、地域栽培推進事業費であります。決算額は41万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の198ページをごらんください。財源については全て一般財源となります。事業の内容としましては、協議会等への負担金でございます。榛南地域栽培漁業推進事業では、ヒラメとマダイの放流を行っております。

次は、決算書の201ページになります。2目漁港管理費、2事業、漁港管理費であります。決算額1,246万9,615円でございます。概要につきましては、説明書の199ページと200ページをごらんいただきたいと思っております。財源は全て一般財源となります。事業内容としましては、吉田漁港の適正な維持管理費を図ることを目的に漁港管理会の開催、公用車の維持管理、また緊急時に備えまして陸閘、大幡川水門を初め津波防災ステーション、センターや非制御所内の機器の保守点検業務・修繕等を行いました。

次は、決算書203ページになります。3事業、水産基盤整備事業費であります。決算額は8,136

万4,200円でございます。概要につきましては、説明書の201ページと202ページをごらんください。財源内訳であります。一般財源のほか、県支出金5,401万円、その他としまして分担金及び負担金178万700円であります。内容といたしましては、委託費として吉田漁港多目的広場の整備に伴います環境施設用地の測量設計、地質調査、盛り土設計業務のほか、漁港施設の機能保全計画策定業務などを実施いたしました。工事請負費としましては、航路護岸改修工事補助分40.3メートル、町単独分としまして掘削工、構造物撤去工、37.3メートル施工いたしました。

次も決算書同じく203ページになります。4事業、小規模局部改良事業費であります。決算額は1,500万円でございます。概要は、説明書の203ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳であります。一般財源のほかに県支出金500万円と、そのほかとしまして分担金及び負担金が450万円となっております。工事と内容としましては、漁港内の航路に堆積しております土砂を6,300立米しゅんせついたしましたして、船舶の航行の安全を確保したところであります。

6款農林水産業費は以上であります。

次ですが、決算書同じく203ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、2事業、消費生活費であります。決算額は93万3,217円でございます。概要につきましては、説明書の204ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかに、県支出金42万5,467円、そのほかとしまして諸収入3万円あります。啓発リーフレットを各団体に配布して消費者被害防止に努めておるとともに、消費者グループへの活動支援も行っております。また、平成27年度の消費生活相談件数は79件ございまして、消費生活相談員を週2日お願いし消費者相談に対応いたしました。

次に、決算書の205ページをお願いします。2目商工業振興費、2事業、商工業振興費であります。決算額は405万1,500円でございます。概要につきましては、説明書の205ページをごらんください。財源内訳であります。一般財源のほかに県支出金1,550円あります。吉田町商工会への運営費補助金を主に町内商工業の振興を図っておるところでございます。

次も、決算書同じく205ページになります。2事業、商工業振興費、繰越明許であります。決算額は3,236万4,316円でございます。概要につきましては、説明書の206ページをお願いいたします。財源内訳は国庫支出金1,867万3,000円、その他としまして前年度繰越金1,369万1,316円あります。事業内容であります。国の地方創生政策の推進に伴う地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、さらに町独自の財源を加え、地域振興に貢献しております商店等で共通して使用できるプレミアム商品券を発行し、地元消費の拡大と地域経済の活性化を図りました。

次も決算書の同じく205ページになります。3事業、中小企業振興費であります。決算額は147万3,472円でございます。概要につきましては、説明書の207ページをお願いします。財源は全て一般財源であります。中小企業者の経営安定のため、事業資金の低利融資や利子補給を実施することにより、借入者の負担の軽減、経営基盤の安定及び合理化を図るため事業を進めております。

また、町と金融機関等の創業支援機関が連携しまして、吉田町創業支援ネットワークを構築したとともに創業支援事業計画を策定し国の承認を得ました。これにより創業希望者のサポート体制を整えることができました。

次は、決算書の207ページをお願いします。4事業、企業立地振興費であります。決算額は253万9,200円であります。概要につきましては、説明書の208ページをごらんください。財源内訳であります、一般財源のほかは県支出金117万720円でございます。事業内容としましては、静岡県と市町が企業誘致活動を一体的に推進するために設置されております連絡会への負担金のほか、内陸フロンティア推進区域において企業誘致を図るため農村地域工業等導入変更実施計画書策定業務委託を実施いたしました。

次も決算書の同じく207ページになります。3目観光費、2事業、観光振興費であります。決算額は3,007万3,211円でございます。概要につきましては、説明書の209ページと210ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳としましては一般財源のほかは、県支出金1万5,438円、その他としまして使用料及び手数料が236万1,440円と諸収入が6万円あります。

臨時職員賃金は小山城の臨時職員3人分となっております。委託料の中の凧揚げまつり、花火大会、小山城まつりは、観光協会へのイベント開催に対する委託料でございます。そのほかの支出としましては、展望台小山城や郷土資料館、小山城売店、吉田漁港内にあります海岸トイレなどの観光施設における保守点検料や修繕料などがございます。

次に、決算書の209ページでございます。3事業、産業委員会運営事業費であります。決算額は11万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の211ページをごらんください。財源としましては全て一般財源となります。産業委員会を平成27年11月25日に開催いたしまして、産業4団体の現状や課題について報告、意見交換等を行いました。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門・排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費につきまして御説明いたします。

決算書195ページをごらんください。6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業の水門・排水機場管理費でございます。決算額は774万7,977円でございます。概要につきましては、説明書の191、192ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は排水機場や水門の維持管理を行い、農地の効率的な利用を推進しております。

次に、決算書同じページの3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は79万9,717円でございます。概要につきましては、説明書の193ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、前の事業と同じく農地の効率的な利用を推進しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 8款土木費及び11款災害復旧費につきまして御説明いたします。

決算書の211ページから213ページをごらんください。8款土木費のうち1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費になります。決算額は1,582万3,131円でございます。概要につきましては、説明書の212、213ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、県支出

金 9 万 8, 359 円でございます。土木管理費につきましては、土木行政の事業を円滑に運営するための委託料や使用料及び賃借料が主なものであり、土木事業の総務費的なものでございます。

次に、215 ページの 8 款土木費、2 項 1 目道路維持費の 2 の事業、道路維持費でございます。決算額は 5, 404 万 4, 132 円でございます。概要につきましては、説明書 214、215 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路維持費については、安全で快適な道路環境を維持するための費用であります。維持修繕件数でございますが、住吉 80 件、片岡 60 件、川尻 89 件、北区 114 件の合計 343 件の修繕工事を行っています。また、町内の公共施設への誘導のため案内標識を 8 基設置しております。

次に、決算書同じページの 3 の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。決算額 1, 430 万円でございます。概要につきましては、説明書 216 ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費 786 万 5, 000 円でございます。事業内容は工事請負費で町道大幡堤 3 号線の路面切削と路上再生を行っております。

次に、決算書 215、217 ページの 8 款土木費、2 項 2 目道路新設改良費、2 の事業、都市防災総合推進事業西の坪大浜 1 号線道路改良事業費でございます。決算額は 2, 356 万 2, 080 円でございます。概要につきましては、説明書 217 ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の都市防災総合推進事業費 1, 997 万円でございます。事業内容は工事請負費、補償、補填及び賠償金でございます。

次に、決算書 217 ページの 3 の事業、都市防災総合推進事業、下片岡 16 号線道路改良事業費でございます。決算額は 1, 380 万 5, 660 円でございます。概要につきましては、説明書 218 ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の都市防災総合推進事業費 1, 380 万 4, 000 円でございます。事業内容は工事請負費と補償、補填及び賠償金でございます。

次に、決算書同じページの 4 の事業、青柳田中線道路改良事業費でございます。決算額 3, 014 万 4, 799 円でございます。概要につきましては、説明書 219 ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金 1, 470 万円でございます。事業内容は、工事請負費と補償、補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の同じく 217 ページと 219 ページの 8 款 3 項 1 目河川総務費のうち、2 の事業、河川総務費でございます。決算額は 87 万 7, 207 円でございます。概要につきましては、説明書の 221 ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の水門管理事務費 58 万 8, 000 円でございます。河川改修と適切な維持管理業務を推進するものでございます。事業内容は、湯日川水系 3 カ所、坂口谷川水系 3 カ所の水門管理委託料や各種同盟会への委託料や負担金、補助及び交付金でございます。

次に、決算書 219 ページの 3 の事業、治水対策推進事業費でございます。決算額は 1 万円でございます。概要につきましては、説明書 222 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。2 級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会の負担金でございます。

次に、決算書同じページの 8 款 3 項 2 目河川維持費のうち、2 の事業、河川維持管理費でございます。決算額 1, 221 万 2, 508 円でございます。概要につきましては、説明書 223、224 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。河川の維持管理に必要な費

用で、堤防除草、水路しゅんせつなどが主な事業となっております。

次に、決算書同じページの8款3項3目河川新設改良費のうち、4の事業、大幡川改修事業費でございます。決算額は1,500万円でございます。概要につきましては、説明書225ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費500万円でございます。事業内容は設計委託料でございます。

次に、決算書221ページの4の事業、大幡川改修事業費繰越明許でございます。決算額1,500万円でございます。概要につきましては、説明書226ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費500万円と前年度繰越金でございます。事業内容は測量業務委託料でございます。

次に、決算書の227ページの8款4項3目街路事業費のうち2の事業、都市防災総合推進事業住吉幹線整備事業費でございます。決算額215万1,460円でございます。概要につきましては、説明書235ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の都市防災総合推進事業費99万6,000円でございます。事業内容は、工事請負費と補償、補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の同じページの2の事業、都市防災総合推進事業、住吉幹線整備事業費繰越明許でございます。決算額は1億2,299万9,035円でございます。概要につきましては、説明書236ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の都市防災総合推進事業費6,764万8,000円と地方債4,970万円と前年度繰越金でございます。事業内容は、工事請負費、公有財産購入費と補償、補填及び賠償金でございます。

次に、決算書227ページから229ページの3の事業、都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費でございます。決算額は8,373万5,690円でございます。概要につきましては、説明書237ページ、238ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の都市防災総合推進事業費7,105万2,000円でございます。事業内容の主なものは、工事請負費、公有財産購入費でございます。

次に、決算書229ページの3の事業、都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費繰越明許でございます。決算額1,152万円でございます。概要につきましては、説明書239ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金の都市防災総合推進事業費576万と地方債430万円と前年度繰越金でございます。事業内容の主なものは、工事請負費でございます。

次に、決算書同じページの4の事業、都市計画道路事業負担金でございます。決算額は55万6,500円でございます。概要につきましては、説明書240ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書同じページの23の事業、東名川尻幹線整備事業費でございます。決算額1,643万2,200円でございます。概要につきましては、説明書の241ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は工事請負費でございます。

次に、決算書の231ページの8款4項5目都市下水路のうち、2の事業、都市下水路費でございます。決算額10万円でございます。概要につきましては、説明書の243ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容はしゅんせつに伴う機械借上料でございます。

次に、決算書同じページの8款4項6目の公園費の2の事業、公園維持管理費でございます。決算額3,290万8,115円でございます。概要につきましては、説明書244、245ページをご

らんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園維持管理費の主な支出につきましては、都市公園の管理について町内にある都市公園9つを5つのグループにまとめ、造園業者に委託発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、決算書の同じページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額30万円でございます。概要につきましては、説明書246ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園愛護活動を自発的に行う団体に報償金を交付しております。

次に、決算書同じページの4の事業、都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費でございます。決算額6,555万6,400円でございます。概要につきましては、説明書247、248ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金の都市防災総合推進事業費75万6,000円と県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創設事業費補助金3,059万5,000円と地方債3,050万円でございます。事業内容の主なものは設計委託料、工事請負費でございます。

次に、決算書233ページの4の事業、都市防災推進事業、防災公園整備事業費繰越明許でございます。決算額6,914万1,600円でございます。概要につきましては、説明書249、250ページをごらんください。財源内訳は国庫支出金の都市防災総合推進事業費3,456万9,000円と地方債3,100万円と前年度繰越金でございます。事業内容の主なものは工事請負費でございます。

次に、決算書同じページの8款4項7目の2の事業、緑化推進費でございます。決算額277万4,219円でございます。概要につきましては、説明書251ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。主な歳出は、委託料としてみどりのオアシスマつり実行委員会への委託料でございます。

次に、決算書同じページの3の事業、花のまち推進事業費でございます。決算額175万2,372円でございます。概要につきましては、説明書252ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、地域コミュニティー活性化助成事業助成金の102万円でございます。吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な歳出であり、花いっぱい活動団体は現在13団体が活動しております。

次に、決算書の303ページの11款災害復旧費のうち1項1目農林水産施設災害復旧費と決算書同じページの2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、歳出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8款土木費、4項都市計画費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の221ページをごらんください。1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費で決算額は81万923円でございます。概要につきましては、説明書の227ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は吉田町都市計画審議会報酬費や研修会への参加、都市計画協会負担金が主な歳出でございます。

次に、決算書の同じく221ページをごらんください。1目、3事業、建築確認事務費で決算額10万3,159円でございます。概要につきましては、説明書の228ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金8万6,184円でございます。この事業につき

ましては、建築確認申請の事務に係る支出で平成27年度における建築確認件数は総数で165件ございました。

次に、223ページをごらんください。1目、4事業、土地利用対策費で決算額241万246円でございます。概要につきましては、説明書の229ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金10万3,534円でございます。この事業は土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するための事業でございます。主な支出としましては、土地利用施設の維持管理費でございます。

次に、決算書同じく223ページをごらんください。1目、5事業、TOUKAI-O促進事業で決算額453万5,160円でございます。概要につきましては、説明書の230ページ、231ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金75万7,000円、県支出金221万1,000円でございます。

この事業は、我が家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の4つの事業から成り立っておりまして、既存住宅の耐震強化を促進するものでございます。主な支出としましては各事業の補助金交付金でございます。

次に、決算書225ページをごらんください。2目土地区画整理事業、2事業の土地区画整理事業で決算額は6,176万7,202円でございます。概要につきましては、説明書の232ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほかに、県支出金1万5,908円でございます。事業内容の主なものは富士見及び浜田土地区画整理組合への負担金、補助及び交付金、東名川尻幹線供用開始に伴います工事費でございます。

次に、同じく決算書の225ページをごらんください。2目、2事業の土地区画整理事業繰越明許で決算額886万8,690円でございます。概要につきましては、説明書の233ページをごらんください。財源内訳は前年度繰越金でございます。事業内容は浜田土地区画整理組合内の組合施工の道路築造に伴います町の助成要綱による補助金でございます。

次に、決算書の同じく225ページをごらんください。2目、3事業、浜田土地区画整理雨水渠整備事業費で決算額5,715万360円でございます。概要につきましては、説明書234ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほかに、国庫支出金2,600万円でございます。事業内容は浜田土地区画整理区域内の西の宮雨水渠整備に伴う設計委託と工事請負費でございます。

次に、決算書の233ページをごらんください。7目緑化推進費、4事業、みどりのまちづくり事業費で決算額5万円でございます。概要につきましては、説明書の253ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は道路に面している部分に新たに生け垣をつくる場合、その者に対して5万円を上限に補助金を交付しているものでございます。平成27年度は1件の申請がございました。

次に、決算書の235ページをごらんください。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費のうち、2事業の町営住宅維持管理費で決算額2,523万8,504円でございます。概要につきましては、説明書の254ページ、255ページをごらんください。財源内訳としましては国庫支出金の692万8,000円と住宅使用料のうち1,831万504円でございます。平成27年度末の町営住宅の管理戸数につきましては141戸でございます。主な支出でございますが、修繕料として退去に伴う修繕料と老朽化に伴う修繕で78件ございました。また、工事請負費としまして長寿命化計画に基づき松下団地の外壁塗装と防水工事を実施いたしました。

以上でございます。よろしく御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、8款4項4目、2の事業の公共下水道費につきまして御説明申し上げます。

決算書の228ページ、229ページをごらんください。公共下水道費の決算額は6億4,282万9,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書242ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公共下水道繰出金は公共下水道事業特別会計への繰出金で、職員人件費、公債費の元金、利子の償還などを一般会計から繰り出していただいたものでございます。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款消防費、1項消防費につきまして御説明申し上げます。

決算書の237ページ、1目常備消防費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費をごらんください。決算額は2億6,844万3,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の256ページをごらんください。財源内訳につきましては一般財源のほか、県支出金の8万8,250円でございます。吉田町牧之原市広域施設組合消防本部の運営のための負担金でございます。

次に、決算書の同じく237ページ、3の事業、消防救急広域化事業費でございます。決算額は5,123万9,937円でございます。概要につきましては、説明書の257ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか繰入金の433万2,000円、諸収入の1,875万5,000円、地方債の2,610万円でございます。消防救急広域化へ向けた整備を行うもので、主な支出としては、消防救急広域化運営協議会、消防救急デジタル無線整備事業、消防総合情報システム整備事業などの負担金でございます。

次に、決算書の同じく237ページ、2目非常備消防費、2の事業、消防団運営費でございます。決算額は1,748万5,622円でございます。概要につきましては、説明書の258、259ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図ることを目的としたものでございます。主な支出としては消防団員155人分の報酬、出勤手当、訓練手当のほか、消防団運営費交付金でございます。

次に、決算書239ページ、3の事業、消防団員福利厚生費でございます。決算額は966万3,676円でございます。概要につきましては、説明書の260ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか諸収入の320万3,610円でございます。公務災害補償制度や退職報償金制度など消防団員の福利厚生の充実を図るためのものでございます。主な支出としては、退職団員8名分の退職報償金、福利厚生事業による自動車借上料のほか消防団員等公務災害補償制度に係る負担金、福祉共済制度に係る負担金でございます。

次に、決算書の241ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。

決算額は500万8,012円でございます。概要につきましては、説明書の261ページ、262ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の81万9,936円でございます。消防施設や消防設備の整備及び適正な管理を行い、非常時に備えるためのものがございます。主な支出としましては、消防用資機材の購入、消防水利の確保及び消火栓の維持管理料でございます。

次に、同じく決算書の241ページ、2の事業、消防施設整備事業費繰越明許でございます。決算額は1,077万4,880円でございます。概要につきましては、説明書の263ページをごらんください。財源内訳は前年度繰越金でございます。主な内容でございますが、繰越事業といたしまして消防団第4分団詰所敷地等舗装工事に300万7,520円、第4分団詰所ホースタワー移設工事に115万5,600円、第4分団旧詰所解体工事に563万9,760円、第3分団火見の櫓解体工事に97万2,000円を支出したものでございます。

次に、決算書の243ページになります。5目災害対策費、2の事業、地震対策費をごらんください。決算額は1,041万3,415円でございます。概要につきましては、説明書の265ページ、266ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、繰入金283万8,000円と諸収入の38万3,000円でございます。災害の未然防止や防災組織体制及び災害発生時の対応策の充実を図り、災害に強い町づくりを進めることを目的としたものでございます。主な支出としましては、需用費の特定消耗品として災害用救急医療セット4セットの更新費用及び毛布230枚、非常食2,000食を配備したものでございます。委託料としては、多目的広場等を整備することによります建設工事発生土の搬入のための警備業務委託料52万5,565円を支出しております。また、防災備品といたしまして簡易トイレを12基礎配備したものでございます。

次に、決算書の245ページ、3の事業、国民保護対策費をごらんください。決算額は1,000円でございます。概要につきましては、説明書267ページになりますけれども、財源は全て一般財源で、国民保護危機管理研修会への参加で旅費のみの支出でございます。

次に、同じく決算書の245ページ、4の事業、防災意識向上事業費をごらんください。決算額は204万9,425円でございます。概要につきましては、説明書の268ページ、269ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、繰入金の63万5,000円でございます。地域防災力の向上を図るための人材育成や防災意識の高揚、知識・技能の向上を図ることを目的としたものでございます。

主な支出ですが、報償費の手話通訳者の報償金、委託料では地域防災指導員養成講座を常葉大学に委託をしたものでございます。講座につきましては、7日間で31講座を開き、受講者28名中26名の方が修了をされております。

次に、決算書の245ページから247ページになります。5の事業、情報伝達充実強化事業費をごらんください。決算額は755万7,590円でございます。概要につきましては、説明書の270ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。災害時の情報収集、情報伝達のさらなる充実を図ることを目的としたものでございます。

主な支出としましては、役務費では防災行政無線の免許の更新時期であることから電波法による免許の更新手続を行った経費、それから衛星電話回線使用料と防災メール使用料でございます。防災メールにつきましては、事前登録することによりまして防災情報のサービスが受けられることとなります。平成27年度末の登録数は約1,518件でございます。委託料につ

きましては、防災行政無線を初めとして、県防災行政無線ファクス、防災用M C A無線の通信施設の保守点検料でございます。また、施設補修といたしまして、同報無線子局移設工事102万6,000円を支出したものでございます。

以上が防災課関係の説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、9款消防費、1項4目の水防費につきましてご説明いたします。

決算書の241ページをごらんください。9款1項4目水防費の2の事業、水防費になります。決算額19万1,268円でございます。概要につきましては、説明書264ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。水防資機材の充実を図ることや排水ポンプの借り上げを行って水害の軽減を図っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 学校教育課でございます。

10款教育費、1項教育総務費から御説明いたします。

決算書の249ページ、1目教育委員会費、2の事業、教育委員会費でございます。決算額は113万2,376円でございます。概要につきましては、説明書の271ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教育委員会費は教育委員会に関する所掌事務でございます。平成27年度は毎月1回の定例会と臨時会3回を開催いたしました。主な支出は、教育長を除く教育委員の委員報酬、教育委員会評価委員の報酬、先進地視察研修の旅費等でございます。

次に、決算書の251ページ、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は478万5,264円でございます。概要につきましては、説明書の273ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、県委託金1万5,000円でございます。事務局費は教育委員会教育総務部門、教育推進部門の学校基本調査等の所掌事務費で事務局職員賃金、それから各種負担金、需用費などの経常経費でございます。

次に、同じく決算書の251ページ、3の事業、幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費補助事業費でございます。決算額は2,117万400円でございます。概要につきましては、説明書の274ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、国庫補助金484万4,000円でございます。

私立幼稚園における幼児教育の振興を奨励し、その充実と向上を図ろうとするもので、幼稚園就園奨励費は私立幼稚園へ通う園児を持つ保護者の負担軽減のための補助を行うもので、幼稚園運営費補助は町内の私立幼稚園の運営に関する補助を行うもので、支出は負担金、補助及び交付金のみでございます。

次に、同じく決算書の251ページ、3目教育諸費の2、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,145万5,492円でございます。概要につきましては、説明書の275ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。学校保健法に基づき児童・生徒及び教職員

の健康管理、疾患の早期発見を図ることにより、健康で快適な学校生活を送れるようにするもので、医師報酬、それから検査委託料など学校で行う健康診断等の経常経費が主な支出でございます。

次に、決算書の253ページ、3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は6,437万1,841円でございます。概要につきましては、説明書の277ページをごらんください。財源内訳としては一般財源のほか、国庫補助金11万1,000円、雑入104万5,800円が充当されております。教育振興事業費は、町内の小・中学校において教育効果を高め良好な学校教育を維持しつつ児童・生徒の学力が向上するよう、児童・生徒及び教職員を支援するものでございます。

主な支出は、賃金での教員補助賃金、需用費の各学校の教科書改定による教科書、指導書等の図書購入費、委託料の吉田町ラーニングプラン業務委託料、それから吉田町学力テストの業務委託料などでございます。このほか報酬では、総合教育会議にかかわります教育推進委員会の開催並びにいじめ問題対策連絡協議会の開催に係る報酬などを支出しております。

次に、決算書の255ページ、4の事業、教職員等負担金補助金でございます。決算額は486万7,998円でございます。概要につきましては、説明書の229ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教職員の資質向上と児童・生徒の学力向上等を図るため負担を補助するもので、主な支出につきましては、校長会の負担金や中部大会以上の派遣費の補助であります小・中学校活動補助金でございます。

次に、2項小学校費について御説明をいたします。決算書の259ページ、1目学校管理費の2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。決算額は5,722万21円でございます。概要につきましては、説明書の283ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、使用料28万8,400円、指定寄附金100万円、基金繰入金1,735万5,000円、雑入で地震・津波対策事業交付金578万5,000円、町債1,150万円でございます。

住吉小学校において教育効果を高め、良好な教育活動が展開できるようにすることを目的としております。平成27年度は、東日本大震災での被災のチケンに基づいた屋内運動場の天井等落下防止対策工事を町内小・中学校で実施をしております。主な支出としましては、賃金、需用費、役務費等の経常経費に加えまして、工事請負費での施設整備としまして住吉小学校屋内運動場天井等落下防止対策工事が主な支出となっております。

次に、決算書の263ページ、3の事業、中央小学校維持管理費でございます。決算額は5,370万1,187円でございます。概要につきましては、説明書の285ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、使用料19万2,300円、国庫補助金14万7,000円、基金繰入金1,458万円、雑入としまして地震・津波対策事業交付金486万円、町債960万円を充当するものでございます。

中央小学校におきまして教育効果を高め、良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うものでございます。主な支出としましては、賃金、需用費、役務費等の経常経費に加えまして、住吉小学校と同様に工事請負費の施設整備としまして、中央小学校屋内運動場天井等落下防止対策工事が主な支出でございます。

次に、決算書の267ページ、4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。決算額は4,817万9,427円でございます。概要につきましては、説明書の287ページをごらんください。財源としましては一般財源のほか、使用料14万9,200円、基金繰入金1,467万1,000円、雑入としましては地震・津波対策事業交付金489万円、町債970万円でございます。

自彊小学校において教育効果を高め、良好な教育活動を展開できるようにすることを目的として実施をしているものでございます。主な支出としましては、賃金、需用費、役務費等の経常経費に加えまして、他校と同様に工事請負費におきまして施設整備としまして、自彊小学校屋内運動場天井等落下防止対策工事を行ったことが主な支出となっております。

次に、決算書の269ページ、2目教育振興費の2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は168万3,682円でございます。概要につきましては、説明書の289ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。経済的な理由により住吉小学校への就学困難な児童につきまして学用品費等を給与する事業で、全て扶助費でございます。

次に、決算書の271ページ、3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は172万5,213円でございます。概要につきましては、説明書の290ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。住吉小学校と同様に、経済的な理由によりまして就学困難な児童について学用品費等を給与する事業でございます。全て扶助費でございます。

同じく決算書の271ページの4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は71万7,278円でございます。概要につきましては、説明書の291ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。他校と同様に経済的な理由によりまして、就学困難な児童につきまして学用品費等を給与する事業でございます。全て扶助費でございます。

次に、同じく決算書の271ページ、3目特別支援学級費の2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。決算額は36万313円でございます。概要につきましては、説明書の292ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金14万7,000円でございます。住吉小学校の特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するため学用品費等を給与する事業でございます。

次に、同じく決算書の271ページ、3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は26万3,966円でございます。概要につきましては、説明書の293ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金8万6,000円でございます。住吉小学校と同様に、中央小学校の特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するための学用品費等を給与する事業でございます。

次に、同じく決算書の271ページ、4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額は23万2,248円でございます。概要につきましては、説明書の294ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金7万5,000円でございます。他校と同様に、自彊小学校の特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するため学用品費等を給与する事業でございます。

次に、3項中学校費でございます。決算書の273ページ、1目学校管理費、2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は7,281万8,426円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源としましては一般財源のほか、使用料52万5,600円、基金繰入金1,906万2,000円、雑入としまして地震・津波対策事業交付金635万4,000円、町債1,260万円でございます。

吉田中学校におきまして教育効果を高め、良好な教育活動が展開できるようにする事業で

ございます。主な支出としましては、賃金、需用費、役務費等の経常経費にあわせまして、小学校と同様に工事請負費の施設整備としまして、吉田中学校屋内運動場天井等落下防止対策工事が主な支出でございます。

次に、決算書の277ページ、2目の教育振興費の2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。決算額は432万2,706円でございます。概要につきましては、説明書の297ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。経済的な理由によりまして吉田中学校への就学困難な生徒につきまして学用品費等を給与する事業で、全て扶助費でございます。

次に、同じく決算書の277ページ、3目特別支援学級費の2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額は73万2,481円でございます。概要につきましては、説明書の298ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金27万1,000円でございます。吉田中学校の特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するため学用品等の費用を給与する事業でございます。

次に、決算書の297ページをお願いします。10款5項保健体育費、2目給食施設費の2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）でございます。決算額は1億1,046万5,000円でございます。概要につきましては、説明書の322ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田榛原共同調理場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担をし、広域行政における学校給食事業の円滑な執行に資するもので、負担金でございます。

以上が学校教育課が所管する決算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、10款1項3目教育諸費のうち5の事業、ちいさな理科館事業費と10款4項社会教育費、10款5項保健体育費のうち1目保健体育費総務費と3目体育館運営費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきます。

最初に、決算書の257ページをごらんください。10款1項3目教育諸費のうち5の事業、ちいさな理科館事業費でございます。決算額は742万7,660円でございます。概要につきましては、説明書の281ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、教育費、雑入のちいさな理科館参加代3万6,500円でございます。

ちいさな理科館の運営と施設の維持管理のための経費で臨時職員賃金、講師謝礼金、業務委託料及び教材備品等の経常経費が主な支出でございます。なお、平成27年度は経常経費に加えホテルの里づくり事業を実施し、14節の機械借上料、16節の施設整備材料費等の支出がございました。

次に、決算書の279ページ、10款4項1目社会教育総務費のうち2の事業、社会教育総務費でございます。決算額は38万2,124円でございます。概要につきましては、説明書の299ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、社会教育振興基金373円でございます。社会教育総務費は社会教育部門の所掌事務の事務費で、旅費、需用費、役務費などの経常経費が主な支出でございます。

次に、同じく決算書の279ページ、3の事業、社会教育委員費でございます。決算額は52万4,100円でございます。概要につきましては、説明書の300ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。社会教育委員は、社会教育法第15条の規定により設置され、同第17条の規定により各活動を行っており、支出につきましては社会教育委員に対する報酬、旅費及びこれに伴う各負担金でございます。

次に、決算書の281ページをごらんください。4の事業、人権教育事業費でございます。決算額は5,000円で、支出につきましては旅費のみでございます。財源は一般財源でございます。人権教育事業費は人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために行っているもので、概要につきましては、説明書の301ページどおりでございますが、平成27年度は毎年開催しております人権教育講演会が講師の体調不良により中止となっております。

次に、同じく決算書の281ページ、5の事業、芸術文化振興事業費でございます。決算額は319万4,014円でございます。概要につきましては、説明書の302ページ、303ページをごらんください。財源内訳につきましては一般財源のほか、教育費雑入の文化鑑賞事業入場料11万7,200円とお花見茶会お茶代の5万1,300円でございます。なお、文化鑑賞事業入場料はスプリングジャズライブの入場料でございます。

文化芸術振興事業は、芸術文化活動の場を提供し、心豊かな暮らしを創造することを目的として行っているもので、主な支出といたしましては、報償費、需用費、負担金、補助及び交付金で、実施事業といたしましてはスプリングジャズライブや芸術鑑賞のほか、吉田町文化協会への活動事業費補助や文化祭の実施等でございます。

次に、同じく決算書の281ページ、6の事業、文化財保護事業費でございます。決算額は25万2,560円でございます。概要につきましては、説明書の304ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、教育費雑入の町史等資料販売4万3,190円でございます。文化財を保存し、理解を深めることを目的として行っているものでございます。主な支出は、報酬、需用費等の経常経費でございます。

次に、同じく決算書の281ページ、7の事業、青少年健全育成事業費でございます。決算額は37万5,200円でございます。概要につきましては、説明書の305ページ、306ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。青少年健全育成事業は、たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年を育成するために行っている事業で、青少年健全育成委員会の開催や成人式の実施などでございます。主な支出は補償費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金等でございます。

次に、決算書の283ページ、8の事業、生涯学習推進事業費でございます。決算額は11万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の307ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行うもので、報償費、委託料が主な支出で、生涯学習推進委員の研修会の実施、にこにこ青年講座やぽっかぽかの会への学習活動の事業委託を実施しております。

次に、同じく決算書の283ページ、9の事業、地域教育推進事業費でございます。決算額は71万5,480円でございます。概要につきましては、説明書の308ページ、309ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、総務費雑入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金26万6,500円でございます。

地域全体で子供を育てる体制をつくり、子供たちの教育活動の充実を図るとともに、地域

の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的として行う事業でございます。主な支出は小・中学校の家庭教育学級への業務委託料と地域教育推進事業等への補助金でございます。

次に、同じく決算書の283ページ、10款4項2目公民館費のうち2の事業、中央公民館運営費でございます。決算額は1,000万176円でございます。概要につきましては、説明書の310ページをごらんください。財源内訳につきましては一般財源のほか、公民館使用料27万9,070円とふるさと吉田寄附金18万円でございます。

生涯学習の場を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的として中央公民館の施設管理を実施し、主な支出は臨時職員の賃金のほか施設の管理のための経常経費でございます。中央公民館の昨年度の利用状況は、開館日数が289日で利用者数は3万2,634人でございます。

次に、決算書の285ページ、3の事業、中央公民館活動費でございます。決算額は406万3,502円でございます。概要につきましては、説明書の311ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、教育費雑入の講座受講料398万4,000円でございます。生涯学習の一環として中央公民館の学習活動を展開する事業で、報償費、需用費など経常経費が主な支出でございます。

次に、決算書の287ページ、4の事業、地域教育活動費でございます。決算額は227万5,614円でございます。概要につきましては、説明書の312ページ、313ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、教育費雑入のチャレンジ教室参加料129万9,100円でございます。地域教育活動費は地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うもので、報償費、需用費、使用料及び賃借料が主な支出でございます。

同じく決算書287ページ、10款4項3目学習ホール運営費のうち2の事業、学習ホール運営費でございます。決算額は718万3,143円でございます。概要につきましては、説明書の314ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、学習ホール使用料99万200円でございます。

芸術文化の場を提供し、芸術文化の振興を図ることを目的として、学習ホールの管理運営を執行するもので、需用費、役務費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。昨年度の学習ホールの利用状況は、開館日数307日のうち利用日数が124日、利用者数が1万5,818人でございます。

次に、決算書の289ページ、10款4項4目図書館費のうち2の事業、図書館管理費でございます。決算額は3,585万6,479円でございます。概要につきましては、説明書の315ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、図書館視聴覚ホールの使用料49万4,000円でございます。図書館管理費は図書館施設の維持管理費のための経費で、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の経常経費が主なものでございます。

次に、決算書の293ページ、3の事業、図書館活動推進費でございます。決算額は2,264万3,198円でございます。概要につきましては、説明書316ページから318ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。図書館活動推進費は、図書館サービス、運営のための経費で、主な支出といたしましては、図書館協議会委員報酬、臨時職員賃金、報償費、図書費を含む需用費、委託料、日本図書館協会、静岡県図書館協会への負担金等でございます。

図書館の平成27年度の利用状況につきましては、説明書の317ページにまとめてございますが、昨年は5月より祝日開館を始めまして開館日数が288日となっております。貸出人数は4

万8,926人、貸出冊数21万9,119冊、来館者数は12万4,645人でした。

次に、決算書の295ページ、10款5項1目保健体育総務費のうち、2の事業、社会体育振興費でございます。決算額は838万8,050円でございます。概要につきましては、説明書の319ページ、320ページをごらんください。財源といたしましては一般財源のほか、教育費雑入として各種大会参加料36万2,100円、教室受講料30万2,840円でございます。各種大会参加料は吉田町駅伝大会やソフトボール大会等への参加料で、教室受講料は初心者スポーツ教室とソフトランニング教室の受講料でございます。

社会体育振興費は、スポーツの振興を目的として町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場を提供する事業で、スポーツ推進委員による各種スポーツ教室の実施や体育協会への活動補助、駅伝大会などの競技会の実施でございます。主な支出といたしましては、報酬、報償費、需用費、負担金、補助及び交付金等でございます。

次に、決算書297ページ、3の事業、体育施設広場維持管理費でございます。決算額は808万4,766円でございます。概要につきましては、説明書の321ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。社会体育施設広場維持管理費は社会体育にかかわる施設の維持管理を行うもので、中央コミュニティー、住吉コミュニティー、高島スポーツ広場等の維持管理費で、主な支出といたしましては、需用費、役務費、委託料等の経常経費でございます。

次に、決算書の299ページ、10款5項3目体育館運営費のうち2の事業、総合体育館運営費でございます。決算額は1,461万763円でございます。概要につきましては、説明書の323ページ、324ページをごらんください。財源につきましては一般財源のほか、体育館使用料320万5,200円でございます。総合体育館の施設の維持管理を行うもので、賃金、需用費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。昨年度の利用状況につきましては、開館日数307日、利用者数8万1,895人でございます。

次に、決算書301ページ、3の事業、吉田町体育センター運営費でございます。決算額は170万1,395円でございます。概要につきましては、説明書の325ページをごらんください。財源は一般財源のほか、体育館使用料76万3,900円でございます。吉田町体育センターの施設の維持管理を行うもので、需用費、役務費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。昨年度の利用状況につきましては、開館日数307日、利用人数は1万9,740人でございます。

以上が生涯学習課の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 以上で第41号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時40分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会5日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

- 議長（大塚邦子君） 議事に入る前に、ここで連絡させていただきます。
9月2日の全員協議会で、当局に要求いたしました資料につきまして、議長に提出され、お手元に配付してありますので確認をお願いします。
これから全員協議会を開き、配付文書についての説明と確認を行います。
ここで暫時休憩とします。
議員の皆さんと当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時23分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
-

◎議案第48号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員は13名であります。
これから議事に入ります。
日程第1、第48号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから第48号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至ら

ないよう御協力をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

歳入の13款、国庫支出金についてお伺いをいたします。

国庫支出金の中で、環境衛生費補助金、説明としては二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金です。2,000万円が計上をされています。この補助金は、国の28年度の当初予算の中に計上されている補助金だというふうに思いますが、一般的には国の当初予算の場合ですと、補助金の申請、それから決定までは通常のスケジュールが大体決まっているのではないかなと思います。この事業につきましては、今度の法制の中で追加の申請、あるいは早期議決をしないと間に合わないというようなお話もありましたが、非常にタイトなスケジュールになっている、通常国の当初予算の補助金のケースとはちょっと違うような扱いをしているということで、その間の申請あるいは早期議決をするに至った、タイトなスケジュールの説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の補助金のスケジュールでございますが、まずこのCO₂の削減のモデル事業ということで、まず募集のほうからございました。これが7月15日に国のほうから応募がございまして、それから8月9日までの間にまず公募ということでエントリーをしてくれということでございました。この8月9日までの間に、まず最初に補助金のエントリーをさせていただくようなスケジュールで進みました。その後、今回早期議決に至った理由といたしましては、9月の初旬から中旬にかけて交付申請、今度は交付申請を国に対して行わなければならないというところで、その段階では予算措置の裏づけが欲しいものですから、今回早期議決ということで議案のほうを提出させていただきました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

スケジュールについてはわかりました。

2,000万円の補助金について、10分の10というようなお話もありましたが、10分の10というよりも、これは定額の補助、あるいは上限2,000万円というようなことではないのかなと思いますが、もう一度その点を確認をしたいと思います。いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の2,000万円につきましては上限ということで、10分の10ということで2,000万計上させていただいてございます。今度の交付申請につきましては、調査内容、事業のほうを精査させていただいて申請させていただくということで進めたいと思っております。

以上です。

○3番（大石 巖君） はい、了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

くどいようですが、歳入の幼稚園就園奨励費について、歳入が166万1,000円で、歳出が682万8,000円から、昨日の全協で副町長から細かくわかりやすく教えていただきまして、それで数式のほうから係数を出したんです。そうすると確かに係数は0.7294なので約0.73にいくんですけれども、その根拠というのを教えていただきたいのですが。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 今回のこの幼稚園就園奨励費の国庫補助金につきましては、財政力指数が1未満の場合につきましては、3分の1、1以上の場合には7分の2という規定がございまして、当町につきましては3分の1。あとこれに加えまして、文部科学省の予算の確保の関係で圧縮率が適用されているということで、その圧縮率が73%というようなことで、予算の支出のほうの、細かい数字を言いますと682万7,100円に対して、これの3分の1、それからさらに73%というようなことで、166万1,000円という金額になります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 内容よくわかりました。今回ここで質問した理由というのは、議会で報告会とかやっているわけですが、そのときに各地区から四つ五つと同じような質問が出てきて、皆さん、若い奥さん方が非常に知識として正しく入っていないと思われるものですから、若い奥さん方が子育てしている方々がよくわかりやすいように、今の数字とか、きのう説明された数式をもって、そしてできるだけ周知をしていただきたいと思うんです。みんながわかるような。どうしてもわからないという部分でいろんな憶測とかが出てきますので、できるだけその辺でしっかりしたもの、正しいものを正しく伝えていただきたいと、そういう意味でこれからの周知のお願いをしたいと思うんですけれども、その辺のお考えはどうですか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 要綱の改正後につきましては、この内容につきまして当然申請者等につきましては個別にこの内容をお知らせするという加えまして、インターネット等のホームページでこうした内容として掲載をして伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 確かにインターネットとか出して見ていただければいいんですけども、これに関しては、先ほど言いましたように、報告会で集まったときにいろんな方から同じような質問が出てくるわけです。そうすると、これから若い奥さん方が子供が生まれることを奨励していきまして、その中でだんだん進んでいったときに、できるだけ皆さんが周知できるようなそういう方法をとっていただきたいんです。だからインターネットで出すことも大事なことですけれども、それ以外にもっとわかりやすく、当然これ、隣の町とか市町村と比較される話ですので、いろんな話が出てくると思うんですけれども、その辺でもうちちょっと積極的な周知方法を考えていただけたらと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 先ほど申し上げました個別の通知の御説明、それから全体的な制度の周知につきましてはインターネットの中で伝えていくと。あとは実際に各家庭によって所得要件、それから第1子、第2子、あるいはひとり親とか、そうした各状況によりまして当然適用の区分が変わってまいりますので、そうした内容につきましては個別にお問い合わせをいただいた内容については丁寧にお答えしていきたいというように考えております。以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 趣旨が通じていないようで。

実は認定こども園をあちこち見に行ったんですね。そうするとそれぞれがしっかりしたパンフレットとかそういうものをつくって皆さんに、若い人たちに配付をしているわけです。そういう方法、そういう意味での周知ということはできませんかということなんです。それは考えませんか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 制度の周知としましては、最も広く伝わる内容につきましては、先ほどから申し上げましておりますとおり、インターネットのホームページに掲載するのが広く伝わる、あるいは実際の対象者の保護者につきましては、個別に通知をすることによって周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 趣旨が通じないようですので、また改めて考えます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

16款寄附金のところで、寄附金1億2,000万ちょっとということで、大半がふるさとよしだ寄附金ということですが、この試算の詳細な分析というんですか、その点をお尋ねしたいんです。以前は、開始したのが6月21日からさとふるを利用してやっとな。その中でこういう金額になってくるであろうというようなことなんです、実際のところ、こういったもの、スタートダッシュみたいな形でわっと来るといえるのはあると思うんです。今後この1年間の間にこのペースが守られるかということはちょっとわからないと思うんですが、その辺の分析というのはどのようにされておるんでしょう。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいまの歳入についてのその分析という御質問でございますが、当町のふるさと納税に係る返礼品事業において、やはり一番の目玉となるものはウナギがスタートにおいては一番高かったという事実がございます。ウナギの場合ですと、7月下旬に土用の丑の日をやはりピークとしまして、現在はそのピークに向けての状況よりも全体的に落ち着いた状況となっております。この試算におきましては、そのピーク時の数値をそのまま当て込みますと過大な見込みとなりますことから、そのピークを外した段階で、しかも土曜日、日曜日になりますと件数的に増えていくというようなこともございますので、平日を基準といたしまして、そこから平均値を出しまして、6月21日から3月31日までの平均を再

度出し直した結果、総額1億2,000万円というような歳入を見込むというような計算をさせていただいております。

その中でここに計上させていただきました指定寄附金につきましては、先般御説明させていただきましたとおり、基金へ積み立てるということを前提に考えておりますので、ある一定の日を区切って、そのときの実際の数値を上げて、残りの部分につきましては想定の域を出ないものですから、一般寄附金として扱わせていただくというような形で予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

以前、町の方針として返礼品競争には巻き込まれないような形でというのがあったと思うんです。今回こういう形になってくると、もう返礼品競争に入っていくよと。実際さとふるさんのホームページを見ますと、すごいですよね。バナー広告いっぱい出して。吉田町のバナー広告は多分トップページに出ていないと思うんですが、そういうことをしていかないと入ってこないのではないかなと思うのですが、そういったことも今後この金額を要は目指していくに当たって、さとふるさんへのそういう働きかけをしていくということではよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 働きかけにつきましては、歳出において一部その手法を予算として計上させていただいておりますものがございますので、またそちらで御説明をさせていただくことがあるかと思っておりますけれども、周知ということは大切なことですので、周知は図ってまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その周知というのは、そのホームページ、さとふるさんのホームページの中でのPRを強化していくという意味で捉えてよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） それ以外の形での周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） それ以外といいますと、町のホームページはもちろんそうだと思いますが、出のほうにもあったんですが、印刷物云々というのがあったんですが、全国的に広めなければいけないという意味ではどういったことを考えておられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 一つは、まちづくり公社に、地方創生の交付金を活用した中でのプラットフォームという作業の中で、まちづくり公社の魅力発信とあわせて行っていくということをまず一つ考えております。もう1点は、周知のところでございますように、パンフレット、チラシ等を、例えば郵便局に配架させていただくとか、全国的なPRグッズ等で配布させていただく等考えております。ちなみに、郵便局におきましてそういったさとふるさと納税にかかわる郵便局を使わなくてもPRをしていただけるというようなありがたいお話も頂戴しておりますので、そういったところも活用しながらPRをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 最初の質問にもあったと思うんですが、返礼品競争にいくのか、返礼品競争と言ったら失礼な言葉なのですが、町として魅力ある返礼品をもっと出して行って、ふるさと納税に結びつけるというような考えなのか、いや、吉田町は吉田町の施策をどんどん訴えて行って、ふるさと納税に結びつけるんだよという考えなのか、その点をお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ふるさと納税の返礼品事業を始めさせていただく際にも御説明をさせていただきましたが、町の産業振興という点において、このふるさと納税の返礼品事業というのは大変効果的であるというふうに考えておりますので、過度な競争を呼ぶようなものについては考えるべきかと思っておりますけれども、産業振興という点においてこのような結果を今出しておりますので、一定の効果はあると考えております。したがって、必要以上に過度な競争にならない範囲でPRはさせていただく中で、吉田町の魅力を発信させていただきたいと考えております。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

同じくふるさとよしだ寄附金のいわゆるふるさと納税についてお伺いをしたいと思います。この寄附金の受け入れの業務をインターネットサイトのさとふるに委託をするというお話でありましたけれども、このさとふるを選定をした経緯、それから決定の理由、それからさとふるとの契約はどのような種類であるのか、それからその契約内容についてお伺いをいたします。

○議長（大塚邦子君） 答弁ありますか。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 委託業者の選定についてという御質問であろうかと思っておりますので、それにつきまして御説明をさせていただきます。

ふるさと納税を行うに当たりまして、それを扱う業者というのはもう何社か既に出出てまして、当町が開始したのが6月21日ですので、もうその時点でも全国的に有名なサイトがかなり出ておりました。そういった中で当町が現在の業者と契約を結ぶようになりましたのは、大体上位3社のそれぞれのサービス内容をその時点で調べさせていただきまして、サービスの提供体制でありますとか料金体系、サイトの集客力、あと決済の手段、あと特産品提供業者への対応、それと配送管理、あとお客様のお問い合わせに対する対応についてというようなことを、さまざまな観点から比較をさせていただきまして、その中で私たち行政にとっても負担が少なく、利用者というか、こちらの事業者、特産品を提供していただく事業者にとっても負担が少ないという事業者が現在契約を結んでおります事業者でありましたことから、そちらと契約を結ばせていただいております。

契約につきましては、これまでも御説明をさせていただいたかと思っておりますけれども、基本的に事業者が実際に今回の返礼品事業で行う作業というのは、注文があって、その注文の知らせを聞いて梱包する、その作業はどうしても事業者にやっていただくようになるわけです。

けれども、それ以外につきましては基本的にサイト運営の事業者のほうでやっていただけるというようなことでありますので、負担が少ないというようなことで、そちらを選ばせていただいております。

ということで以上です。

○議長（大塚邦子君） 質問者、3番、大石 巖君、歳入の内容に関係した質問でお願いしたいと思います。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 寄附金の受け入れに対する契約の内容についてお伺いをしています。

私が先ほど契約の種類ということでお伺いをしたんですが、その点はまだお答えをいただけていないのですが、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖議員、今回、歳入のふるさとよしだ寄附金の質問ということで今お受けしましたけれども、大石議員が聞きたいことについて、もう少し関連づけて明瞭にお願いしたいと思います。

契約の内容を今言われていますので、少し質問の方向を変えてお願いしたいと思います。本当に聞きたいことについてお願いいたします。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 先ほど企画課長から業者の選定についての経過と内容についてお話をいただきましたが、契約の種類はとお伺いしたのは、業者との業務委託契約ではないのかと、そのことを確認したかったということでお伺いをしたわけです。この寄附金の受け入れは、この予算から見れば1億2,000万を今年度想定をしているということですので、これは議会の議決が必要な事項ではないのかということもありますので、あるいはその点についてもお伺いをしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 答弁はいかがでしょうか。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 大変失礼しました。

契約の種類としては、業務委託契約として業者と結んでおります。

なお、このふるさとよしだ寄附金につきましては、寄附金として当町に納めていただくという中で返礼をお出しするという格好になっておりますので、ただいま議員が御指摘された契約のものに抵触するかということについては、当たらないと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 業務内容は、契約の中身は業務委託契約ということになっておりますので、そうした契約を結ぶ場合、議会の承認、5,000万以上ですか、契約の。その場合には議会の議決が必要ではないのかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時58分

○議長（大塚邦子君） 再開します。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） お時間、済みませんでした。

まず、議員からの御質問で、議会の議決の契約ということでありませけれども、この契約の、当町には議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例ということがございまして、こちらのところには当然当たってこないというものになると思います。逆に、その契約部分がどこに当たるのかというのは逆に教えていただきたい部分がございます。

それからもう1点、多分議員のほうから言われているのは負担つきの寄附の関係の贈与を受けることというのが議会の議決事件になっています。自治法96条になりますけれども、96条の第1項の9号にその部分が該当しますけれども、この部分につきましては単に用途を指定しました指定寄附につきましては、負担つきの寄附に当たらないということの見解が出されておまして、その場合は議決を必要とせず、市町村長の判断で受け入れられるということがございますので、そういったことで議会の議決は必要ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） ありがとうございます。

多額のお金がかかる業務を委託するということになりますので、その点についてはきちんとした町としての取り扱いをつくる必要があるのではないかなというふうに思います。

もう1点、今回の議会の中で寄附金の基金の条例については上程をされておりますが、この寄附金の取り扱いを他団体に委託をするということについては、条例の制定がないのではないかなというふうな、私はちょっと疑問を持っているんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石議員、歳入のふるさとよしだ基金の1,229万7,000円の今審議をしてもらっているんですけれども、ただいまの質疑、その前の質疑についても、歳出のほうに係るものではないかと思われまますので、あくまでも歳入の1,229万7,000円に関する質疑ということをお願いしたいと思いますので、少し質問の方向を変えてください。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今の歳入についての寄附金の取り扱い、このことについて今回の補正では全部で1億2,000万円近く累計では計上されているわけですので、歳入について町としての管理といいますか、委託といいますか、その点について町として寄附金を扱う条例などの制定が必要があるのではないかなということを私は疑問に思っているものですから、伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖議員、歳入のこのふるさとよしだ寄附金の受けた後の管理ということでよろしいですか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 管理については寄附金の基金の条例がありますので、これはその後の問題だと思うんですが、まずさとふるに委託をして、その取り扱い、さとふるに対して委託をする取り扱い、金額についても1億円を超えるような取り扱い高になるということが予想されますので、そうしたことを委託する場合に、町としての取り扱い条例等は必要ないのかということ伺っています。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖議員、それ今の発言の中で、そちらのほうは歳出のほ

うで聞いていただいたほうがよろしいかと思うんですけれども。

9 ページ、歳出、総務費の中のシティープロモーション事業費のほうが上がってきていますので、そちらのほうで聞くという方法もあるかと思いますが。歳入で聞くよりは、そちらのほうでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3 番、大石 巖君。

○3 番（大石 巖君） 入ったお金をどういうふうに取り扱うのかということはそれは歳出のほうだと思うんですが、まずさとふるに委託をするわけですよね。その取り扱いについて町としてどういうふうにするのかということが決まっていけないのではないかなということなんです、それは歳入のほうだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 歳出のほうでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

10 番、藤田和寿君。

○10 番（藤田和寿君） 10 番、藤田です。

20 款町債の臨時財政対策債でございます。これは国のほうの地方交付金、本来ならば交付措置されればいいんですけれども、国のほうもお金がないということで町のほうで借金して、それは自分が後で、後に交付税措置されるという形で補填するから大丈夫ですよということで、全国的にこういう傾向になっているわけなんですけれども、今回920万という形で枠が増えた分、補正を行うわけであります。

これ23年度からずっと振り返ってみますと、起債残高の中の割合が、臨時財政対策債の割合が23年度は17%だったんですけれども、27年度決算見込みでいきますと、20%という形で少しずつ増えているわけでございます。そうした中、実質言いますと、赤字地方債という形でなっているわけで、本来ならばと考える向きもあるわけなんですけれども、国の制度である以上、追加という形でもあると思うんですけれども、こういったところの町の考え方をお示ししていただきたいなと思います。

本来ならば、交付税措置されなければならないというところであるけれども、国のほうからは各自治体が借金しなさいよと言ったものがあるわけございまして、しかしながらこの割合がどんどん増えているというのは少しどうかと思われるものですから、それに対する町の考えをお示ししてください。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 臨時財政対策債が平成23年度から増えているという御指摘でございますけれども、実際にそのような運営をしております。といいますのは、臨時財政対策債というのは交付税で措置をされるということから、当初平成23年以前は不交付団体ということで交付税で措置されない団体でございましたので、その間については臨時財政対策債といえども後々の還元は見込めないというような、そういう考え方をしておりました。ところがリーマンショック以来、当町でも交付団体ということになりまして、交付税措置される団体になってきたということから、臨時財政対策債、御質問にありましたとおり、赤字地方債ということで一般財源として取り扱われるものでございますので、交付税措置される非常に有利な起債ということで他の交付団体と同じような考え方に一旦考え方を改めております。これによりまして、できるだけ交付税措置がない建設地方債の借入を抑えまして、臨時財政対策債を活用していくという方向に変えてございます。ちなみに、この臨時財政対策債の場

合は、実質公債比率の算定においても後々に交付税で措置される財源付きの起債ということで、実質公債比率にははね返りが余り出てこない、そういう起債になっております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 国の制度でありますので、その便利な制度を使わないというのはいかがということで思いますので、私もそれは賛成するわけでありましてけれども、しかしながら国のほうも財源というものが限られておりますので、実質的にこの臨時財政対策債で補填する交付税措置する金額というのは年々減っているわけで、その割合がだんだん少しずつ逆転している状況もあるわけで、そういうことを見越したときに、町の考え方として基準需要額から出ますからどうしても町の努力等もあると思いますけれども、それでもその背景には施策というものがあろうと思いますから、これはいつまでも時限立法でありますので、半永久的施策ではないと思われるものですから、そうしたときに町の考え方としてはこの起債も含めて減らしていく方向で考えていくということによろしいんですか。それともこれを最優先に利用してやっていくということですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この臨時財政対策債につきましては、国が本来交付税で措置すべきものを折半ルールを国のほうでつくられました。それで交付税で措置できない50%については赤字地方債ということで、地方で調達をなさいと、そういうことから始まっておりまして、このあり方については国としても本来の姿ではないということとはたびたび言っておられます。こうした背景から、臨時財政対策債については、毎年度圧縮していきましようということで、我々が国から聞いている中では、もう少し早い段階で圧縮基調に入るはずだったんですが、さまざまな社会情勢の変化がございまして、国が言っている圧縮基調よりはちょっと緩やかな流れで圧縮基調に入っているという状態でございます。

したがいまして、この臨時財政対策債については、いづれなくなっていくというものであるというふうに承知しておりますので、ある間については活用できる、しなければいけない当町の状況であれば活用していくという、そういう財政運営でおります。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

先ほどのふるさと納税の入りの部分でお聞きします。インターネットで見たときに、ここにふるさと納税返礼品協力業者を募集しますと、これありまして、中に町内で生産された特産品とか、そういういろんな規定があるんですけども、これは現在どのくらいの業者がいるのかということを含めてちょっとお聞きをしたいんですけども、ここに実際にウナギを扱っている業者とちょっと話をしたんですけども、組合で入るのか、いろんなところで言っていると思うんですけども、そこに入る、要するに業者募集の特別な規定というか条件というか、そういうものはあるのですか。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均議員、ふるさと納税の返礼品に関する質疑になっていきますので、この歳入のここには当たらないので、歳出で質問をお願いいたします。

質問の方向を変えてください。

6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 歳入に関する種類、歳入をするための方法論の中にあるわけですよね、これ。今ホームページを見たら募集をしますと。それについてだから募集をしますというのは外じゃないじゃないですか。

○議長(大塚邦子君) ただいまの質問は返礼品の質疑になります。したがって、歳入のふるさとよしだ寄附金の1,229万7,000円の質疑ではないというふうに思いますので、質問の方向を変えてください。

○6番(山内 均君) わかりました。それじゃ変えますね。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 今、ふるさと納税寄附金の1,229万7,000円を確保するための方法論として、いろんな業者の募集をしながらそこに特産品というものをリンクさせて、その収入というか寄附金を得るわけですよね。それはいいですよね。そうすると、そのときにそういう縛りはあるんですかというのを聞いているわけです。ないですかと聞いているわけです。出るものに関して縛りがありますか、ないですかなんて言ってないです。

それはもうちょっと具体的な方法として聞きたいことがあるものですから、聞いたんですけども、その辺は答えは出ないのですか。歳出では出せないと思うけれども。質問として。

○議長(大塚邦子君) 山内議員、ただいまの質疑ですけれども、16款寄附金の指定寄附金の中のふるさとよしだ寄附金になります。したがって、この指定寄附金の縛りがあるかどうかということの質疑ですか。

暫時休憩にします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時20分

○議長(大塚邦子君) 休憩を閉じて会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚邦子君) ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 改めてお聞きします。

今言いました、このインターネットでの吉田町の画面、きれいな画面が出ています。この中に特にいろんな応募者を募集しますと。まず応募者を募集して、その応募者の中から、応募していただいた人に返礼品を出していただくわけですが、その応募をする人の限定というか、そういうのはあるんですか。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均議員、ただいまの質問の事業別に、事業のところを指摘してください。どこの質問になりますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

9ページにあります。

○議長（大塚邦子君） 総務費のどこに当たりますか。

○6番（山内 均君） 企画費のふるさと納税の返礼代のところに入ってくると思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） はい、お願いします。

○6番（山内 均君） いいですか。

ホームページを見ると、こういう形に入っているんですけども、そのときにちょっと業者と話をしたときに募集の行方、募集をしていただくときに吉田町の特産品をPRしませんかと、こういう形でどなたでも入れるような形で捉えていると思うんですけども、そのときに何かこれから募集をしていくに当たって、現在どのくらいあるのかということを知りたいんですけども、そのときの縛りというか条件というか、そういうものはないんですか。個人であるとか、組合であるとか、団体であるとか、そういうものに関しては全然縛りはないですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） こちらの募集に対する限定はというお話でございますので、それにつきまして、まず募集の状況等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

今回ふるさと納税の返礼品事業を開始するに当たりましては、「広報よしだ」でこういった事業をスタートしますということで、まず募集をさせていただきました。その後ホームページ、あるいは具体的に例えば商工会さんですとか、そういった組合等に個別にお話をさせていただいております。そうしたところ、スタート時は協力事業者が10社でございましたけれども、現在のところ、そちらが12社ということで、品目につきましては、スタート時39品目でありましたのが、現在は47品目ということで、協力事業者の御協力を得ながらそちらの事業は進めさせていただいております。なお、現在もこちらの協力事業者につきましては随時募集をさせていただいております、また職員のほうでも時間を見て、飛び込みでお話をかけさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 聞いたかったこととちょっと答えが。条件というのはないんですね。ということですね。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 返礼品としての条件ということでございますけれども、一応返礼品につきましては、私どものほうで5,000円以上の納税額に応じて返礼品を設定させていただいておりますので、その基準に沿った形で協力事業者さんのほうで返礼品をセットしていただくというようなことで、そのところでやりとりがあって、そういったものを御提供いただける事業者さんにつきましては御協力をいただくというような形になっております。

基本的に事業者ということで、現在のところ個人ということとはございません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) わかりました。事業者ということですね。

それと、あちこちいろんなところを見てみますと、いろんなタイプのものがありますもので、それを聞いたわけです。そうすると、特にこの中で町内で生産された特産品というものが限定されているわけですが、これに関して非常に解釈が難しいかなということを感じたわけです、いろいろ話をして。そうすると、その中にそのときに生産された特産品しか、例えば下田の例のように以前話をしたふるさと納税を使って帰省者のお墓参りとか、それを民宿とタイアップしてやるとか、そういうものが出てきたんですけれども、今回も吉田町では、例えば川尻の出奴とか住吉の入り奴とか、徳川400年祭であるとか、あそこのソテツもそうですね。そういうものによって日本的に歴史的に非常にいいものがあると思うんですけれども、そういうものはやっぱり吉田町をアピールするには非常に重要な要素ではないかと思うんですけれども、そういうものに関してはこの特産品というものに関しての限定の中から外れていくんですか、これから考えていくんですか。

○議長(大塚邦子君) 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長(八木寿彦君) 現在のところ、ただいま例にございました、例えばお墓のお掃除ですとか、そういったものについては検討しておりません。というのは、冒頭申し上げましたように、今回当町で行っているふるさとよしだ返礼品事業につきましては、産業振興ということの一つに掲げさせていただいておるところがございます。そういった観点で議員がおっしゃられたようなことが事業として成り立つようであれば、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

産建の人たちが、非常に吉田町の歴史的なものを掘り起こしをやっておられますよね。その中でそれを含めて、吉田町をアピールするには非常にいいものがたくさんあるんです。ぜひ今の話の中で、これから考えていくのではなく、その辺も含んだものを考えていただきたいと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長(大塚邦子君) 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長(八木寿彦君) 産業建設常任委員会等で現在調査案件とされております内容につきましては、初日の委員長報告で少し一端を拝聴させていただきましたが、まだ全体的にも理解しておりませんので、またそういった成果を見させていただく中で勉強させていただきたいと思います。

○6番(山内 均君) 了解。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番(増田剛士君) 9番、増田です。

今、シティープロモーション事業の関係なんですが、ふるさと納税推進業務委託料ということでございます。この推進業務委託料ということで、推進がついておるわけで、これに関しては、さきの全協では手数料とか取り扱いが増えたらこの金額が増えてきますよということでありました。それはそれとして、その推進業務ということについてどのようなことがあるのでしょうか。先ほど入りのほうで聞いたときに、出のほうでちょっとお答えさせていた

だきますということでありましたが、町とPRする、ふるさと納税のPRということでありますと、どのようなことでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） シティープロモーション事業のふるさと納税推進業務委託のこの内容でございますけれども、その内容は大きく分けると2種類ございます。まず1種類でございますけれども、これはウェブサイトを運営されておりますさとふるに対しての手数料、こちらが約12%ということで、これはこれまで御説明させていただいておりましたとおりのものでございます。それともう一つは、寄附者に対してのお礼状ですとか受領証明書あるいはワンストップ特例制度申請書の送付等につきましても、さとふるのほうからのシステムを使いながらやっていきたいということで、その分の費用も含まれております。その二つを合わせてこちらの1,289万7,000円というようなものとなっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうすると、さとふるさんへの手数料12%と、あと寄附者に対するものということで答弁いただきましたが、ではPR、さとふるさんのサイト内でのバナー広告を出すとか、そういったことも今後していかないと、埋もれちゃうんですね。これからさとふるさんいろんな自治体の方がどんどんあそこを使うようになってきて、今余り使っているところが少ないので、ちょっと見ていけば吉田町出てくるかもしれないけれども、これがどんどん取り扱いが増えていろんな自治体が入ってきますと、埋もれちゃう可能性がある。埋もれちゃったら、それこそふるさと納税にたどり着かない可能性も出てきますよ。その点に対する推進業務ということは何かございますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいま議員に御提案いただいたようなものにつきましては、こちらの推進業務委託料の中には入っておりません。当町、6月21日からスタートしてまだ1年たっておりません。当然商品も上がり下がり、あと年末に向けての上り調子がどのような形で結果に反映してくるかというのは、正直今の段階でも推定の域を出ないところがございます。ただ、ただいま議員の御質問の中で、例えばということでおっしゃられたようなことも検討してはまいりたいと思いますが、ちなみに、さとふるの場合ですと、ある一定の段階までは新しくふるさと納税を始めましたよということで冒頭のコーナーに、新しく参加された市町の特産品を出してくれるというようなサービス等もございます。そういった効果も当初はあったかと思えます。ことし1年、実際にその辺の流れを見てみないと、ちょっとわからないのかな。サイトの中での活用ということはそこら辺を見ながら考えていったほうがいいのかというふうに思っておりますけれども、PRにつきましては、それ以外にもできるということで、議員おっしゃっているとおり、50万円計上させていただいておりますけれども、サイト以外のところで職員あるいはほかのものを使ってできることということでは考えておりますので、そこら辺はちょっと流れを見てやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もう1点。

ふるさと納税返礼代金ということでございます。この返礼代金のほうには配送料も含まれているというようなことで聞いております。その配送料は業者のさとふるさんのほうから請求

があつてということで聞いておりますが、この配送料一番難しいところで、それを町のほうでチェックされているのか、というのは、取り扱いが増えると、値を下げてきます。1日に300、400あると、配送料というのは抑えられていくんです、交渉によって。そして交渉も町のほうでは、さとふるさんをお願いして経費を節減するようにされているのか、これからもいくのか、ただ請求されたらその額を払っていくのか、そののところ、ちゃんとチェックをされていくのかということでお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ふるさと納税返礼代の中に含まれます配送料でございますけれども、先ほどの質問の中で私、少し触れさせていただきましたが、今回の事業者を使つてのシステムというものは、基本的に町側がその結果のデータをいただいて、返礼品を出店された事業者については梱包だけで済むというようなところでございます。その配送料につきましても、当然隣の牧之原に出す分から北海道、沖縄へ出す分からいろいろあつて、それぞれの集客によって金額が変わるといふようなことも承知しておりますけれども、現在の契約においては、そこまで全てお任せをして、その請求をうちのほうでお支払いをするということになっております。当町のほうでは当然そのお名前まで、個人情報の関係もございまして、調べれば調べられますけれども、どこからのどういう製品でどういった送料がかつたということは把握できておりますので、ただそれを個別に具体的に例えば北海道でもいろいろ遠いところ近いところありますし、全てを細かく計算できているところまではいっておりませんが、ある一定の情報は当町にも届いている中でやっておりますので、こちらの送料につきましても今後においても現在の体制を維持していく中で行うとしたら、委託する中でやってまいりたいというふう考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 個別に料金違うということはないんです。大体北海道地区、東北地区と決まっているんです、料金は。だからその地区に幾つ行ったということで勘定が出てくるんです。だからそれを町側もちゃんとチェックいただいて、余りにも差がついてきたら、ちょっと意見していただきたいと思うんです。結局それこそ業者から配送料として、そこへまた手数料もかかってくるようなことで、余分に町が払うようになってくると困るので、その点のチェックというのをしていただきたいということをお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 送料につきましても基本的に実費分ということになっておりますので、そこに手数料、第三者の手数料分というのは入ってまいりません。

以上でございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

先ほどに関連するわけですが、1億2,000万円を目指す寄附金の受け入れ、それからそれに伴う50%の返礼品ということで多額の業務が伴うわけですので、そうした管理、取り

扱いについて町として一つは条例等の制定も必要ではないのかなというふうに考えておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） お金の管理ということでございますけれども、今回議案を上程させていただく際にも御説明をさせていただきましたが、町では、ふるさと納税の使途として、九つの選択肢を設定させていただいております。そのうち指定寄附としては第5次吉田町総合計画に掲げております7章の柱から成る施策の大綱、それと新たな安全と新たなにぎわいを創出するシーガーデンシティ構想の特出しで出させていただいております。これをプラスすると八つ、それに九つ目として町長にお任せというような形で、九つの選択肢を御用意させていただく中で、ふるさとよしだ寄附金をただいま運営させていただいております。

そのうち最初の総合計画の7章の柱から成る施策の大綱とシーガーデンシティ構想の八つにつきましては、寄附者の意向に沿った施策に要する経費に充てるため、要は指定があるということで、これについては確実な支出に充てなければならないということで、今回基金条例を別に上程させていただいております。なお、町長にお任せという部分につきましては、一般寄附扱いとして、そのまま一般財源にのせさせていただくというような形で、こちらは設定させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 寄附金の取り扱いについては今御説明をいただきましたが、私のほうは、ふるさと納税ということで全国から1億を超えるような寄附金を今集めるということの取り扱い、それからそれに対する50%の返礼品の取り扱い、それに伴う業者の選定、募集等、そうしたものが多岐にわたる業務がまとまってくるわけですので、そうしたものの適正な管理、運用というものをどういうふうにするのかということに対する条例をつくる必要があるのではないかなと私は思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいま当町が契約を結んでおります会社とは、契約という形で業務を進めさせておるところでございます。また、運用についての条例というお話でございますけれども、現在のところ必要がないと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 必要がないと一言で回答いただくと、非常に私も困るわけですが、大変なたくさんの事業をこれからもっと広げていくという必要があると思うんですが、その場合に必要がないということをおっしゃっていただいても、もう少しどうした理由でその必要がないのかお答えいただけませんか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 先ほど寄附金の収入ということでたくさんのお金が入ってくるということですが、これは当然寄附金のみならず、通常の税においても何十億というお金が入ってくるわけです。現在吉田町の財務規則に基づいて管理等行っておりますので、同様に管理をしていくということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 焼津市、非常にたくさんの寄附金を集めているということを伺っておりますけれども、返礼品などについてのいろいろな業務を職員5名が担当しているということもお聞きをしておりますけれども、地元の人材の活用あるいは地元で経費を回すというようなことでの活性化、そうしたものに焼津の場合はつながっているのではないかなという見方もあるわけですが、吉田町の場合、そうした業務を地元で行っていくということについての検討がどうされたのか、その点を伺いたいと思います。

○議長(大塚邦子君) 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長(八木寿彦君) 当町もこれまでふるさと納税返礼品事業を行う中で、全国の皆様から御寄附をいただいたわけでごさいます、返礼品を御寄附いただいた皆様にさせていただくということにおいては、町内の協力事業者の皆様にとっては、私どもから考えますと、産業振興に結びついているのかなというふうに考えております。むしろふるさと納税、ふるさと寄附金を行わなければ、そういった結果はなかったわけでごさいます、少なくともそういった効果につきましては御理解をいただきたいと。

あと地元の人材の活用ということでごさいますけれども、具体的にこれが何を指されていることかは正直わかりかねますけれども、焼津市さんの例を出されましたので、5人雇用されているというようなお話を聞いておりますけれども、当町と焼津市とは当然契約している事業者が違いますので、当然やり方も当町とは違ってまいります。そういうことを考えますと一概に雇用して人材の活用があるというところまで結びつくのかどうかということとはわかりかねますけれども、逆に申し上げれば、それだけ多くの雇用を生むようにこの返礼品事業が大きく育っていけば大変うれしいことですので、事業の拡大に向けて頑張りたいと思います。

○議長(大塚邦子君) 3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 返礼品の発掘、それから産業振興ということも大きな期待を持たれる、あるわけですが、一方で、そうした人材の活用も大いに検討していただく必要があるのではないかなと思います。今後そうした納税の事業がもっと拡大をしていけば、まちづくり公社の関係も含めて、もっと町の中で独自にそうした業務がもっと幅広くできるのではないかなと思いますけれども、その点のこれからの展望も含めて、何かそうした検討がされていけばお答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(大塚邦子君) 理事、塚本昭二君。

○理事(塚本昭二君) これからの展望も含めてということですが、ちょっとその前の御質問にも触れさせていただきたいと思います。

まず当町のふるさと納税というのは、先ほど増田議員から御指摘ありましたが、余り過度な返礼品競争にはならない中で行いたいということ、また品格を失うようなことがないようにということを従来から申し上げてきたところでごさいます。

今の返礼品事業を、返礼品を使ってふるさと納税を進めるということについては、そうしたところを失わない中で進めてまいるということは根底として持っております。したがって、当町の場合は寄附目的というのを、他よりもかなり明確に出しているというふうに自負しておりますが、そういう中で指定寄附というのが他よりも多くなっていく、比率として多くなるのであろうと思っております。こうしたところを崩さない中で、返礼品も余り商品券のようなものが出てみたり、ちょっと首をかしげなきゃいけないようなものまで駆使して

これを広めていくというようなところは考えておりません。

そうした中で今後の方針としては、まちづくり公社というのもシティープロモーションを担っていただくというコンセプトの中で設立をしていただいております。返礼品の開発を通しての地場産の振興とか、それにかかわる人材の登用とか、そうしたところもあわせて行政とタイアップしながらやっていただけるというような、そういうもとの連携を図ることになっておりますので、当然そうした観点でこのふるさと納税というのが納税の一環ではございますが、納税の一環で考えますと、なかなか難しいということで、産業振興、地域振興、こうしたところを含めて、それをどうやって増進させていくかという観点でさらに前に進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほどの条例制定は要らないのかという御質問でございますが、累計として取り扱い額が大きくなってくると。取り扱い額が大きいですので条例が必要だという、そういう論拠にはならないというふうに思います。今行っている契約、それから支払いまでの経過、それから収入の手続、そうしたものについては自治法に基づいた中で、また当町の財務規則等々も全てクリアしておりますし、既存の条例にもマッチしているという中で、そういう中でここは反問になるかもしれませんが、何をもって条例を制定をしなければいけないのではないのかという論拠になるのか、少し当町としても参考にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひその点をお答えいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 回答いただきまして、ありがとうございます。

私はこうした一つの事業を、ふるさと納税という事業、寄附金をいただいて、それに対して返礼品を支払うという事業を町としてやっていくという場合には、これは一つの営業的な業務になるのではないかなと思うわけです。そうしますと、その一環として、例えば業者の選定の問題、それから返礼品の業者の選定の問題、それからそれを管理する体制の問題等幾つかにわたる系統的な条件整備も必要ではないのかなというふうに感じておりましたので、それを一まとめにしたふるさと納税の受け入れ、それから返礼品を返す場合の一貫した流れの中での条例を、管理条例というものをつくれれば、皆さんによりわかりやすい、そうしたプラスになるのではないかなというふうに考えましたので、そういう質問をいたしました。

私の理解が不十分で、そうした条例が必要ではないよということの答えをいただきましたけれども、今後いろいろな面で町民の皆様からいろいろな質問があった場合、これはこういう根拠に基づいてこういうふうにやっているんだよということをしてできるだけ説明しやすいように私は考えていますので、またその点での質問があれば、またしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ありがとうございます。

このふるさと納税制度でございますが、当町が取り組みが他とはちょっと足並みがそろわずにおくれていると。おくれて返礼品等にも参加をしたという背景として、この税政の中でこうしたものが制度として成り立つのだろうかという疑問をずっと持ち続けながら来たということがございまして、そうした中で先ほど御質問に出ました隣市では、すごい実績も出されたというところもございまして、この制度が最終的にどう落ち着いていくのかというのが

まだまだ不透明なところがあるのではないかというふうに感じております。

そうした中で隣の市では先ほど5人の職員がというふうにお話されておりましたが、正規の職員として5人雇用をしていると。加えて臨時任用を同じ程度の人数配置していると、そういう実態でございます。当町がそれと同じような体制がとれるかどうかというと、全く当町、力不足でございまして、そんなに職員を1人でも配置するのが難しいという中で、さとふるを選んだ理由といたしまして、返礼品の開発のところにも一緒になって協力をしながら我々と一緒に開発を手伝っていただくというようなところもございまして、それから返礼品に協力をしていただく事業者に対しては商品を用意していただけると。それから梱包までしていただければ、後は事業者さんの手間というのは極力抑えられると、そういうところもございまして。それから当町では生もの等の返礼品もございまして、他の例でいきますと、生もの返礼品に対する苦情というのは非常に多いと聞いております。そうした苦情対応も全てさとふるのほうでやっていただけるというようなこともございまして、そうしたところに職員の手間を極力かけなくていいというようなそういう点を重視をいたしまして、さとふるという業者を選定させていただいたという経過がございまして。

こうした当町でできる中で、できるだけこの制度を活用して、できることをやっていきたいというふうに思いますので、これが定例化していけるということであれば、大石議員の条例化ということも当町のPRにつながるような側面もあると思いますので、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） ふるさと納税返礼代、今回補正のほうで5,010万3,000円ですね。先ほど理事のほうからも契約については問題ないということで伺いました。

くどくなるようですが、一応議会に付さなければならぬ契約というのは、予定価格の5,000万円以上の工事または製造の請負とするということになっておりますので、このさとふるの取り扱いの今回5,010万3,000円ですが、年間を通すとかなりの量となるかもしれませんが、これは一切この今言いましたものには該当しないと、当てはまらないということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 資料がない中でのお答えで申しわけないですが、1件につきというふうに入っていると思います。その契約の単位というのは1件ごとに判断されるものでございまして、この累計としては5,010万3,000円ということになりますけれども、それぞれの購入のタイミングというのはそれぞればらばらなわけでございます。それから契約の相手先というのは、さとふるから買うわけではありませんので、返礼品の提供者に対してお支払いをいたします。そういうことで、さとふるが全て業務運営するようなイメージで考えられているかもしれませんが、あくまでも寄附金をもらうのは直接町です。その仲介の事務としてはさとふるが入ると。それから返礼品に対しても協力事業者へ直接我々が支払いをします。その仲介はさとふるがします。そういう事業の仕立て方ですので、そういう内容で御判断いただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

そうするといろいろなもので事業として庁舎の管理とかいろいろありますよね。細かく言うといろんなことをやったりすることがあるかも知れませんが、それを一つにくくって一つの仕事として契約するわけですよね。これもさとふるさんが取り扱うものの仕事としてはその金額が大きくなると思うんです。細かいことがよくわからないものであれなんです、ある程度返礼品を提供した事業者に対しては、お金は町から支払うのか、町から支払うならそれはそんな金額はいかないと思いますけれども、さとふるさんが支払うとなると、要は物を売買して、それを中に入れて物を動かすというところで、普通でいうと、建物をつくったり何かすると中の設備機器とか、こういう机とかそういうものは受けた業者が仕入れてきて、ここへ持ってきて、いろいろなものがたくさんありますよね。まとめて幾らで5,000万以上で契約するわけですよね。

そういう考え方からすると、5,000万円以上の扱いになるのではないかなと私は思ったもので、再度聞いたわけですが、この例規集に載っているところを読むと、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負と書いてあるので、これに該当しないとしたら別に契約する必要はないと思ったので、これに該当しないと言えるかなと思って、私はそういう質問をしたわけです。そしたら違うことを言ったので、それでは僕は必要ではないかなと思ったものですから、今再度お伺いしますが、今回のこの事業のさとふるさんのやっていることはこれに該当しないよということであれば納得できるので、その辺がちょっとわからなかったもので質問したものですから、その辺でいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 答弁がまずくて大変申しわけなかったですが、議会の議決に付すべき案件というのが条例化されておりますが、その条例化されている中には含まれておりません。したがって現段階では議決は必要ありません。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 総務課の総務費についての質疑はこれで終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じます。

休憩を閉じ、議会を再開します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

民生費の14ページ、15ページです。

関連しますので一緒にさせていただきますが、児童福祉費の5の事業、子供発達支援事業費の処遇改善で全協で100円時間給が上がりまして、保育士の処遇改善という形になっているわけですが、ここの増員されるということでもありますけれども、この辺の手当てというのはできているのでしょうか。この増員と人材派遣委託料の増額に関しましての手当てというのは、10月1日から人数が増えるわけで、この辺のところはしっかりと手当てできているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 人材の手当てということでございますが、それは採用する見込みの保育士等を今現時点で確保してあるかということでしょうか。それについては、それこそ予算もまだ成立しておりません状態ですので、そのようなことはしておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。そうしますと9月通って10月からということになりますので、これきょう通った暁には早急をお願いしたいと思います。

今回処遇改善という形になっているわけですが、全国的に保育士不足という形の中で、国のほうも来年度から相当手厚く待遇改善を行っていくということであると思います。こうしたときに、保育士の人材確保という形で職員と臨時職員という形で待遇も違うわけで、やはり来年の保育士のしっかりとした形の人材確保という形で国は大分今回補正も入れてやるような形でニュースに上がっているわけでありまして、そういったところをにらんだところの対応というのも今回の補正の中に含まれているわけですが。

○議長（大塚邦子君） こども未来課、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

昨今の新聞の載っております、国が示しております保育士への手厚い待遇の改善でございますが、これは民間の保育園、民間の認定こども園の保育士の待遇の改善に係るものでございます。保育士を雇用する民間の保育園あるいは認定こども園に対して、雇用しております保育士の待遇を改善するということによって給付金の中にその金額を入れて給付するという趣旨の内容でございますが、私どもの保育園のように公立のものには国からの手当てというのは関係をしておりません。そこで町独自の待遇改善策をこの補正で計上したものであります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

わかりました。公立のところには国からのものは来ないということでもありますけれども、保育士の基本給アップという形で、保育士の平均月額が2015年で約22万円という形で、非常に他の職種と比べて安いといったような形で、これはしっかりとした形で手当てをしなければならないという形になっているわけですが、普通に考えて、臨時の方々、今まで吉田町にいた方がまた来年度も来ていただくような形で、やはり働きやすい環境というか、なれたところへ行くというのが道理だと思いますので、来年度以降さまざまな形でいろんなところが待遇改善をされたときに、今まで吉田町に来ていただいた方々がよそのところへ行ってしまうという流出防止、また今の10月の時点から今回補正を通して、しっかりとした来年

度へ向けた計画の中で人材を手当てするためには、しっかりとした形が必要だと思うんだけど、そういったところで100円という金額というものが他と比べたときにどうなんだというところの議論があると思うんです。それは正職員の方々の給料が他の業種に比べて低いということは国が示しているわけでありまして。正規の職員に対しまして、臨時職員のスタッフたちは自由度もありますので、待遇も違うと思うんだけど、そういうことを考えたときに、この100円という金額が妥当なのかと、その辺についての根拠のある説明を求めたいと思います。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） まず一つ目の御質問の今、世間で言われております保育士の待遇が他の産業と比べて低いということ、正規職員と比べて低いということでございましたが、ここで指す正規職員というのは、あくまでも民間の保育園あるいは認定こども園の場合でございます。吉田町の場合は我々と同じ行政職の職表をもって処遇しておりますので、吉田町の正規保育士の待遇が低いということには当たらないと思います。

それから二つ目のその吉田町の臨時職員の賃金を100円引き上げることの妥当性でございますが、まさに妥当な金額として推考を重ねて、検討を重ねた上での100円という引き上げ額でございます。正規職員とのバランスというものもでございます。100円を上げますと、これを受け取る臨時保育士、月収に換算しまして1万6,300円ほどの月収の増額になります。階層を区分して処遇をしております。現在5年未満の保育士には1,050円を支給しておりますが、これが1,150円。5年以上の者には1,100円を支給しておりますが、改正後はこれが1,200円。それから10年以上の者は1,150円を支給しておりますが、これが1,250円になります。10年以上の者に1,250円を支給しますと、月額で20万3,500円程度になります。この金額でございますが、改定をするに当たっては近隣の他の市町との比較もいたしました。そうしましたときに、この近隣では島田市が今、最高の金額を支給しておりますが、10年以上の者にあってはこれを上回る待遇となります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

この志太榛原地域で人材というのは、人口も限られているように、そのような保育士の方々の免許を持つ経験を有する方々の人材というのも限られていると思いますので、それぞれのところでイタチごっこになる可能性もあるわけですが、今の説明で、他市町に比べてインセンティブ的に優位性をうちの町が示したということは評価したいと思います。

そうしてきますと、これも国のほうのあれなんだけれども、入園予約制というのが来年度からスタートするよという形になってきているんですけど、うちの町も育休後に年度途中で子供を預けられるように、前もって予約をして絶対入れるよと。うちの場合は待機児童がないということでありますので、そういった心配はないと思うんだけど、やはりそういったことも踏まえるような格好で人材を確保するために今回説明裏づけを聞きました100円という金額も含めてなったということでもよろしいでしょうか。こういうことも踏まえているということでもよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 昨今の新聞に出ております入園予約制でございますが、今

回補正をお願いしておりますこの処遇改善については、入園予約制までを見込んだものとはなっておりません。この処遇改善、それから補正予算の金額の内容には2人増員をしたいという内容を先日御説明してありますが、これはあくまで現時点で毎月の途中入園を今後も見込んで、それに応じる最低限の人数を見込んだものでございまして、来年度以降新聞で報道されております入園予約制までを見込んだものとはなっておりません。

なお、この入園予約制でございまして、新聞で出たきりでございまして、その後どういう制度設計であるとかがまだ入っていない状況でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

17ページの3目環境衛生費の5の事業、地球温暖化防止対策事業費の調査委託料2,000万円でございます。

これは全員協議会でも聞いたわけでありましてけれども、複数の施設を対象とした事業であればよろしいという形で、うちの町の場合は3小学校と1中学校、図書館、保育園2園という形で想定されているということでありまして。それ以外にも対象になる施設が私はあると思うんですけども、この想定した理由というのを説明を求めたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今御質問がございました件ですが、まず先ほど議員のほうからお話がありまして、今回の採択条件というのが、複数施設に複数の設備が必要だというのがまず第一前提でございます。その条件の中で、今回の事業につきましては環境省のモデル事業ということで、CO₂の削減が大幅に期待ができるというところがありまして、大幅に期待できる施設ということで考えた場合、使用頻度が高く、建設からただいま10年以上ということで設定させていただいておりますが、10年以上たっている施設を対象に調査をさせていただくというのが一番大幅な削減が期待できるのではないかとということで、まずそこで施設のほうを選定させていただきました。その後につきまして、まず今後、小学校のエアコンの導入であるとか、第5次総合計画の中でもございまして、教育環境の充実ということを考えて場合に、まず教育施設の枠組みという中で今回7施設を調査対象とさせていただいております。今回この教育施設ということで7施設を対象とさせていただきましたが、今後この7施設におきまして効果が検証できれば、福祉施設であるとか、そういうものにつきましても今後枠組みを考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今、課長のほうから答弁があったことでございましてけれども、今回

この省CO₂化手法促進モデル事業ということで、方法を考えて、それを推進していくという形で、今回この7施設で効果があれば例えば、これにプラスアルファ2施設を入れても、この翌年度以降の事業遂行、設備及び工事費の3分の1、上限として8,000万円、申請の中で。その中に枠組みとして入れられることができるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の枠組みについての7施設につきましてですが、今回の事業に関しましてはその7施設が対象ということになりますので、検証ができれば、今後この事業でいくのか、今後環境省のほうでまた違うモデル事業があるのかというのはちょっと今はわかりませんが、その中でほかの施設は検証していくということで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

これ以外に私が考えると、学習ホールがさまざまな行事で、あそこに行ったときに、冬なんかは入ったときに暖房がきかなくて、施設の中に入ってもダウンパーカーなりいろんなものを着ていかなくは寒さが非常にきつく暖がとれない、冬にもかかわらず暖房を回すたびに横のところに扇風機を回してやると。またジャズコンサートにおいては音がうるさくて音楽が聞けないということで、そういったときに暖房をとめてしまうということで、途中でそういったことがあるということで、ちょっと調べたんですけれども、小学校なんかの電気料は自彊小が230万を筆頭に、住吉小学校が310万、中央小が360万、吉中が780万という形で電気料が入っています。図書館は660万、わかば保育園が140万、さくら保育園も140万であります。学習ホールは年間250万、それにこの空調用の灯油代金13万ということで、260万、年間ですね、省CO₂ということの切り口からいうと、このモデル事業に該当する施設として、非常に合っている、10年も経過しておりますし、社会教育的な見地からしましても教育的な施設なものですから、今課長が言われた御答弁の中になぜこの学習ホールが入っていないのかなと思うんですけれども、それについて御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 環境省の関係で、去年の環境省の直接のバルクリース事業のほうでうちのほうが担当したものですから、その関係でちょっと答えさせていただきます。

うちのほうでバルクリースの関係につきまして、庁舎と、それから学習ホール上げさせていただきました。エアコン等ききも悪いということと、年数もたっているという中で、一応この二つをテーマとして各4市町、4市2町の中で当町は学習ホールと庁舎を上げさせていただきました。そうしたところ、バルクリースの中には考え方が、CO₂削減もそうなんですけれども、あと改修もあります。いわゆる今使っている維持管理費と、直した後の維持管理費が経済的にどうなのか、要するに今の下がって改修の見込みがあるかどうかというのでやりましたところ、このバルクリース事業では学習ホールが非常に頻度が低くて、施設も高いという中で、このバルクリースが適さないということでの判断をいただきました。ですので、逆にこのバルクリースを使用ではなく、他の制度を活用してやったほうが経費的にも安くなるという結果がちょっと出たものですから、それで今回もバルクリース事業には当たらないという中で、今ちょっと相談も受けたんですけれども、こうしたことが実は環境省か

ら調査結果で、調査は一応していただいたんですが、その中では当たらないということでしたものですから今回それから外しているという状況です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そういった形で町も優先度として学習ホールを想定しているいろんなことをやっていただいているということがわかりましたので、非常にいいと思います。これにおきましては、過去の本会議の中でもいろんな議員の方々が環境改善を訴えておりますので、次のメニューを見つけていただいて、早期の実行をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

先ほど全協のほうで説明をいただいていたんですけれども、よくわからなかったのでお伺いしますが、議会報告会をやったときに若いお母さん方から他の市町のほうが就園奨励補助金が高いよということで伺いました。先ほど説明の中でも入園料とか毎月の保育料を計算してやっていますよということで、その金額がどのくらいというのは納得できました。そのお母さんたちが言うには、よその市町が高いもので、そちらへ子供が行くということもあるというようなことを伺ったもので、それでお伺いしますが、あくまでも吉田町に住んでいる子供の就園奨励費の補助金は、先ほど一覧表でいただいたものを保育園ですか、あるいは幼稚

園に交付するというか配付するというか、やるということで、よそへ行ったからよその高いところの就園奨励費補助金をもらうじゃなく、あくまでも吉田町に住んでいる園児は吉田町の決まった金額をいただくんですよということによろしいかどうか、その辺を伺いたい。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの御質問ですが、この幼稚園就園奨励費の補助金につきましては、要項の適用については、その住んでいる住所のある——今回吉田町で定めた就園奨励費につきましては、吉田町の住所の方についての適用ということで御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今のは了解しました。

あと、以前一般質問やったときにこの金額の決め方、先ほどの説明では、入園金とあとは毎月の保育料を計算してありますというふうに伺いました。僕が一般質問やったときは町立保育園があるので、その辺との兼ね合いとか絡み合いとか、その辺との差がどうのこうのというような形で確か答弁いただいたと思い出しましたもので、今回この金額を算出するに当たってはその辺の保育園との関係はどうかなということ伺いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの町内保育園との保育料のバランスという御質問だと思いますが、今回制度設計をするに当たりまして、町内の保育園の保育料との関連では、第3階層の第1子におきましては、保護者が負担する保育料についてほぼ均等がとれるというようなことで、そうしたことも踏まえて現状の金額をもとに第2子半額、第3子無償化というようなことで制度設計をしたといういきさつもございます。町の保育料との関連につきまして、当然所得段階によってその辺の差は出てまいります、今申し上げました第3階層の第1子ということで注目をして考えたという経緯でございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

ただいまのも了解しました。

あともう一つ、町のホームページを見ると、以前の改正前のこの金額、就園奨励費の補助額の一覧表が載っているわけです。以前一般質問のときも言いましたが、平成17年のデータとして載っているわけです。もうあれから10年以上たっているし、この間私が昨年たしか一般質問やって、そうなっていますよと言って、直っていないもので、ちょっと怠慢のような気がしますけれども、今回これでこれが通りましたら新しい改正用の案でいただいた資料になるわけですが、要望になってしまうかもしれませんが、即これに変えていただけるかどうかちょっとお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 今回の補正をお認めいただいた後には、この要項を改正をいたしまして、ただいまお話がありましたホームページにこうしたものを、改正後の内容を掲載してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

以上で、第48号議案についての質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時45分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第13日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 山 口 一 博 君

- 議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。
〔1番 山口一博君登壇〕
- 1番（山口一博君） おはようございます。事前に通告したとおり、二つについて質問いたします。
中学校部活動と教育ICT化について。
教員の多忙化解消問題が社会的に言われて久しくなっています。OECD、経済協力開発機構国際教員指導環境調査2013によると、日本の中学校教員の週間労働時間は、参加34カ国平均より15.6時間多い53.9時間に達しています。また、小学校教員においても多忙化は同様と思われます。
多忙化解消が改善方向に向かえば、教員が生徒と向き合う本来の時間や授業の準備や専門性が今以上に確保できます。
小・中学校の生徒たちがよりよい学校生活を送るため、また教員の多忙化解消として中学部活動と教育ICT化は、学校側はもちろん、行政、教育委員会として早期の有効な取り組みや対策が必要と考えますので、以下2点について質問します。
1、吉田中学校の部活動について。

(1)月間または一週間の管理職を除いた教員の時間外労働時間は。

(2)土日等の学校休日での部活動の実態は。

(3)非認知能力の養成とプログラムは。

2、学校現場でのICT化（情報通信技術）の有効な利活用について。

(2)住吉小学校が今年度から「未来の学校」として県から指定されているが、ICT化や多忙化解消等を含めて検討するのか。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 山口議員、二つ目の質問の(1)を抜かしたようですので、追加でお願いします。

発言を求めます。

1番、山口一博君。

〔1番 山口一博君登壇〕

○1番（山口一博君） 2が一つ抜いてありましたので、ごめんなさい、訂正します。

(1)生徒、保護者、学校側それぞれの立場での進捗度と今後は。

以上です。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 初めに、中学校部活動について申し上げます。

平成20年3月告示の中学校学習指導要領では、部活動の指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」が示されております。

また、中学校学習指導要領解説総則編では、「各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。」と記述されております。

これに基づき、吉田中学校では、「部活動は、余暇の有効活用と趣味・個性の伸長を図るとともに、精神的に強い意志のある生徒を育成することをねらいとする。また、規則を守り、礼儀正しい生徒を育成することと、単に技能だけを高める場ではなく、お互いが協力し合って助け合い、社会的にも豊かな人間性を育む場とする。部活動だけに集中し、学習活動や学級活動、生徒会活動がおろそかにならないように、一人ひとりが励まし合い、すばらしい伝統と校風をつくりあげていくことを目標とする。」という三つの観点で指導のねらいを定めています。

平成28年9月現在における吉田中学校の部活動の実態について申し上げますと、まず、部活動の種類といたしましては、野球部、ソフトボール部、サッカー部、陸上競技部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、女子卓球部、男子卓球部、剣道部、柔道部、弓

道部、なぎなた部、水泳競技部、吹奏楽部、美術部、パソコン部、科学部、家庭部、園芸部の23部があります。

また、加入状況につきましては、全生徒に対して部活動を義務づけていることから、876人の生徒は、23のいずれかの部に加入しております。

指導体制につきましては、46人の教員と6人の外部指導者が指導に当たっており、外部指導者から指導を受けている部は、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、剣道部、柔道部、なぎなた部となっております。

それでは、1点目の月間または一週間の管理職を除いた教員の時間外労働時間についてはお答えします。

平成27年度における管理職を除いた吉田中学校教員48人の1人当たりの時間外労働時間は、年間合計の平均で1,211時間となっております。これを月間合計の平均にいたしますと101時間となり、週間合計の平均にいたしますと23.1時間となります。

また、教員の一週間の労働時間は38.8時間であることから、この労働時間と時間外労働時間を合わせますと61.9時間となります。

次に、2点目の土日等の学校休日での部活動の実態についてはお答えします。

平成28年4月から7月までの4カ月間における土曜日と日曜日の部活動について調査しましたところ、土曜日と日曜日の二日間とも活動を行った部は62.0%。その内訳といたしましては、二日間とも終日活動を行った部が21.7%、一日は終日活動、もう一日は半日活動を行った部が20.7%、二日とも半日活動を行った部が19.6%でございます。

また、土曜日と日曜日のいずれか一日だけ活動を行った部については、終日活動を行った部が1.1%、半日活動を行った部が15.2%あり、これ以外に土曜日と日曜日の二日とも活動を行っていない部は21.7%でございます。

一方、その期間に行った教員の勤務時間を調べたところ、46人の教員が部活動指導に費やした平均時間は、土曜日が3時間45分、日曜日が3時間15分でありました。

このように、吉田中学校の教員が部活動の指導のねらいと目標をもとに、生徒の意欲ややる気などを引き出させ、地道な努力を重ねた結果、近年では数々の実績を残しております。

昨年度は、陸上競技部の全国大会出場を初め、野球部が県大会優勝を果たし、東海大会で3位になりました。今年度についても、陸上競技部と弓道部が全国大会出場を果たし、剣道部は東海大会に出場するなど、日ごろの成果を十分に発揮されました。

次に、3点目の非認知能力の養成プログラムについてはお答えします。

「認知能力」と「非認知能力」の育成に関しましては、近年、幼児教育分野で注目されているところでございますが、ジェームズ・J・ヘックマン著「幼児教育の経済学」では、知能指数や学力など数値化が可能な能力を「認知能力」とし、「思いやり」や「協調性」、「やり抜く力」、「社交性」、「自制心」、「勤勉性」など、気質や性格などの目に見えない力を「非認知能力」としています。

学校現場では、このような言葉を用いて能力のすみ分けを行っておりませんが、仮にこの言葉を用いて小・中学校の教育課程を整理してみますと、各教科の内容指導が「認知能力」の育成の場であるのに対し、「特別な教科」として位置づけられる道徳科を初め、学級活動や生徒会活動、中学校の部活動、小学校の課外活動などは「非認知能力」の育成の場であるととらえております。

これら「認知能力」の育成の場と考えられる教科指導や、「非認知能力」の育成の場と考えられる各種教育活動は、全て毎年作成する年間指導計画に基づいて行われていることから、その年間指導計画がプログラムに相当するととらえております。

なお、学校現場においては、「認知能力」と「非認知能力」の双方をバランスよく育てることが重要であると考えております。

次に、学校現場でのICT化（情報通信技術）の有効な利活用についての1点目、生徒、保護者、学校側それぞれの立場での進捗度と今後についてはお答えします。

21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指し、文部科学省では、平成23年4月に初等中等教育段階における教育の情報化に関する総合的な推進方策として「教育の情報化ビジョン」を取りまとめています。

この「教育の情報化ビジョン」によりますと、21世紀を生きる子供たちに求められる力を育む教育を行うためには、子供たちの学習や生活の主要な場である学校において、教育の情報化を推進することが必要であると示されております。

また、次期学習指導要領では、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習として、いわゆる「アクティブ・ラーニング」が導入されることとなります。

児童・生徒が課題解決のために情報を収集したり、思考を表現し交流したりする場におけるICT機器の効果的な活用は、このアクティブ・ラーニングの推進には欠かせないツールとなります。

当町では、第5次吉田町総合計画前期基本計画における学校教育の分野の施策として「教育環境の充実」を掲げておりますが、その中では、「ICT機器の充実を図ることにより、情報教育の充実が一層図られるとともに、児童・生徒が主体的に学習する環境が整っています。」というように、4年後の姿として目指すべき方向性を明確にしています。

現在、町内小・中学校のパソコン教室のパソコンについて、現状のパソコン教室の機能を維持しつつ、さらに効果的な活用をしていくため、キーボード接続式のタブレット端末を各小・中学校に40台設置する準備を進めております。導入後における児童・生徒の学習は、パソコン教室の学習だけではなく、通常の教室や体育館、グラウンドなど、校内どこにいてもタブレット端末を用いた主体的な学習を行うことが可能となります。

また、教師の校務に関しては、平成21年度から他の市町に先駆けて校務支援ソフトを搭載した校務用パソコンを導入し、児童・生徒の成績・出欠席の処理管理や指導要録の作成管理などにおいて教職員の事務処理の効率化が図られております。

また、保護者のICT利活用に関しても、平成20年度から他の市町に先駆け、学校から保護者に対する緊急一斉メールを送信するシステムを導入し、学校との機動的な連携が図られております。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校現場におけるICT化について協議・検討を行い、教育環境の充実を図ってまいります。

次に、2点目の住吉小学校が今年度から「未来の学校」として県から指定されているが、ICT化や多忙化解消等を含めて検討するののかについてお答えします。

静岡県教育委員会では、「学校運営の改善に向けた取組の推進」を重点に掲げ、その一つの事業である「未来の学校『夢』プロジェクト」を強力に推進しております。

この事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間をかけ、教職員の多忙化解消につい

て研究を行い、その実践をもとに未来の学校を創造していこうとするものでございます。

都道府県の教育委員会が教職員の多忙化解消について調査研究を行うことは、全国的にも例がないことから、これまでに何度も新聞やテレビで取り上げられており、注目される取り組みになっております。

当町では、住吉小学校がモデル校となり、「やめる」、「変える」、「減らす」の手法により、全ての校務を見直したり、教職員の意識改革を図ったりする取り組みが行われますが、当然ながらこの中には、先駆的なICT化を含めた検討も視野に入れております。

教育委員会といたしましては、住吉小学校の取り組みを支援していくとともに、その成果を町内小・中学校にも波及させながら「教職員が授業に専念できる環境づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

順序立てて質問させていただきます。

まず、1番の部活動について再質問します。

今、教育長からもお話があったように、お手元の資料がちょっと用意してありますので、ちょっと一緒に見てもらいたいと思いますけれども、部活動というのは、学校教育法や教育基本法には規定されない、資料1の2にありますように指導要領の総則に少し書いてあるくらいになっております。

今、教育長から御説明あったように、生徒の自主性、自発的な参加により行われている位置づけになっています。2020年から始まります次期指導要領にも、変わらないと中教審では案を出しております。

そこで、質問、確認なんですけれども、吉田中学校の時間外労働時間を今お聞きしたところによりますと、平均が61.9時間ということになっていると思うんですけれども、これは今、資料にありますように参加平均国が勤務時間が38.3時間、日本の平均時間が53.9時間ということで、今、吉田中学校では8時間ほど多い勤務時間の体制になっていると思うんですけれども、これは前年度、その前の年に比べて少なくなってきたのか。それとも、現状、このまましばらくはこの時間が続いているのかということをお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの吉田中学校の教職員の時間外の現状でございますが、例年、このような現状にあるという認識でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 変わりなくこの時間で勤務しているということなんですけれども、土日の出勤数を今ちょっとお聞きしたと思うんですけれども、今現在、ほとんど小学校の教員ですと、1カ月のうちに約2日、中学校の先生ですと、土日の出勤が4日から4.5という平均が出ていますけれども、当町も土日の出勤する日にちというのは変わらないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいま答弁の中で申し上げましたとおり、土日の出勤につきましては、部活動も含めましてかなり多くなっているという現状でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

そうすると、勤務に伴う、例えば一般の会社で言うと、残業手当みたいな特殊手当がつくと思うんですが、これは事前にちょっとお調べしたんですけれども、中学校の部活動の休日出勤手当は特殊業務手当と言われまして、部活に出て、1日7時間出た場合が4,250円、3時間出た場合が3,000円ということなんですけれども、この給与条例というのは、県が人事も含めて管理をしていると思うんですけれども、教育委員会としては、服務監督として、教職員に対して服務の監督の義務を負うということなんですけれども、この金額はお間違いないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、議員の御質問は、教職員に残業手当がないので、部活動についてはどういうふうになっているのかということと、教育委員会として、そのことについて管理とか指導はどうなっているのかという、そういうふうにとらえさせてお答えさせていただきたいと思います。

議員さんのほうで調べられたように、教職員にはいわゆる残業手当というのはありません。教職員関係の調整額の中に含まれておりますので、ありません。

ただし、今、御質問いただいている部活動なんかについては、特殊業務手当といったことで、自分の実績に応じて申請をして、県のほうでそれにチェックをかけて出させていただいているということがあります。

あと労働時間の管理についてですが、教育委員会のほうでは、時間外の労働時間について、毎月、各学校から一人一人の教職員がどれくらい働いたのかということで、時間外労働時間については学校のほうから提出していただいて書いております。一定の時間を超えたものについては、産業医との面談を希望するのか、希望しないのか、そこも学校の段階でチェックをかけていただいて、うちのほうへあげていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

勤務時間の実態といたしましては、長時間労働になっていると思うんですね。多忙化ということにもつながるとは思うんですけれども、このように長く勤務していて、実際のところ教職員の方々が健康問題にしても、家庭での過ごす時間というのは問題がないのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） こういった状況の中で教職員の身体的なもの、家庭的なものについて問題はないのかという御質問だと思います。

現在、私どもが把握している段階については、健康状態、家庭等の問題についてはありません。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） ありがとうございます。

では、別の観点からお話しさせてもらおうと思うんですけれども、実は事前に、当局ともよく関係がありますベネッセコーポレーションから資料を出してもらいまして、教員の仕事

と意識に関する調査ということで、全国で5,400人のアンケートをとった結果が出ております。

実は、全国平均が学校での勤務時間が11時間、平日に家での仕事の持ち帰り時間が1時間、平均の睡眠時間が、成人男性よりも2時間少ない5時間、休日出勤が先ほど言ったように、小学校で2日、中学校では4日から4.5になっておりますが、このように長い勤務時間になりますと、本来の生徒と向き合う時間や授業の準備、または自分の専門性、そういう確保する時間というのは保たれているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員の質問は、教師の子供と向き合う時間は保たれているのかと、そういうことでよろしいですか。

教員の子供に向き合う時間は保たれています。なぜかといいますと、児童・生徒がいる間は、やはり児童・生徒の指導が中心となっていきますので、やはりその間というのは、当然子供と向き合う時間になっていきますので、それが終わった後、いわゆる授業の準備だとか、そういったものになっているので、当然時間が長くなっているというのは、そういうところでもあります。ですので、そのために長時間労働になっているから子供と向き合う時間がないのかと、そういうことはないです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） ありがとうございます。

私、言いたいのは、長い時間勤務して、当局、行政、教育委員会にしても、今、1週間で61.9時間働いているということだったんですけども、そのうちの——そのうちのというわけではないです。部活動に関連するお時間をお聞きしたんですけども、それが課外活動をして7時間から8時間ぐらいが部活動に当てられるということだったんですけども、例えばそれをほかの市町でもう始まっている部活の支援活動員にしても、例えば名古屋では昭和61年から始まっています。名古屋市型ということで、運動部にしても、文化部にしても、支援員を配置しまして、その学校の先生方を助けて、その学校の先生は余った時間を授業の準備とか、生徒とのいろいろな相談とか、学習相談とかに当てているということで成功をおさめている市町もあります。

静岡市でも、お金を出して、ボランティア外部活動、コーチみたいなものを行っているということだったんですけども、そういうことで、いずれは当町も支援活動の中で外部の支援員を確保するんじゃないかなと思うんですけども、現在、吉田中学校では、今、資料を出させてもらったんですけども、運動部が17、文化部が6ということで、計23ということで、事前に資料を出してもらったんですけども、そのうちのクラブ活動、部活動とは別にクラブ活動に行っている方が陸上部で34、水泳部が12という資料を出してもらいました。その中で、外部講師が6名、今、教育長からの答弁の中であつたんですけども、その6名に対しては、手当、勤務手当というんですかね、そういうものをお出しになっているのか、無償なのかというのをお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 吉田中学校の外部指導者のところはどのようなふうになっているのかという御質問だと思います。

吉田中学校の外部指導者については、先ほど答弁でお話ししたとおり、6名の方がやって

いただいておりますが、いずれも保護者会、あるいは部の顧問と話し合った上で、その外部コーチを投入するということが、最終的には校長がそれを了解して、成立をしているところです。したがって、どの部活の6名についてもボランティアでやっていただいているのが現状でございます。よろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

いずれは教員の部活動ですね、現状は夕方まで教員が部活動を見て、その後、多分、自分の通常の仕事をしたり、採点をしたりすることで残業時間が増えているということだと思っておりますが、教育委員会としては、その部活動の支援員、県ではスポーツエキスパートと言っているということで、あと文化部では文化のたくみという言葉は今使って、文科省に今そういうお話もしているようなんですけれども、当町としては、外部の人材、吉田町でもすぐれた教え方の上手な方も何人もいると思うんですね。そういう方に、将来的には有償になるかもしれないけれども、外部支援員を募って、先生方を助けていくという方向はありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 外部指導者の今後の方向性について教育委員会としてどういうふう
に受けとめているかということだと思います。

まず、ちょっと整頓していきたくと思いますが、部活動で非常に教職員の勤務が長くなっていたり、負担が大きくなっているということは、これは国のほうでも、文科省を初め今検討に入っている段階でございます。そういった中で、その負担を軽減していく一つの方法として、外部指導者を導入したらどうかというところが出ています。

ただ、この外部指導者の導入についても幾つかの問題点があります。その一つは、決定的に言えるのが、引率して行けるのかどうかということだとか、外部指導者にどこまで責任を持っていただくことができるのか。今、その辺が国等でも話題になっていますし、市と県でも話題になっているところです。

県費負担教職員と同じような扱いとするというような形で外部指導者が導入されれば、これは全く同じですので、責任問題、あるいはそういったことについても同じようにとらえていくことができるというふうに考えられると思います。

そういったことを考えていく中で、一方で、今、本町が取り組んでいます未来の学校、住吉小学校をモデル校としてやっているわけですが、そういった視点から考えたときも、確かに学校がやるべきことが多くなっていたり、その中に入っている部活動の占めている割合も多いかと思えます。だから、そういった全体として教職員の多忙化を減らしながら授業に専念できる環境づくりを保障していくためにはどうしたらいいかという視点としては、外部指導者の導入も十分考えられる方向性かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

ありがとうございます。

じゃ、前向きに指導員のことは考えていただけるということでよろしいですかね。

次に……

○議長（大塚邦子君） 答弁はよろしいですか。

○1番（山口一博君） 大丈夫です。

○議長（大塚邦子君） よろしいですね。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、議員、前向きにとおっしゃいましたけれども、私のほうは、未来の学校、あるいは教職員の多忙化解消と、授業に専念できる環境づくりという全体の中で、そういった視点も持って考えていくと。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） よく見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、ちょっと聞きなれない言葉が入ってきてしまって、私が提出したんですけれども、非認知能力ということでちょっとまた御答弁いただきたいんですけれども、資料の③にありますけれども、この非認知能力はどのようなものかということ、今、教育長が答弁されたとおりでと思います。

しかし、今度、2020年から始まる今の大学入試、高大接続のセンター試験が2020年に変わろうとしております。その中間発表みたいな形で、非認知能力も今のセンター試験のほうに取り入れられるんじゃないかという話もあるくらい、今、国のほうでは、この非認知能力に対して非常に関心を持っておりますので、ちょっとそれもお聞きしたいと思います。

今、教育長がお話しになったように、IQや学力、記憶力などの数値化が可能なものが認知能力と言われております。実はこの認知能力というのは、もうあるところで発表があるんですけれども、8歳から10歳までにもう形成されてしまうというようなデータが出ております。

近年では、この非認知能力が経済的、社会的な成功に大きな影響を及ぼすという研究結果が数多くされています。今言ったようにセンター試験にも準備されています。

そこで質問なんですけれども、5月15日に行われた教育再生実行会議で提出された資料の中に、独立行政法人経済産業研究所が全国120万人のデータから、20歳から69歳までの男女6,000人を調べた結果、以上の結果が出ております。大学卒業で正社員雇用形態で、犯罪や逮捕歴のない人を調べた結果、次のような結果が出ているというような発表があります。

15歳のときの学業成績と、家にある蔵書の数と、中学時代の部活動、この3点がデータでプラスになっているというふうになっています。

お聞きしたいのは、現在、中学校では9教科あります。9教科の中で、今、日本では絶対評価というふうな評価になっております。通称では、各観点ごとに、中学生ですから、AとかBになって、4とか5になっていくというふうに言われているんですけれども、今、非認知能力の中では、教育長の答弁の中では、年間の指導計画というものを出しているということなんですけれども、実際にこの非認知能力に対してのプログラム、例えばやり抜く力とか、あとはやる気を持って、意欲を持って、忍耐力をつけて部活に臨んでいるのかということで、部活に特化をするわけなんですけれども、そういったプログラムというものは用意をしているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少し整頓させていただきたいなと思うんですが、私の答弁でも言いましたように、非認知能力は、部活動でも培われる部分もあるし、その他の教育の中でも、道徳だとか、そういったものを通して培われるものであって、学校教育ということでは、両方バランス的に整っていくということなんです。だから、例えば道徳の指導計画だとか、

そういったものに思いやりだとか、粘り強さだとか、そういったものが入っていますので、そういった面ではプログラムとして成り立っていると思います。

一方、議員が言っている部活動についてはどうだということだと思んですが、部活動についても、それぞれ年間計画を顧問が立ててやっております。それはもちろん技術的な面で言えば、基礎期だとか、試合・応用期とかというふうになっているので、そういった部活動の年間計画の中に非認知的なものも含まれているというふうを考えております。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今の御答弁の中ですと、ある程度の部活ですと、年間計画というのと、私ちょっと違うんじゃないかなと思っています。というのは、年間計画というのは、ある程度、もし運動部でしたらいつに試合があるとか大会があるとかという計画なんでしょうか。それとも、この半年までの間に技能をどのぐらい高めるのかというふうな、例えばリーダーシップを持たせるのかという、そういうプログラムを年間計画の中に組み入れているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 部活動の年間計画はどのようになっているのかということだと思います。

今、議員さんがおっしゃったような、例えば何月に試合があるとか、どこで大会があるとか、そういったいわゆる簡単な日程の計画みたいなものも当然ありますし、先ほど申し上げたように技術的な、ここは基礎を養う、ここは応用を養うというようなこともありますし、そういった中で、ここでは協力性だとか、リーダーシップだとかというものをもちろん含んで計画を立てております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） ありがとうございます。

なかなか数値化をするというのは、非常に難しい項目に当たるとは思うんですけれども、ぜひとも非認知能力を再認識していただいて、学校全体にかかわることなんですけれども、きょう、私の質問が部活に関してのことなものですから、部活にも取り入れられていければと思いますので、ぜひまた御検討というか、前に進んでいきたいと思います。

では、部活については以上なんですけれども、次に、2番目のICT化についてちょっとお聞きします。

資料を出しまして、その裏面にありますけれども、文科省では、答弁の中にありますけれども、平成23年に教育の情報化ビジョンを公表し、子供への教育におけるICTの活用を以下の三つに分類しましたというふうになっております。

お聞きしたいのは、このICT化がそれぞれ生徒、保護者、学校側ということで進んでいるということだったんですけれども、実際に保護者からもうちょっとこういうふうな形で便利にしてほしいとか、学校側、先生側からもう少しこうやって前向きにICT化を進めてほしいという御意見というものはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ICT化についての保護者及び学校、教員からの要望はどうか

ということですが、保護者については、特にいわゆる子供への指導の関係でもっとこうしてほしいというものはございません。先ほど話しました、メールで配信する連絡等については、大変好評を得ていますし、三つの段階で登録させていただいているので、一つでなくても、二つ目、二つ目でなくても、三つ目ということで、保護者にくまなく連絡がつくようになっているので、そういう面では好評いただいております。

もう一つ、学校についてですけれども、いわゆる先ほど答弁の中で申し上げた、本年度、パソコン教室のパソコンを導入するに当たって、先生方から意見を聞いたり、今後どういふふうにものを進めていくのかというような意見、要望については、そういった会議を開いて伺っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 先日、住吉小学校、私ちょっとお邪魔しまして、校長先生とICT化の担当の先生方にいろいろお話をさせていただいて、吉田町はほかの市町に比べて先進的に進めているということをお聞きしまして、答弁の中でも、平成20年とか21年ぐらいから校務支援というのを始めたということで、非常に喜んでおりました。

私、ちょっと疑問に思ったのが、私も子供3人おまして、住吉小学校から吉田中学校に行ったんですけれども、例えば毎年毎年ちょっと不思議に思ったのは、個票という自分の家族歴とか、地図とか、裏表、毎年毎年書いているということで、そういうのはもう別の方法に変わっているのかなと思ってお聞きしたら、今でも同じ方法をとっていると。20年、多分、浅井先生が現役のころから同じようなシステムになっているのかもしれませんが、住吉小学校では、全校生徒が500人以上おりますけれども、去年までは、その個票を1人でやっていた。管理というんですか、集計を1人でやっていたというように聞いておまして、今年度から2人になっているということなんですけれども、私、保護者側からの立場とすれば、メールもすごい今便利な機能がついております。もし保護者側の立場からすれば、一度出したものは、例えば小学校1年生に出したものは、変わらなければ6年間共通なもので使えるようなシステムにしたり、あとは小学校6年生から中学1年に移る場合、ほとんど当町は3小学校から90%以上の子が吉田中学校に通うと思います。それに対して、ICT化をもっと利用すれば、先生方の手を煩わせたり、もう少し便利になるんじゃないかなというような気がそのときちょっと思ったんですけれども、それってなぜ変わらないのかなと思ったんですけれども、御答弁よろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 御質問のほうですが、いわゆる児童・生徒の個人情報の管理という面の一つとして、今、多分皆さんお宅で書いていただいている通学路とかそういう地図ですか、そういうものをデータ化したほうがよいのではないかということでしょうか。

まずは、このICT化の推進と、今言った情報管理とか、その問題というのは、非常に難しい面を持っております。ですので、慎重に進めていく必要があるなというふうに考えています。

その中で、現在、保護者さんからいただいている情報については、一応、地図は除いて、生徒名簿とか児童名簿というところで、学校で管理させていただいておりますので、それは作業によって変えていくというようなシステムをとっています。

ですが、保護者さんから地図をもらってやるというのは変えておりません。それは当然地図上でできるようなソフトというのはまだ導入しておりませんし、やはり毎年毎年というか、多分小学校でいうと低、中、高ぐらいですね、もしお宅が変わった場合だとか、そういった段階でチェックをかけていただいているところですので、そんな形で進めさせていただいております。

もう一つ、議員が言った住小の場合には、1人の先生がその担当をしているということなので、お話あったように、情報管理の部分で非常に慎重に進めていかなければならないので、当然教員がその管理を進めているというのは、これは1人であろうと、2人であろうと、教員が進めていかなければならないものだと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

答弁ありがとうございます。

今のこの件に関しては、県の教育委員会ですと、教育政策課が受け持っていると思うんです、ICT化というのは。違っていましたか。それはまたいいとして、ごめんなさい。

今回、今年度、このICT化の支援員ということで、昨年までは6名から15名に増やして、そのときに何をしているのかとお聞きしたら、あくまでも先生の授業の準備、お手伝いをちょっとやっているというふうになって、それはちょっと私、違うんじゃないかなと思ったんですけれども、ICT化を進めていくというのは、文科省のほうでも、日本再興戦略とか、世界最先端IT国家創造宣言の中でもお話しがあったとおり、これはもう進めていくというのは、世の中の流れになっているんですけれども、実際に今お聞きした、例えばICTの支援員が各学校にもしいれば、先生方の業務で今何が困っているのかとか、何が必要なのかというのは、すごいわかっていると思うんですけれども、当町としては、ICT化の支援員というものを進めていくという計画というのは、学校に対してはあるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ICT化の支援員についての御質問だと思いますが、まずICT化の支援員といったときに、パソコンとかそういったものを使った授業を進めていく上での教師のパートナーとしての支援員が一つ考えられると思います。もう一つは、いわゆる教員にかわって全て情報とかを管理するような支援員というのをおっしゃっているのかなと思うんですが、二つ目は。

一つ目のほうは、本町には支援員として教員補助というものを配置させていただいています。もう一つは、ラーニングプランでやっているラーニングプランの指導員というものを派遣させていただいていますので、そのタブレットを使う授業にでも必要であれば、そういった教員補助だとかラーニングプランの授業指導員がそこに入っていればいいので、これは十分達成できるというふうに思っております。

もう一つの教員が情報化をやらないで、いわゆるそういった人たちに学校の情報化をやるというのは、これは先ほどから申し上げているように、情報管理という面で、やはりまだ踏み込んではいません。今後どうにするかはまだ考えておりません。

やはり教員というさっき言った責任を持っていて、部活動の引率と同じで、業務についていただかないといけないので、そのところは簡単にそういう情報管理を任せる指導員の導

入というのは考えておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） わかりました。ありがとうございます。

最後の住吉小学校の未来の学校についてなんですけれども、これも県でいうと、義務教育課が行っていると思うんですけれども、そこでちょっとお聞きしたんですけれども、今、県内で4地区されているそうです、未来の学校として。場所的には東中部ということで、4地区が制定されています。この近くですと、藤枝の高洲中学校がこの未来の学校ということだったんですけれども、お聞きしたのは、多忙化検討委員会というのを設置しまして、大学や民間や公的機関の人たちと委員会を設けて、2020年から始まる例えばデジタル教科書とか、そういうものもちょっとお話の中で入っていくというのをお聞きしたんですけれども、当町のほうも、この多忙化検討委員会というのを立ち上げて、この未来の学校の意識づけというのはされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、議員の御質問は、本年度から県教委の指定を受けて当町でやらせていただいている「未来の学校『夢』プロジェクト」というものだと思いますので、それは少し最初に説明をさせていただきたいと思います。

これは県のほうでも有識者によるプロジェクト委員会というのを年間5回やっております、その中でも、県全体としても教職員の多忙化とか、そういったことについて研究をしております。

当町においては、それを受けまして、多忙化検討委員会という、多忙化解消の委員会という名称ではなくて、先生方が授業に専念できる環境づくりをつくっていく委員会として立ち上げております。そこで、先ほど申し上げたやめるとか、かえるとか、減らすだとか、あるいは校務の整理と教職員の意識改革でどんなことができるだろうかということで、既に1回会合を持たせていただいております。その会合の内容については、住吉小学校が4月から取り組んでいることの中で校務の整理、いわゆる仕事を整理していただくとか、教職員の意識改革のためにどういうことをやったか、そういったことを会議の中身として検討して、それを各学校に広げていくということで今推進しているところであります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

もう時間もなくなってきておりますので、質問は最後にさせてもらおうと思うんですけれども、一番最後に町長に御質問はよろしいですか、お願い、よろしいですか。

防災対策とにぎわいづくりを一体的に推進するシーガーデン構想が漁港近くで機能を備えた多目的広場の土台づくりが8月31日から始まりました。これはひとえに人民の生命、財産を守るということで、津波対策も兼ねて始めたと思うんですけれども、町長にお願いしたいのは、実はこの15年間の間に、教育費というのは日本全体で15%下がっております。高齢化がもし1%上がれば、教育費が子供1人当たり2.2%から2.5%下がるということに発表もあります。

さっきお話の中にあつたように、2020年度から始まるデジタル教科書というものは、もう

今の時点で、実は平成32年度から始められる学校は、全国で200校しかないんじゃないかなというようにものを予測されています。これは自治体の財政力とか首長の意識、関心の高さと言われてはいるんですけども、ここでちょっとお聞きしたいのは、この防潮堤をシーガーデン構想も含めてそうなんですけれども、よく町長は国のほうに行かれまして、予算とかそういうものをお話しされるということだったんですけども、ぜひとも、行っていると思うんですけども、文科省のほうにも行っていただいて、この町のために教育費の予算をとっていただければなと思うんですけども、お願いなんですけれども、御返答よろしく願います。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員もお耳に達していると思いますけれども、吉田町の幼児教育カリキュラムがございまして、これは千葉大学の教授の松寄先生が学識経験者として入っているんですけども、この関係で、文部科学省のほうは、私のチャンネルに全てもう回路ができておりまして、文部科学省がうちの町の教育について非常に関心を持ってくださるという形で、かなりのバックアップ体制を敷いてくださると言っておりますので、そういう意味においては全く問題はないと、こんなふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 以上をもちまして私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で1番、山口一博君の一般質問が終わりました。

◇ 大 石 巖 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 3番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告いたしました児童遊園地の整備と能満寺山公園の整備計画について、町の考えを質問いたします。

議会の報告会等、町民の皆さんから数々の御意見や御要望をいただいております。その中に、小さな子供をお持ちのお母さん、お父さん方から、「近くに安心して遊べる児童遊園地があったらいいな」という声をよくお聞きいたします。

吉田町に住んで、安心して子育てができる、そうした環境の整備の一つとしても、こうした身近な児童遊園地があれば、本当に暮らしやすい、そして環境の整備ができるんじゃないかなと思います。

また、もう一つ、吉田町の中に位置します、「観光の玄関口」というふうに言われてきました能満寺山公園、この公園についても、私は町民の皆さんが気軽に歴史や、あるいは文化に触れるという機会としては、非常に重要な公園、位置環境があると思っております。

そうした点で、以下の5点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点は、第5次吉田町総合計画を策定いたしました。その中での児童遊園地の位置づけ、これについてお答えをいただきたいと思っております。

二つ目としては、新しい住宅団地、あるいは幹線道路などの整備が進んでおります。そうしますと、子供たちの遊ぶ場所が道路などで限定がされてくるように思います。町内会単位で児童遊園地の整備などが進めばいいというふうに考えておりますが、そうした必要性についてどういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

3点目は、津波避難タワーで住吉地区、川尻地区等、非常に災害時の安全という点では大きな前進があったわけですが、その中でも児童遊園地に避難タワーが建設されるというところもあります。新たに子供の遊ぶ場所を近くにつくってほしいという声もありますが、その点での設置について伺いをしたいと思います。

4番目に、能満寺山公園の整備についてですが、先ほどもお話ししましたように、私は観光の点も重要ですが、吉田町民の皆さんが気軽に能満寺山公園に出かけて行って、散策なり自然、あるいは歴史について親子で楽しむという点で非常に大事な公園だというふうに考えておりますが、この能満寺山公園、これまで整備を進めるというお話も聞いておりますが、なかなか整備が進んでいない、そうした印象を受けます。そうした点で、この整備がなかなか進まない理由について1点伺いたいと思います。

5番目としては、この能満寺山公園の第5次総合計画での整備計画、前期基本計画の中でどういうふうな整備計画になっているのか、これについても町民の皆さんにお示しをいただいて、吉田町全体のシーガーデンシティ構想の中での位置づけとあわせて、こうした環境の整備、こうしたことが図られるように思っておりますので、その点について質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 子供たちが安心して遊べる児童遊園地の整備と能満寺山公園の整備計画についてお答えします。

まず最初に、町内の児童遊園地の状況を説明させていただきますと、現在、町で管理している児童遊園地は八つございます。

住吉地区には、中央幹線沿いK工区の津波避難タワー南側の中児童遊園地、稲荷神社敷地内の稲荷山児童遊園地、榛南幹線沿いの旧児童館跡地にあります児童遊園地の三つがございます。

片岡地区には、岩留橋西側の岩留児童遊園地、愛宕神社境内の愛宕児童遊園地、廃線となりました駿遠線の旧上吉田駅跡地がございます田方川緑地苑の三つ。

その他、神戸地区は、カネマン大井線沿い大井神社南側がございます姥神児童遊園地、大幡地区は、大幡会館前の大幡児童遊園地があり、全部で八つとなっております。

それでは、1点目の御質問、第5次吉田町総合計画での児童遊園地の位置づけはどうかについてお答えします。

平成28年度を開始年度とする第5次吉田町総合計画前期基本計画におきましては、「児童遊園地」という記述はございませんが、第2章「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の「子育て支援」の分野におきまして、「子育て支援サービスの充実」という施策がございます。

この施策の4年後の姿であります「サービス提供施設や体制の充実を図り、住民ニーズに

基づいた子育て支援サービスを提供することにより、住民の育児負担が軽減されています。」という目標を達成するための具体的な事業といたしまして、「児童遊園整備事業」を実施計画の中に位置づけております。

続きまして、2点目の御質問、新たな住宅や幹線道路などの整備で、子供たちの遊ぶ場が限定されております。町内会単位での児童遊園地の整備が必要と考えるがどうかについてお答えします。

町内の子供の遊び場としては、児童遊園地のほか、県の管理する吉田公園や町の管理する西の宮公園や小藤路公園などの都市計画公園、コミュニティ広場、また分譲地内の広場などがございます。

このうち、他と比較することが可能な都市公園面積につきまして、当町は43.3ヘクタールで、人口1人当たりでは14.5平方メートルとなっております。

この都市公園を総務省の「平成25年度公共施設状況調」により他と比較して申し上げますと、人口1人当たりの都市公園等の面積としては、全国平均の11.8平方メートル、県平均の9.1平方メートルを上回り、この調査におきましては、熱海市、下田市、袋井市に次いで上から4番目となっておりますことから、当町の人口1人当たりの公園面積といたしましては、充実している水準にあると考えており、このほかに児童遊園地もありますことから、子供の遊び場につきましては確保されているものと考えております。

しかしながら、平成25年度に実施しました「まちづくりに関する住民意識調査」の中で、「子どもが安心して遊べる場を増やしてほしい」というような御要望が見受けられましたこともあり、ただいま建設中の北オアシスパークの整備に合わせまして、子供が遊べる広場や遊具を設置しているところでございます。

議員のおっしゃる「町内会単位での児童遊園地の整備」につきましては、地域のニーズや子供の年齢や遊びの内容により、求められる広さや遊具の種類など、公園や児童遊園地に対するニーズも異なり、また財源や管理方法も含め、効果的な整備には十分な検討が必要と考えており、現在のところ、町としてそのような整備方針は検討しておりません。

ただし、町といたしましても、昨年度策定しました総合戦略の中で、公共施設における「子どもが遊べる場所の整備」という具体的な施策を設けており、この施策の「重要業績評価指標」、いわゆる「KPI」といたしまして、「公共施設の育児スペース、キッズサークル、公園遊具等を設置したことに伴う利用者の満足度80%」を掲げております。

誰が、どこに、何を、どのように整備し、どのように管理するのかといった「設置主体」、「管理」、「場所」、「財源」などにつきまして、また、地域や整備する規模・内容について「選択と集中」をどのように考えるかなどの課題もございまして、今後も住民ニーズを的確にとらえ、公共施設全体で子育てを支援できる効果的・効率的な方法を引き続き検討してまいります。

次に、3点目の津波避難タワー建設で遊べなくなった児童遊園地の新たな設置を考えているかという御質問にお答えをいたします。

具体的には、住吉の東村児童遊園地のことと存じますが、この児童遊園地には、平成25年度にこの場所に津波避難タワーを建設いたしました。

その際に周辺の御要望をお伺いしましたところ、特に新たな児童遊園地の設置に関する要望もなく、また、近くに都市計画公園の小藤路公園もありますことから、新たに児童遊園地

を設置することは考えておりません。

続きまして、4点目の能満寺山公園の整備が進んでいない理由は何かについてお答えします。

能満寺山公園は、町のほぼ中央に位置し、昭和56年4月3日付県告示第376号で、面積5.9ヘクタールとして都市計画決定された特殊公園であり、そのうち、現在までに2ヘクタールが供用を開始している公園でございます。

この公園は、緑地の保全及び緑化の推進について総合的な方向性を示す「吉田町緑の基本計画」におきまして、町のシンボルとなる歴史や観光の拠点として位置づけされており、「緑のマスタープラン」におきましても、歴史的環境とにぎわいを大切に、個性的な活力と潤いのあるまちづくりを行う整備方針が設定されております。

また、当町の緑化に関する指針となります「緑の基本計画」や「緑のマスタープラン」を包含し、都市計画に関する基本的な方針を定めた「吉田町都市計画マスタープラン」の中では、能満寺山公園に整備されております展望台小山城につきまして、町の代表的な施設、シンボルとして、この場所のすばらしさをより多くの方に楽しんでもらうために、高齢者や子供に配慮した公園散策路の整備方針が示されております。

これらのことから、町では、長年温めてまいりました高台への能満寺山公園駐車場整備に向けまして用地買収を進めてまいりましたが、未買収の土地もありますことから、整備に至っていない状況でございます。

高齢者や小さなお子様など、誰もが容易に足を運べる、やさしい公園の実現を目指し、地権者の皆様の御理解を得られるよう交渉を重ね、整備に向けて取り組んでまいります。

続きまして、5点目の能満寺山公園の第5次総合計画での整備計画はどうなっているのかについてお答えいたします。

第5次吉田町総合計画における能満寺山公園を含む公園や緑地の整備計画につきましても、第4章「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」、公園・緑地・水辺の分野に該当しております。

公園・緑地・水辺の分野では、「緑化の推進」、「公園・緑地の整備と利活用」、「保安林等の適正な維持・管理」、「水辺環境の保全・創出」と大きく四つの施策がございまして、「公園・緑地の整備と利活用」の施策の方向性といたしまして、先ほども述べさせていただきました「緑の基本計画」及び「緑のマスタープラン」に基づく計画的な整備の推進が示されております。

この方向性に基づき、公園を計画的に整備することで、住民の皆様や、町を訪れた人に憩いの場として利用されることを成果の目標としているところでございます。

第5次吉田町総合計画の期間中には、公園・緑地・水辺分野の目指す状態である「水と緑と花に囲まれた潤いのあるまち」の実現に向けて、歴史や観光の拠点であります能満寺山公園につきましても、高台への駐車場を初めとして、計画に沿いました整備に努めてまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありますか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今、御答弁いただきました点について、もう少し詳しく質問をさせていただきます。

先ほど吉田町の中での公園の面積の点について御回答いただきました。

町の条例を見ますと、吉田町都市公園条例というものがあります。この中に、1人当たりの公園の面積標準は10平方メートル以上というふうなことが書かれておりますが、次に、街区内に居住する者が利用する公園ということになりますと、敷地面積が0.25ヘクタールということで二つの基準が出ております。

大きく分けると、吉田町の区域全体での公園の面積、それともう一つは、居住地の中で住民が利用する範囲での公園の面積というふうなことでありますが、先ほど回答いただいた公園の面積、これは県内でも上位、4位に入るといような御回答をいただきましたが、もう一度確認ですが、この吉田町の都市公園条例の中にあります第1条の2項の中で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準とするというふうに書かれておりますが、この基準に照らしてみると、吉田町の都市計画公園の広さは、面積が何ヘクタールになるかお願いをしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員が御質問の公園の配置及び規模に関する基準ということで、建設課のほうで答えをさせていただきますと、まず議員のほうからおっしゃられた1人当たりの面積というものに対しましては、町長答弁にもありましたように、吉田町におきましては、1人当たり14.5平方メートルということで、基準を上回っているのは間違いございません。それは住まわっている方の1人当たりの面積でございます。

議員もおっしゃったように、それとは違う設置基準というんですか、0.25ヘクタール、街区につきまして0.25ヘクタールというものは、また違う見方からの標準でございまして、それにつきましては、まず街区という言葉が聞きなれないと思うんですが、その前にその一つ大きな固まりの住区、住んでいる区という言葉について説明をさせていただきますと、都市計画の中では、1平方キロを大体小学校のエリアと考えて、それを住区という考え方をします。その中で住区の中を組織のする中の一番小さな分担区域が街区ということで定められておりまして、大体それが2ヘクタールぐらいではないかということで、都市計画の中では基準となっております。

その中で公園を設けるのであれば、先ほども議員のおっしゃった公園の条例の中でもございます0.25ヘクタールを標準として定めるということですので、それに沿って都市公園条例と緑の基本計画に沿って吉田町としては計画を持っておりますし、先ほど説明しましたように、供用面積につきましては、十分1人当たりの面積を満たしているということでございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 街区の公園についての説明をいただきまして、ありがとうございます。

私、先ほど質問の内容を取り違えまして、申しわけありません。

先ほど吉田町は、1人当たりの公園の面積が14.5平米ということで、ほかの市町に比べても広いですという回答をいただきましたが、逆に市街地における町民1人当たりの敷地面積の標準が5平方メートル以上にするというふうな、この都市公園条例の中にも書いてありますが、この市街地の町民1人当たりの敷地面積5平方メートルに対して、吉田町の場合には何平方メートルになるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 市街地における1人の当たりの面積ということでお答えしたいと思います。

まず、すみません、市街地という言葉が先ほどの住区と同じような言葉で、吉田町の市街地というところがどこなんだろうというところをちょっと私なりの説明をさせていただきますと、非常に難しいところでありまして、市街地、土地区画整理法とか、地方自治法によりますと、住居が連檐している区域というような定めがあると思う中で、都市計画の関係でもそれに近いものがありますので、そういったものの中でお話しさせていただきますと、住居が連檐しているという中で、吉田町のどこだということになりますと、私が考えるには、平成22年の国勢調査をもとにしました人口集中地区、平方キロ当たり4,000人ですか——の集中したもののそういう地区が人口集中地区というんですけれども、それが主に住吉地区になってございます。その住吉地区にある公園の面積で割り返した値が、建設課で把握しておりますのは、基準の5平米に対しまして7.37平方メートルということで把握しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） ありがとうございます。

こうした都市公園条例について、そうした定めがあって、今お話しいただいたように、国の定める基準は、吉田町の場合クリアをしているというような理解をいたしました。

この公園の標準面積0.25ヘクタールが都市計画公園の基準なんですが、それ以下の公園、あるいは遊園地、児童公園ですね、児童遊園地、そうしたものの管理規程というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

児童遊園地の基準、規程ということになりますと、現在は持ってございません。

経緯とあわせて理由を述べますと、児童遊園は児童福祉法の中に定めがございまして、その中の第7条で、児童厚生施設の一つとされております。この施設の設置基準でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがございまして、これが児童遊園の基準となっております。

この児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第37条では、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具、便所を設けることという決めがございまして。

また、同じく第38条ですが、児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならないというふうに定めがございまして、現在、町に八つある児童遊園地のうちで、この基準を満たしているものはありません。児童の遊びを指導する者を置いていないということでございます。

町では、昭和30年代後半から40年代後半にかけて、県の認可を受けた児童遊園が存在しておりました。その中には、今も残っております住吉の児童館遊園地であるとか、片岡の岩留遊園地、神戸の姥神児童遊園地などが含まれておりますが、何分、年代が古いものですから、当時の認可の経緯というのは、ちょっと詳しくはわかりません。

平成25年度に県のほうから、県が認可を出している県内の児童館、児童遊園についての実態調査の中で、要件を満たさないものについて是正、あるいは廃止ということを求められて

まいりまして、町では要件を満たすことが今後見込めないということで、児童遊園地の県認可を廃止しております。

この際、近隣市町にも同様の動きがございました。これにより、児童遊園という認可上の後ろ盾を失っておりますので、児童福祉法、あるいは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準をよりどころとすることが今できなくなっております。今は基準、規程を持っていないということでもあります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 国の定める都市計画公園等については、これは都市計画法等いろいろ縛りがあって、さらに1人平均何平米というような基準も設けられていて、これについては全体的にクリアしてきている。

ところが、それ以下の児童遊園地等については、今現在はそういうふうな規定があいまいになっているというような状況になっているというような御回答だったと私は理解いたします。

そうして見ますと、今ある八つの町内の児童遊園地、これに対する管理、運営に対する基準が定められていないということでも解釈をできるわけですけれども、毎年、この児童公園の除草や剪定等、こういうものについての管理についての定めも結局はないというふうな私は感じをするんですが、そうした管理が今どうなっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 児童遊園地の管理は、現在、町のこども未来課で管理を行っております。管理は主に敷地の除草、それから設置してございます遊具の管理、この二つに区分をされます。

除草のほうについてですが、必要が生じた場合の対応としまして、役場の中のほかの課に環境整備班がございまして、そこへ依頼して除草する。それから、現にこども未来課に配下されております職員の直接の作業、これも行っております。あわせて、除草、害虫駆除を実施しております。

参考に、昨年度、環境整備班へ依頼した分としては、神戸の姥神児童遊園、ここの除草を行いました。

それから、職員が直接行った作業ですが、片岡の田方川緑地苑の除草、それから桜の木に毛虫がついておりましたので、殺虫剤の噴霧をしております。

住吉の児童館遊園地では、藤棚の刈り込みも職員が自前で行っております。

このほか自発的なボランティアで助けていただいている部分もございまして、紹介とあわせて答弁しますが、住吉の児童館遊園地については、住吉西浜の自治教室の方が除草を行ってくださいます。それから、住吉にある稲荷山児童遊園地は、稲荷神社の関係者の方が除草を行ってくださいます。

もう一つ、神戸の姥神児童遊園については、北区第1町内会の方が除草を行ってくださいます。

それから、二つ目の遊具の管理についてですが、遊具の管理は、ふぐあいがあった場合に、これを事前に承知をして、事故を予防し、それから遊具を安全な状態で常に使用できるよう

にするために、年5回の定期検査と、年1回の精密検査をあわせて行っております。

定期点検の点検項目としては、遊具の破損箇所の有無、さびの進行の度合い、塗装のはがれの状況、ボルトの締めぐあい、チェーンの磨耗状況、異音の有無、支柱の傾きがあるかないかといった内容も点検しております。

精密検査については、骨格検査、減肉検査、これは鉄の肉のはがねの部分、この厚みにすり減りがないかという検査ですが、この減肉の検査。それから、打音等による音響検査の3項目について行っております。これは都市公園のほうで、都市公園における遊具の安全確保に関する指針というのがございますので、これに準拠した内容で検査を行っております。

これらの点検を行って遊具にふぐあいがあったという場合ですが、ボルトの緩みだとか、可動部分の異音、これら軽度のものについては、点検業者が発見の都度、ボルトを締め直したり、グリースやオイルを差すということを委託内容の中に含めております。

もう少し規模の大きな補修の必要を発見した場合ですが、この場合は速やかに使用の禁止措置を講じた上で、こども未来課に報告がなされまして、修繕を実施することになるという流れです。

去年は住吉の児童館遊園地で、滑り台の滑り板の一部に小さなひび割れがありましたので、これを速やかに交換するなど早急な修繕を実施しております。ということで、管理のほうについては、落ち度なくやっているものと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） ありがとうございます。

そうした点検、それから補修等、やはり地域の子供たちが利用するわけですので、今お話ありましたように、きめの細かい点検、補修は非常に大事だなと思いますが、先ほどの除草等、地元のボランティアということで、町内会、あるいは自治会のほうに協力をいただいているというお話ですが、その点、地元の役員の皆さんも年々交代しているという中で、町との、それから町内会、自治会とのこうした除草、剪定等の取り決めみたいなものは何かあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 大石 巖議員にお願いしたいんですけれども、通告していただいている児童公園の整備に関することですので、管理等々については少し外れていますので、質問の方向を変えていただきたいと思います。

○3番（大石 巖君） それでは、今の状況についての質問をいたしますと、時間をとってまいりますので、先に進みたいと思います。

こうした児童遊園地を私は各町内会単位ごとに、そうしたいろいろなケースに、地域のケースに応じて設置をしていただくように、地元との話を進めていただきたいなという希望を持っています。

ただ、今、この児童遊園地に対する答弁をいただいた担当の課がこども未来課という担当で、普通、公園ですと、先ほどの建設課の担当ということになりますし、こども未来課の担当となるのは、ちょっと何か違うんじゃないかなというふうな気もいたしますが、この公園に関する公共用地の管理、点検等は一本化をするということで、例えば建設課、あるいは環境整備課、そうしたところに一本化するというのは、そういう考えはないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 反問権を行使させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） どうぞ。

○副町長（須永 宣君） 議員の今御質問の一本化するかどうかということについてまず1点は、ここの質問の通告のどこに当たるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

私は、通告をいたしましたように、町内会単位での児童遊園地の整備が必要ではないのかというお話を今いたしました。そうした地元等のお話、要望等を進めながら、児童遊園地の管理、それから設置の方向について地元との話を進めていく場合には、実際の公園の管理を担当している建設課とそういったところがノウハウを持っていますので、そういうところに一本化するのはどうなのかということで御質問いたしました。お答えをいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 答弁をいたします。

先ほど来、町長の答弁にもありましたように、我々が認識しているのは、児童遊園地のほか、県の管理する都市公園、町の管理する都市公園、そしてコミュニティ広場、さらには分譲地内にある広場ですね、いわばポケットパーク、住宅を整備した人がつくる公園、あるいは区画整理等で生じる公園があるわけですが、それぞれ法律的に根拠が違いますことから、管理主体が分かれているんですね。都市公園法であれば、いわば国で言えば国土交通省の所管です。児童遊園地は、先ほど県の承認は外れましたが、我々が事実上管理している児童遊園地でございますが、これはもともと厚労省ということで、それぞれ所管が違いますので、都市公園については吉田町で言えば建設課が、厚労省関係でもともと設置をされた児童遊園地については、福祉課がもともとは所掌していたんですが、今度、組織改変がありましたから、こども未来課が担当するというので、議員、もともと国の公務員だったわけですから、それぞれ所管があるのは、これは仕方がないので、一括で管理すれば効率的かどうかということについては、これは町長が適切に判断して管理をいたしますので、管理が適切に行われているかいないかが大事であって、一緒に管理するかどうかというのは、手段ですから、どうするかという、方法ですから、それは行政当局に任せたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 大石議員、整備についての一般質問でよろしくお願ひします。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 答弁いただいた中にも、児童公園、あるいはポケットパークと小規模のそうした遊び場とか、児童遊園地というもので、いろいろの大きさも違いますし、それからそこにある遊具も違ってくるということで、町としてそうした都市公園以下の小さな公共的な児童遊園地等を含めて、そうした管理条例等をつくる計画があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど来これも答弁をしているかと思うんですが、都市公園については都市公園条例、あるいは今回上程しております北オアシスパークについては個別の設置

条例をつくって管理をしていくと。

先ほど来、問題なのは、児童遊園地のことをおっしゃっていると思いますが、児童遊園地については、現在、県の許可がなくなってきましたから、児童遊園地という公共施設として、町がこれは規則があろうとなかろうと、条例があろうとなかろうと、町の設置した公共施設、あるいは遊具については、これは善良な管理者としてきちっと管理をしなければいけない、善管注意義務があるわけですよ。ですから、そこに基づいてきちっと管理がなされて、先ほどもそういう答弁をしましたが、きちっと担当課長から答弁をさせていただきましたが、管理ができていないか否かに注目をしていただいて、条例をつくるかどうかについても、それは私どもが必要があれば、条例が必要なのか、あるいは今、都市公園に基づいて管理をしています、個別の管理規程が必要かどうかについては、個別に判断をさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この児童公園の関係につきましては、前々から議会の中でも何回か取り上げられているテーマだと思います。

4年ほど前に議会での一般質問の中では、児童遊園地の改善についての当局回答がありました。その中で、環境の変化の中で、遊ぶ子供が減少しているというような回答がありました。集団の遊びから個人の遊びと、それから屋外から屋内への遊びと変化しているというような回答があったわけですが、私が当初に言いましたように、町民の皆さんからお聞きをした話とは、大分その点での認識が違うわけですね。近所の友達、あるいはお母さん方が近くのところと同世代の子供、お母さんたちと交流したり遊ばせるという、そういう遊園地の場所があれば非常に助かると。お互いのそういうふうな交流の場にもなるというような関係でのお話を伺っております。

そうした点では、町長の答弁の中でも、これから計画の中で検討していくというようなお話もいただいたわけですので、ぜひ地域のそうした実情に合わせた公共的な児童遊園地、あるいはポケットパーク等の設置について、ぜひ町民の皆さんとお話を進めていただきたいと考えております。

それで、こうした児童遊園地は、地域の子供の交流、あるいはお母さん、お父さんのそうした近所の皆さんの交流の場になるという点での位置づけについては、私の今の話のように非常に大事な施設だということでの認識でよろしいかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

先ほど御質問の最初のほうで、以前の議会での同様の児童遊園に関する質問が出された中で、そのとき新たな設備を考えていないという答弁があったということでございました。それから、今、地域の子供の交流の場だけでなく、親御さんたちの交流の場にもなり得るということでもございました。

子供の遊び場全体を考えましたときに、従来の考えの児童遊園というのは、定めの中で広場を設けることということがありました。遊具であるとか、便所であるとか、その中で広場というものがございました。この広場を設けたために、今、改めて児童遊園のレイアウト等を見ますと、敷地の大半が広場として使われていると。せっかくの遊具が隅のほうにレイアウトされているわけですね。その広場の中で、前回の議会の答弁の中にありました、環境の

変化で外で遊ぶ子供さんが減っている。これは恐らく年代としては小学生のお子さんだろうと思います。小学生のお子さんが児童遊園で遊ぶことが少なくなりました。当然広場があきます。あくど、せつかくあいてるならということど、ほかの方がそこを使われます。使われますと、もともと片隅にあつた遊具がますます肩身の狭い思ひといひますか、使われなくなるといふことど、今、児童遊園が設けたときの考へ方と違ふ使われ方をしてることになつてるといひます。

今後、子供の遊び場のあり方を児童遊園といふ縛りをなくして、町独自で仮に自由に考へられるのであれば、設けられた施設の敷地の中央に遊具をレイアウトするようにして、対象をそこで遊んでいただく子供の年齢もターゲットを絞ると。例へば就学前のお子さん、親御さんと一緒に手をつないでここに来るといふような遊び方を工夫すれば、児童遊園がほかの方にほかの用途で使われることもないでしょうし、議員がおっしやるようにな、そこに集まる親御さんの交流の場にもできるといふようなことはあろうかと思ひます。そういう意味で、今後、子供の遊び場をどう考へるかといふ再検討の余地はあるかと思ひます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

確かに幾つかの児童遊園地の場所は、グラウンドゴルフ等の利用ということもありまして、その点でも過去に問題になつたこともあるわけですが、ただ、今度できました北区の何でしたつけ、あれは……

○3番（大石 巖君） 「よしきた」ですね、芝生の広場ですね。非常にきれいで、グラウンドゴルフの使用の日数も取り決めがあつて、子供たちも広々とした芝生のところで遊んでるといふことど、非常に健康的でいいなといふふうな感じがいたしました。そういう点で、そうした大きな広場でなしに、ポケットパーク的なものも非常に近所の皆さんが利用しやすいようにできるんじゃないかなと思ひます。

先ほど答弁いただいた中に、第5次吉田町総合計画の中で位置づけがされてるといふことど、その関連する計画については、吉田町の緑のマスタープラン、あるいは吉田町の緑の基本計画といふものを提示いただきました。

私、その計画、プランについて、物がどこにあるのか調べましたら、なかなか冊数が非常に少なくなつていて、貸し出しがちょっと無理だといふようなお話をいただきました。

私がいただいたのは、この吉田町の都市計画マスタープランといふのですね。これが平成21年から平成37年といふ計画になつています。この中には住吉区、川尻区等、地区別に公園の整備等、細かい計画ができておりまして、非常にこれは実行可能な大変便利な計画だと思ひますが、この吉田町都市計画マスタープランといふこのプランのそのものが、今度の5次総合計画の中では、関連する個別計画の中にあがつていないようなんですが、この都市計画マスタープランと吉田町総合計画との関連について御説明をいただきたいんです。

○議長（大塚邦子君） お答えをお願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

都市計画マスタープランといふことですので、都市公園、先ほどのこども未来課長のほうとはまた違ふお話でございまして、都市計画の関係でお話をさせていただきたいと思ひます。

まず、第5次総合計画とどういふふうに都市計画マスタープランが位置づけされるんだということを説明させていただきますと、吉田町の方向性は、第5次総合計画の中で全部が包含されている中に、パーツとして都市計画マスタープランがございます。その下にぶら下がっておりますのが、先ほど来お話をさせていただいた、緑を担当しております緑の基本計画、緑のマスタープランでございます。

今度の第5次総合計画の中では、ページ数でいきますと80ページに関連する個別計画ということの中で、都市計画マスタープラン、緑のマスタープランと緑の基本計画等が記載されております。その中で細かい話がのっていないじゃないかと、総合計画の中にのっていないじゃないかということだとは思いますが、それにつきましては、その下のほうに実施計画というようなものがぶら下がっております、そちらのほうで記載をしているという状況だと把握しております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖議員、通告の質問に沿っての再質問をお願いします。

○3番（大石 巖君） 今のお答えについて一言申し上げますが、今、この第5次吉田町総合計画は80ページというお話がありました。この分野については、道路網の整備ということでの分野ですので、ちょっと公園等は、その前に分野で公園、緑地、水辺というのが77ページにありますが、そういう中では入っていないということによっておきたいと思っております。

時間もなくなりましたので、申しわけありません。能満寺山公園の整備について伺いをいたしました。

まだ未買収の土地があるということで、なかなか整備が進まないという話がありますが、今の現状を見ますと、上の小山城のほうに登る道というのが能満寺のほうから登る道しかなさ。それから、裏側に回ってみても、大手門に登るところが通行どめになっているというようなことで、なかなか現状においても、その管理が十分されていないんじゃないかなというふうな感じがいたしました。

私は、未買収の土地があるから整備が進まない、あるいは駐車場ができないということについては、これはかなり前からの話ではないのかなと思っておりますし、その点をクリアしなければ、この公園の整備ができないのかどうか、その点も1点伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まさに答弁の中で答えていますから繰り返しになりますが、まさに公園の整備をする際に用地が買収できなければ、これは民有地ですから、地権者の了解が得られなければ、これは私どもが勝手に整備をしていいというような話でもありませんし、どこの公共事業を行う際に当たっても一番時間のかかるのは、やはり地権者の方との交渉、あるいは用地の買収ですので、私ども何もしていないというのではなくて、きちっと担当課も交渉していただいた中で、なかなか一般質問の中ですから、どこがどうということは申し上げられませんが、地権者の方もなかなか納得していただけるというのに時間がかかっている、交渉に時間を要しているということでございますので、ここで答弁はとめさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今、副町長から御答弁いただきましたが、要するに今の状況では、買

収の話が進んでいないから、今の状況から進展はしないというふうなことで理解いたしました。

しかし、今の現状を2ヘクタールほど、今、公園の供用開始が済んでいるというようなことですが、実際にその範囲についても、なかなか町民の皆さんが気軽に利用するというような状況になっていません。ですから、今、買収問題があったとしても、今の状況の中でどう利用できるのかという点での検討はしているのかどうか、その点も伺いたしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この能満寺山公園、またその周辺部分を含めて、当町ではシーガーデンシティ構想、それから県が経営指標しておりますティーガーデンシティ構想、その中の海の道、そうした中でのにぎわいのポイントとして重要な位置づけになっております。

そうした中で、当町としては、公園の整備については一度もあきらめるようなことはしておらずに、いろいろな手法を持って開発も進めていく努力はしておりますし、それに向けて地権者の皆様方にも、絶えず御理解をいただくように努力をしていると、こういう中でございますので、まだそうした納得していただけるような状況までには至っていないということでございますが、当町としては、非常に重要な拠点でございますので、今後とも整備に向けて努力をしていくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今の御答弁ですと、これまでの計画どおりに今後も誠意を持って用地の買収等を進めながら整備を進めていくということを理解いたしました。

ただ、今お話しありましたように、シーガーデンシティ構想、北オアシスパークから津波防災のまちづくりという観点の中で、この能満寺山公園の位置づけも非常に大事なものがありますので、そういう点では、総合的に、機能的に公園が生かせるような計画を具体的に進めていただきたいというふうに思っております。

この能満寺山公園の点について取り上げたのは、私は子育ての世代もこの吉田町の中心にある公園を皆さんが気軽に利用できるような、そうした整備を進めていただきたいと。そのためにも駐車場のスロープの整備、あるいは遊歩道の整備等、子供からお年寄りまで、皆さんが気軽に利用できるような整備、これを進めていただきたいということで、今御答弁をいただきましたので、これからそういった点での推進を図っていくというような理解をいたしました。今後も、こうした子育ての関係については、もっともっと安心して住み続けられる、皆さんが気楽にそうした公園を利用できる、そうした環境の整備についても、もっともっと努力をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で3番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時07分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。

◇ 遠 藤 孝 子 君

- 議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。
〔4番 遠藤孝子君登壇〕

- 4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。
私は、平成28年第2回吉田町議会一般質問において、事前に……

- 議長（大塚邦子君） 遠藤議員、第3回になります。
○4番（遠藤孝子君） 失礼しました。第3回吉田町議会において、事前に通告しましたとおり、質問事項は、吉田町の次代を担う心豊かな人を育む教育についてです。
質問の要旨を申し上げます。

我が町には、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりを推進することにおいて、第5次吉田町総合計画基本構想に掲げ、切れ目のない効果的な「つながりのある教育」を重点施策としています。

また、「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標の目標値も定めております。

私は、「つながりのある教育」、つまり幼児期から15歳までの「切れ目のない教育」は吉田町のよき人づくり、ひいてはまちづくりに直結する非常に大事なことであると考えております。保護者及び地域住民の理解と協力の上で進めていくべきであるとも考えております。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、「幼児教育カリキュラム」作成の進捗状況について。

今回の定例会における行政報告において「吉田町幼児教育カリキュラム作成委員会」が9月7日に立ち上げる報告があり、第1回が既に開催されました。その作成ですね、それから検討状況を含む進捗状況についてお伺いしたいと思っております。

二つ目、つながりのある教育ですけれども、1とかかわりありますけれども、義務教育の出口である15歳の自立を見据え、乳幼児期、義務教育期の学びをつなぎ、連携を図る中で小中一貫した教育を推進するための「教育カリキュラム」作成の要点及び配慮点についてお伺いいたします。

三つ目、吉田町ラーニングプランの進捗状況について。

学校における授業改善や公設学習塾の実施状況と課題についてお伺いしたいと思っております。

四つ目、吉田町の子供たちを健やかに育むため、これらの事業、つまり今お話をしましたつながりのある教育、それからラーニングプラン等ですね、この事業、つまり教育カリキュラムの継続性についてどのようにお考えかお伺いしたいと思っております。

よろしくお伺いいたします。

- 議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今回、議員からの御質問でございます「吉田町の次代を担う心豊かな人を育む教育」に関しましては、現在、「第5次吉田町総合計画前期基本計画」及び「吉田町教育大綱」に基づきまして、教育委員会がさまざまな施策を展開しているところでございますが、その中でも幼児教育カリキュラムの作成やラーニングプランにつきましては、重点的に取り組んでいるところでございます。

このため、今回の御質問につきましては、所管する教育委員会から答弁させていただきますので、御了解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 吉田町の教育は、本年2月に策定した吉田町教育大綱における教育目標に「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を掲げ、この教育目標を達成するために、基本方針に沿って教育諸施策を推進し、もって、第5次吉田町総合計画の施策の大綱に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現を目指しています。

こうした中、切れ目のない効果的な「つながりのある教育」の推進は、教育大綱の基本方針に掲げた「主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します」における重点施策の一つとなっているほか、第5次吉田町総合計画では、幼児教育分野の重点に位置づけられています。

また、「つながりのある教育」の具現化に向けて、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、吉田町版「幼保・小中一貫教育」の確立を具体的な施策に掲げ、吉田町で教育を受けさせたいと思える質の高い教育の創出を目指しています。

それでは、1点目の「幼児カリキュラム」作成の進捗状況について、5月の行政報告会において「吉田町幼児教育カリキュラム委員会」を立ち上げる報告がありました。その作成、検討状況を含む進捗状況についてお聞きしますについてお答えします。

平成20年3月28日文部科学省告示第26号による幼稚園教育要領は、「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」ことが示されています。

また、平成20年3月28日厚生労働省告示第141号による保育所保育指針の保育目標では、「保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所である」と示され、さらに、「保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」と示しています。

このように、幼児期は、生涯における人格や人間形成の基礎を培う重要な時期であり、その教育や保育活動は、大人になってからの生活に差を生じさせるほか、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えることが共通認識となっています。

幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体で質の高い幼児教育を提供することが、より一層求められているところであります。

当町におきましても、幼児期に適切な教育を施すことが重要であるという認識のもと、吉

田町教育大綱における切れ目のない効果的な「つながりのある教育」の推進に向け、まず幼児期における学びを小学校の学びへとつなげるための「幼児教育カリキュラム」を作成することといたしました。

また、幼児教育カリキュラムを作成するに当たって、幼稚園、保育園、小学校の関係者や学識経験者で構成する「幼児教育カリキュラム作成委員会」を立ち上げ、カリキュラムの必要性や目指す子供の姿を共有しながら進めていくこととしております。

当初の計画では、現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針をもとにした幼児教育カリキュラムを作成する予定でありましたが、国の動向として、次期改訂が予想より早まったことから、当町の幼児教育カリキュラム作成についても、これら新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針をもとにした幼児教育カリキュラムとなるよう作成方針を変更し、今年度の作成計画についても、国の動向と合わせながら進めてまいりたいと考えております。

また、幼児教育カリキュラム作成委員会における学識経験者の選任に当たりましても、国の動向と合わせる必要があるため、慎重に検討を重ねた結果、文部科学省から直接御助言をいただき、幼児教育に精通した千葉大学教育学部教授の松寄洋子氏に依頼することにいたしました。

松寄先生におかれましては、過日、ひばり幼稚園、すみれ保育園、住吉小学校、吉田中学校を視察し、当町の教育基盤を把握した上で就任への御快諾をいただきました。

現在、平成30年度に改訂を予定している幼稚園教育要領につきましては、これまで示されていた教育活動における「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」といった5領域を踏まえ、育てたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿」として10項目が示されております。

具体的には、一つ目として「健康な心と体」、二つ目として「自立心」、三つ目として「協同性」、四つ目として「道徳心・規範意識の芽生え」、五つ目として「社会生活との関わり」、六つ目として「思考力の芽生え」、七つ目として「自然との関わり・生命の尊重」、八つ目として「数量・図形、文字等への関心・感覚」、九つ目として「言葉による伝えあい」、そして「豊かな感性と表現」が、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿の整理イメージとして示されております。

これらを踏まえ、9月7日に第1回吉田町幼児教育カリキュラム作成委員会を開催しました。第1回の会合では、幼児教育カリキュラム作成の必要性について共有し、幼児教育を取り巻く最近の動向を理解した上で、それぞれの教育現場における幼児教育の取り組みを検証しながら、今後重点的に取り組む内容について意見交換をしたところでございます。

今後につきましては、9月21日に開催予定の第2回幼児教育カリキュラム作成委員会で、幼児教育において重点的に取り組む内容を協議し、12月までに原案を作成し、年度内に完成させる予定でございます。

町の幼児教育カリキュラムは、町内の幼稚園、保育園、小学校が、子供の発達段階が異なっても、子供の育ちを支える基本的な指導事項について、見通しをもって指導のねらいや内容を共有し、さらに、それらを家庭や地域でも取り組むことができることを目指していきたいと考えております。

次に、2点目のつながりのある教育について、義務教育の出口である15歳の自立を見据え、

乳幼児期、義務教育期の学びをつなぎ、連携を図る中で小中一貫した教育を推進するための「教育カリキュラム」作成の要点及び配慮点についてお聞きしますについてお答えします。

つながりのある教育は、それぞれの発達段階における学びが次のステップの基礎となるよう「学びの連続性」を意識した教育を施し、義務教育の出口である15歳のときに、町の子供たちが他の地域の子供たちよりも「生きる力」の基礎が着実に備わり、ぬきんでていることを目指すものであります。

町の子供たちは、ほとんどの小学生が吉田中学校に入学するという実態から、常に身近な存在を意識し、切磋琢磨できる環境のもとで育てております。このことは、既に町が他の地域よりも9年間を見越した教育を実施しやすい環境を有しているだけでなく、学校・家庭・地域の連携による教育効果を出しやすい環境が整っていることとなります。

こうした町の優位性を最大限に生かし、義務教育の出口である15歳の自立を見据え、乳幼児期、学童期、青年期の学びをつなぎ、独自の一貫性のある教育を推進していくことが町の魅力を発信することにつながると考えています。

吉田町版「幼保・小中一貫教育」の確立に向け、これらの教育を進めていく上では、吉田町においても接続期に起こるつまずきや不安の解消を図る必要があります。幼保・小の接続期における「小1プロブレム」と、小・中の接続期における「中1ギャップ」の二つの観点については、特に配慮していかななくてはならないととらえています。

この接続期に起こるつまずきや不安は、学校生活になじめず、「わからない」、「難しい」、「楽しくない」といったものであり、つまずきや不安が大きければ大きいほど学校生活に問題が起りやすいと考えられ、学力向上にもつながりにくいとされます。

このため、つまずきや不安を和らげ、「できるかもしれない」、「頑張れる」、「楽しそう」といった期待感を抱かせることで、子供たちにみずからの力で困難を乗り越えられるよう支援をしていく必要があります。

御質問をいただきました小中一貫した教育を推進するための「教育カリキュラム」の作成については、これからさまざまな研究を重ねる必要がありますが、地域において育てたい子供像について関係者が議論して進めていく点では、「幼児教育カリキュラム」の作成においても同様でございます。

これらの「幼児教育カリキュラム」の検討過程の推移を見極めながら、小中一貫した教育を推進するための「教育カリキュラム」の作成について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の吉田町ラーニングプランの推進について、学校における授業改善や公設学習塾の実施状況と課題についてお聞きしますについてお答えします。

教育委員会では、平成26年度に「吉田町ラーニングプラン」を策定し、学校・家庭・地域が一体となってさまざまな取り組みを行っているところでありますが、今年度からは、昨年度まで実施していた土曜学習会を公設学習塾に変更し、児童・生徒のさらなる学力向上に努めております。

最初に、学校における授業改善の実施状況と課題について申し上げます。

町では、平成26年度から4月と11月の年2回、町独自で学力調査を実施しておりますが、その調査結果を生かした学校における授業改善は、ラーニングプランにおける最も重要な取り組みとして位置づけております。

教育委員会といたしましては、教育委員と各小・中学校長らで構成する「ラーニングプラン実施委員会」や各小・中学校の教員らで構成する「ラーニングプラン担当者会議」で学力調査の結果を共有した後、その分析結果をもとにした各校の授業改善の取り組みについてPDCAサイクルを回しております。

具体的には、実施委員会で町全体の傾向を把握し、授業改善への戦略を練り、担当者会議では、校内研修への反映の仕方や授業案への落とし込み方を検討します。その上で、各校のラーニングプラン担当教員は、改めて自校ごとの学力調査の結果を分析し、課題を洗い出して授業改善の対策を検討します。

各教員は、学校全体の分析と今後の重点項目に基づいて、それぞれの授業案に落とし込みながら実践し、授業の成果と課題は、実施委員会や担当者会議において引き続き共有していくこととなっております。

また、各学校では、県内の大学教授を外部講師として招聘し、公開授業研究と事後検討会を開催しております。

外部講師から授業の評価と指導・助言を受け、教員間で共有するといった授業力の向上にも努めています。

一方、課題といたしましては、学力調査の結果に基づいた授業展開が、学力下位層を中心としたものになり、学力上位層を引き上げることに繋がっていない傾向があらわれている点があります。

したがって、多くの児童・生徒が未定着である場合は「集団指導」、学力上位層と下位層の二極化がある場合は「習熟度別指導」、特定の児童・生徒が未定着である場合は「個別指導」を導入するといったように、指導方法の有効性を見極めながら、さらにきめ細かな授業が展開できるよう研究を重ねてまいりたいと思います。

次に、公設学習塾の実施状況と課題について申し上げます。

公設学習塾は、昨年度まで実施していた土曜学習会を生かし、「吉田町学力調査の結果分析を踏まえた適切な教材を提供し、児童・生徒の基礎学力の定着を図る」とことと、「主体的な学習の仕方を身に付けることで学習意欲を引き出し、自ら解決する力を育む」ことを目的に、本年6月に開設いたしました。

対象といたしましては、小学校1年生から6年生までの算数と、中学校1年生から3年生までの数学と英語で、希望する児童・生徒が無料で参加できるようになっています。

これまで実施した第1回から第5回までの児童・生徒の参加延べ人数は826人であり、内訳といたしまして、小学生が650人、中学生が176人となっております。

学年別で見ますと、小学校1年生が145人、2年生が140人、3年生が159人、4年生が95人、5年生が56人、6年生が55人、中学校1年生が42人、2年生が51人、3年生が83人となっております。

学習形態としては、個別指導を基本として5人程度の児童・生徒に対して1人の講師を配置し、ふだんの勉強を積み残さないことや苦手の問題を克服していけるよう、児童・生徒は、個々のレベルに応じたプリント学習に取り組んでいます。

また、講師には、現職の教員のほか、教員OBや教員志望の大学生などが務めており、現在60人が登録しております。

指導の中では、「教えてもらう、わかる」ではなく、「自分で考え、わかる」のサイクル

をつくるために、学習前に「何を学習するのか」、「どこを頑張るのか」を意識づけ、学習後には「きょうできたこと」を振り返り、学習意欲の継続にも努めています。

8月27日開催の公設学習塾において、この取り組みに対する保護者アンケートを実施したところ92人が回答をしていただき、「公設学習塾は、お子さんの学力や学習意欲につながっていると思いますか」の問いに対し、「とてもつながっている」または「つながっている」と回答した保護者は96%に上っていることがわかり、非常に高い評価を得られました。

また、公設学習塾に通って見られた子供の変化に対する自由記述の中では、「学習時間が増えた」、「解いた問題をうれしそうに見せてくれる」、「苦手が減った」といった意見が寄せられました。

一方、課題として挙げられますのは、これまでの運営に支障を来すには至らなかったものの、1回当たりの児童・生徒の参加人数に対し、講師が少数である場合、児童・生徒一人一人へのきめ細かな指導が行き届かなくなるといったおそれがある点であります。

現在、公設学習塾には、1回当たり165人の児童・生徒が参加しているところですが、5人程度の児童・生徒に対し1人の講師による学習形態を維持していくためには、少なくとも30人以上の講師を配置していく必要があります。

教育委員会といたしましては、公設学習塾が子供たちの学力を向上する場だけでなく、教員のスキルアップの場であることをPRしながら、引き続き、講師が十分確保できるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の吉田町の子供たちを健やかに育むため、これらの事業の継続性についてどのようにお考えですかについてお答えします。

冒頭でも申し上げましたとおり、町の教育は、吉田町教育大綱に沿って教育諸施策を着実に推進し、もって、第5次吉田町総合計画の「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現を目指していくこととしています。

ここまでにお答えしました「幼児教育に関する事業」、「幼保・小中一貫に関する事業」、「学力の向上に関する事業」は、いずれも当町の魅力を最大限に引き出す事業であり、町の子供たちを健やかに育むためにも、寸分たりとも手を抜くことができないと考えております。

子供たちを取り巻く教育環境は、今後、道徳の教科化や英語教育の早期導入など新学習指導要領に向けた改訂を初め、アクティブラーニングを支えるICT教育の推進など、ますます複雑・多様化してまいります。

教育委員会としまして、社会の変化に対応しつつ、常に最善の手段を選択しながら、教育諸事業を継続してまいりたいと考えています。

なお、吉田町ラーニングプラン事業につきましては、「平成29年度の全国学力・学習状況調査において小・中学校の国語・算数・数学の平均正答率が全国平均以上」の最終到達目標を掲げております。

まずはその目標を達成した上で、その後、新たな目標を掲げるなどの検討を加え、事業が再スタートできるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。よろしく申し上げます。

それでは、順を追って質問させていただきたいと思っておりますけれども、特に1番目のところ

の幼児教育カリキュラム作成委員会のことについてですけれども、特に第5次計画のところ
で、幼児教育についてつながりのある教育を重点施策に挙げておりまして、このところ
のっとりながらやっていただけるということはありがたいことだと思います。

そこで、7日の日の委員会を傍聴させていただきまして、私としても大変勉強になりました
で、この試みというのは、私の知る限りでは、なかなかないのではなかろうかと思
います。

今、教育長さんから細かい話がありましたので、中身は省かせていただきたいと思
いますが、そこで、幼稚園の先生方と、それから保育園の先生方、それからカリ
キュラムを意識した取り組みが、共通理解が始まったわけですけれども、あの中
では大変に白熱した充実した時間が持てたと思うんですけれども、これを現場に
持って行って、全員の幼稚園の先生方、それから保育園の保育士さん、それ
から小学校の先生方が周知し、同じような課題を自分たちが持つというふうな
ことの方法は、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 7日の幼児教育カリキュラム作成委員会を受けまして、あ
そこで話し合われた自分たちの教育活動が、今行っていることがどういう価値
があるのかという分類作業をしました。そのことを各園、学校でやっていただき
て、21日の日にまたつなげていこうと、そういうふうにしておりますので、
一つは、そういうことで共有化が図られると思います。

もう一つは、あそこに出ている担当者が確実に学校で報告、あるいはこういう
ことが今話題になっているということで、もう既に住吉小学校からは次の日に
こういうふうに全体の打ち合わせで話をしたというものを挙げていただき
てあります。そういう二つの方法かなと思います。

直近というか、すぐの会合においては、1回やってきていただいて、それを
持ってきていただくということで進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

今、周知の方法を聞いたわけですけれども、特に保育園などは、勤務時間が
シフトになっているものですから難しいと思いますので、そのところのまた
時間の持ち方を工夫していただきたいと思います。

それから、次ですけれども、新しいカリキュラムが30年からできまして、
小学校以上が先ほど言ったような三つの柱。さらに、幼児教育では、わかり
やすく10本の柱がありまして、それについてこれから取り組んでいくと思
うんですけれども、このことについての新カリキュラムですね、そのところ
を今、周知させる方法を聞きましたけれども、特に小学校などは、伝達
講習という形で、さらに詳しくそれぞれの先生方に伝達すると思
いますけれども、ほかの他町と違って、うちの場合は、このことに重点
施策としているわけですから、さらに先生方によりよく理解してもら
うにはどんなふうに考えていますか。伝達講習のさらにブラ
スアルファはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少し質問させていただいてよろしいですか。今
の質問をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君）　　お願いします。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君）　　4番、遠藤です。

小学校の先生方に伝達講習、新しいカリキュラムをしたいと思いますけれども、伝達講習のさらなる理解はどのようにされますでしょうか。

○議長（大塚邦子君）　　教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君）　　幼児教育カリキュラムの作成委員会を通じてやっていることと、そのほかにもやはり幼稚園の先生方、いわゆるそこに参加していない先生方、保育園も含めてですね、小学校も含めて、そういったことについては、先ほど言ったように7日にやったグループワークと同じような形式を各校でやっていただいで、共有を図るという方法を一つとっております。

そのほかの町民とか、そういうことではないですよ。

以上です。

○議長（大塚邦子君）　　4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君）　　ありがとうございます。

そこで、今、作成委員会で現場の中堅の先生方が出られて検討しているわけですが、保育園の先生方と、それから幼稚園の先生方がそれぞれ違う現場に行き交うということは考えていますでしょうか。例えば高校なんかで言うと、川根高校のところの中川根中学校の先生方と交流しているという事実がありますけれども、保育園と幼稚園の交流ありますか、先生方の交流は。

○議長（大塚邦子君）　　教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君）　　人事的な交流なのか、研修的な交流なのか、少しそのところは整理をさせてお話をさせていただきたいと思います。

研修的な交流につきましては、当カリキュラムを作成する段階でも、仮にできたものをどこかの保育園とか幼稚園でやっていただいで、そこに委員の皆さん、幼稚園、保育園、小学校の先生方がいるので、そういうのを見て議論していくというようなことも必要であるというふうな計画を立てております。

もう一つは、常日ごろからですが、これはラーニングプランでやっています町の授業研究会についても、保育園の先生方にも参加していただいでいますので、そういった意味で少し幼保からは外れている部分もあると思いますが、そういった研修面での交流は積極的にこれからも推進をしていきたいと思っております。

人事的なものについては、まだ考えておりません。

○議長（大塚邦子君）　　4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君）　　4番、遠藤孝子です。

今お答えいただいたところでわかりましたけれども、研修のところでは交流、新しいカリキュラムのもとに交流するという事は、これも有益ですし、大変ありがたいことだと思っておりますけれども、この間の会議のときに、それぞれが小学校の先生方、それから幼稚園の先生方、保育士の方々が現場の話をしたときに、それぞれが初めて聞いたということが幾つかあったと思っております。それをさらに現場に行き交うと、もっとももっとたくさんのことがわかると思っておりますけれども、そういう意味で、人的なことはまだ検討のようすだけ

れども、半年とか、短ければ2カ月でも結構なんですけれども、そういうことの試みというのはいかがでしょうか。する計画がありますか。お考えでもいいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） そういった交流について、今後、幼児教育カリキュラム作成委員会を推進していく中でやる必要性が強くなってきたり、そういう時点で吉田町の幼児教育の充実という全体で考えていきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番です。

ぜひそのところの交流が図れると、より子供たちが同じ力を持って、また同じ理解を持って、同じムードを持って小学校に上がることができると思えますので、お願いをしたいというふうに思います。

それから、次ですけれども、公設学習塾ですけれども、土曜日と、それから夏の様子を見させていただきまして、先ほどお話がありましたように、最初計画したよりもたくさんの子供たちが来て、96%も親御さんのほうは満足しているというふうな結果がありましたけれども、見させていただきまして、大変暑い中だったんですけれども、冷房はきいている、そして無料であるということで、特に小学校などは、親御さんが送ってきて様子を聞いても、ありがたいという話が直接聞けたわけですけれども、課題のところ、先生方が、講師の方が少ないというふうなことが挙げられていましたけれども、私が見させていただいた範囲の中では、大体5人に1人の先生方で、ちょうどあのときは足りていたかなと思うんですけれども、今後、もっともっと個別的な指導が必要になってくることを考えると、先生方の確保はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 講師の確保については、現在、どんな形で進めてきたかといいますと、まず大学に募集をかけました。特に教員免許取得中の学生を中心に声をかけていただきました。もう一つは、教員OBの方でやってもよいという方がいましたので、そういったところにも声をかけさせていただいております。あと町内に配置している、先ほども出てきた支援員だとか、非常勤講師の方にもお願いして進めているところです。

実際には、今も答弁でも話したように、足りなかったということはありません。そこは足りるようにうちのほうで調整していますし、うちにも指導主事があるので、待機させておいて、きちっとそこに当てはめるように工夫をさせていただいております。

今後、答弁の中で申し上げさせていただいたように、指導技術の向上に役立つというような視点で、もっともっと現場の先生方を増やしていく、そういった方向性を持っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

現場の先生方を勤務で言うと、何でしたっけ、あれは。

○4番（遠藤孝子君） 兼職兼業ですね。かかることになると思いますがけれども、見させていただいたときには、教頭先生とか校長先生などが実際に3人から4人の子供たちをおくれているところを確認しながら、だんだん子供たちがわかるという雰囲気がありましたけれども、現場の先生方が入ると、入ったほうが良いと思うんですけれども、端的に言いますと、仕事

の量とのバランスなんかはどんなふうに考えていますでしょうかね。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現場の先生方の講師については、先ほども申し上げましたように、支援員の方だとか、臨時講師の方だとか、そういった方たちは積極的に出ていただいています。そこに何があるかという、やはり指導技術の向上ということがあります。そういった感想もいただいています。

あとほかに、新規採用から3年目ぐらいの先生方が主に来てくださっています。そういった先生方も、指導技術の向上ということで、この個別学習のやり方が役に立っているというふうに思っています。

校長とか教頭は、もちろん来ていただいて、様子を見ていただくし、あるいは現場の先生方が出ていただくと、学校と公設学習塾をつないでいけるといふよさがあると思います。

兼職・兼業を出していただいてやっていますけれども、月に1回です。それも小学校を担当される方、中学校を担当される方というふうに分かれておりますので、議員が心配されるような負担だとか多忙には、現在のところつながっておりません。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

今聞かせてもらって、確かに月1回だから大丈夫だなというふうに思いましたけれども、見ているときに、教職を目指している大学生がいましたね。見ると、きっと将来の教員になるためには、こういうふうな場というのは、ほとんど研修の中ではないので、大変に勉強になると思うんですけども、ですから、双方にいいと思うんですけども、その辺の将来、教員を目指す大学生の感想などがあればお聞かせいただきたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 講師として参加していただいている大学生の感想ということですが、まず1点目は、子供とのかかわりが上手になるというか、上達をしていくということを行っています。最初はどういうふうにかかわっていったいいかわからなかったと思うんですが、スタートの前に講師を集めた研修会もやっておりますし、中間でもそういった講師の指導上の相談とか指導方法についてもディスカッションしておりますので、そういった中で子供とのかかわりが上手になっているというのも入っています。あるいは、そういったわかった喜びだとか、子供たちがわかっていく様子を見て、やはり自分もそういうことを日常的に感じられる教員になりたいというような、そういったような感想もいただいています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

大学生がいきいきとして、若い学生が子供たちとかかわる姿は、大変にほほ笑ましかったですし、さらに勉強になっているということで、今後も期待したいところでありまして、県内の大学にまた積極的に働きかけていただきたいと思います。

では、それで次をお願いいたします。

今ずっとお聞きしていただきまして、幼保・小の連携、それから今後さらに教育カリキュラムをつくるというふうなことで、真に幼保・小中の一貫した教育がなされて、さらにそれと一緒にになるといいますか、30年の新しいカリキュラムの中では、また新たなことが三つ、四つも

加わってきているということで、楽しみのような大変なようなところがあると思いますけれども、今、私聞いていまして、今、実践したことが、さらにそれが終わったときといいますか、終わったときと言うと語弊がありますけれども、ラーニングプランが29年ですね。それから、教育カリキュラムが作成されちゃったと。委員がばらばらになると。そういうときに、そこで培ったノウハウであるとか、または方法、どのように今後の吉田町の子供たちが、ほかの町よりも、さっき話をしましたように、ほかの町よりとても力がついたというのにつなげる方法というのは考えていますか。

先ほどはPDC Aサイクルでやると言っていましたけれども、私が思うには、例えば地域と、それと学校と保護者の人たちとつなげて、新しい組織をつくり、それが改善しながら継続していくような形などはいかがでしょうかというふうにお聞きしたいんですけれども、というのは、小学校の先生方も中学校の先生方も入れかわりがあったり、それから教育委員会の中でもメンバーがかわったりして、せっかくうまくできたものをずっと継続していくということが一番大事なことであると考えるものですから、地域を巻き込んだ一つのプログラムのようなことがイメージできますかということをお伺いしたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少し整理をさせていただきたいんですが、ラーニングプランをやることで、以前にもお話しさせてもらったように、学力向上をキーポイントとして、吉田町の教育を充実させていく、他の市町よりももっともっといい教育が提供できるようにしていくという、そののところに一番の主眼があると思います。

そういった意味で、地域の方と連携をしていくことは必要だと思いますし、例えばその一つの例になるかわかりませんが、公設学習塾等でも送ってくださる保護者の方が授業参観のようにやっている様子を見ていただいて、私たちのやっていることを理解していただく、あるいは講師の中に地域の教員のOBだけでも、地域に住んでいる方がみずから講師を買って出てくださいというふうな事例もございます。

ただ、事業そのものを地域にもっとおろす、これは考えておりません。やはり教育委員会がやっていく事業ですし、まちづくりの一端として進めていく事業ですので、やはり地域の方との連携だとか協力だとか、そういったことが必要だと思いますが、事業を進めていくのは教育委員会のほうでリーダーシップをとって推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） わかりました。

私というか、地域の人たちも、当然教育委員会がそういうふうにして中心になりますけれども、だんだん教育委員会がかかわるとして、ウェートを減らしながら、本当に保護者と地域の今協力してくださっている人方、それから若い大学生なども巻き込んで、そんなふうなものができればいいなというふうに思いますので、今後、一緒にといいますか、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうの一般質問、これで私は終わらせていただきたいと思いますが、カリキュラム作成委員会の中で拝見したことであるとか、公設学習塾で拝見させていただいたこと、これは大変に他の地域ではないことなものですから、先ほど同僚議員があったように、非認知能力をいろいろなところから子供たちに身につけるといふようなことですね。

それから、吉田町の新しい教育文化ができたらいいかなというふうにして考えていますので、また励みたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で4番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時56分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） こんにちは。10番、藤田和寿でございます。

さきに通告したとおり、一般質問を行いたいと思います。

我が国は、急速に進む少子・高齢化を背景に、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題となっております。

国は、まち・ひと・しごと創生法を策定し、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を決定し、総合的に取り組んでいるところでございます。

我が町も平成27年10月に吉田町人口ビジョンを示すとともに、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して推進しているところでございます。

そうした中で、本年3月に8年間のまちづくりの指針であります第5次吉田町総合計画を策定しました。3.11以降、津波防災まちづくりを推進し、その成果を活用した新たなにぎわいと魅力づくりを進めるシーガーデンシティ構想への取り組みも本格的に始まっております。その具体的な計画として、平成28年度から平成30年度までの基本計画を実現するための具体的な事業について、財源の裏づけをもって定める実施計画があり、示されているところであります。

毎年ローリングを、修正、補正は行いますが、計画内の総事業費として約504億円、だれもが健康でいきいきと暮らせるまちづくり、国保や介護など福祉関連で毎年約2億円の増加を見込んでいるところであります。

また、産業振興や教育関係では、平成28年度と比べ29年度事業費が倍増し、それぞれ10億円ほどの計画となっております。

上下水道関連の豊かな自然と共生するまちづくりも、毎年1.6億円ほどの増加傾向となっております。その財源内訳として、国・県支出金とともに、地方債や一般財源も増加している計画

となっています。

町では、決算に基づいた財政状況を毎年公表し、また本定例会においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、吉田町健全化判断比率の報告を議会に対して行っておりますが、私は、総合計画推進の裏づけとなる今後の財政状況について、より具体的に町に伺いたく、今回の一般質問を考えました。

それでは、通告したとおり、我が町の財政分析と財政計画について一般質問を行います。

平成28年度から平成35年度までのまちづくりの指針を定めました第5次吉田町総合計画が策定され、基本構想に掲げた将来都市像、「人が集い未来へはばたく魅力あふれるまち吉田町」の実現を目指し、実施計画期間内の総事業費約504億円の計画をもとに、本年度から諸施策を具体化し推進しています。

総合計画では、将来フレームとして、人口は2万9,100人、世帯数は1万1,200世帯、就業人口は1万5,120人とそれぞれ想定し、将来都市像と三つの基本理念を掲げて、施策の大綱を示しています。

第5次総合計画の実施のためには、単年度の財務の健全性を維持し、中長期的にも安定した財政運営を続けていくことが求められております。

そこで、我が町の財政分析と財政計画について、以下、町の考えを伺います。

- 1、財政規律の堅持について、収支の健全性と起債余力は。
- 2、高品質な財政運営について、弾力性と効率性は。
- 3、自律的な財政運営について、自律性と余裕度は。
- 4、公平な受益と負担について、受益者負担と世代間の負担の公平性は。
- 5、第5次総合計画実施に向けた財政シミュレーションは。
- 6、財政シミュレーションに基づく財政計画は。

以上の内容について御答弁をお願いいたします。

なお、本日お配りしました参考資料でありますけれども、こちらのほうは、26年度、町が発表してございます市町村財政比較分析表でございます。本年度の27年度の決算を踏まえ、多少プロットを落としていただきたいと思います。

財政力でありますけれども、27年度は0.93です。0.96から0.93。右側の将来負担比率の状況は84.3から72.2、公債費負担の実質公債費比率は10.4となっております。

以上の資料を参考に、御答弁のほうを聞いていただければわかりやすいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 我が町の財政分析と財政計画についてのうち、1点目の財政規律の堅持について、収支の健全性と起債余力はについてお答えいたします。

当町では、町の持続的発展及び住民福祉の向上を図るため、町政運営の基本的かつ総合的な指針である第5次吉田町総合計画が本年4月からスタートいたしました。

この第5次吉田町総合計画は、平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする8年間の計画であり、この計画の将来フレームは、目標年度である平成35年における吉田町の人口は2万9,100人、世帯数は1万1,200世帯、そして就業人口は1万5,120人と想定しており

ます。

また、基本構想を実現するための基本計画に定められた個々の施策の実効性を確保する予算編成の具体的な指針である平成28年度から平成30年度までの3年間を計画期間とする現行の実施計画では、人件費を除いた事業費を503億8,992万9,000円、議員御指摘の約504億円と見込んでおります。

私は、これまで町政を担う立場として、財政運営におきましては、単年度の健全性を維持しつつ、中長期的にも総合計画に掲げた将来都市像の実現を目指した安定した財政運営を続けていくことを念頭に指揮をふるってまいりましたので、いま一度、御質問に沿った中で私の考えを披瀝したいと思っております。

まず初めに、議員御質問の全般にわたりキーワードとなります財務分析でございますが、まず我々地方公共団体の財務状況をいかなる視点から分析するかを特定することが必要でございます。

住民の皆様は、納税者であり行政サービスの受益者でありますので、地方公共団体の説明責任の果たすべき対象は、この住民の皆様に対して果たされるべきものでございます。

そして、住民の皆様が地方公共団体の財務状況に対して持たれる関心事項は、「将来にわたって安定的に行政サービスを受けることができるのか。また、それを可能にする財政状況にあるのか。」にあると言えます。

これに対しまして、各地方公共団体は、既に現行の歳入歳出決算に関する経常収支比率や財政力指数、さらに財政健全化法の健全化判断比率などの各種指標に基づく分析が行われ、この情報は、毎年、国や県を通じて広く公表されておりますので、これらを活用し、住民の皆様にもどのような情報を示すことができるのかという点が重要になってまいります。

1点目の御質問、財政規律の堅持について、収支の健全性と起債余力はでございますが、地方公共団体に求められる財政運営において、まず求められる財政規律の堅持につきましては、年度間の調整も含めて収支均衡が確保されていることであり、これは財政の健全性、あるいは財政の持続可能性と言いかえることもでき、議員御指摘の起債の余力をもって健全性を図るという観点も、こうした一面をあらわしたものであると考えます。

単年度の財政運営において収支の均衡が確保されていることを確認する指標といたしましては、単純に歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた、その会計年度に帰属すべき収支差額である実質収支、そして当該年度の実質収支と前年度の実質収支の差額である単年度収支などがあり、健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率等においても「収支の均衡」という視点で分析できるものとなっております。

また、持続可能性を図る指標といたしましては、健全化判断比率の実質公債費比率や将来負担比率などが他団体との比較においてもすぐれた指標となっております。

実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する借入金、つまり地方債の返済額等の大きさを指標化したものですが、実務上では、地方債の借入れを行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられるほか、早期健全化基準により示された値内であることにより一定の均衡がとれており、財政状況の健全性を示すことができるものでございます。

将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金、つまり地方債や将来支払っていく可

能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でありますことから、財政運営の持続可能性を図る指標であると言えます。

なお、仮に財政の健全性が維持されていても、実質的な行政内容が一定レベル以下であれば無意味なものになってしまいますので、それには、限られた財源の中で住民の皆様の行政需要を最大限充足させる行政経営という視点が大切であり、当町では、吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムを活用し、一定の行政水準を維持しながら第5次吉田町総合計画に掲げました将来都市像の達成を目指し取り組んでおります。

また、地方公共団体の財政は、民間企業と違い営利を目的として存立していないため、黒字の額、すなわち剰余金が多いほど財政運営が良好であるとは断定できない一面もございますが、当町におけるこれら直近の値は、形式収支5億1,082万9,000円、実質収支4億2,785万5,000円、単年度収支1,687万3,000円。そして、実質赤字比率及び連結実質赤字比率におきましては、黒字のため数値が出ておりません。

また、本議会定例会初日に御報告させていただきましたとおり、実質公債費比率は10.4%で、前年度と比較いたしますと1.5ポイント減少しており、将来負担比率につきましては72.2%で、前年度と比較いたしますと12.1ポイント減少しており、いずれの指標も早期健全化判断基準を大きく下回っております。

こうした背景には、当町では町債発行高を逡減させるように努めており、平成16年度におきまして、「当該年度の借入額は、当該年度の元金償還額を上回らない。」という普通会計における町債の管理原則を忠実に実践し、その後、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したわけでございますが、この惨劇により、それまで培ってまいりました当町の安全も根底から揺らぐ事態となり、それまでの町債管理原則に、「都市防災総合推進事業関連の事業に係る町債発行高を除く。」という例外規定を追加いたしました。これらの判断が一助となり、「津波防災まちづくり」を強力に進めることができました。

結果としましては、起債残高は増加いたしました。交付税措置のある有利な地方債を借り入れましたことから、実質公債費比率及び将来負担比率は基準内におさまっており、これらの比率を見ますと、財政の健全性が維持されていることが証明されております。

したがって、起債余力がございますので、中長期的な財政運営が可能であると考えております。

次に、2点目の高品質な財政運営について、弾力性と効率性についてお答えします。

まず、御質問にお答えする前に、御質問中の「高品質な財政運営」という表現でございますけれども、一部の学者、本当に一部の学者でございますが、持論の中で用いられていることは承知しておりますが、行政が扱う用語としては市民権は得ておりませんので、ここでは単に財政運営における弾力性と効率性についてお答えをさせていただきたいと思います。

弾力性とは、言いかえれば、重点施策や緊急的な課題に対する適応力であるとも言え、財政構造におきまして、弾力性、または適応力があれば、それぞれの問題にも対応できるものでございます。

この弾力性におきましては、一般的に経常収支比率を用いて当該団体の財政が経済の変動、行政需要の増大、行政内容の変化に耐え得る性質を持っているか否かを診断する「財政構造の弾力性」を判断しておりますが、このほか、地方債の返済額等の大きさを指標化した実質公債費比率なども弾力性を図る指標として挙げられます。

また、財政運営の効率性でございますが、地方自治法におきましても、第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されているものであり、財政の持続可能性と並んで住民の関心が高い視点でございます。

行政の効率性につきましては、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価におきまして個別に効率性の分析が行われており、当町におきましては、吉田町まちづくりステップアップ行政評価の評価に当たるCheckシート、いわゆるCシートにおいて、「P (Plan)」シート及び「D (Do)」シートの内容を踏まえ、評価年度の事業を「有効性」、「効率性」及び「妥当性」の三つの視点で事後評価し、当該年度の事業状況を把握した上で、次年度以降の事業の方向性を示す仕組みを構築しております。

そのほか、決算に基づく財務書類のうち行政コスト計算書におきましては、住民1人当たり行政コストなどの指標を用いることによりまして、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となっております。

次に、3点目の自律的な財政運営について、自律性と余裕度についてお答えします。

自律性とは、歳入はどれくらい税金等で賄われているか、その自治体独自の裁量で決めることができることの多寡などであらわされ、一般的には、歳入歳出決算における歳入内訳や自主財源比率、一般財源比率などを用いますが、財務書類につきましては、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することができますので、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

また、余裕度とは、財政需要に対する対応力を示す指標としては財政力指数があり、平成28年7月26日に国から発表された平成28年度の普通交付税大綱により、当町の財政力指数は0.94122ということで、県内35市町中、9番目に高い比率でございました。

なお、財政力指数が1以下の団体は、普通交付税の交付団体となり、当町も交付団体でございますが、1に近い団体ほど自由度が高い財源を保持していることとなりますので、県内他団体との比較におきましては、比較的財源に余裕があるということが言えます。

次に、4点目の公平な受益と負担について、受益者負担と世代間の負担の公平性についてお答えします。

受益と負担につきましては、現在、行政サービスを享受されている皆様の中だけの問題として考慮すべきものではなく、将来世代と現世代との負担の分担は適切かといった広い視野に立った問題意識としてとらえる必要がございます。

そして、世代間の公平性は、貸借対照表上の資産、負債、純資産の対比によって明らかにされるものであり、財務書類に特有の分析の視点でございます。

将来世代の負担となる地方債の発行につきましては、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設などの資産形成に充てることができるものであり、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされ、これにより受益と負担のバランスが保たれるよう地方財政法の規定において配慮されております。

貸借対照表は、このような財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスを確認することが可能であり、特に、地方債の発行可能額を通じて将来世代と現世代の負担の割合を見る純資産比率や社会資本等形成の世代間負担比率が分析指標として挙げられるほか、施設利用料など行政サービスの提供で得られた受益者負担で直接賄

われた収益を比率で示した受益者負担比率も作成しております。

また、財務分析における指標ではございませんが、近年、一部の施設や大規模な改修を行った施設におきましては、原価計算に基づいた行政が関与すべき度合いと受益者負担などを考慮した使用料の見直しを行っております。

次に、5点目の第5次総合計画実施に向けた財政シミュレーションはと、6点目の財政シミュレーションに基づく財政計画はにつきましては、関連いたしますのであわせてお答えいたします。

一般的に、財政シミュレーションとは、現在の財政状況等をもとにして一定の条件を設定し、将来の財政状況を把握する手段を指し、財政計画とは、将来的に持続可能な行政の基盤を確立するため、中長期的な視点に立った計画を指しておりますが、これらは、国の統一基準による条件や様式によるものではなく、各地方公共団体が独自に設定し、作成されているものでございます。

当町におきましては、第5次吉田町総合計画の実施計画を取りまとめた際、計上された事業が財政に与える影響を把握するため、財政シミュレーションを行っており、また、新たな予算編成を行う都度、町債の残高と償還に関する財政シミュレーションを作成し、将来予測を行っております。

この財政シミュレーションの方法でございますが、町債の現在高をもとにして、第5次総合計画の直近の実施計画に位置づけられた事業をベースとする町債発行推計額を加えて、今後における各年度末の町債残高と償還額のほか、実質公債費比率と将来負担比率を推計するものとなっております。この財政シミュレーションの結果、実質公債費比率、将来負担比率ともに健全性を示す値の範囲内におさまっており、健全財政を維持できております。

また、財政計画は、施策の変更や新規事業の規模や内容がある程度具体的に織り込むことができませんと正しくその影響をはかることができませんので、シーガーデンシティ構想における事業を特に注視し、必要に応じて財政シミュレーションや財政計画などに基づいた予測を参考に事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

なお、現下の情勢は、町税収入が大幅に増加するというような景況感を抱くことはできませんが、基金への積み立てを積極的に行うとともに、新たな財政需要に対しましても、国や県の支援が得られるように努めつつ事業の進捗を図り、「津波防災まちづくり」ににぎわいをプラスしたシーガーデンシティ構想を具現化させながら諸施策を推進することによって、みんなが住みたくなる「豊かで勢いがあり、心を魅了する町」の姿が形となり、その先に第5次吉田町総合計画の将来都市像に掲げる「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち吉田町」があるものと確信しておりますので、全力をもって取り組んでまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 御答弁のほどありがとうございます。

御答弁いただいた内容で、指標等の御回答はいただいたわけでございますけれども、1番の財政規律の堅持について、収支の健全性と起債余力はあるといったような御答弁をいただきまして、大変力強い思いをしているわけでございますけれども、2番の高品質などというのは、特に意味はないものですから、おかしいということであれば削除しますが、財政運営について、弾力性と効率性は、これについては、御答弁の中で、経常収支比率と実質公債費比

率の指標であるといった判断すべき指標だけ明示されたわけでございますけれども、現下、どのようなお考えであるかということの御答弁をまずお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいまの答弁の中でもお答えさせていただいておりますけれども、2番目の御質問につきまして、実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、基準内におさまっております、これらの基準を見ますと、財政の健全性が維持されていることが証明されておまして、これからも起債余力があると判断できるというようなところで私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

2番についても基準内にあるため、問題ないといったことですね。

3番についてはいただきました。他市町とも比べて余裕がある。

4番、公平な受益と負担について、受益者負担と世代間の負担の公平性という形で、これも指標の御答弁だったんですけれども、純資産比率と将来負担比率はわかるんですが、受益者負担比率ですね、この辺のところ、貸借対照表の部分においても、地方債の部分と、あと公共資産及び投資の部分で、将来に引き継ぐものと、将来が負担するという形で御答弁をいただいたわけですが、これについてのお考えはどうでしょうか。適正であるのか、若干現役世代が出過ぎているのか、受益者負担については受益者がしっかりと負担しているか、それについてお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 4点目の受益者負担と世代間の負担の公平性ということで、この指標に関する御質問でございます。

これにつきましては、これも答弁の中で御回答させていただいておりますので、改めてもう一度そのところを申し上げさせていただきますと、私どもにおきましては、貸借対照表、財務書類の中で行政サービスの提供で得られた受益者負担で直接賄われた収益を比率であらわした受益者負担比率等で、こちらを一つはかる指標とさせていただいているということでございまして、こちらの指標の高い低い、比較してというところが、議員御質問のところであろうかと思っておりますけれども、現在、受益者負担比率につきましては、財務書類の中で公表されておる中で、公表されている各市町間の比較において、その受益者負担の比率がどういったところにあるのかということが分析されるところであろうかと思っておりますけれども、当町においては、昨年配付させていただきました資料のとおり、受益者負担につきましては、26年度、29.2というような値を出させていただいております、一概にこの比率が高いか低いかにというのは申し上げにくいところがございます。というのは、将来的に例えば公共施設等の建設等において、現世代が全て負担すべきものであるかということ、そうではなく、将来的にその施設を利用される方たちにも負担をしていただくというようなところがございますので、これにつきましては、単純にこの比率だけを見るのではなく、その事業、行政運営をどのような形で行っていくかということもあわせて判断していかなければならないところであろうかと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 若干、こうあるべきだから、この数値だからどうのこうのというようなことではないと思います。

町長の御答弁あったとおり、住民福祉の向上のため、最少の経費で最高のサービスを賄うというのが地方自治体としての責務でございますので、それにおいて負担ということがありますけれども、考え方というものは理解させていただきました。

ここでですけれども、財政健全化をはかるという形で、余裕があるということの御答弁をいただきました。でございます。これは平成16年から町債の借入れを返済以上借りないよということで、その財政規律を構築して運営してきた結果、公債が減ってきたということの効果だと思えます。でございますけれども、都市防災は除くという形であります。

今後予定されております事業、シーガーデン構想等は、今後どのような扱いと考えているか、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいまの御質問は、5点目、6点目に関連するお話として回答させていただきます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、現在の財政シミュレーションにおきましては、現在考えられる事業ということで、平成28年度から30年度までの実施計画に掲げられております事業、その中の起債対象事業等の影響は、全て考慮させていただく中で、収入につきましては、町税ですね、税金につきましては政府から出されております情報等も入れながらシミュレーションをさせていただいております。

ただ、シミュレーションでございますので、先ほども答弁の中で少し触れさせていただきましたが、その全体像が出てまいりませんと、計算上、その影響力を見ることができないという部分がございますので、シーガーデンシティ構想に伴う事業というのは、現在、数字としてあらわれていない、これから出てまいりますものもありますので、そういったものはある程度はつきり数字が出てきたところでシミュレーション等は当然やっていかなければならないものと考えておりますが、現行、私どもが今最新の情報として持っているシミュレーションというものは、28年度から30年度までの実施計画の内容と、それと28年度の当初予算等を加味した内容となっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

御答弁、私の質問にちょっと完全に答えていただけていないんですが、シーガーデン構想は、都市防災総合推進事業と同じように、この財政規律の枠の中でおさまるのかどうかという質問をしたんですが、それについては実際の数値があがってこないとわからないということになると、それならば、質問を変えて、来年度ですけれども、シーガーデン、多目的広場、総事業費19億円ほどの予算になるんじゃないかということで、過日の行政報告会でも報告を受けたところでございますけれども、そういった実施計画の中においても起債が大分増えているわけでございます。実施計画、28年から30年度で資料でございますけれども、冒頭私が述べましたけれども、多分これじゃない、第3章の活力ある産業振興のまちづくりで、28年

度は4億3,000万円でございます。人件費を除く事業費でありますけれども、29年度が、それが10億1,100万円、30年が5億5,000万円という形での事業費になっていると。そうした中で、起債が地方債が28年度が1億円、29年度が約2億円という形で増えています。もちろん国・県の支出金も増えておりますので、その辺の財源内訳があるわけでございますが、こういうことを考えると、ある程度のルールというものはあると思われるんですけども、まだその辺の事業がしっかりとした形で見えない場合は、このシーガーデン構想にかかわる財政規律の扱いというのはいささかはっきりしないということによろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの企画課長の答弁ですが、シーガーデンシティ構想全体をとらえての推移をお話しされましたので、ちょっと御質問とすれ違っているような状態でしたが、起債ルールということで申し上げますと、町長答弁にもありましたけれども、もともと償還額以内での借り入れと、こういうことを設定いたしまして、それから3.11を迎えて、新たな事業展開を図る中で、そのルールから都市防災総合推進事業の対象になる部分の起債については除くと、そういうルールを設定しております。それで、都市防災総合推進事業の事業枠というのは、なかなか採択されにくくなってはいるものですから、そのメニューということで考えますと、なかなか津波防災まちづくりを進めていくのも難しくなってくると、こういう現状がございます。

そうした中で、シーガーデンシティ構想全体の事業ということではなくて、津波防災まちづくり、津波防災に直結する部分の事業については、従来の償還額以内の借り入れというルールからは除外して、新たな安全をつくるための事業というのは別枠で考えると、そういうシミュレーションの内容にしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうすると、津波防災ということだと、多目的広場及びシーガーデン、川尻海岸及び港周辺及び、港よりも西側の津波にかかわるものに関しては除外するといった考えでいいということですね。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） そうした津波に直結するもの以外にも、例えば総合体育館の耐震化とか、それから同報無線のデジタル化とか、そうした防災関係のものが多々ございますので、そうしたものもシミュレーションの中には組み込んでいるという状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 来年のことですけれども、こういった機会ですので教えてもらいたいんですが、今、理事からお話がありました総合体育館、こちらのほうも実施計画におきまして29年度、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりという形で、29年度に11億円ですね。本年度が約60億円ですから、約倍弱ぐらいですね。30年度は73億円ということでもありますので、この29年度突出したもののというのがまず1点あります。それが総合体育館なのかなという感じが今したんですが、もう1点は、心豊かな自然と共生するまちづくり事業ということで、これは上下水道の関係の特別会計も入っているわけでありましてけれども、ここのところの29、30という形で、1億何がし、28年度から毎年毎年増加傾向にあるわけで、そうすると、

これが防災無線のデジタル化に向けての取り組みというような雰囲気であります。

それに合わせるような形で、御答弁いただいたように除外になるということですが、地方債もそのところは非常に増えているんですね。教育関係でいきますと、今年度は起債が少なかったものですから、1,300万円ですけれども、来年度の予定というのは、国・県の支出金もありますけれども、約1億円ほどの支出金をいただくわけですが、町単独の起債として4億1,000万円ほどになっております。

共生するまちづくりは、公共下水道の延命化もいろいろあるものですから、一概にわかりませんけれども、28年度で2億3,000万円、29年度で3億円、30年度で4億3,000万円ほどの起債をするという形になっています。ですから、こういったものも財政規律の中から除くということの裏づけがあらわれているということで理解してよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問させていただきたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 認めます。

○理事（塚本昭二君） 今の公共下水道などの延命化も財政計画から除くのかというような御質問のように聞こえたんですが、そういう御質問だったのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） すみません、第6章の分野が上下水道の関係の企業会計と特会が入っているものですから、それも含まれて起債があるかもしれないけれども、先ほど御発言があったように、防災無線のデジタル化もあって、毎年1億7,000万円、1億5,000万円ほどの事業費が増額していると。それにかかわる地方債もおのずと増えていますよということで、ちょっと説明が悪かったもので申しわけなかったですけれども、公共下水に関しては特別会計ですから、また起債ルールはもちろん従来どおりの財政規律の中にありますけれども、無線ですね、デジタル化に関しましては除外するといったことで理解してよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 同報無線のデジタル化については、津波防災まちづくりの関連ということで考えておりますので、それについては除外の中に入れるというつもりで、現在のところはシミュレーションの中に入れてございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 実際、起債余力も大分出てきましたし、私が当初議員に当選したときは、実質公債費比率がワーストツーという形で、非常に新聞等を書いてあったものですから、心配だなという形で一般質問したのを思い出すわけでありまして、ちょっとここで町の考え方として教えていただきたいんですが、平成19年と今と比較させてもらいたいんですが、平成19年当時ですけれども、このときですけれども、実質公債費比率は、先ほど出たように18以上になってしまうと、起債も許可制になるよということで、非常にまずいんですが、その当時16.2だったんですね。今10.4、5.8%よくなっている、非常にいいことだということ、実質公債費比率が低いからいいか悪いかという議論もあるものですから、何も投資しなければ、これはすぐがりますけれども、うちの町のようにこれだけ投資しておいて下がる、5.8ポイント下がるということは、非常にすごいことだなと思っています。

ですが、19年度の歳出総額は85億円なんです。27年度の決算は98億円ということで、13億円増加している。

ただし、標準財政規模は、19年当時は71億円という財政規模だったんですけども、今は62億円という形で減少しているわけ。財政力指数は1.2だったんですね、不交付団体。今は、不交付団体に極力近い0.96でありますから、交付団体ですけども、そういった状況にある。

実質公債費比率は、今下がっている。しかし、予算規模も全体的に上がっている。

国が認める標準財政規模、いろいろな数値的な指標に一番かわる標準財政規模が減っている。財政力指数は1を割っている。19年当時ですけども、基金残高が14.5億円でありまして、今は基金が増えて10億円も増加しています。24.6億円ですから、貯金もできている。

しかし、地方債の現在高が98億円から115億円という形で、借金も多少増えているということでありまして、トータル的に考えると、住民サービスが向上しているからいいんじゃないかといえ、それ一発で終わっちゃうんだけれども、考え方として、今後うちの町が目指す姿として、過去にもいろいろな答弁を聞いたんですけども、当面は交付団体でも、しっかりとした形でいろいろなメニューを使いながら町を豊かにしていくんだというような答弁を聞いたんですけども、もう一度整理して、その辺について全体的なお考えをお示しください。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御質問の中で、19年度の状況と現在の状況の差をる御説明いただきまして、全く現状としては、そういう内容になっております。

それで、最も大きな違いというのは、御質問にありましたとおり、交付団体か不交付団体かというところでございます。

以前、平成22年までは、できる限り交付団体への転落を防止するような財政運営としても、不交付団体を堅持すると、こういうような、そういう姿勢での財政運営に努めておりました。

ところが、リーマンショックを受けまして、その影響以降は交付団体ということになったわけですが、交付団体に実際になってみて財政運営を行ってみますと、まず交付税をもらえると。交付税をもらおうと何が変わってくるかといいますと、実質公債費比率とか将来負担比率を算定する上で、全てそれがプラス効果になってまいります。分母を広げるような役割を全て果たすと、こういうような、そういう役割になって、充当財源に全てかかわってくるということになっております。

それと、起債残高は増えても、将来負担において一挙にそれが支出されるわけではない中で、基金残高というのは充当財源として全て算入することができると、こういうような、そういう多少算定上の仕組みもございまして、内容がそれほど変わらなくても、そういう算定に影響がある部分が財政状況としてかわってくると、大きな差になってくると、そういうことでございます。

したがって、現在の吉田町の財政運営としては、意識的に不交付団体を目指すというようなことではなくて、当然今、企業立地等にも力を入れておりますし、一般企業の皆様方の資金力も活用させていただきながら、町の財政を潤しておこうというような姿勢は堅持しながら、町政運営を行っているわけですが、そうした効果として、結果として不交付団体になるのであれば、それはそれでそうしたときの財政運営を新たに組み立てればよいとい

うふうに思っておりますが、殊さら意識して不交付団体を目指すというような中での財政運営は、今のところは考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

考え方もわかりまして、これから事業が目白押しというんですかね、これから推進していくわけでございます。第5次総合計画に向かってであります。

国のほうも、熊本地震、今回の台風10号の被害とか、福島原発の後始末とか、いろいろな形で補正予算を組んでいろいろやっているわけで、国ばかりに頼らず、やはり自律的な財政運営をするためには、自主財源というものをしっかりとした形で確保していかなきゃならないと思いますので、そういった意味からも、シーガーデンのにぎわいづくりという形で、人口が増えれば、おのずと町税の個人町民税が増えますし、いらしていただければ、固定資産税も上がります、税収アップになります。法人税ももちろん上がってくるでしょうし、この辺の自主財源をしっかりとした形で確保していただきながら、さまざまなルールを使って、住民の福祉のサービスの向上に向けて、より一層の行政運営を望みまして、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

私は、通告に従い質問させていただきます。

その前に、意見を、一つのメモをいただきまして、これは地震による大津波が発生した場合、10メートルから12メートルの防潮堤が築かれた場合、押し寄せた海水はどのようになるだろうか。もちろん人命を守るため、防潮堤建設は絶対に必要であります。吉田町は一番北部でも、海拔30メートル程度の非常に平たんな地形の町です。押し寄せた海水が河川を逆流し、最北部で津波による大洪水が発生することを想定した防災があるのではないだろうか、こういう一つのある方からいただきました。これをもちまして、私も同じことを考えています。それを踏まえまして質問させていただきます。

大地震等の大災害に対する施策と対応について質問いたします。

最近、日本列島や世界各地で大地震の情報が多く発信されています。特に日本列島で起きた大きな地震で記憶に新しいところでは、1995年、阪神・淡路大震災、2007年、新潟県中越沖地震、2011年、東日本大震災、2016年、ことしの4月14日夜と4月16日未明に、震度7を記録した熊本地震等が挙げられます。

阪神・淡路大震災は、建物の倒壊と火災によって人的被害が発生し、東日本大地震では福島第一原発の津波による被害が発生しました。

ことしの熊本地震では、同じ地域で2度の震度7を記録するなど、それぞれが特異な状況をあらわしました。特に、この地震では、2度も震度7の地震によって建物倒壊による被害が拡大しました。

現在、国は、東海地震、東南海地震、南海地震が連動して起こる可能性を想定しています。

3連動の地震の発生は、1枚のプレートで非常に大きなストレスが解消されたとき、同様に隣接した大きなストレスを抱えたプレートが影響を受け、次々に連動してストレス解消を起こす。それが東海、東南海、南海の巨大地震であり、津波を発生させる。そして、それが重なり合って巨大なエネルギーの増幅作用が起き、巨大な津波を発生するのではないかと考えております。

そこで質問します。

1、吉田町は「レベル2」での津波高9.0メートルに対処すべく、防潮堤の工事が始まりました。その中で全体の概要をお聞きします。

ア、完成後の構想図はどのようなものですか。

イ、吉田町をカバーする全体計画はシミュレーションはしていますか。

(2)コストはどのくらいと予想していますか。

(3)計画地で生活している人たちへの影響は考えていますか。

(4)防潮堤が完成した後の大井川を遡上する津波はどのあたりまで来ると計算していますか。

大きな二つ目です。熊本地震では、2度の震度7の地震によって起きた建物倒壊により被害が拡大した。それにより家での待避ができなくなり、車の中や屋外の狭い空間で避難生活をする人が多く発生した。

車中で避難した人は、パチンコ店等の駐車場に多く集まったという情報があった。

この狭い空間で手足を動かすことが少なくなり、そこで発生したのが「エコノミークラス症候群」であり、熊本地震では50人がこの病気を発症したということであった。

この車中での避難等や「エコノミークラス症候群」に対する対応は、以後より多く必要になると思う。

そこで質問をします。

(1)車中での避難等が増加すると思いますが、一時的にせよ、駐車場確保の計画が必要になると思います。いかに考えますか。

(2)「エコノミークラス症候群」に対応する準備をしなければならないと思います。計画はしていますか。

以上、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 大地震等の大災害に対する施策と対応についての御質問のうち、1点目の防潮堤の工事に関する御質問にお答えをいたします。

これまで幾度となくお話をしてまいったことではございますが、当町の「津波防災まちづくり」の進め方を述べさせていただきながら、お答えさせていただきたいと存じます。

当町の津波防災まちづくりにつきましては、「最善に期待し、最悪に備える」といった有

事に対処する原則に即して進めており、いち早く「町民の命を守る対策」に着手、これまでおおむねその対策を完了させることができました。

そして、今年度からは、「津波防災まちづくり」の本丸とも言える「町民の財産や企業の生産活動を守る対策」を進める運びになってまいりました。

御承知のように、「町民の命を守る対策」につきましては、津波避難タワーの建設のほか、富士見幹線や住吉幹線を初めとする避難路の整備、防災機能を備えたすみれ保育園や被災時に仮設住宅用地として活用できる防災公園の整備、さらには、被災時に防災拠点施設となる中央公民館の耐震改修などさまざまな事業を実施してまいりました。

そして、今から本格的な取り組みを開始いたします「町民の財産や企業の生産活動を守る対策」につきましては、海岸線において、想定されるレベル2の大津波を防御するために、海岸線全体にシーガーデンを構築しようとするものでございますが、その一環として実施する最初の具体的な事業が漁港区域内における多目的広場の整備でございます。

シーガーデンとして新たに整備を目指そうとしているものを申し上げますと、「レベル2の大津波に対応した多目的広場」、「県営吉田公園から坂口谷川までの間に駿河湾と富士山を望むことができる海浜回廊」、「大井川川尻地区河川防災ステーション」でございますが、これらの施設は、単に防潮堤の役割を果たすばかりではなく、水産振興の拠点づくりや県営吉田公園と連携したにぎわいづくりなどを同時に進めることによって、当町の新たな魅力を醸し出す拠点となるように事業展開を図ってまいります。

このシーガーデンの整備は、町の努力だけでは達成できないものであり、国や県の関与が不可欠でございますので、これまで以上に国や県への働きかけを強めながら、一日も早くシーガーデン全体の整備を完了できるように努めてまいります。

議員の御質問には、「防潮堤の工事が始まった。」、「防潮堤の概要をお聞きします。」とございましたが、去る8月31日に起工式が執り行われました「多目的広場盛土工事」につきましては、防潮堤を設置するための工事という位置づけではなく、水産振興拠点創出と漁港及びその背後地の防御という目的を達成するために実施しているものでございまして、結果として、レベル2津波の防護施設として活用できるものが創出されることになるものでございます。

「防潮堤の概要をお聞きします。」という御質問につきましては、ただいま申し上げましたように、シーガーデン整備の考え方と現況の説明をもって答弁とさせていただきます。

続きまして、「コストはどのくらいと予測されていますか。」及び「計画地で生活している人たちへの影響は考えていますか。」の御質問にお答えします。

防潮堤というとらえ方では、シーガーデンのうち海浜回廊が、国の防潮堤と一体の施設となるものであり、直結するものであると考えられますが、この海浜回廊につきましては、国、県、そして町とが連携した中で取り組みを進めるものとなりますことから、目下、「駿河海岸整備検討会」の結果を踏まえて駿河海岸の保全に関する技術的検討を行うために国が設置しました「駿河海岸保全検討委員会」におきまして、盛り土等の具体的構造などを検討しているところでございますので、その結論が出るまでは、コストなどの試算は困難な状況でございます。

また、「駿河海岸保全検討委員会」の結論が出ない中では、海浜回廊の形状なども固めることができませんが、川尻海岸につきましては、「駿河海岸整備検討会」で整備断面イメー

ジも示されましたことから、実際の整備に当たりましても、地域の方々への影響はほとんどない中で整備を進めることができると考えております。

しかし、漁港から西の住吉海岸につきましては、これから整備イメージを固めていくことになりまますので、地元で生活しておられるの方々への影響が少ない整備計画としていただくよう国に要望してまいります。

次に、防潮堤が完成した後の大井川を遡する津波に対しての堤防強化についての御質問でございますが、駿河海岸における防潮堤の構造が決まっていないこともあり、大井川を遡する津波についてのシミュレーションがない中ではあります、河川堤防強化の必要性は感じておりますので、今後、引き続き情報収集に努め、国と連携して対応を図ってまいり所存でおります。

続きまして、2点目の車中泊避難者の駐車場確保及びエコノミークラス症候群の対応に関する御質問にお答えします。

このたびの熊本地震におきましては、4月14日の「前震」に続き、16日の「本震」の襲来で被害が広域的となり、17日における避難者数が約18万人に及ぶこととなったと報道されました。

各地区の避難所では、多くの避難者が建物へ入りきれず、あるいは、さらなる余震を恐れ、車に寝泊まりしたりする「車中泊避難」が多く発生したことにより駐車場の収容台数が追いつかない、そして救援物資が避難所へ届かないなどの問題が発生いたしました。

当町では、こうした事態にも対処できるように、「内陸のフロンティアを拓く取り組み」を初め、被災時における町民の生活支援対策として、さまざまな事業を他市町に先駆けて取り組んでまいりました。

具体的に申し上げますと、津波により沿岸域で被災した方々の受け皿となる北オアシスパークの整備、有事の際に町民の皆様の生活を支える生活物資を滞りなく供給するための商業施設の誘致、そして誘致した企業とでは、有事における物資供給に関する協力及び物資集積・配送場としての店舗駐車場使用に関する協力の協定などがございます。

そして、今月末に完成する北オアシスパークや新しく建て替えられたすみれ保育園には、被災者支援に活用できる防災空地を設けており、災害時におきましては車中泊避難者用のスペース、避難テントの設営、仮設住宅建設等の利用が可能となるようさまざまな状況に対応できるよう事業展開してきたところでございます。

次に、エコノミークラス症候群に対応する計画についての御質問でございますが、熊本地震では、車中泊避難によるものだけではなく、避難所におけるストレスやトイレを我慢するため水分を十分にとらないなどの要因により、避難所生活者もエコノミークラス症候群を発症したことが報じられております。

災害時におけるエコノミークラス症候群の対応につきましては、平成16年10月23日に発生しました新潟県中越地震による死者数68人のうちの多くの方がエコノミークラス症候群により亡くなられたこともあり、厚生労働省では、平成23年6月3日に「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を公表し、対策について市町村へ促してきたところでございます。

当町におきましては、災害時における保健師及び栄養士の保健活動を示した「災害時健康支援マニュアル」を現在策定中であり、発災時には、このマニュアルに基づき、避難所生活

を送る被災者の方々の健康管理に努め、エコノミークラス症候群が発症することのないよう取り組んでまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

非常にわかりやすく、方向性がよく見える答弁だったと思います。ありがとうございます。

その中で一つ、これから東側に関しては、人を集めるための、基本的には防潮堤も含めたもの。

それから、西側に関して、非常に心配する方、実際には住んでいる方がいろいろ心配するわけですね。それは、あくまでもここできょうお聞きしたかったのは、一つは、その人たちが、そこに大勢の方が住んでいて、そして、その方々にはこれからどのような形で意見というんですか、そういう方々の思いが反映されるかというのが大事なことではないかと思うんですけれども、特に第5次の総合計画の中でも、7章に住民が一体となって取り組むまちづくり、ちょっとイメージが違うかもしれませんが、住民参画であるとか、そういう協働であるとか、住民と事業者、行政の協働により、住民参画型のまちづくりが推進されていますとか、そういう形で出ているわけです。それに従って、当然これから、先ほど町長の答弁でありました、今やっている最中ですので、これから対してということは答弁いただきましたので、これから対するものに関して、そこに生活をしている方々のいろいろな意見とか、そういうような形、意見ですか、皆さんが思っていることをある程度取り入れていただきたい、聞いていただきたい、そういう部分があると思うんですけれども、その点はどのような形で表現されていかれるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） ただいまの御質問でございますが、シーガーデンを進めるに当たりまして、漁港から西側の住吉側だと思いますけれども、そちらの整備を進めるに当たって、総合計画の中で言っている要するに住民参画のまちづくりという関連づけというところであると思いますけれども、まず町長の答弁でもございましたとおり、漁港から東側につきましては、駿河海岸整備検討委員会におきまして整備断面も示されておりまして、国の粘り強い防潮堤の背後に盛り土して、国の防潮堤と一体となった施設をつくっていくというところは決まっておりますけれども、その構造につきましては、まだ今のところ検討委員会で検討していると。そういったところの結論を今、町としても待っているというところでございます。

そんな中で、現在のところは、そうした川尻海岸しかそうしたものは決まっておりませんで、住吉側につきましては、イメージ的なものはまだこれからというところでございます。

現在、多目的広場も着手したというところでございますが、そこら辺の盛り土の工事につきましては、あくまでもスピード感を持って盛り土させていただきたいと思っています。住民の皆様にも、目で見えて安心感を与えていきたいというふうに思っておりますけれども、その上につく多目的広場、にぎわいをつくる場所でございますけれども、そうしたところも含めて、東側のハードも含めまして、ここは住民の皆さんの意見も含めまして、町としましても柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

非常にわかりやすく、実際にはこれから始まったものに関して、できるだけスピーディーにやっていただくということになると思うんですね。

この質問をしたのは、東側、これから漁港から西に向かっていくときに、防潮堤の関係というと、従前でやったような鉄筋コンクリートとか、現在進めているような方法、いろいろなことがあると思うんですけれども、その中で当然一番合理的な方法を考えていただきたい。当然そういう形で結論が出てくると思います。

そのときに、土盛りの高さが約10メートルですよ。単純に計算していても、例えば45度の勾配でいくと、底辺が20メートル。僕らのがけ地条例で決められる30度でいきますと、底辺が約27メートル。要するに、恐らく富士見道路までは、その底辺、仮想ですけれども、底辺がその中に含まれていくと。そうすると、どうしてもそこに住んでいる方に、みんないろいろな事情のある人がいますので、それをこれから皆さんの意見を聞きながら、聞きながらというか、取り入れながらやっていっていただけるとい認識でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 住吉側のほうにつきましては、町長の答弁にもございましたとおり、国のほうに強く要望しまして、住民の方々の影響がなるべく少なくなるような整備手法で行うように国のほうに要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言われた、できるだけ国のほうにということですよ。そのときに皆さんのそこに住んでいる方、生活をしている方たちの意見とか思い、いろいろあると思うんですけれども、それはいつかの時点で取り入れてくれるという認識を持っていいんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 現時点では、例えば川尻海岸のほうと同じ手法であるのか、そこら辺はまだ何も決まっておられません。そんな中で、どういった構造物になるかということも含めて、住民の皆さんは意見もあると思いますけれども、もちろん何も聞かないというわけではございませんし、今のところ何も決まっておられませんので、とりあえずは国のほうに住民の皆様の影響が一番少ない範囲でできるかどうかということも含めて要望していきたいということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひその辺をやってください。ということは、どんな形にせよ、影響というものは必ず出てきます。その中で、その影響をできるだけ少なくするために何をしたらいいかということは、皆さんで意見をいただいて、それを一番いい方法で持っていただいて、みんな納得できる方法、それが一番重要なことかな。そういう心配をしている人たちも実際いますので、そこに住んでいる人たち。そういう意味で、もう一度その辺、もうちょっとしっかり、しっかりというか、強いお言葉をいただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） すみません、何度も言うようでございますが、地域住民の皆さんに影響がないように、こちらでも整備を進めていくというところで頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。ありがとうございます。

ぜひその辺は皆さんの意見を反映できるような形が一番いいと思いますので、皆さんが納得できる方法ができればと思います。

それで、その後、これから本題に、自分が聞きたいこと、先ほどの一番最初のあれにもあったんですけども、防潮堤が10メートルで完成したときに、大井川の遡上がどこまでいくかということに非常に興味を持って、自分の周りの人たちも、そういう心配をしている人たちが多いんですね。

もっと極論を言うと、津波以外に上からの心配、それも心配しているんですけども、そんなに全部心配してもしようがないものですから、その中で、ここにきょう資料を提供させていただきました。その中で、この資料が、地図のAとBがあると思います。こちらの地図のほうです。このAの地点が空港トンネル、現在、坂部にありますよね。空港トンネルのあすぐ下なんですね。これはもう本当に古い方に話を聞いて、きのうも確かめまして、そうしたらやはりそこまでいっていると。

Bというのが、これはもう一つの資料を聞いたんですけども、それはやはりここではなくて、Aが正解だということで、実際にはここまでいったわけですね。

しかも、このA地点の海拔が19.8メートルなんですね。そうすると、防潮堤が完成して、そしてレベル2を想定した防潮堤が完成し、9メートルの津波が押し寄せたときには、大井川の河口では、既に9メートル必要になるわけですね。

今言ったこの位置ですか、この位置に関しては、都市計画図、直線ではかったんですけども、河口から6.5キロ、大井川を直接6.5キロもいくと、はばたき橋ですね、あの辺までいくんじゃないかと。それが今度は津波の場合には、海面の上に海面が乗ってくるわけですから、どこまでいくかというのは非常に心配しなきゃいかんし、そして当然津波が海岸線を越えたときには、中に非常に水が入るということですので、その辺を考えながら、これから津波と今の防潮堤と津波と、その津波の9メートルの高さを想定した、これから大井川の堤防も含めて、これはどういう形で問題提起というかなされていくんでしょうか。お話し合いはされていくんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） ただいまの山内議員からの資料でございます。うちのほうも津波のハザードマップもそうなんですけれども、昔からのいわれであるとか、そうしたハザードマップには大変重要な事項であるというところで、うちのハザードマップにも若干載せていただいているものもございまして、今回のこの資料につきましても、地元の方々の話だということであるかとは思いますが、現在の地形と当時の200年以上前ですかね——の地形とも違うだろうし、もちろん海岸線には防潮堤もないという中で、ここまで遡上したというようなことが言われているというところではあると思いますけれども、こういっ

た情報というのは大切ではないかなということは思いますけれども、大井川の遡上につきましては、現時点で国・県含めまして、遡上のシミュレーションというものは無いというところでございますが、うちのほうのシーガーデンの一つの構成要素としまして、大井川の河口に国で設置をしていただく水防ステーションというものもございまして、こういったところも大井川の河口の巻き込み部分、そういったところをシーガーデンと一緒に整備をしていくと。

それから、町長答弁にもありましたとおり、河川堤防の強化というところも必要性を感じているというところがございますので、こちら辺はやはり国とも連携、県とも連携しながら、こちらも町ではできないというか、国の事業になりますので、国のほうに要望していくということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

確かにこれからやるものですから、今はないかもしれないですね。ただし、そのやつを意識をしていただかないと、それは実際に9メートルの津波を想定していて、そのものが来たときに、軽く現在の堤防は乗り越えますよね。瞬間的に一番河口によっては9メートルの波がそこにそろそろわけです。その辺はやはりたくさんしっかりした堤防をつくってやったとしても、入った水に関しては、出ることが今度はできなくなるわけですから、それも含めて、これからの町の姿勢としては、今言った堤防に関してと、その津波の与える影響に関してはどのように感じていますか。これからどのようにしなきゃいかんと思っておりますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防潮堤が整備されても整備されなくても、河川を遡上するということは間違いはないことだと思っております。

ただ、当町としましては、このレベル2の津波につきましては、海岸線で防御すると。それと同時に、河川のほうも遡上する津波につきましても、防潮堤と一緒に河川のほうも防御していく計画を立てていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

くどいようですけれども、今言った津波に関しては、先ほど言った3連動の想定をしたときに、津波の上に津波がかかってくるということですよね。

そして、理事だと多分わかってもらえると思うんですけれども、今度の津波を平面的に、直線的に防御したときに、多分あそこは800メートル、1キロ近くありますよね。あれを津波、流動体そのものは、もうそこへ全部集中していきますよね、次から次に。そうすると、今、僕らが考えているほど易しくなくて、もっと大きな力がかかってきて、そうすると、もっと大きな破壊力が出てくると思うんですね。そういう心配をしているものですから、専門家としてどのような形の見方をしているか、ちょっと教えていただければ。

○議長（大塚邦子君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

今お尋ねの件につきましては、当然海岸堤防がやられた場合と、それから海岸堤防がやら

れずに完全防御した場合で、河川への遡上の仕方が違うであろうというお尋ねだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

今おっしゃられたとおり、防御されれば、当然水は次の弱いところに向かっていきますので、当然河川の遡上については大きくなるかと思えます。

現在、吉田町管内におきましては、海岸堤防でL2対応を全てブロックするという話でございまして、あわせて海岸と河川の接続部もあわせて津波対策をするように、国土交通省と調整をとってまいる予定でございまして、先ほど来申し上げておりますように、海岸堤防の構造基準、まだ決定されておられませんので、決定された暁の作業にはなりますが、その問題はもう折り込んだ形で、模型実験等もやらさせていただいておるように聞いておりますので、次回、報告できると思えますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

この発想というのは、東日本のときに仙台空港まで津波が行きましたよね。あの場合には全く遮るものがなくて、そしてそれが広い平面でいったエネルギーが、平準されたエネルギーであそこまでいったわけですよ。そうすると、今度起きるだろうものが、局所的なエネルギーがもうそこへいったときに、本当にどこまでいくかという心配と、それと同時に、防災課にちょっとお聞きしますけれども、今言ったそういうような津波とか、先ほどありました、もし洪水の可能性が津波によって、遡上によって起きる可能性があるわけですよ。そのときに、たしか今、訓練やっていますけれども、そういうように対応するような、一番最初、意見をもらった方もありましたけれども、そういうような訓練というのもしやらないかなと思いませんか。その辺のこれからの防災に対する考えに関して少しお願いしたいです。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 今、議員がおっしゃられたような訓練ということでございますけれども、現時点の防災訓練につきましては、今現在で最悪だというような想定のもとにハザードマップもつくってありますし、知見も含めて今考えられる最大の地震、津波の被害想定の中で防災訓練を行っているところが現実でございます。こんな中で、河川、大井川を津波が遡上して、それが防潮堤からあふれ出て大洪水になるというようなところにつきましては、想定も何もないですし、想定がない中で訓練はなかなか難しいかなというふうには思っております。現時点で、今の最大の想定の上で訓練は今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 訓練というのは、想定をして、想定されるものだけではなくて、当然可能性があるものに関してはやっていくものだと思うんですよね。

今、実際にはなかなか防災訓練そのものが目に見えて、うちのほうというのは津波とか割合合わないものですから、心配ないものですから、非常に、はっきり言って緩慢かな、緩慢という感じがするんですよね。そういうときに、常にそういう意識をしておかないと、どこかで誰かが何かの方法でやって、そういう意味での今の心配をしている発言ですので、またその辺どうでしょう。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、津波に限らず、ほかの津波に限らない洪水でありまして、そうしたところも想定に入れながら、今の想定範囲内で訓練を進めていくというような考えでいます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ぜひその辺のこれから起きてくるものに関して、可能性あるものに関して、できるだけ準備をしていただきたいと。

それから、あとは熊本の地震に対してエコノミークラス症候群ですが、それが確かに今回、毎回毎回あるわけですがけれども、今回これが震度7、要するに室内に待避できない状況が発生しました。これによって、確かに新聞の報道で出ていたんですけども、熊本のルポで車中避難、これがパチンコ店の駐車場に400台。見知らぬ同士の助け合いが始まったと。これはこういうことというのは、これから当然起きてくるし、実際に7が2度起きてくると、これから可能性としてはあるわけですから、特に東南海とか南海とか隣接したところには、必ずそういう形が可能性としては表に出るわけですからね。そういう意味で、これからエコノミークラス症候群に対しての町の対応、いろいろな情報がありますので、それに対してはこれからどのような考えを持っているのでしょうか。

この中で、特に災害時、ここには榛原病院、徳洲会がありますよね。それが本当は、なかなか徳洲会との訓練であるとか、エコノミークラス症候群等に対するどのようなシミュレーションというか、方向性というか、そういうものはなかなか見えてこないんですけども、そういうものに関しての町の考えというのは持っていますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） ただいまの議員の御質問でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、町といたしましては、内陸のフロンティアを拓く取り組みなどで、現在も防災公園、北オアシスパークであるとか、すみれ保育園の建てかえを進めさせていただきまして、その中で空地もつくらせていただいているという形でございます。

そういった取り組みを進めてきた中で、仮にここの地区に大規模な災害が起こったと、避難所を開設しなければならないというような場合になった場合には、そうした防災空地を使いながら、仮に車中泊があれば、そうした空地が使えるというところがございます。その中でも、ほかにも町内に能満寺山公園の前の広場であるとか、そうした空地はありますので、そうした対応は柔軟にできるかなというふうに思っております。

あと徳洲会という話でございますけれども、先ほど来お話ししているとおり、大規模な災害があったときは、榛原総合病院は救護病院という形で指定をされるということになります。ですので、町の中にも救護所というところはできますけれども、榛原総合病院は重傷者、中等傷者を受け入れる拠点になるという形になります。

そんな中で、町のほうとも訓練の中で、搬送訓練であるとか、受け入れ訓練であるとか、連携した訓練もやっております。榛原総合病院との連携をとっているというような現状でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の答弁で確認をしたいんですけども、例えば防災センターのところで、ああいうところで車の乗り入れは想定していますか。想定はしているんですか。こういうパチンコ店にたくさん集まった、そういうような想定。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 北オアシスパークでございますけれども、災害時には応急仮設住宅の用地にも使用するというところでございます、仮に、例えば芝生広場ではなくて、ダスト舗装のほうであれ、もともと駐車場もございますので、そちらのほうでそういった空地も使用できるというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

自分としては、あそこは仮設住宅用地と思っていたんですけども、それが使えれば、1カ所安心して使えるところがありましたので、そういう意味ではありがたいと思っています。

特に、あと今の徳洲会の話が出ましたので、徳洲会にあるTMA T（ティーマット）がありますよね、TMA T。一般の災害派遣医療チームに関してはDMA T（ディーマット）ですけども、徳洲会のTMA Tと。そういうところの人たちが、以前お話をしたときに、そういう要望があれば、常にいつでも対応してくれますよ、説明してくれますよという議会議員にそういう話を受けたんですけども、そういうのを含めて、これからやはり連携をしていく、将来に向かって本当に大事な部分を、講習を受けることによって、信頼性、安心感とか、そういうものができると思うんですけども、そういう町の取り組みとしては、そういうものは必要だと思うんですけども、私は必要だと思うんですけども、なかなか進まない。それは、これからそういう方向というのは考えられるんですか。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、エコノミークラス症候群に対応する準備という中の答弁でよろしいですか。

○6番（山内 均君） そうです。

○議長（大塚邦子君） お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 今、議員がおっしゃられるTMA T、DMA Tに限らず、町としましては、県が設置をしております地域災害医療対策会議というものがございまして、そうした中で行政、それから医療関係者、そういった方々と顔合わせをしまして、ネットワークの構築を進めているというようなところが、平時からそういったところでネットワークを構築しているというようなところもございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、こういうエコノミークラス症候群であるとか、そこから出てくるケアであるとか、いろいろなものが発生しますよね。そのときに、徳洲会の榛原病院は大体対応できる、なると思うんですけども、ここにいろいろな今現在でもない科がありますよね、診療するない科、脳外科であるとか。そういうときには、そういうものを含めて近隣の

市町の病院というのは、どういう位置づけを持っているんですか。

○議長（大塚邦子君） 失礼いたしました。

健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 災害医療に関することということで、ただいま防災課長のほうから地域災害医療の会議が発足しているということですが、これについては年間何回も中部管内で打ち合わせを設けておまして、この管内には公立病院が四つございます。そのほかにも市立の病院もございますが、これらの病院が連携をして対応しているということなので会議を重ねております。

この志太榛原の地域に災害医療コーディネーターというものを、県全体では大勢置いているんですが、この地区に2名、県が委嘱をしている方々がいるんですが、島田の市民病院の先生と藤枝の市立病院の先生が現在はなっております。この先生方が、災害が発生した場合には、どこにどれだけの医療が必要かということ判断して、そこにそれぞれから送られてくる大体を万遍なく配置しようという、そういう訓練を重ねております。

近隣の公立病院については、島田と焼津と藤枝は、災害の拠点病院ということで位置づけられておまして、榛原病院で対応できない患者については、そちらへ搬送する、あるいは広域搬送という考え方も出ております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、非常にすごく心強いというか、連携の例が非常にできて、初めてというか、勉強不足で申しわけないけれども、なかなか情報として出ていないものですから、これを含めてエコノミークラス症候群をそれと同じような形で、含めてそういう対応が必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺では安心できるために、あれですか、もっと周知していただきたいんですけれども、その辺は考えていませんか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） この体制についての周知といいますと、非常に難しいところなんです、実際に災害時にそういった体調が悪くなったとか、けがをしたとかという方に対する対応ということになりますので、一般の方に余り積極的に周知ということではないんですが、体制は整えていると。

ただ、考え方としては、例えばそこでそれぞれのところでけがをしたときなどに、どのような形で搬送されてくるか。町ではまず救護所を通して、救護病院という体制をつくっておりますので、その辺は町としては積極的に周知をしてまいりたいと思います。できるだけいい流れで、速やかに対応ができるということを考えていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） ただいま生田参事も御答弁されましたけれども、地域防災計画の中にも、医療救護体制という形で、体制図をのせてございます。そういった中で発生したときに、まず救護所が立ち上がって、どういった方々が集まって、救護所で処置できない場合は救護病院。それから、救護病院でも処置できない場合は拠点病院。それから、SCUといって、広域搬送拠点が静岡空港にできますけれども、そこに持って行って、DMA Tの方々が処置していただくというような流れも含めまして、こういった体制図も地域防災計画のほうにのせてございますが、こういったところも防災課としまして、また自主防災会

であるとか、自治会を通じて周知ができればというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 少し質問と答弁の幅が広がってきましたので、エコノミークラス症候群に対応する準備というところで質問の調整をお願いします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

確かにエコノミークラス症候群ですけれども、これは一つの現象によって、いろいろなものが起きたときに、同じようなものが起きたときに、当然同じような形でやっておくと、それは聞くほうもそういうイメージで聞いていますので、それに関してはあれです。

それと、これは最後にしますけれども、その中で東海地震と東南海地震、南海地震が連動して発生したとき、恐らく中部日本、西日本、太平洋側、これに関しては非常に広範囲での大災害ということで予想されるんですね。それは何が起きたかという、結局は大きな範囲で災害があったときに、助けをお願いするときの今までの違った方法を考えておかなきゃいかんということだと思っています。

とにかく、それぞれの人が、みんなそれぞれの地域が同じような災害、大災害を受けるわけですから、そのときにこれから吉田町としても自立をしていくためにも、それぞれ危機感を持ちながらやっていきたいと思うんですね。そして、それに対する対応をしていただきたい。人の命を守ることがとにかく最優先ですので、そういう意味で、これから吉田町の防災に対する方向というか、向きですか。方法論というか、そういうものに対する、これをどういうふうに考えて、どういうふうにやっていくかというのを、もしあれば、最後に聞かせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） ただいまの質問につきましては、今後想定されると予想されている大規模災害、南海トラフの地震も含めて、広域的な災害になるであろうという中で、町としてどういった方向でいくのかというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 許可します。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 今おっしゃられた御質問につきましては、今言ったように想定される南海地震が超広域的な被害になるだろうという中で、町としてどういう方向で進んでいくのかというような御質問でよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の答えといいますか、そういう形で言っていただきたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） ただいまの御質問でございますけれども、やはり今想定されている南海トラフの巨大地震というのは、ここら辺の関東を少し含めまして東海地方から九州のところまで超広域的な災害になるというふうに言われております。

国のほうでも想定を出しましたし、県のほうも第4次地震被害想定が出されております。こうした被害想定に沿って町が一つずつクリアできるものをクリアしていきながら、やはりここだけでは解決はできないというところもございまして、自衛隊も含めて御協力をいただ

きながら、町としても一つずつ対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

全体いろいろ聞かせていただきました。その中で、今言った町が進めている命を守る対策、それを含めて、これも同じように重要なことですので、ぜひそれを考えて、非常に困難な回答を求めるような形になると思うんですけども、それはやはり被害を最小限におさめるためにあらかじめ何をやるかということは、想定されるものはして行って想定外をなくすと、そういう形で頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時57分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

〔5番 蒔田昌代君登壇〕

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

私は、平成28年第3回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおり、浄化槽の点検と清掃について町長に質問いたします。

私がこの町へ引っ越してきた20年ほど前、私が住んでいた神戸は、まだ下水道が整っておらず、自宅の汚水処理は単独浄化槽で行っており、今現在も続いています。

我が町では、長年、浄化槽の清掃は、町が許可した業者により行われており、旧県道島田吉田線を境に東西でその業者が決められておりました。私は、そのことについてこれでいいのかと違和感がありました。

私の経験や主婦の方々の声を聞くと、町民は業者を選べない状態にありました。町民から町へ業者に対するさまざまな苦情が多く寄せられたこともあり、行政指導により、清掃業者を自由に選択できるようになりました。

しかし、そのことを知らない町民はまだ多く、近隣市から吉田町へ引っ越してきた方からも、なぜこのようなことが放置されているのかと疑問に思われております。

町が浄化槽の清掃と運搬を許可している業者は2社であり、競争原理が働きにくいいため、数多くの苦情の内容の中に挙げられるのは、近隣市と比較しても清掃料金が安いこと。私の

調査では、個人家庭に標準的な合併処理5人槽、容量2.1立米の清掃料金が、吉田町は1立米当たり1万6,000円で3万3,600円。御前崎市は1立米当たり1万4,000円で3万円。牧之原市は1立米当たり1万円から1万4,000円で3万円。藤枝市は1立米当たり8,000円から1万円で1万6,800円。焼津市は1立米当たり1万円で1万8,500円。島田市は1立米当たり1万3,500円から1万5,000円で3万1,500円。静岡市は1立米当たり6,000円から8,000円で1万2,600円となっていました。

また、顧客サービスの点においても、近隣と比べサービスが固定化し、劣っていると認識しています。

公の施設においても、これまで一括発注だった浄化槽の点検と清掃業務を分離発注し、浄化槽の点検業務の業者が1社参入したことで、その結果、点検業務においては競争原理が働き、平成26年度、展望台小山城駐車場トイレ浄化槽及び吉田海岸トイレ浄化槽保守点検料は146万5,000円で、平成25年度の一括発注のときに比べると、約46万3,000円の減で、平成27年度決算は135万4,000円、26年度と比べて約11万1,000円の減です。一括発注だった25年に比べると、57万4,000円の減。このように相当のコスト削減が図られています。清掃に関しても、同じく競争原理が働いてもよいのではないかと考えます。

私は、特に子育て世代に我が町への定住を促進するためにも、安心して適正な価格でサービスを受けられる浄化槽の点検と清掃を依頼できるよう、競争原理が働く浄化槽し尿処理収集運搬許可業者を3社以上、あるいは複数にすべきではと考えます。

そこで、以下について質問させていただきます。

1、町民からの苦情（価格面・技術面・サービス面）を受けてどのような対応を図っていますか。

2、公の施設における分離発注の効果をどう評価していますか。

3、町が許可して、浄化槽し尿処理を行う指定業者を3社以上にする考えはあるのでしょうか。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 浄化槽の点検と清掃についてお答えをいたします。

初めに、当町が交付する浄化槽に係る許可について御説明をいたします。

当町におきましては、浄化槽の清掃業を営もうとする者は、浄化槽法第35条の規定に基づく浄化槽清掃業の許可が必要になります。

また、一般廃棄物である浄化槽清掃後の汚泥等の収集運搬業を営もうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7上の規定に基づく一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可が必要になります。

したがって、一つの業者が一連の浄化槽清掃業を営むためには、浄化槽清掃業と一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の両方の許可が必要ということになります。

これらの許可につきましては、町が許可権者であり、それぞれの業務を営もうとする者は、申請書に営業区域等を記載の上、各法律で定められた書類を添付し、町に提出します。

町では、申請業者から提出されました書類が各法律に定められた基準に適合しているかど

うかを判断し、現在、浄化槽の清掃業と一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を町内業者2社に交付しております。

それでは、1点目の町民からの苦情、価格面、技術面、サービス面を受けてどのような対応を図っているかについてお答えいたします。

浄化槽は、し尿や生活雑排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしており、浄化槽の維持管理が適正に行われない場合には、河川、海域といった公共用水域の水質汚濁の原因となり、生活環境の保全を図ることができなくなるおそれがございます。

このため、当町では、町民の皆様から浄化槽に関する苦情等が寄せられたときは、町職員が現地に出向き、状況の聞き取り調査や浄化槽のふぐあい箇所を確認を行うとともに、浄化槽の保守点検や清掃を実施した業者に事情を聞くなどし、苦情の原因究明に努めております。

その結果、浄化槽の保守点検や清掃作業等において、改善の必要が認められるときは、当該事業者に対しまして、浄化槽の適正な維持管理を行うよう指導しているところでございます。

また、苦情の内容が保守点検に関するものにつきましては、保守点検業の登録を所管しております静岡県に対しまして、必要な措置を講ずるよう改善措置の申し出を行うこととなりますが、これまでのところ実績はございません。

このような状況の中、現在、当町では、浄化槽の維持管理を適正に行うことで、町民の皆様の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、浄化槽清掃業と一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を持っております業者と連絡会を開催しております。

この連絡会では、浄化槽法に定められた保守点検や清掃に係る主な規定、各業務の作業手順についての再確認等を行い、事業者が行う浄化槽業務の質の確保に努めているところでございます。

次に、2点目の公の施設における分離発注の効果をどう評価しているかについてお答えいたします。

浄化槽の保守点検業務及び清掃業務につきましては、平成25年度の産業課の定期監査において、監査委員から分離発注の可能性についての指摘を受け、産業課ではモデルケースとして、平成26年度から小山城駐車場トイレ及び吉田海岸トイレの2施設におきまして、浄化槽の保守点検業務と清掃業務を分離発注いたしました。

この分離発注によりまして、平成26年度におけるモデルケースの2施設では、保守点検業務の見積参加者が1社増え、これまでよりも競争性が高まったことから、経費の削減を図ることができました。また、この保守点検業務と同時に、一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を持つ2社を対象とした清掃業務におきましても、経費の削減を図ることができました。

こうしたモデルケースの実績を踏まえ、大規模な浄化槽につきましては、分離発注による経費削減効果が見込まれるため、浄化槽を設置している全施設を対象に検討を行い、平成27年度からは、250人槽以上の浄化槽につきまして、試行的に分離して発注することといたしました。

この結果、新たに中央小学校及び学習ホールを加えた町内4施設の分離発注を行ってまいりまして、保守点検業務及び清掃業務の合計で20%から35%程度の費用が削減できており、分離発注による経費削減効果があらわれている状況でございます。

最後に、町が許可して、浄化槽し尿処理を行う指定業者を3社以上にする考えはあるのかについてお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、廃棄物は大きく分けて産業廃棄物と一般廃棄物の二つに分かれており、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定されている20種類の廃棄物をいい、それ以外を一般廃棄物としております。このうち、一般廃棄物の処理につきましては、町で処理することとなっております。

この法律において、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」とされております。

このため、当町では、町内における一般廃棄物を適正に処理するため、法律に基づき、一般廃棄物処理計画の基本的な事項につきまして定めた「吉田町一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めた「吉田町一般廃棄物処理実施計画」を策定し、町内における一般廃棄物の処理を行っております。

ただし、この一般廃棄物の収集運搬につきましては、町みずから実施することが困難なため、「吉田町一般廃棄物処理基本計画」に、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の方法について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく許可を有する業者が収集運搬を行うことを定め、町内から排出される一般廃棄物の適正な処理に努めているところでございます。

この許可につきましては、一般廃棄物処理計画に適合することが条件であり、この適合に関する町の判断といたしましては、許可申請に係る区域内の一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域内における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適正に考慮しております。

なお、平成26年1月28日、最高裁第三小法廷判決、一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件の判決理由を踏まえた平成26年10月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の通知におきましても、同様の方向性が示されておりますことから、町の一般廃棄物処理計画に適合するかどうかの考え方につきましては、適正であると認識をしております。

したがいまして、新たに一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を交付することにつきましては、当町におけるし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移や、過度な競争からなる収集、運搬量の一時的増大による衛生センターの処理能力への影響などを考えますと、町の一般廃棄物処理計画との適合も含め、慎重に判断しなければならないものと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

御答弁ありがとうございました。

町長からのお話の中で、連絡会ということが開催されるということをお答えされていましたが、その内容ですが、業務の手順の確認とかということをおっしゃっていましたが、そのほかに問題になることということはないのでしょうか。話題となることですね。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今御質問ありました連絡会ということですが、6月に1度開催させていただきまして、その中では、今、吉田町に許可をおろしております業者、運搬収集の業者と町が集まりまして、そこで最初は収集運搬業とはこういうものであるというものとか、法律の解釈というものを一度確認しまして、その後一般廃棄物の処理の方法であるとか、手順であるとか、基礎的なものを最初にもう一度見直すということで第1回目を開いております。

今後につきましても、先ほど答弁にございましたとおり苦情等ございますが、その中で質の向上を目指しまして、今後も検討会のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

連絡会は6月に1回始まったばかりですね。今後は苦情も検討していくということなんですが、次の開催予定というのは、どの時期を考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

次回の開催ということでございますが、まだ当課のほうに苦情というものが今入っておりませんのであれなんですけれども、過去の苦情等のことも一度話題の中に入れて検討していきたいというふうに考えておりますので、何日というものはまだ決まっておりますが、近日中には開いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

この連絡会はいつまで続けるのか。連絡会は、目的というのはどっちにあるんだろうと思うんですけれども、いつまでやるのか、最終的な目的というのがあれば教えてください。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

期限というものなんですけれども、この連絡会は、あくまでも質の向上というものを目指しておりますので、何月何日までやっというのかというものでは多分ないと思います。

あるものを達成すれば、次にまた問題が起きれば、もう一度、質の向上を目指してみんなで検討していくということになると思いますので、ここまでやって終わりということはないと思います。

ただ、質の向上を目指していくという目的がございますので、その中では続けていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

この連絡会は、町が許可した運搬業者と町の方が参加されているんですけれども、第三者が入る必要が、やはり密室の中になると思うので、第三者が入る必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

第三者ということですが、あくまでも町の処理計画に基づいてというところがございまして、町がある程度、座長を務めまして、ほかの業者を指導していくということが目的でございまして、今のところ第三者を入れるということは考えておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

連絡会の内容というの、どういうことがあったのかということを知りたいなと思うんですけども、そういう点に対しては、情報とかを開示するとか、そういったことは考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそ中の町のほうが指導していくということになりますので、特別、開示ということまでは考えておりませんが、その中で業者を指導していくということについては、町なりに議事録をとっておくとかということですが、開示するということは今のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

では、開示することは、情報を出すことはないと思うんですが、町が受けた、これから受ける町民からの苦情は、必ずその連絡会へ反映していくということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほども答弁の中にございましたとおり、苦情があれば、一度、町のほうでも現場を確認しまして、業者にも確認をとっていくということは今までどおりさせていただく中で、これは明らかに質の向上に抵触するということであれば、この協議会の中に随時、検討課題として入れさせていただいて、検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

ありがとうございました。

2の質問に関してですが、公の施設で分離発注があつて、結構効果が出ているんですが、これは今後も継続していくお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

こちらの分離発注につきましては、全体の中で私どものほうで、監査委員のほうから指摘といいますか、提案を受けた中で、全体の施設の計画を見直しまして、今250人槽以上の浄化槽につきましては分離発注を行うということで行っておりますが、これも今現在続いているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

では、これからも継続するという、続けていくということだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、3の質問でございますが、平成26年10月8日に環境省から出されている通知には、市町村は廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準——委託基準といいますが——に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。

基準とは、業務の遂行に至る施設、先ほどもお話ありましたが、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託をすることや、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要であると環境省から通知が出されています。その委託基準は満たしているのでしょうか。また、満たすために、町はどのようなことをしていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 今の御質問でございますが、今、町のほうにつきましては、先ほどありました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の第7条に、一般廃棄物処理業の許可ということでございますが、許可業者に依頼しているのが今の現状です。

委託というか、委託契約を結んでお願いしているということはありません。その処理業者に依頼をして、処理業者が適切に処理をしているということでございます。

その質の向上ということでございますが、先ほど来出ております質の向上につきましては、検討会の中で質の向上に努めているというところが今の現状でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

先日、担当課にお聞きしたところ、現在、浄化槽の清掃を許可した業者が4社あるということでした。一方、運搬まで許可した業者が2社。その数の違いを町はどうお考えでしょうか。

これは合理的ではないと思いますが、このような状態を町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

許可が清掃に関しましては4社、収集運搬につきましては2社ということで今御質問ございましたけれども、まず清掃業につきましては、法律が先ほど言いました廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律ではなくて、清掃に関しましては浄化槽法という法律の中で浄化槽法の第36条の規定に基づきまして許可のほうをおろしているところでございます。これにつきましては、36条の各号に、すみません、間違えました。すみません。

許可につきましては35条、許可の基準に関しては36条ということになっております。

36条の基準に合致しておるものにつきましては、浄化槽のほうについては許可のほうをおろしているという状況で、今4社、許可のほうをおろしてございます。

もう一方の廃棄物の処理及び清掃に関する法律につきましては、法律の第7条のところに

条項が書いてございますので、その基準に基づいて出ささせていただいているというところが今の現状でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

清掃と運搬に関しては法律が違うということなので、その中で許可をしているということなんですが、もともと法律は違って当たり前じゃないのかなと思うんですが、点検というのは、その場で終了する、終わってしまう。清掃、運搬となると、連続した作業の中で行われることなので、一方が四つで、一方が2というのは、やはり本当に料金はどうなるのという形、町民の立場とすれば、そういうふうになるんですよ。それで町民が不利益にならないために何か頑張ってもらおうということがあるのではないかなと思うんですけども、やはりこの数字、4社と2社というのが町民の不利益とならないのかという、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど清掃に関する法律と浄化槽法ということで法律が違うというところがございますが、まずこの許可のところの決定的な違いといいますか、違いのあるところが、先ほど答弁でもございましたとおり、吉田町の一般廃棄物処理の基本計画という中に適合しているかどうかというところが、一般廃棄物処理業につきましては、それに適合するものでなければならぬということが一番の違いがございまして、先ほど答弁の中でございましたとおり、そのところが、今のところは一般廃棄物処理計画に適合するというところで判断しまして、今2社になっているというところがございますが、今後の許可の追加とか、そういうものにつきましては慎重に判断していかないと、処理計画に適合するかどうかというところが一番の問題になってきますので、慎重に処理していかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

処理計画があって、処理計画にのっかって運搬業の許可が2社ということになっていくということなんですが、今後、処理計画の見直しということは視野に入っているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

処理の基本計画につきましては、10年ごとに許可を見直しということと、あと5年ごとに中間変更というものがございますので、その中では見直していくわけですが、一番その中でもあるのが、浄化槽の処理の量ですよね。それにつきましても随時見直していきますので、その処理に適合するかどうかというところで判断はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

今、清掃と運搬の業者の数は聞きましたが、点検の業者は何社かあるということなんですが、その点検の業者を町民にお知らせする、そういう広報手段とか、ホームページに載せる

とか等ありますが、そういったことはお考えになっていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

点検の業務につきましては、それこそ県のほうの許可案件になりますので、県のほうで今許可のほうをおろしているわけですが、今現在、静岡県で点検の許可業者の許可をおろしているところが268社ございます。そのうち、この許可につきましては、許可業者に希望区域というものを、どこのところで点検をするかという希望を書く欄がございます。その中で吉田町を希望している業者が38社ございます。そういうことであるわけですが、この辺につきまして、今、議員のおっしゃるとおり、住民に周知するということにつきましては、今後、ホームページ等で周知していくのかどうかということにつきましては、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

町の指定業者の支出向上と清掃料金が近隣に比べて高いことや、サービスが固定化してしまうという今の現状についてどのように考えて、この支出の向上を担保して、近隣市と比べて高い清掃料を下げることについていかがお考えですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど議員のほうから御説明がありました料金のことなんですが、一概に料金のほうが各市町におきましては条件がそれぞれ違ってくると思いますので、一概に高い安いということは、料金だけを見て言えないとは思いますが、料金のほうを公表することは差し控えさせていただきますが、今うちのほうで見ている限りでは、特筆高くもなく低くもなく、平均的ではないかというふうにも今、町のほうでは考えております。

ただ、この料金につきましては、各業者のほうで決定するものでございますので、町のほうから下げなさいとか上げなさいとかいうことは、うちのほうから指示することはできないというふうにも判断しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

料金の指示をすることは、町はもちろんできないと思います。ですが、やはりサービスの面で固定化していることに関しては、あと業者の資質ですね、それに関しては今後も町としては何か続けていくつもりはあるんですね。そこをお聞きしたいです。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

議員のおっしゃるとおり、サービスにつきましては、直接住民の方の利益にかかわることでございますので、どういうところがサービスの今劣っているのか、ほかではどういうサービスをしているのかというようなことも、その検討会の中では議題にさせていただきまして、サービスとかそういうものの向上に努めていただいて、町民の利益にそぐうような形で指導できればというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

以前に、去年のたしか9月の決算のときだったと思うんですが、行政指導を入れたという言葉聞いたんですが、行政指導、今後は検討会にということで考えていく、含んでいくというのでしょうか。行政指導したということなので、やはりそれに関しては、その内容、やった内容というのはどういう内容なのかとちょっと疑問に思うものですから、その内容については、やはりサービスの向上等、料金のこととか、いろいろなことを含めてだと思んですが、行政指導を行った内容というのはわかりますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

行政指導といいますか、それにつきましては、住民の方から苦情が入りまして、町のほうでその確認に行ったという中で、細かいことはちょっとここで差し控えさせていただきますが、その作業の中で不手際があったということで聞いておりますので、それにつきましては、業者のほうに指導させていただいたということがございました。

それにつきましても、今後の検討会の中では課題にはさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

では、行政指導ではなくて、住民からの苦情を調査したということでよろしいんですね。わかりました。

今後、北区は人口が増えているんですよ。家も新しく建ってくるので、子育て世代の定住人口の増加にもなると思うんですけれども、町民の不利益にならないためにも、やはり業者さんのサービス、資質の向上をお願いするのが一番切に思うんですけれども、今後、下水道処理計画の中で処理区域外のところで、計画で5年で500、400、すみません、数字がはっきりしなくて申しわけないんですが、400だったか、年間、1年に80件増えていくという予想もあるんですが、そうすると、下水道の計画区域外に、町全体でも区域外があると思うんですけれども、年間80基増えていくというので、今後、浄化槽の数というのは増えていくと思うんですが、これに合わせてやはり処理計画も見直しをしていくと思うんですが、その処理計画の見直しというのはいつごろになるのでしょうか。先ほど10年とお聞きしたんですけれども、その中で中間として5年ということなので、今後一番直近でどのぐらい、いつごろなのでしょう。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 処理基本計画につきましては、来年度、中間見直しをする予定でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

淡々と進んでしまったので、すみません、最後となってしまいますが、協議会が立ち上が

ったことがわかりました。町民の苦情も協議会へのせてくれると、協議会というか、検討会に出してくれるということがわかりました。

その苦情というのは町が受け付けてくれるということで、町に言えば、苦情は町がそれを届けてくれるということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

もちろん廃棄物処理自体が本来、町で行うものでございますので、苦情等がございましたら、町のほうへ言うていただければ、確認に行って、事実かどうかというところまでうちのほうで確認をさせていただいて、そういう上で対処させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

協議会が立ち上がったことと、それで業者の資質の向上、サービスの固定化を避けるということで、今後検討がされていくことを期待します。

町民がやはり安価でよりよいサービスを受けられるように、やはり期待していきたいと思うので、皆さん、今後の吉田町の定住人口を増やすためにも努力をしていただきたいと思いますなと私は思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど来、検討会とか協議会とか、ちょっと名称がばらばらになっておりましたので、連絡会ということでお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 以上で5番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時46分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会15日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日は提出されました第41号議案の質疑を行います。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第41号の質疑

- 議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。
日程第1、第41号議案 平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから第41号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員の入れかえをしながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。
それでは、質疑に入ります。
初めに、歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
10番、藤田和寿君。
○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。
まず、決算書の12ページでございます。町税の不納欠損額が1,146万627円という形になっております。理由につきましては、時効とか、無財産とか、生活保護、外国へ移住不明など、さまざまな理由は全員協議会で聞いたところでありまして、平成27年12月25日に吉田町債権放棄に関する条例が施行されました。これに伴う、今年度決算は、これが施行して初めての決算でありますので、その説明は約2億円弱の影響、2億円は違うか。すみません、違うことでした。影響等ですね、効果、その辺について説明をお願いしたいと思います。
○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。
○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

税務課で扱っておりますものは公債権でございますので、そのことについて申し上げたいと思います。

欠損が今年度1,146万627円となりまして、昨年より大幅に増えておるわけでございますが、その理由といたしましては、おのおの理由は申し上げたとおりでございますが、平成23年度から滞納の徴収の強化を図っております、そのときに財産調査とか強力に進めたわけで、その際に執行停止等を行いまして、執行停止して3年たちますと欠損できるわけでございますので、徴収強化、滞納整理の成果として上がってきているものと考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

公債権という形で、この条例には影響されないという理解でよろしいですね。承知しました。

次、19ページでございます。消費税交付金が全部で6億2,500万何がしがございまして、これも全協の中で、社会保障費分がですね、社会保障財源分が約2億円ほどであるよという御説明を受けたわけでございますけれども、この消費税は、平成26年の4月に法改正されて、消費税が上がった分は社会補償財源にするようにしますよという形でなっているわけでございますけれども、参考資料の2のほうに、その消費税の、9ページかな。使途内訳は書かれているわけでございますけれども、実際的に主要施策の説明書の中で、主な事業で結構でございますけれども、社会福祉、社会保障、保健衛生の3分野でいいもんですから、具体的な事業に対して、その財源措置をされた事業について、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいまの御質問でございますが、地方消費税交付金として歳入されたものにつきましては、こちらの参考資料の9ページの表にございまして、一般財源として処理されておりますので、どこにそれがというような形で色づけしているわけではございませんので、総合計画による各分野の中に充てられていると。その中における一般財源分だというような形で御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

国のほうの方針として、27年3月31日に成立しました地方税法等の一部を改正する法律により消費税率の引き上げ時期の変更等が行われたといったところと、26年4月の先ほど行った社会保障の安定財源という形で、消費税に関しましては、町民も非常に関心が深いところでございまして、そういうことを考えますと、平成26年4月の改正で、引き上げ分の消費税率全てを社会保障政策に要する経費に充てるといったことが1点、もう一点は、住民に対する説明責任と。上記経費へ引き上げ分の地方消費税収の充当について、予算書や決算書の説明等において明示という形で、広く住民に明示するという形になっているんですけども、一般財源化になるにしても、お金に色はついてないもので、なかなかわかりづらいところもあると思うんですが、ここでこれだけ、一般財源の中で、参考資料の9ページでありますけれども、財源内訳として、一般財源のうち社会保障財源化分の地方消費税交付金額という形で書かれているもんですから、該当する事業というのはわかるんじゃないかなと思うもので

すから、やはりこういった事業に消費税上げた部分を吉田町としてはしっかりとした形で社会保障財源として使ったよということは、やはりもう少し丁寧に説明するべきではないかなと考えるわけですが、そういったものはあれですかね。明確なものはないですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まさに国は消費税を上げるときに、消費税の増税分、5から8、8から10という予定をしているわけですが、その上げた部分は、社会保障財源が増える。増えるから、社会保障財源に充てるために消費税を上げるというふうに説明しているわけですよ。だから、まさに我々はここの9ページを出して、この財源の社会保障財源というのはこの経費だと明示しているわけです。

一般財源は2億4,900万円をはるかに超える17億3,000万円ですか、ちょっとあれか。17億3,084万7,000円ですか、使っているわけですから、2億4,900万8,000円を超える社会保障財源を使っているわけですから、全てがこの社会保障の財源として町としては使っているということで、まさにそのためにこの使途内訳を出していると。

ですから、この社会保障財源は、地方消費税を充てるべき対象は、ここに列記されているこの経費だということですよ、町の経費は。ですから、そのためにこれを出しているんであって、それ、2億4,900万円に満たない社会保障費、うちが社会福祉、社会保険、あるいは保険に使ってなければ問題ですが、2億4,900万円を超える一般財源を使っているわけですから、まさに社会保障財源に充たっていると、うちに来た交付金についてはですね。そういう説明ですから、これはまさに。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

その点は重々承知して聞いているわけであります。

今後、延びたにしても、消費税の議論もまた出てくると思われるものですから、町としても適正に処理しているという形で、広報等でこの決算認定後、そういった消費税の地方税にされたに2億何がしは、社会保障財源分にはしっかりとした形で使ったという御報告は、何かしら町民に対して示される予定はございますか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 「広報よしだ」にこの分については何らかの形で明らかにさせていただきます。また、させていただく予定でございます。

以上でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ないようですので、もう一回やらさせていただきます。

36ページでございます。土木費県補助金でございます。これは当初646万8,000円の当初で、実績に準じた形で減額補正がなされて、392万4,000円ですか、それで決算という形で、224万3,000円という形になっているわけでございます。

この県補助金に関しましては、この枠を県のほうの財産措置していただいて、うちの町がこのブロックとか、耐震診断とか、我が家の診断ですね、木造の耐震補強助成等の実績に応

じた決算だと思えるんですけども、これ、せつかく県のほうでそういった枠の手当てをしていただいた特定財源であるわけでありまして、それを、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、実績がそれしかなかった形で、うちの町としては流してしまったというわけでありまして、担当課はそれなりの説明をしてくると思うんですけども、予算を設置して、決算を迎えるに当たって、予算を組んだ財政部門として、こういった予定に対する実績が伴わなかったことに対しまして、どのような形で担当課の説明を聞いて御判断されているか、それについて御答弁のほどお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 藤田議員、ただいまの藤田議員の質問が14款になりますので、歳出のときにあわせて聞いていただきたいと思いますが、14款の……

○10番（藤田和寿君） 14。

○議長（大塚邦子君） はい。今、藤田議員の質問は、14款の質疑になっております。今行っているのは、1款から10款、それと20款についての質疑となります。

○10番（藤田和寿君） そうなの。14。

○議長（大塚邦子君） よろしいでしょうか。

○10番（藤田和寿君） 入じゃない。

○議長（大塚邦子君） 14款ですので、ただいまのこの質疑の時間の中では外れております。後ほどお願いしたいと思います。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そういったルールで、今ちょっと気がつかなかったんですけども、そうすると、13款から、入のほうは、13款、これ、14款、全てないということですか、質疑は。

○議長（大塚邦子君） 歳出のときにあわせてやっていただきたいと思います。歳出のときに歳入の部分での質疑をお願いします。

○10番（藤田和寿君） 了解です。

ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 20款はいいですね。

○議長（大塚邦子君） はい、よろしいです。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

決算書の55ページ、20款町債でございます。これは臨時財政対策債についての考え方についてですね。これは一般質問とかいろいろなところで聞いているものですから、貴重な財源ではあるわけでございますけれども、この臨時財政対策債権は、一般財源として自由に使えるという形ではなっているわけでありましてけれども、後年度において、この起債を行った後の判断というものが、例えばそのページの上に書いてあります都市防災公園整備事業であれば、この起債を行ったのは、この公園についての起債であるという形で明確になるわけがあります。本来ならば、一般財源ですから、先ほどの消費税と同じように、中にどかんと入ってしまって、わからないかもしれないですけども、今、財政当局の御説明であります、本来はこういうような土木債とか消防債とか、そういったもので起債すべきところであるけれども、後年度において、そういう財源措置されるメニューを使いながら、そういった臨時財政対策債を増やしていく傾向にあるよというような御答弁を聞いたものですから、そんな

ったときに、後年度において、この起債をされたのが、何のために起債したんだというところが、例えば総合体育館とか、中央公民館とか、明確になれば、ああ、このときの起債であるから、我々も対応して、それを賄っていけるということがわかるんですけども、これが臨時財政対策債ですと、何に使ったかよくわからないということで、そういったことを考えたときに、どのようなお考えであるか、それをしっかりした形で明示していくのがやはり必要ではないかなと私は考えるわけでありましてけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 起債の考え方というのは、まさに今、御意見があったとおりでございまして、本来の地方債の活用方法というのは、地方財政法の中でも、社会資本を形成するのに充当するというのが原則的なんですけど、その例外的なものとして、本来は国が地方交付税として措置すべき財源を国が現金で出せないんで、起債枠だけあげるから、自分で調達しなさいよ、そういう例外規定を設けて、国が実施させているという、そういうたぐいの地方債なわけでございます。

その活用についてはどうするかといいますと、本来地方交付税として扱われるべき財源でございますので、それを建設地方債として扱うようなもとの発想がないわけでございます。したがって、この臨時財政対策債を充てて、どこの何を残していくかというような、そういう財政運営はする必要もないし、また、本来されるような財源でもございませぬので、ただ、当町の考え方としては、その臨時財政対策債を借入れを起こしたことによって、余り交付税措置もないような地方債を発行していくことは抑制していこうというようなところで、それに振り返られるような財源の使い方をしようというようなことで心がけてはいるところでございますが、それをどこに使ったというようなことで区分するような仕組みは持っておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

これも過日の全協なんかで言ったことでありますけれども、今、理事が言われたように、そういった形で、いいメニューを選んでやっているということで、先進的なことでは、それは別にそれに対してどうのこうのはないんですけども、実際的に今、地方債現在高の約36%が臨時財政対策債になっているわけで、どんどん増えているわけでございます。それが少ない率であれば、今の御答弁でもいいかもしれないですけども、これがだんだん増えていく可能性もあるわけございまして、そうなってくると、過日、同僚議員が質問して、この決算資料の参考資料ナンバー2の8ページ、都市計画税の使途内訳という形で、もう都市計画税もしっかりそういう形で内訳を示したほうがいいんじゃないかという質問に対しまして、こういうような内訳をつけていただいたもんですから、こういったものかどうかわかりませんが、せつかく都市防災、これからシーガーデン構想等々、そういったものに使うわけありますので、こういったような形式で、それがルールに合うかそうかも知らないし、義務もないとは重々承知しているんですけども、広く町民に情報開示の意味からも、こういった考え方はできないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） そもそもこういう都市計画税とか今回の地方消費税交付金、こうした

ものと財源の成り立ちが全く違っていると、こういうことで、本来、そういう国が調達して地方に交付すべき財源を、国が追い切れないということで、地方で借入れを起こして、起債を起こさないというような、そういうことになった財源でございますので、そうした措置をする一方で、この償還については、交付税として国が全て負担をします、そういう起債なんですね。

ですから、当町で、この前一般質問のときにも申し上げましたけれども、不交付団体になったときの臨時財政対策債の活用方法と交付団体になったときの活用方法というのは全くかえましたと、こういうことを申し上げましたけれども、それがそういうことなんです。

ですから、この臨時財政対策債を借入れが増えて、現在高が多くなっても、償還のときには国から交付税で補てんをされると、こういうものでございますので、実質公債費比率などには反映をされてこない、比率としてですね。そういうたぐいになっておりますので、財政を圧迫するような、そういう記載ではない。今の当町の交付団体としての状況である場合ですね。そういうことですので、余りそうしたところに過敏になって、財政運営を硬直化につながるような運営はしたくないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

十分承知しているわけで、財政運営が硬直化しないように、いいメニューを使っただきたいんですけども、この起債は、この臨時財政対策債が将来に交付税措置されるのも十分わかっていますけれども、何のために起債したんだというところに、ただし書きで括弧して都市防災とか、シーガーデンとか、多目的広場とか、そういうふうにすると見やすくなるんですけども、それってやっぱり不可能なんですね。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 財政の予算編成を実務としてやっていただければわかると思うんですが、特定財源となるべきものは、その事業ごとに財源を振り分けてまいりますので、それは可能なわけです。

ところが、それで特定財源を持たないものについては一般財源を充てるということになりますので、一般財源を大きくまとめて、その一般財源の中から配分をしていくわけですね。その大くくりの中の一般財源の中に臨時財政対策債というのは入ってしまいますので、それをどこにやったというのは、なかなか色づけはできないという状況でございます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時25分

○議長（大塚邦子君） 会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

議会費はいかがでしょうか。議会費です。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2款1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君、

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

決算書の90ページ、説明書の57ページの情報化推進費という項目についてお伺いをいたします。

この中で、26年度、27年度でマイナンバー制度の導入に伴うシステム変更等いろいろたくさんさんの支出が出ております。ことしの1月から実施ということで、それまで大変な努力がされたのではないかなと思います。これは国の制度ということで、全国一斉ということで、町がどうのこうのということではないと思うんですが、ただ、この歳出の中のそれぞれの科目を見ますと、マイナンバー制度に伴う支出の関係がいろいろの科目にわたって出ていると。一般会計だけでなしに、特別会計にもわたっているということで、なかなか全体が把握しにくいということがありますので、私、一つ、この一般会計の中でマイナンバー制度に伴うシステム改修、そういうことでの関係する歳出の総額、それから国からの支出金のその額について、どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 大石議員、内容確認の質問かと思いますが、その後の質疑につながっていきますか。

○3番（大石 巖君） はい、もちろんです。

○議長（大塚邦子君） じゃ、3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

今の内容確認ではないのかということでお話がありましたが、私どもがこの説明書等、資料を見ても、把握できないということで、そのための金額について、まず1点は確認をしたいということはありませんか。

ただ、その中身としては、国の制度であって、本来、このシステム改修に伴う費用については、国のほうで面倒を見るべきものじゃないのかなと思います。昨年度からの議会の中でも、この費用について、何点か質問をいたしました。国のほうからの支出、3分の2の支出割合があるというふうなお話を伺いましたが、年度末のころには約半分の支出に抑えられるというようなお話も出てきましたので、国が本当にこうした制度に対して財政的な措置を十分とったのかどうか、その点を伺うために、今、金額の確認をしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいま大石議員から、社会保障のマイナンバー制度に伴うシステム改修の全体像ということでのお話かと思いますが、まず説明書の58ページをちょっとごらんをいただきたいと思います。

こちらに、58ページの下段に取り組み内容、実績ということで、こちらにまず平成27年度の社会保障・税番号制度に伴いますシステム改修ということで、こちら、ございます。これが総務省分ということになります。

それから、その下に平成27年度社会保障・税番号制度厚生労働省分に係るシステム改修業務ということで、こちら、契約自体は1,461万9,960円は企画課で、当時の担当課の企画課で一括しております。これがいわゆる総額という形になります。

それぞれそのシステム改修ということで、それぞれ下に26年分、27年分、国保のシステム改修は幾らかかったのかというのがありまして、これがそれぞれの、先ほど各款項目出ているというようなお話がありましたけれども、これをまとめて、今、記載させていただいているのはここになります。

ですので、もう一度繰り返しますが、厚生労働省分でいきますと、このトータルの1,461万9,960円、システム改修として全体で町は支出しております。このうち、補助として、国からいただいているものが、合計で998万9,000円いただいています。これは、各それぞれシステムによって補助率が異なっておりまして、国民年金に关しますシステムにつきましては10分の10、それから福祉関係ですね。国民健康保険システム、それから障害者福祉システム等ございますが、児童福祉システムとかありますが、こちらは3分の2という補助率となっております。トータルとしては、ここに記載させていただいたとおりの金額が出ております。

それから、あと総務省分としまして、住民基本台帳システムであるとか、税システム、それから中間サーバーということで県の関係がございましてけれども、こちらのトータルの金額としましては、2,208万6,000円かかっております。こちらにつきまして、補助額がトータルでですが、2,035万1,000円ということで入っております。

こちらなんですけれども、統合端末の関係と中間サーバーにつきましては、10分の10の補助率ということになっておりまして、また住民基本台帳のシステムにつきましても10分の10の補助率となっております。

なお、税の税務システムにつきましては、これは3分の2という補助率となっております。

一応、トータル金額としましては、そのような金額となっております。

先ほど大石議員のほうから、国の制度で、本来持つべきではないかということですが、これ、やはり制度としても、町としてはやるべきことをやらなければいけませんので、この改修をさせていただいたということとして、制度につきましては、ちょっとこちらのほうでは御答弁なかなかできないということで、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今、説明をいただきましたように、各分野にわたってシステム改修必要だということで、国からも、そうした対応する支出金が出ているということは承知をいたしました。

ただ、答弁にもありましたように、国のシステムの中で、それぞれの市や町が負担をする部分というのがかなりありますし、これはやらざるを得ない支出科目になるわけですので、

その分が国のそういう政策で突然入ってくれば、その分の町の財源、財政にも影響を与えるということで、そういった支出を、町の支出をできるだけ抑えるために、こういう国からの方針に対して、財源確保ということで努力をされたことがあれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） いわゆるマイナンバーの経費について、国が全額負担すべきとのことですが、これは、先ほど細かくは総務課長のほうから説明したように、それぞれの業務において、適切な補助を国が決定をして、別に吉田町だけがこうなっているわけじゃなくて、全ての市町がそうなっているわけですから、私どもが全額くれなんていうことは全く、そこは国で決めていただければいい、決定されれば、それに従わなければいけないわけですから、もしそれについて国が全額負担すべきというのであれば、国政の場で議論をしていただくのが必要でありますし、一つ一つ見ていただければ、例えば国民年金は、国の業務でありますから10分の10、国民健康保険であれば、国と地方で負担すべきですから、適切な負担割合を国のほうで決定して、補助率として定めるわけですね。それについて、私たちが、この3分の2じゃだめだと、10分の10よこせと言っても、これは通らない話ですので、ここで議論をしていただいても全く進みませんので、ぜひ国政の場でマイナンバーについては、経費はシステムについても全額負担すべきだという議論をしていただきたいと思えますし、我々は、国の制度の中で、このシステム改修をしているわけですので、それはそれぞれ適切に決められた負担割合、補助率で執行していくと。

我々だけしないというような、そういう例もあった、住基システムであったような気もしますが、やはりマイナンバー制度は国だけが必要ではなくて、我々が業務を行うについても、ある程度の合理性というか、効率性あるわけですから、そこについては、我々はマイナンバー制度の中で適切にシステム改修を行い、適切に国から負担をいただいてシステム改修をしたということをございますので、これをこの場で全額自分たちで財源、全部国が財源を負担していただけるように努力をせよと言っても、もうこれは決まった制度ですので、まして27年度決算ですからね。これでやったわけですので、これは別に私たちだけの、先ほど申し上げましたが、私だけの町じゃなくて、ほかの市町村も日本全国全てこれで執行したということですので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

国からの補助制度、あるいはそうした国の制度に伴う市町への支出金、この制度については、私も理解をしているつもりです。ただ、町の支出、財政の運営について、そうした国の施策によって、その年度ごとにいろいろのシステムの項目がまた違って来るわけですので、そうしたマイナンバー制度に伴って、町のほうがその分だけ支出が増えるということに対して、町のほうかできるだけその支出、財源を何とか抑制をする、あるいはほかから財源を求めるといことで、国のそうした制度以外に、町として努力したことがあれば、お聞きをしたいなというふうに思って質問をいたしました。

副町長のそういう制度云々、これは承知をしていますが、もし担当の課のほうで、財政のやりくりの点で何かそういう努力、あるいは問題点があれば、お聞かせいただければと思えます。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 独自で歳出削減を努力したようなことはないかというような御趣旨だと思いますけれども、このシステム改修等々についての国からの業務のどう対応すればいいかということについては、随時情報をいただくわけですが、このマイナンバー制度については、なかなか総務省の方針、それから各省庁の方針が固まらなくて、間際になったというふうなところもあるんですが、それでもできる限り詳細な情報を各セクションで入手を図って、それで過大なものにならないように、また不足がないようにシステム設計をちゃんに行えるような、そういう中で当町独自でとり行っていると。

大きな市とかいうことになると、なかなかその情報をいただくタイミングとそのシステムを構築するまでの期間とうまくいかなくて、費用負担もかなり大きくなってくるといような事例もあったり、補助対象外になるようなシステム改修も含ませてしまったとかいう例も多少耳にはしておりますが、当町としては、そうしたことがないように、補助対象になるもので業務を終えるといような、今回の対応としては、そういう適正な対応をさせていただいたというつもりでおります。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

1番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

○議長（大塚邦子君） 失礼いたしました。2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

自治振興費のほうのことをお願いいたします。

一般会計のほうの83ページ、それと参考資料の40ページ、右下のほうに書いてあります自治会役員への積極的な女性登用のため、町内会長以上の役員に女性が選任された場合に、1自治会当たり30万円年額を上限に補助金を交付する女性登用補助加算金制度の創設により、女性の町内会長が4名誕生し、男女共同参画推進の一助を担うことができたということで書いてございますけれども、全協のときにこれも4人ということ、片岡、川尻1名、北区2名という4名でございました。

初めての女性登用補助加算金制度によって登用できたものの、これからも長く継続していく必要があるかと思っておりますが、27年度女性を登用された町内会において、男性の中に女性がかかわるということで、町内会はどのように変わっていったのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 議員からの御質問の女性登用の補助加算金制度、これ、平成27年度から創設をさせていただきまして、今、1年が経過をしたところでございます。

この制度につきましては、平成27年度の当初予算のときにも話をさせていただきましたが、これはあくまでも意識づけというところのきっかけづくりというのが目的でございます。そうしたことから、今回4名の方が誕生したということは、一つのアウトプットとしての成果であるというふうには思っております。

一応、この補助金につきましては、10年を限度とする時限的な補助ということでさせていただいております、3年ごとに見直しを行うというものでございます。

今回、初年度で、町内会に新たに町内会長に入られて、どのように変わったかというところでございますが、この辺につきましても、自治会等のお話をさせていただいている中で、目に見えた成果といいますか、中がというのが、お話はまだ、そこまではまだ出ていないよということでございますが、ただ、この制度によって、女性もというような、女性参画といいますか、女性参加が、社会への参加というところの意識は出てきているんじゃないかということの成果としてはあるというふうに考えております。

今後、3年ごとのですね。これ、毎年、今年度も女性の町内会長さんいらっしゃいますので、これにつきましても、引き続き自治会とも意見交換をしながら、制度設計のほうの見直し等も行いながら行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

自治会の中のまた位置づけのことについて、ちょっとお伺いいたしたいと思います。

前に、女性フェスティバルのときに、埼玉のほうの方でしたか、自治会長さんが誕生して、その女性自治会長さんがいらっしゃいまして、講演をやったというお話も聞きました、また、すばらしい方だということもお聞きしておりますけれども、自治会長さんも吉田町、あり得るかなということも考えてはおります。そのために、男女共同参画推進のために、まだ一層、女性町内会長の、今現在、町内会長さんでいらっしゃいますけれども、自治会における位置づけについて、どういうお考えを持っていらっしゃいますか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 女性の自治会における位置づけという御質問のようだったのですが、ちょっと御質問としては、なかなか難しいなというふうに思っておりますが、この男女共同参画というテーマを行政が考えた場合に、先ほど例に出していただきました女性フェスティバル、大山自治会の自治会長さんに女性フェスティバルで御講演をお願いをして、それで、そのときにも出ておりましたが、最も男女共同参画が進んでいないセクションというのは自治会だということをおっしゃっています。

我々行政側の男女共同参画の担当の会議などもあるんですが、そうした中でも、男女共同参画を進める機運があるかどうかというのは、いろいろな、県内でもその地域地域によって全く異なっております。

そうした中で、当町を振り返った場合に、自治会に女性の役員が全く、町内会とか自治会長、副自治会長、そうした中に女性が全く入っていらっしゃらないという、そういう社会が当町の場合も同じだということを強く男女共同参画を進める中で意識をし始めまして、当町としては、まず男女性差別というものがなく、1人の個人として、それでそれぞれの役割を果たしていただけるような、そういう社会が自治会組織の中にあっても、当然芽生えていただくべきものであるというふうに考えて、それでまずはそうした風土を変えていくというのはなかなか難しいことでございますので、その一つのきっかけになるようにということで、女性登用のインセンティブを用意させていただくということになったわけでございますが、女性の位置づけを考えながらということではなくて、男女差なく、持てる力を発揮していただいて、自治会の中でも御活躍いただけるような、そういう社会をつくっていききたいという思いでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

ありがとうございます。

そして、本当に吉田町、まだ男性社会ということが少しはまだ根づいているかなと思っておりますけれども、男性の意識も変えていかなければならないかなということも少しは考えております。それでないと、やっぱり男女共同参画ということも成り立ちませんので、なるべくまたそういうふうな自治会の会合にあっても、女性のほうの応援をお願いしたいと思っておりますけれども、ことし、町内会長さんが女性の方も何年というふうに決まっているかどうかはちょっと私もわかりませんが、町内会長さん、2年で交代するような組織だと思っておりますけれども、ことし27年度でしたら、ことしで2年目になりますね。そうすると、また次の方という交代をすることは思いますが、3年も4年もやるという方もいらっしゃるかもしれませんが、今年度で2年と申しますと、制度をつくった、町としてね。この次につなげていくためには、どのようにしてやっていくかというお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） この27年度決算を受けまして、この4名のという実績を踏まえまして、今後も自治会と毎年打ち合わせ等も行っておりますので、そうした中でお話をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（三輪美由紀君） 了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今と同じページでございますが、その中で、自治連合会視察研修事業ということでございます。全協のときもお聞きしまして、内容等お聞きしたわけですが、この事業に関しまして、自治会連合会のほうでこういった目的でこういうところに行きたいというような要望があって、こういったことを企画され、企画というか、事業としてやるのか、それとも町のほうが率先して、町にこういう問題というか、こういうことがあるので、こういうところに行きましょうというような提案をされて、こういった研修事業ということになるのか、その点をまず1点、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 視察研修の恐らく目的であるとか、その決め方がどうかということだと思います。

まず、視察研修につきましては、視察の目的、内容、こちらにつきましては、自治会連合会の会議の中で諮っていつも決めております。そうした中で、テーマをその自治会連合会の中の議題で、こういうテーマがいいじゃないか、27年度につきましては、シーガーデン構想ではないですが、今後、今、道がたくさんできているという中で、その道路をお迎えをするに当たって、自治会としてどう町づくりに参画していくのかという議題がありまして、そう

した中で、視察先、こういうところが事例としてありますというようなことで決定をしているというものでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君、

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回は札幌のシーニックバイウェイということで行ってこられたということなんですが、道路が吉田町もいろいろ整備されてという話なんですが、北海道の札幌の地区と、じゃ当町と、余りにも最初からイメージというか、もう環境、地域環境が全く違うと思うんですよ。雪国であるしという中で、そういう中で、本来、自分が思うに、似たような地域環境、吉田町と似たような地域環境の中で、あっ、こういうことをやっているところがありますよというところで行くほうが、現状と比較のしやすいというか、そういう中で、また成果が出てくるかなと思うんですが、余りにもかけ離れたと言ったら、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そこはどうお考えですか。

私思うに、もっと似たような地域環境の中を特異なことをやっているところを視察に行って、生かすというほうが現実的に考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 恐らく視察先が北海道ということで、地域事情が特殊性が違うではないかということの御指摘もあるかと思います。

今回の視察研修につきましては、町づくりという中で、確かに札幌と人口規模が違うではないかということですが、今回行ったところは、札幌の中でもまたちょっと外れの南区というところになるわけなんですけど、ここも町づくりの根本というのは、人口の高というよりも、その仕組みであるとか、意識であるとか、そうした団体としてのかかわり合いというのがございますので、余り規模がですね、確かにその規模のもありますが、今回の町づくりの内容については、余り規模は私どもはそんなに違うのかなというのがあります。

ただ、もう一つ、私のほうで御説明させていただきたいのは、富士山静岡空港の利活用ということで、空港が開港いたしまして、そうした中で、県のほうからも静岡空港を積極的に活用していただきたいというのがございまして、その中で、静岡空港の利活用の促進地域連携事業というのがございます。それも、これは補助額がございまして、地域団体が視察に行く場合は補助金が出るというのがございます。今回のこの事業におきましても、入のところはちょっとあれですけど、30万円の事業補助をいただいているというものもございます。

確かに目的とそのお金とどうなのかというのはありますが、今回は目的をしまして、それにこの補助制度がありますので、富士山静岡空港の補助制度に乗ったという形になります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 話がややこしくなってきましたけど、そうすると、何か最初の目的はあったんだけど、それにまた空港云々なので、ちょっと話がおかしいかな。逆におかしく感じてしまったんだけど、じゃ空港のお金があるから、じゃ北海道へ行こう、福岡へ行こうってなってきたら、また目的が変わってきてしまうと思います。

その中で、視察先の選定というのは、ただそれだけじゃないと思いますので、今後も、地域の余りにも違うようなところというのはどうかなというのは本当に思いますので、その点を考慮いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、要は地域とか何かとという問題ではなくて、何を目的にか事項別で行きますんで、それについては地域は二の次になりますので、御了解願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 先ほど補助金のほうをちょっと出してしまったものですから、話があればいいんですが、今回の目的というのは、先ほど来申し上げましたとおり、この北海道のこのシーニックバイウェイという道を主体として、そこからの町づくりというのは、実際にはこの北海道の一番すぐれていると言われていたような事例でございます。

それで、この道をきっかけとして、地域住民が主役になるというものですので、その中で、自治会もいろいろ道路の景観であるとか、ごみの、例えば草刈りであるとか、そうした活動に参加しておりますので、そうしたことを見て、聞いて、自分たちの町づくりのほうに生かしていこうということの目的で実施しておりますので、仮に飛行機を使わなければならないというものではありません。目的に従って、最良な、最善の場所に行くというのが視察研修だと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、空港を利用したという点でございますが、当町も空港利用促進協議会の中に入っていると。これは議員さん方も十分御承知いただいていると思います。

空港の利活用については、地域として進めていこうというスタンスでございますので、それに対して全く無策であるわけにはいかないということから、行政としても、でき得る限り空港を利用して、その目的が達せられるものであれば、そうしていただきたいという、そういうスタンスで臨んでおります。そういう一環で始まっているのが、八女市との交流などもそういう中に入っているわけです。

空港を使って遠くに行って、目的が果たせるかどうかということはあるかと思いますが、地域的にちょっと違い過ぎるとか、多くの視察というのは、何を目的、ねらいを、視察側がどういう意識を持って行くかなんですよね。このシーニックバイウェイ、先ほど総務課長から説明がありましたけれども、地域住民が参画をしながら、国土交通省なども入って、本当にモデル的にやっている有名な事業ですね。その中で、自治会としては、自治会がどういう取り組みをしていけるかというようなテーマを持って行っているものでございますので、全く景観だけを見て帰ってくるとか、そういうようなものであれば、それは御指摘されてもそのとおりかと思いますが、その中においての取り組みをどうやって見てくるかということろまで含めて視察をするというコンセプトでございますので、御指摘、御心配されるようなことにはなっていないというふうに判断をしております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

先ほど2番議員が質問したところで、女性の役員が出た場合には補助金をやるということ

ですけれども、理事の話だと、きっかけということで、30万円ですか、上限に年額30万円を出しますということで、補助金を出すということで、結局、言い方は悪いですが、補助金ありきでなる方がいるかもしれないというふうに自分は思うんですよ。

今、町内会長を決めるにも、男性になるにしても、町内会の中になかなか人数がいなくて、誰がやるかと決めるのもなかなか大変な中で、それで女性って、昔は婦人会とかあって、そういう団体もあったもんで、今はそういう婦人会とかっていうのがあること自体が、割かし問題的事ともなるかもしれませんが、そういうことで、女性も、地元にいる女性はよそへお嫁さんに行ったりして、なかなかもともと地元にいる人が女性の方も少ないということもあると思うもんですから、そういう中で、本当にきっかけということでこうやってやっていただけということは、本当に何もなくて女性になるというのが一番いいなと自分は思うんですけれども、今言ったように、男性でも町内会長になる人がなかなか見つからないというような状況の中で、こうしてやっていくということは仕方ないかなと思うんですけれども、あくまでもきっかけということで、補助金目当てにもしかしたらなる方が、女性の方がなる方があるかもしれませんが、それはそれで仕方ないというふうな考え方でいるかどうかということを、本当はそういうことは考えたくないですよ。ですけれども、そういう考えでもなってくれば、きっかけとなるもんで、それから今言ったように、3年間で見直しをしていくもんでということで、それはそれで仕方ないかなというふうにお考えかどうか、ちょっとそれをお伺いしたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 町内会長さん、それから副自治会長さん、自治会長さんというその役職が、補助金をもらうことを目的にして、魅力のある職とはとても思えません。かなり地域においては重要な役割を果たしていただいていると。そういう中で、当町、なっていた方に補助金を出すわけではございませんので、自治会に対して補助金を出すという仕組みでございますので、その個々に対して心配というのは特にしていない中で、自治会としてそういうものを活用していただいて、男女共同参画というものをともに進めていただければいいという願いでございますので、10年間の期限つきのものだというのは自治会も承知していただいておりますので、その中で、自治会としては男性だけで構成される組織がいいなどというふうには思っていないと思っておりますので、そうしたものを活用していただいて、男女で構成されるような、そういう役員組織を構成していただけるような環境をつくっていただければいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄。

それありきでというお考えでないということがわかったもんで、ほっとしたんですけれども、それから、あと町内会長をやらないと自治会の役員もできないわけですよ。町内会長さんが集まって自治会の役員というか、自治会本体はそういう形で上っているというふうな状態があると思うんですけれども、自分はそういうふうに見ているもんであれですけれども、それで、逆に自分が思うには、お金をつけることが男女平等にちょっと外れているかなということとか、男女共同参画と言っているながら、それはあくまでも同じ土俵においてのことで言っていると思うんですけれども、こうしてやると、それがちょっと崩れるかなと思うんで

すよ。要は、男女平等じゃないかなというふうに、自分はそう考えるわけですよ。その辺についてはどういうふうにお考えかお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお話を聞いていると、おもしろいなと思いますね。男女平等と言われるんですけども、男女平等であれば、単純な話、自治会であるとか、そういうものも男女平等の観点から、皆、フィフティー・フィフティーだということはないですよ。なぜないかというのは、議員御存じかもしれませんが、人間というものは歴史的な存在でございまして、例えば文化的であるとか、社会的であるとか、そういう形で、ジェンダーバイアス、すなわち歴史的にそういう意味でつくられた性というのが、基本的にそういうものがバイアスとなって、社会のさまざまな形で、特に我々で言うならば、男性優位の社会というのができているわけですよ。男性優位の社会というのができているということは事実なんで、男女共同参画が一番難しいのは自治会だと、これはもう定説なんですよ。いろいろなところへ行けばわかりますけれども。要は、一番男女共同参画が難しいのは自治会、こういう組織なんですよ。

そこに、だんだん一つの時代の流れの中で、地域をつくるものとして、やはり女性の目が必要なんですよと、そういうふうなのが一つの傾向としてあるわけなんですよ。皆さんもそうですよ。議会だってそうですよ、基本的には。町づくりには女性の目というのがやっぱり必要なんですよ。そういうふうな時代になってきているわけですよ。

そういうときに、ジェンダーバイアスがかかって、一番難しい自治会の中に女性のいわゆる方が入ってもらって、女性の視点で地域づくりをしてもらうために、ジェンダーバイアスがかかるということは、入らないということなんですよ。入れないんですよ。そういう歴史的な一つの社会構造の形成という観点から見れば、一番難しいところに一番必要な女性を入れるためにはどうしたらいいのか。一つのインセンティブとして、自治会の中で、お金を差し上げるから、ぜひとも女性を中へ入れてくれませんか、というふうな仕掛けをしても、私は何の不思議はないと思いますよ。むしろ、それで成功すれば、最高だということじゃないですか。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 成功すれば、それでいいですよ。別にそのことを私、言っているわけではありません。ただ、お金を、補助金を出すからということ、その行為が男女平等というものを考えたときに、ちょっと私は解せないなということでお伺いしたわけですよ。ですから、それについてどうお考えですかということをお伺いしたんですけども、ですから女性が入ったことによって、その自治会が、活動が、中が充実して、女性の方もいろいろできてよくなる、それはそれで大変結構です。私はそれも望んでおります。ですけども、ただ、私の質問はそうじゃありません。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 男女平等というものは、憲法上の権利の問題である。そうでしょう。人権の問題なんですよ。しかしながら、現実的な社会というのは、ジェンダーバイアスがかかっているわけでしょう。ジェンダーバイアスがかかる。ジェンダーって、議員御存じですよ、ジェンダーという意味。世の中はジェンダーバイアスがかかっている、こう思うでしょう。

だから、そういうものも、男女共同参画に一番難しいのは、ジェンダーバイアスがかかる社会において、どういうふうに男女共同参画のいわば単純な話、構造的なことをつくっていくかということです。議員、ジェンダーについて勉強してください。

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。

○11番（八木 栄君） 勉強しますよ。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、いろいろ同じところで、自治会の、自治振興費の中の女性の登用に関して、目標、同じ流れで聞きます。

今の議論を聞いていまして、それぞれ必要なもの、必要な形が、必要なものを考えていくと、当然なことですよ。ただ、その中で、やっぱり僕は、男だから、女だからじゃなくて、前へ出る人って出ていきますよ。その中でお願いをしたいんですけども、今、先ほどの総務課長の答弁の中で、1年間やって、一つの見えたものがなかったと、何かそんな感じを受けたものですから、本当はこれ、いいとか悪いとかじゃなくて、やっぱり一つの、確かに女性が行って、そして出ていって、女性的な視点で、最初に言われたのが、女性的な視点で世の中を見る、自治会を見る、一つの集合体を見たときに、その辺が女性の目として必要だと。それ、よくわかります。

僕も、同級生がやっているもんですから、よくわかるんですけども、一つは、まずプロセス、物事が決まっていく決まり方は、男の社会だけじゃなくて、女性が雰囲気も含めて入っていくということです。それは、もともとそういうものを求めていたと思うんですよ。

そういう意味で、1年間、27年やった段階で、4人の方がやっていただきました。僕は、一番最初、このときに、前々回かな、質問したのは、初めてそうやって男性の中に女性が入っていったときに、女性が何をするかという、彼女たちにどうやっていろいろな必要なものを要求していくか、非常に大事なことだと思います。ある程度の目的をつくってやらないと、一つは非常に迷っていくという思いがありまして、その思いが、結果的に、今言った逆の方向へ行くという心配もしていたんですね。

そういう意味で、最初で、この女性の登用に対して、今までの理論じゃなくて、現実的な理論として、どんな目的であったか、そういうもの、理想像というか、そういうのは持っていたんですか。そして、それに対して1年間でどういう評価が出ましたかというのが、多分決算の審議だと思うんですけども、その辺でちょっと教えていただきたいです。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、総務課長の答弁で、1年間全く結果が出なかったような答弁はしてないと思いますので、それは訂正をしていただきたいと思います。そんなことはあり得ませんので。

補助金というインセンティブを用意して、それで自治会に女性の役員を誕生させていただきたいというねらいというのは、もともと、今御質問の中にもありましたけれども、女性がそこに加わるというだけで、いろいろな感性がもう全く違いますので、そういう感性の違いが、違う感性を持っている方の半分はやっぱり社会にいるわけですよ。そういうものが、議会でも、男性しかいない議会と、女性議員がいらっしやる中とでは、そこにいらっしやる

だけで、もう影響が全く違ってくるわけですね。

それが、条件が狭まれば狭まるほど、隔絶された社会になってきます。一般の社会と違う社会になってきます。男性だけで構成した場合と、女性が中に入って構成した組織体と比べると、一般社会は男性も女性もいるわけですね。それに近い組織体で運営をされるということは、一般社会に近まる。近づくわけですね。そういうことが男女共同参画の目指すところでもございまして、そういう決まった特権階級だけ集まって何かやるとか、違った条件だけで、違ったものを対象にして何かをやる場合はいいんですけども、一般的な社会を対象にして何かをやりましょうという場合には、それなりの社会に近い条件を整えるということがまず物事の始まりであろうということを考えております。

そうした中で、実際にインセンティブを用意して、女性が自治会役員の中に本当に誕生されるのかどうかというのは、本当に我々も確信を持てるところではなかったわけです。これだけ自治会役員に女性が入っていくという風潮がない中で、それを打ち破るわけですね。その打ち破るエネルギーができたただけでも、素晴らしいことだということです。

これをさらにですね、女性の皆さん方がプラスして入っていくとかいう、今までと条件が変わっていくということになると、なかなか難しいものも生ずると思いますが、今まで男性だけが担っていたところへ、女性がそれにかわって行って、違う視点を入れていくというような、そういう役割になってくると、おのずと自然に動いていく社会に近い状態になっていくのだろうというふうに思っております。

先ほど八木議員からも出ましたけれども、それをインセンティブを持ってやらなければいけないというのは、やはり自然の状態ではないというふうに思っていますので、それは時限的なもので、やむを得ずというぐらいでお考えいただければいいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、すみません、先ほど訂正します。そういうつもりで、否定をするつもりで言ったわけじゃなくて、やっぱりせっかくなくなってくれた人たちがこれから根づいて行って、そうすると、それが今言った男女共同参画、後でちょっとやらせてもらいますけれども、その中で一番必要なことが、何が必要かと。こういうこと、これ、確かに必要なことなんですよね。

それで、やっぱり確かに表へ出る男性社会、先ほどの理論の中でもありますけれども、それを支える女性の力って、かなり大きいですから、それもやっぱり出ていることも事実なんです。その中で、やっぱりこれからやっていくに当たって、自治会の経験者からちょっと意見を聞いたんですけども、そういうものを踏まえて、これからの見通し、そういうものというのはどういう見通しをお持ちですかということをちょっと聞いておいてくれと。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） これからの見通しと希望と一緒になんです、男性、女性に関係なく、それに適した個性の方々がそこに参画をしていただくという社会を目指して行って、我々は目指しておりますし、社会の方向もそうあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、よくわかります。その中で、その心配する経験者も言われた、今までの議論の中から、インセンティブをつけて女性を参画していくと。そうすると、これは見通しとしては、やっぱりこれからも、それはあれがありますから、見直しがありますから、続けていくということで、それは今の答弁の中から、例えば自治会とか、それ以外のものにも行くという可能性というのはないですかということをお聞きをしろということなんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、これ、決算認定の議案をやっているんですね。決算認定に対して、今のようなあれが大事なことなんですか。むしろそれは一般質問じゃないですか。一般質問でやられたらいかがですか。

いわゆる決算認定に対して、質疑というものは、右にするか、左にするか、それについて聞くわけですよ、質疑って。質問じゃないですよ。質疑というのそういうもんなんです。右にするか、左にするか、賛成するか、認定するか、認定しないか、そういうことです。それに対して重要だということなんですよね。

今、議員のお話しされているのは、どんどん付言していくわけですよ。付言していくというのは、基本的には一般質問ですよ。場が違うんじゃないですか、議長。

○議長（大塚邦子君） 山内議員にお願いしたいですけれども、今この歳出の総務管理費の中のただいま自治振興費の女性登用補助加算金の制度のことでの質疑だと思いますので、そこから外れないように質疑をお願いします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

わかりました。よくわかるんですけれども、その中で、決算の審査というのは、確かにいかどうか、それを認めるか認めないかの話だと思うんですけれども、それと同時に大事なことは、なぜ決算の審査するかというのは、それをやって、その次へ向かうものがどういうものを町が全体が見ながら、皆さんがどうやって考えていくとか、そういうものだって重要なことじゃないですか。私はそう思っているんですね。そう思っていますので、そういう意味で、何かありましたら言ってください。

○議長（大塚邦子君） 私が申し上げましたのは、山内議員に申し上げましたのは、あくまでも、今、山内議員は、ほかではどのように考えているかというようなことの質疑だったので、ここの女性の自治会の中の女性の登用というところの範囲の中で見直し出されたわけで、それ以外のことについては、この議題からは外れておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この範囲の中の答弁でよろしいですね。

○6番（山内 均君） もちろん。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） わかりました。そういう形で進んでいきます。

ただし、ただし書きつきますよって、そう言われたから言っただけの話であって、それはだっってその部分でストップしなければまずいじゃないですか。私はそう判定をしたんですからね。

○議長（大塚邦子君） 当局の答弁は、この自治振興費の女性の自治会登用の話でございませ

た。答弁は要りますか。

○6番（山内 均君） 要らない。いいです。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

説明書の61ページにホームページの運営事業費という項目があります。27年度リニューアルをするということで、この4月から新しいページに切りかわったということで、26年度、27年度、アクセス件数が大体16万件台ということで、一つ伺いたいのは、リニューアル後のアクセス数が伸びたのかどうか、これは27年度の決算の中での成果ということで伺いたいと思うんですが、もう一つは、その効果という中に、町のイメージを理解しやすくということと、それから情報を容易に入手できるようなホームページを構築することができたということではありますが、利用者からのそうしたホームページ利用に対しての意見、感想等、新しくなっただけというものがあつたのか、その点も説明いただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、ホームページの27年度の実績ということでございますが、こちらに掲げてございます効果の16万1,919という数字は、旧のホームページとなります。27年度につきましては、構築年度になりますので、実質的にこのホームページ、新しいホームページは数日しか稼働しておりませんので、成果というものは28年度に出てくるということで御了承いただきたいと思います。

それから、また先ほど見やすくということですが、私ども、今回このホームページのリニューアルに当たりましたは、プロポーザル方式を使わせていただきまして、業者からの提案を受けまして、その中で、委員会の中で一番見やすいと、それからあと操作性ということも踏まえて、こちらに決定をさせていただいたという経緯でございます。

まだアンケート調査等しておりませんので、皆さんのあれというのは、具体的な客観的な数字というのは持ってございませんけれども、一応このホームページにつきましては、非常に見やすくなったというのは、お声は聞いているのは事実でございます。以前に比べてということです。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

27年度事業ということで、リニューアルは今年度に入ってからということなんですが、その成果としては、今の状況の中でもお聞きしてもいいんじゃないのかな、範疇じゃないのかなと、予算執行の中の成果ということでお聞きしてもいいんじゃないかなというふうにアクセス数については伺いたいなと思いますが、もう一点、ホームページ開きますと、その下のほうに、この内容でよかったですかとか、そういうふうな反応、回答が出るようになっていきますので、そうした点で、町のほうとしても、新しくなった様式の中で、見た人からの反応がつかめるんじゃないかなということを思いましたので、その点の中身についても教えていただきたいなと思います。

○議長（大塚邦子君） 大石議員に、ホームページのアクセス数の28年度のアクセス数に関しては28年度の決算になりますので、この決算審議では、リニューアルをしたというところの

範疇で質問のほうをお願いしたいと思います。

- 3番（大石 巖君） はい、わかりました。
- 議長（大塚邦子君） それ以外の答弁を求めますか。
- 3番（大石 巖君） はい、求めます。
- 議長（大塚邦子君） それ以外の答弁をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

- 総務課長（谷澤智秀君） ホームページの下のところのところだと、一番最後のところだと思えますが、こちらも、新しくリニューアルされたホームページのところの、その平成27年度におけるの数値というのは出ていない状況でございます。

28年度については、今現在、進行中ですので、まだ今、その数字までは今、持っていないという状況ですので、ちょっとその数字というのは、ちょっと今、お答えできない状況でございます。

以上でございます。

- 議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。
- 3番（大石 巖君） 件数ではなしに、そこに上がっている意見等、声がそこで集約されていけば、ここに書いてありますように、効果としてあったということが直接的に感じることができるんじゃないかなと思いますので、そうした利用者からの反応について、実際の内容があれば、お聞かせください。

- 議長（大塚邦子君） リニューアル後の意見ですか。

- 3番（大石 巖君） そうです。

- 議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

- 総務課長（谷澤智秀君） 議員から、恐らくこの効果のところこういうことができたを書いてあるじゃないか、何を根拠に持って言っているのかということなのかなというふうに推察いたしますけれども、こちらの効果のところにつきましては、やはり自己評価もございしますので、私どもはこのように評価をしたということの、この指標の数値はございませんが、このように容易に入手できるようなホームページを理解しやすくしたというのが自己評価ということになります。

以上でございます。

- 3番（大石 巖君） はい、了解。
- 議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

- 11番（八木 栄君） 八木 栄です。

説明書36ページ、内陸フロンティアのところ、全協でも伺いましたが、大幡川橋梁等予備設計業務委託ですけれども、これでちょっと、全協のときちょっと伺ったんですけれども、これやったことによって、進捗状況とかに、今後の進捗状況とかに与えたよい影響があったかということとか、何かそういう影響を与える計画的なものの中での影響を与えるものがあったかどうか、ちょっとお伺いします。

- 議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

- 理事（塚本昭二君） 内陸フロンティアの予備設計関係というのは、企業活動維持支援事業区域内にかかわるものになりますけれども、この企業活動維持支援区域につきましては、現

在、企業誘致を進めながら農振の除外を行っていくと、それから基盤整備を行うという、そういう案件の処理をしているところでございます。

この農振の除外のために、かなりいろいろな資料も整える必要がございまして、また立地企業の実体性なども整えていくというような、そういう中での工法の変更を行っていくというような事務でございます。

そうした中で、その形状をどうしていくかということも大きく具体性を持っていくような事業となってまいりますので、この予備設計の中では、こうした企業誘致をどういう形で進めて、どういう区画で達成していくかというようなところを予備設計の中で調査をしているというような事業になりますので、現在のところ、具体的に立地企業を固めていけるような見通しも立ってまいりましたので、具体的な今度区画を決めて、動線を固めて、それで国・県と調整を図っていくと。また、地権者、それから立地企業と合意を得ていくというような、そういう段階に入っておりますが、それに移行するまでの調査資料を入手したという、そういうことになっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

具体的な見通しの中で、何かある程度確たるものがあつたら、もしここで言えるようなら、ちょっとお伺いしたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今申し上げたのは、言える最大限のところでございますが、明るい見通しを持って御期待いただきたいというところまでで御勘弁いただきたいと思ひます。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

61ページ、お願いします。説明書の61ページね。

先ほど大石議員のほうでホームページ云々のお話がありましたが、これ、リニューアルするときに、コンテンツ内容であるとか、あとプログラムに関してもリニューアルという形をとられておるかと思ひます。これまでのこのホームページの情報発信において、各課でなかなか打ち込んでできない部分があつて、これはもう委託業者にやらしてもらわないとできないというようなことがいろいろあつたということを知っております。今回のこのリニューアルによって、そうしたことがある程度軽減されて、直接町のほうで各課で打ち込んで、もう情報発信できるというようなことができて、今後、決算なものであれなんですが、今後管理費というか、そういうのも多少減ってくるような方向になっておるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいまの議員のほうからの御質問ですが、これ、以前も議員、お話を旧のときにされていたかと思ひます。こちら、議員がおっしゃるとおり、新しいホームページにつきましては、各課、これまで業者に頼まないとできないとかいうところは極力減らしてありまして、各課で入れられるというコンセプトで今回しておりますので、そこは

大分変わると思いますので、今後、中味の充実については、今後さらにしていくということになります。

それから、経費の面でございますが、こちらについては、最初、27年度は構築の関係ございましたので、委託業務でございますが、その後の業務費につきましては、こちらは年々減っていくというのではないというふうに、一定の委託料を当然払っていかなくてははいけませんので、そこは経費は出てくると思います。

ただ、先ほど来の中身のほうは、大分以前とは違う内容を掲げておりますので、今後さらに充実をさせていくということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

全体の経費は余り変わらないという話なんですけど、これまでは、バナーを張るにしても、リンクを張るにしても、ある程度お願いして、それ、料金かかるよみたいな話もあったんですけど、そういった点も、バナーなどもこちらでつくって張れる、そういう形でなれば、当然その経費は減ってくると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、議員から言われましたバナーの関係ですが、こちらでやるものになります。

経費のほうなんですけど、きょうちょっと27年度のこと、決算だったものですから、28年度予算以降のちょっとものを持っておりませんが、当然新しいホームページによって、委託料等のあれはありますので、額は以前とはちょっと金額の差異はあるかと思っておりますので、その点、御了承いただきたいと思っております。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時48分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） いいじゃないですか、時間があるんですから。

決算書の79ページ、説明書の30ページにコミュニティ施設整備事業費、79ページの、説明書の30ページです。特にこの30ページを見ていただきたいんですけども、これはもともとコミュニティを大事にするため、非常に皆さんが努力して、いい結果が出たと思うんですね。

それで、これに関して、いろいろなところから話が出るわけですけども、実はこのところで管理をしてくれている人たちが、自分も入っていますけれども、グラウンドゴルフの人たちが夏休みじゅう大変な思いをしてやっているんですね。そのときに、土曜日と日曜日

に関しては、もう子供たちのため、地域のためにやめまじょうと、そういう形で今、進んでいます。非常に画期的なことだと思っんですね。さっき言われた共同参画も、全部そういうところに行けばいいんですけれども、そのときに、このコミュニティ活動が快適に行われる環境が整えられという部分が、これを参照というか、持ち上げていきたいんですけれども、このときに、自治会が管理をすると思っます。第一町内会が管理をすしていると思っますけれども、町としてのそういう指導とか、そういう指示とか、何かあつたんですか。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、もう一度、どこの質問か、ページ数をお願いします。

○6番（山内 均君） 79ページ……

○議長（大塚邦子君） 決算書の……

○6番（山内 均君） コミュニティ施設整備事業費。

○議長（大塚邦子君） 発言を求めます。

どこの質問となりますか。

○6番（山内 均君） もう何回も言ってます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 決算書の79ページの2-1-10、コミュニティ施設整備事業費、説明書で……

○議長（大塚邦子君） 今の質疑は、ここの関係じゃないです。

○6番（山内 均君） 2-1じゃないですか。

○議長（大塚邦子君） ここはコミュニティ施設整備事業費で、250万円は遠州吉田小山城太鼓保存会への支出があつたというところの事業費になります。よろしいでしょうか。

○6番（山内 均君） 今、それじゃなくて、効果のところあるじゃないですか、効果。

○議長（大塚邦子君） 発言を求めます。

○6番（山内 均君） 効果のところ……

○議長（大塚邦子君） 発言を求めます。

○6番（山内 均君） しっかり聞いてよ。

○議長（大塚邦子君） 発言をお願いします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言っているのは、コミュニティ施設活動が快適に行われる環境が得られ、コミュニティ活動の充実強化に資することができたと。これは、コミュニティ施設のやつじゃないですか。

○議長（大塚邦子君） ここの効果の部分は、あくまでもこのコミュニティ施設整備事業費の執行に関する効果ですので、先ほど山内議員が質疑で発言した内容とは違っております。

○6番（山内 均君） わかりました。違う。失礼。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

1点お伺いをいたします。

決算書の77ページ、決算資料の23ページでございます。

地域交流費、最近、皆さん同僚議員からもお話に出っていますが、八女市との交流、あるいは吉田町から出るカムカム補助金、このことにつきましてお伺いをいたします。

大規模イベント事業費として、頂ーITADAKIーとか、クラフトフェア、吉田公園秋の彩りまつり、このような諸事業がされておるわけですが、大変町に対してにぎわいがある、そしてまた町へ入ってくるお客様も増えていると、このように思っております。

カムカム補助金に対してのイベントには12万6,000人が訪れたと、こういうこともお伺いしておるわけですが、これが吉田町への経済効果はどのぐらいあるかとお考えかお伺いをします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

ただいまの御質問で、経済効果というところでございますけれども、大変申しわけございません。現在のところ、経済効果をたたくはかるというような取り組みをさせていただいておりません。ただ、聞くところによりますとというお話ですので、その旨でお聞きいただきたいんですけども、例えば頂ーITADAKIー等によりますと、遠くからのお客様がいらっしゃって、町内のホテル、宿泊施設等、あるいは入れないお客様は近隣の市町において宿泊施設を御利用される方も多いうように聞いておりますし、あるいはそれぞれのイベントにおいて、町内の商店等で物を購入されるというようなことを聞いております。ただ、正しく幾らの効果があったというようなことは調査しておりませんので、把握しておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

大変いい手法であって、町の活性化にはつながっておるかなど、このように思います。ぜひまたこういうもの、またこれにまたシーガーデンができて、埋め立てができて、どのような構想のものがまたできるか、これからのことではあるかと思いますが、そういうものも含めまして、ぜひ活性化の対象としていただければなど、こんなふうに思います。

また、昨年ですか、よし吉が誕生をしたわけですね。地元のイベント、あるいはキャラグランプリにも出ておいでるようですが、このグランプリの状況、中間の状況はわかるか教えてください。

○議長（大塚邦子君） 決算審議になりますので、27年度の結果でよろしいですか。

発言を求めます。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 河原崎です。

今のことは、また後でお伺いをします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

私も今、先輩議員が質問されたところでございまして、23ページですね。ここでカムカム補助金、この考えというあれは、私はすばらしいものだと思っております。

特に、チューリップまつり、これは多くの他町村から人が来まして、大変好評であるということも私も承っております。町からも100万円ですか、チューリップまつりに対して補助金

が出ていると。

そういう中で、よかったね、すばらしかった、また来ようねと、そう言って会場を後にして、出てきたら、いきなり出口は袋小路ですから、1カ所しかありません。協力金をお願いしますと、こういうあれが多いと。せっかく楽しく来たのに、協力金、これは200円ですね。これはいいんです。ただ、そういうことであるならば、初めからうたってほしいよと、そういうことです。そういう声を聞きます。ですから、こういったことに対して、もっと補助金を増やして、こういったことはなくしてもいいんじゃないかと、そのようにも思っております。

それと、もう一点、秋の彩りまつり、これに対してもカムカム補助金が出ております。そういう中で、町の人たちが要請を受けて、そのイベントに参加しますと。そうすると、出演料を要求されると。もしそういうことであるならば、この補助金の中で考慮していただきたいと、このように思いますけれども、町ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） ただいまの質疑ですけれども、この補助金についての項目になりますので、そのイベントの運営についての質問は方向性を変えて、補助金についての質問でお願いできますか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） ですから、足りないようであるならば、補助金を増やしてもいいじゃないかと、いかがでしょうかということです。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） まず、そもそもこちらのカムカム補助金というものの成り立ちというものがございまして、イベントやっていたいただいた場合に、そのイベント事業者に対して際限なく補助をさせていただくというのではなく、当然町としても、吉田公園というすばらしい場所がございまして、そこを活用していただく中で、効果的にインセンティブを与えるというような趣旨でこの補助金がございまして、当然この補助の対象につきましては、人数において、それを制限させていただいております、おおむねこのイベントというものが2万人以上のイベントであることでありますとか、それぞれ要件にのっとりた形で、50万円、あるいは100万円というような形での補助金の交付というような形になります。

したがって、それ以外の部分につきましては、当然このイベントを実施される主催者側で御負担いただくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

当然補助金が出れば、それは会計検査と言うですか、それは町は当然なされるんでしょうね。その結果、こういう形でもよろしいという、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、こういうことも吉田公園のほうでやるんだから、いいだよということなんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） このカムカム補助金の受けてのイベントの運営ということでございますが、当然この補助金につきましては、企画段階でも補助金を交付するという非常に主催者側にとっては使いやすい補助金ということで、できる限り当町で大きなイベントを開催して

いただくための補助金となっておりますので、その企画段階で町に対して申請がございますので、その段階で、どういう運営がなされるかというのは当町も把握をしております。

また、吉田公園の場合は、横に町有地ございますので、町有地の借用申請等もあわせて出てくるということから、どういう使い方をするかというのは全て把握をした中で、補助をするかどうかと。それと、補助をしたイベントについては、共催という形で、町も共催として入ります。そういう事業でございますので、ただ、それはその補助金という、委託じゃないわけですね。町が委託をしてイベントをやってもらおうということであれば、経費の100%を負担をするということになるわけでございますが、あくまでもイベント主催者が主催しやすいように補助をしてあげるといことですので、経費の一部しか普通は当たらないということになります。

そうすると、イベント側としては、何らか財源調達しなければいけないので、その調達の一助として、駐車場にかかわるイベント協賛金のようなものをいただくかという発想で、そういう計画になっていることもあるわけでございますので、その町有地を出るときに、協賛金をもらうというシステムになるということも承知していますので、そうしたトラブルがないようにということは行政からもお話をしていると。それで、できるだけトラブルが起らないように告知をしてくださねえということも言っておりまして、チラシ、その他のいろいろな広報をイベント主催者側が行う場合も、そうしたことはうたっておおと思います。

イベントにですね、なかなかいろいろなイベントへ行っていただくと、ただで見て帰ってこれるっていうの、なかなかないですよ。やはりそれだけの応分の負担をしていくという、もうそれが社会的なコンセンサスのようなことになっておりますので、議員としても、でき得る限りイベント主催者側が主催しやすいような視点を持ってごらんいただいて、またイベントが主催されるということになると、地域の皆さん方もそれを楽しむことができるという利益がありますので、そうした観点でごらんいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ただいま理事のほうから御答弁いただいたことをちゃんとクラブの皆さんにお伝えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

説明書の52ページのところに、全協でもちょっとお伺いしました産業医というのがあるんですけども、効果として、産業医による健康診断により、職員の心身に関する健康相談を身近なものにすることができた。また、新規採用職員全員に産業医による健康相談を実施し、病気の予防を図ることができた。産業医の委託契約により、執務終了後、希望する職員を対象としたインフルエンザ予防接種を実施することができ、福利厚生の実現が図られたということになっております。

それで、次の53ページのところに臨時職員のことが載っておりまして、臨時職員は、またこの産業医じゃなくて、別に健康診断委託先の協力により、執務終了後、希望する臨時職員を対象としたインフルエンザ予防接種を実施することができ、福利厚生の実現が図られたと

なっておりますが、私、別にこれ、どうせなら臨時職員も役場へ来ているものですから、一遍に産業医ですか、この方の診断を受けて、インフルエンザの接種なり何なりやったほうが効率がいいというふうに考えて、なぜこのように分けられているのかちょっと疑問だったんです。その辺をお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、事業のほうですけれども、インフルエンザの産業医というか、接種の関係ですけれども、これについては、事業実施の内容については、正規職員、また臨時職員も変わりません。希望者にとって行っているということでございます。

今回これを分けてあるというのは、まず一つは、この福利厚生費の52ページのところの説明書ですね、52ページにつきましては、こちらはいわゆる正規職員としております。また、53ページについては、臨時職員対策ということで、ここを2つに事業別に分けております。これを簡単に言いますと、これを一つにしてしまいますと、また仕分けのところも大変になりますので、事業としてまず分けるという必要がございますので、こちらのほうを分けさせていただきます。

ただし、このインフルエンザの予防につきましては内容については変わりありませんので、表記が産業医というのがないじゃないかということをおっしゃられているところもあるかと思っておりますけれども、これは、この産業医につきましては、法に基づいて、こうした50人以上の事業所には産業医の契約を行わなければならないことがありますので、それでうちは榛原病院と委託契約をしておるものですから、そうしたことで、ここ、記載をさせていただきます。

内容につきましては、同様のもので、事業として別立てを分けているというものでございますので、事業は一緒に事業は実施しております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

事業を別に実施することは理解できましたが、産業医がいるんだから、産業医によって正規職員と臨時職員も同じように希望者がインフルエンザの予防接種を受けたらいいじゃないかなと私が思ったものですから、それで、ですから予算的には正規と臨時と分けたのは十分理解できます。だけれども、やる方が同じような形でやれば、割かし効率よくできるんじゃないかなと思ったものですから、わざわざ仕事が終わってからですか、指定された健康診断のところへ行って、お医者さんのところへ行ってインフルエンザを受けるというような形になっているような感じに私は受け取ったものですから、その辺の、じゃ、あったら、ちょっとお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、ちょっとこのインフルエンザの予防接種でございますが、産業医が実施するわけではございませんので、産業医の委託契約をしております榛原病院が、この産業医を通して榛原病院が実施をするということでございますので、産業医が実施するというわけではございませんので、そこを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

実は、本当にちょっと非常に画期的なことだもんですから、ここで町内会の活動費の中で、コミュニティを……

○議長（大塚邦子君） ページ数をお願いします。

○6番（山内 均君） 83ページの5番、6番ですね。施策の中では44ページ。

この中に、目的は、積極的にコミュニティ活動に参加し、地域活動が自発的に進められていると。効果として、地域のコミュニティづくりに貢献することができた。これで多分対応できると思うんですけども、北区のよしきたのところ、実は管理に関しては非常に難しい管理ですね。芝生をやって、非常に人的にかかるんですけども、ところが、この活動の中で、多分どんな話し合いがあったのか、どんな指示があったのか、土・日はもう子供たちのため、地域のために一切グラウンドゴルフの人たちは使わないと、そういうことでやっているんですね。それをぜひ、これ、非常にいいことなもんですから、これはこの活動費とかそういう中において、町のほうからのそういう指示であるとか、そういう相談であるとか、そういうものはあったんですか。その途中のプロセスがあったら教えていただきたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 北区の町内会活動費に関係する質疑ということでお願いしたいと思います。その中で、よしきたの管理について、町内会で何か問題が出ているかの御指摘だったと思いますが、その管理についても含めた町内会活動ということでよろしいですか。暫時休憩にします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

答弁を求めます。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御質問の事項というのは、決算書でいきますと、決算書の297ページになりますが、10款の教育費になります。教育費の中の297ページ、3事業ございまして、3の事業ですね。体育施設広場維持管理費ということで、コミュニティ広場指定管理料がここに計上されておりますので、その支出の中で御質問いただければありがたいと思います。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。すみません。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

主要な施策の49ページ、交通指導員報酬でございます。これ、全協で34名の指導員がいら

っしゃるということでございますけれども、設置条例見ますと、平成14年6月21日が改定の附則の最後でなっているわけでございます。この項通指導員、なり手もなかなか大変ということも重々承知しているわけでありましてけれども、この34名の交通指導員の方々に、今、現実の状況で、各町内会によってバランスが多少崩れている可能性もあると思われるんですけども、人口対ということで、町が考える基本的なものというのは、どのように考えているのか。

また、この指導員の方々から、人数をもっと増やしてほしいとか、そういうった要望も相当私も聞いておりますが、それについて、この決算を踏まえまして、どのようにお考えかお願いします。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの質問の件ですが、交通指導員の定員のことだと思います。

現在、交通指導員につきましては、住吉が12人、川尻が7人、片岡が7人、北区が8人という形で、合計で34名ということでございますが、こうした各地区の交通指導員のそれぞれの地区の定員というものにつきましては、決まった定めは特に設けてございません。

以前に片岡の地区につきましても、交通指導員が不足をしているという形の中で、2名ほど条例を改正させていただいて増やして、現在の34名にしてきているというところでございます。

現時点で町のほうには、現在、ちょっと不足をしているというところまではちょっと意見はちょっといただいておりませんが、また各地区のバランスも含めまして、そういった言葉があれば、またちょっと検討をしたいというふうに思っていますが、現在のところは34人で足りているというところで認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

過去において、また片岡地区を増やしていただいたということもございますけれども、それが多分14年ぐらいじゃないかなと思います。それからもう平成28年で、14年たっているわけで、それぞれの町内会が各、今、自治会でそれぞれの人数でありますけれども、町内会ごとによっては、指導員の人数のばらつきも出てくると考えるわけでありまして、区の行事等々の交通指導員ですね。町の行事等で指導員を担って、交通安全を担っていただくわけでございますけれども、それぞれの町内会での事業とかイベント等もあるわけで、そういうときに、そういったバランスをうまく考えていかないと、いろいろな負荷が非常にかかっているということも考えられますので、今後、今は聞いてないということもございますけれども、今後において、一度過去にもそういう見直しがあるということであるようでしたら、今後においても、そういった見直しをしていただいて、ある程度ルールをつくっていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思いますので、そういった見直しを今後行う予定はございますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

交通指導員につきましては、全体、町としての全体的なイベントであるとか、もちろん交

通指導に当たっているというところで、その中で、各地区のお祭り、祭典であるとか、イベントであるとか、そういったところも各地区で対応していただいているというのが現状でございます。

もちろん町全体のことであれば、交通指導員全員に出席をしていただきながら、交通指導に当たっていただいているということです。

今も申し上げましたとおり、各地区の祭典、イベント等につきましては、各地区でそれぞれの交通指導員が出ていただいて、交通指導を行っていただいているというところがございます。その中で、地区によっては、人数も足りないというようなところもあるかとは思いますが、現時点で、私どものほうにも34人ではなかなかやっていけないというようなところも聞いていないというのが現状でございますが、またそうした声もあれば、また地区で何人必要でというふうなところも含めまして、ちょっと検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

説明書の82ページですけれども、監査委員費であります。今、監査のほうは、議会のほうも、議会の事務局のほうも監査ということをやっております。監査のときは、事務局から担当が行くものですから、そうすると事務局の人数が減りまして、自分らが言うのもあれですけれども、自分が議員になったころと現在と比べますと、かなり議会の活動というものがかかり会議が増えて、時間的なものも増えているということがあつたものですから、そうすると、議会の中で監査ということは今、やっておるわけですけれども、そうすると、当然人間が足りないと言うんですか、ということもあるものですから、その辺を監査は監査でちゃんとしたもの、それで、今後監査のほうも、大勢で見るような形になるというのをちょっと研修へ行って、ちょっと伺ったことがあるものですから、そういう中でも、またそういう中で、結局議会事務局を監査から外して、監査というのは別に設置いただいたほうが、議会の中の人間の労力の不足というのもないものですから、その辺で、どのようにお考えがあるかなと

いうのを伺います。

○議長（大塚邦子君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

監査につきましては、議会事務局で実際の事務のほうを取り扱っているということでございます。実際の監査、定期監査等につきましては、1人の職員がそこに出席してということで行っている状況でございます。

それから、監査委員につきましては、1人は議会のほうからの選ばれた監査委員を入れるということで、議会の活動の中で、議会活動として委員会等ある場合につきましては、実際のところ、代表監査委員と議会からの選出の監査委員につきましては出席をするわけですので、その代表、議会選出の監査委員が出席する場合につきましては、それに所属している委員会等につきまして、会合がないということで、ダブったような委員会等の開催はないということで実際の運用はしているという中で、議会選出の監査委員が出席をしなくてもいいような委員会等につきましては、ダブって開催がされることも中にはあるわけですね。そういう場合につきましては、議会事務局の職員もそちらの委員会等に出席をしてという形になりますので、事務局自体は留守になって、3人いる職員のうち、3人とも留守になるというようなことも、状況もあります。そういう場合には、総務課に御協力をいただいて、電話の取次ぎ等もしてもらっているというような状況というふうになっておりますので、その辺の対応につきましては、そういう状況で行っているということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

電話の対応はということで、電話もそうですけれども、結局、事務局の部屋の中に誰もいないということであると、やはり誰か訪ねてきた人がいた場合、対応ができないということもあると思うもので、電話だけでなく、来訪した方の相手もしていかなということもあると、やはりその時間だけでも、ちゃんとした臨時的な職員ですか、事務局の職員というものを置いていただいたほうが落ちつくなというふうな気持ちあるんですけれども、その辺で、そういうことがしていただければありがたいと思うんですけれども、そうすれば、監査のほうへ行った事務局の職員も集中してできるというふうなこともあると思うものですから、そういうことで、そういうことについてどのように考えているかということをお伺いしますが。

○議長（大塚邦子君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

今、先ほどの答弁の中でちょっと言い忘れたんですが、事務局のほうへ用があるということで来庁される方につきましても、事務局の入り口に張り紙をしておきまして、用がある方については総務課のほうへということで誘導してもらって、総務課のほうで対応しているというような現状をつけ加えるのを忘れました。申しわけなかったです。

それから、実際の、先ほどの監査委員の事務につきましても、代表監査委員のほうから議会事務局の中で監査事務を行うことだけではなくて、独立した監査委員事務局の設置をというようなことの要望もあるということは、現在、聞いているような状況になっております。

今後どうするかということにつきましては、監査委員事務局を設けるにつきましても、町も条例をつくってという形になってきますので、その辺で、正式な事務局ということで足

するということであれば、そこから初めていかないとということになります。

ただ、あと職員の人数、対応の人数につきましても、臨時的なことになりますので、うちのほうだけでは、ちょっとそこでどうしてるということもできないというふうな状況であります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

議会の中の監査のことで伺うようになっているものですから、答弁が事務局長ということで、大変切ない思いで答弁してくれたような感じがするですけれども、実際のところ、私たちが議会をして活動していく中では、やっぱりそういったことが気になるものですから、できればその辺のことを解消していただければ、私たちがもう少し事務局に対しての仕事の進みぐあいというか、そういうこともはかどり方とか、そういうのももう少しよくなるかと思えますし、ましてや監査というものをちゃんとつくっていただければ、何か今見ていると、代表監査委員の方も、僕らが議会の事務局へ来ると、大変よく見るような形で、ちゃんとした監査の日でなくても、よく来ているような姿を見るものですから、それを思うと、もう少しその辺のことをしっかりしてやったほうがいいんじゃないかなということで、今、意見を言わせてもらいましたが、何せ答弁してくれる方が事務局長なので、なかなか難しいので、以上でいいとします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ただいまの八木議員の御指摘は、議会の権能として、監査委員事務局を設けるという質疑であれば、全く本決算の審議とは全く関係ありませんし、百歩譲って27年度決算の審議をしているということであれば、事務局がないことについて、何か不都合があったんでしょうか。あるいは、ここの監査委員との間で、そういう事務局を議会全体で協議をしていただいて、事務局を新たにつくれとか、議会事務局に人を増やせとか、そういう議会として決定をされている話ですか。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

議会として決定の話じゃなくて、この中で監査委員の報酬もありますけれども、その報酬とか日数的なものを見ますと、監査委員の方の姿をよく見るものですから、この報酬をもらう日だけでなく、割かし自主的に来て、監査のことをやっているんじゃないかなと、このように思いましたものですから、そういうことで、ちゃんとした監査という部署をつくったほうが、常駐というのはどうか、ちょっとその辺もはっきりわかりませんが、それだけ大変な仕事をしているんだなというふうに思ったものですから、その辺で今、意見を言わせていただきました。これは私の個人の意見です。

○議長（大塚邦子君） 答弁はありますか。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議長、意見ですから、意見について答弁する必要は全くないと思います。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

先ほど入のところでも少し臨時財政対策債の件で考えを伺ったわけでございます。今、交付団体ということで、後年度において財源措置をされるということでもあります。でも、最終的には不交付を目指すわけで、不交付になった場合は、財源措置がなくなるということも考えると、国のルールの中で交付税措置されない部分は、赤字国債で最終的に地方が起債をして、それを全部国が賄うということのルールではあるんだけど、そうなった場合、交付になった場合は、そのルールはどうなるんですかね。先ほどのルールだと、微妙なところが出てくると思うんですけども、それについては交付税措置されないわけですよ。

その辺、そうやって考えてくると、先ほどの理論、御説明でいくと、いつかはいろいろ考え方を変えていかなければいけないなど考えるわけで、少しちょっと踏み込んでしまっはいるんですけども、もし御答弁いただけるようなら、お願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問の御懸念はそのとおりだと思いますが、不交付団体になったときのこの交付税の取り扱いということについては、交付税のルールどおりでございますので、その償還に対する補てんというのは、計算上は入っても、現金は交付されないという、そういうことになってまいります。

交付税の収入を当てにしながら行政運営をやっていくわけではないものですから、結果として交付団体になって、普通交付税の収入がなくなるという状態になっても、その状態はどういう状態かといいますと、基準財政収入額のとらえ方というのは、大まかにいきますと、実際の収入の75%です。全額が収入として算定されるわけじゃなくて、不交付団体になると、75%だけはルールに沿った部分になりまして、25%は自由に使ってもいいというような、そういう自由度を残しているような交付税の算定になってまいりますので、結果としては、不交付団体になったということは、自由度も増している。ただ、公債費の償還については、自前で全部負担をしていくということになって、ただ、財政的には豊かになっていきますので、余り問題ではないなというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 説明書の97ページです。3-3社会福祉費の中の敬老事業費の中でお伺いいたします。

全協の中で、前回ですね、2,390人中2,224名の方が、方というよりも、2,224個が行き渡ったと。そして、その話は聞きました。それで、いろいろ聞いていて、ちょっと確かめていくと、全員がそこに来ているわけではなくて、やっぱり家の人がもらいに行ったり、隣の、周りの人がもらいに行ったり、そこで何ものなければいいんですけども、一応もし、例えば生ものとか、今現在、生ものであるとか、そういうものであるし、食べるものでありますので、こういう世知辛い世の中で、何が一番いいかというのは、非常にきのうの話では、いろいろ考えていますよと話だったんですけども、この1年間の中に、前回質問、自分の知っている意見の中でお聞きをしました。そのときに、考えてみますよという中で、いろいろ考えたんでしょうけれども、現在も同じこと、同じ形でやっています。それで、同じ形でやっていくことがベストとは言いませんけれども、ある程度の中でのベターだろうと。

そういう意味で、こういうね、一番大事なのは、どういう形でどこで決まっていくかというものが非常にわかりやすいように見えてくると、皆さんが納得できる、わかりやすく。そういう部分が必要だと思うんですけども、そういうのに関しては、今回また継続するに当たって、いろいろなことを考えたと思うんですけども、どのような意見とかそういうものが出たんですか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 昨年度もお話をさせていただいて、今回の敬老事業も、昨年度と同じような形で想定をさせていただきました。昨年度は、ここに来ることができない方のお話をされたと思うんですけども、その中で、私のほうから、地域の方の力をかりて、皆さん手元に届いているということをお話しさせていただきました。

その地域の力をかりるといのはすごく重要だと思っておりますし、来れない方に対する配慮というのもし必要かもしれませんけれども、今、ことしどうするかということも、今、菓子組合の方々にお力をかりてやっているわけですし、そのお菓子の配分とか、個々のとりに来るやり方とか、お話をさせていただいた中で、各地区に出してお渡しするには、やはり物

が物だったので、そこはやはりちょっと厳しいだろうと。

としたところで、じゃそれをお買い物券とか商品券にしたらということでは、そこに来て物をいただいて、自分のところにするということでは、商品券にすると、今度またその手元に来たものを、また今度何かにかえるということになるので、それは自分で行ける方がいいですけれども、今度また誰かにお願いするとなると、やっぱりそこで人手を要することにもなるので、そういったところでは、やはりその場でいただいて、その場で自分のところに持ってこれるというものでは、今のお菓子がいいのかなということでは、ことしも計画させていただきました。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言われたいろいろな話し合いの中で決定をしていくプロセスが見えれば、非常に年寄りの方も納得できるでしょうし、いろいろなことの解決になると思うんですけども、そういうのというのは、例えばどういう形で話し合いがあって、それはどういう形で反映されていくという、そういうシステムのなものというのはありますか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 昨年、事業が終わった後に菓子組合の皆様とお話もさせていただきました。どのように配付できるかということもお話をさせていただいているわけですが、お力をかりているボランティアの皆さんについてもお話をさせていただいたところの経緯はございます。

その中で、やはり配付する方法と品物のところで、やっぱり結論として、今の方法で落ちついたわけでございます。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の95ページで、老人福祉対策費ということで、高齢者移動支援事業ということで挙げられてございます。これは社会福祉協議会のほうへ委託されて、こういう事業をやっている額なんでありまして、この詳細というか、あれを見ますと、登録者が26人で、実利用者が12人で、延べ利用者ということで122人ということを出ているわけで、ボランティアさんは8人ですよということを出ております。

これ、社会福祉協議会のほうにこの結果というか、実数を見て、どうなんだというところで、実数、本当に登録されてない方の中でも、本当はこの支援が必要ではないかという方がいるのかいないのかということもあるんですが、そこらで、委託先にもっと増やすというのか、実数と比べてどうなんだということで、検討とかそういったことはされておるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 高齢者の移動支援事業の一番のポイントというか、そのところは、やっぱりボランティアさんの送迎ということで、安価な手数料というか、キロ数でガソリン代をいただいているところでやっている事業でございます。

そのところで、一番広げなければいけないところもあるわけですが、ボランティアさんによる送迎というところがやっぱりネックになるわけですし、私たち検討した中でも、

ボランティアさんではなくて、事業者に委託できればというところも出てくるわけなんですけれども、やっぱりそこ、福祉輸送法にかかわるところでも出てくるものですから、今のところは、そういうボランティアさんによる送迎で、内容としては、利用できる範囲が、お医者様にかかるときとか、あといろいろな事業、社協がやっている事業とかさわやかクラブが実施する事業に参加するときに利用できますよというふうにさせていただいているので、そのところの利用を広げれば、もうちょっと利用者が使いやすくなるのかもしれませんが、何せボランティアさん、運転ボランティアさんを増やしていくという、その講習会とか、ボランティアさんを増やそうという、そういう人材を育成するそちらのほうに力を入れなければいけないかなというふうに思っています。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そのボランティアさんが結果的に前年、26年度からまた1人減っているんですよね、8人になった。そこがやっぱり大変なのかな。そのボランティアさんが、じゃ減ってしまう原因というところ、講習云々はあるんですが、そこはどうとらえておられますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） ボランティアさんが減ったというところでは、やっぱり年齢制限というところがありまして、日中時間を拘束されることがありますので、働いている方はちょっと無理ですし、やっぱり一線を退いた方がやっぱりボランティアさんとしてやっていただいているので、そういうところで、今、決めの中では、75歳を超えた方は、もう一たん退いていただくような、ボランティアさんを退いていただくようなことを決めていますので、そういうところで、ちょっとボランティアさんが減ったというところはあります。

ボランティアさんをどういうふうに増やしていくかというところも、社協のほうにやっぱりボランティア養成講座をこじました開催するような形で、今、計画していますので、そういうところで、ボランティアというところの基本的なところをもうちょっと掘り下げながら、ここの事業がもうちょっとボランティアさんが増えるような形になればいいなというふうに思っていて、感じているところでございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

同じところの質問でございます。高齢移動支援事業、そもそもこの事業が始まったときに、このボランティア支援ばかりじゃなくて、有償的な移動ということで、近隣市町でも実施しているところもあるような制度を検討したと思われるんですけれども、今、現実的なこのような決算の状況を踏まえて、課題も見えていると思うんですけれども、違った事業への検討等も、この実態を見て、検討されたのかどうか、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 移動支援事業というところで、検討を一度、昨年度したんですけど、今、ここのところで、戦略の中で、移動支援をどういうふうなものにしていくかというところでは検討しまして、近隣では、タクシー助成とか、バスも走らせているところはございますけれども、そういうふうなタクシー助成がほとんどだと思うんですけれども、助成

しているものですから、じゃこれにかわるもの、高齢者移動支援にかわるものとして、タクシー助成はどうかというところは検討しております。

その中で、タクシー助成を利用するに当たって、金額的なところをですね、対象者もどこまで増やすかというところで、昨年度、うちのところは高齢者支援課でしたので、高齢者のみのところで考えていたわけなんですけれども、ことしに入り福祉課というところに入りましたので、そのところでは、障害者も含めたところで、これからもう一回再度、制度をどういうふうにしていくかというところを考えていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

先ほど75歳以上の運転の少し難しいということもあったんですけれども、来年の春に道路交通法が改正道路交通法になって、高齢者の認知診断が義務づけられて、75歳以上のドライバーは、今までの簡易的な認知から、そういった医師の診断が必要となるという形に変わってくるわけで、ますます移動難民の方々が運転免許証の返納等で増えてくると思うわけでありまして、やはり確かに総合戦略KPIをつくってあるということでもありますけれども、そういった実績を踏まえて、より一層のいろいろな多様なものが必要だと考えるわけでありまして、こういった利用される方々の声というのは、そういった会議の中で反映されているんでしょうか。それと、要望等も聞いていらっしゃいますか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 今、利用する回数も月2回というふうに制限もあったわけです。

その中で、ほとんどが医者に通うための利用がほとんどでございまして、その中で、買い物というところのお話も出てきてはいるんです。買い物につきましては、昨年度私たちが検討した中で、買い物のところも要件に入れようかというところは話をしていたわけなんですけれども、そうしたところ、今、町内事業者で買い物、車を回して下さっている事業者も出てきたものですから、そのところで、少しそういう事業者が増えてくるといいなというところは思っています、買い物については、そこを入れるかどうかは、ちょっと検討していかなければいけないかなというふうに思っています、あと、利用しやすい、利用したい希望というのが一番やっぱり医療機関にかかりたいというところがやっぱり一番のところなものですから、そのところは要件には入っていますので、そこをやっぱり要介護度がついてなくても、お医者さんに通いたいという方もいらっしゃるので、そのところも広げていくかどうかというところをちょっと考えなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時56分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

説明書の87ページですけれども、全協でもちょっと伺いましたが、社会福祉協議会の補助金ということですが、これ、今、執行率がすごくよくて、99.9%。上手に使っているといえれば上手に使っているんですけれども、これでこの社会福祉協議会ですね、足りないというようなことはなくて、しっかりとできているかということをもっとお伺いしますけれどもね。要は不足はないかということですね。不足はないかというか、中でやっているんだけれども、本当はもっとほしいんだけれども、そういうあれはないかということ。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 補助金につきましては、来年度どの程度のもの、人件費と相談事業と、それぞれこちらにのせてあるわけですが、それにつきましては、人件費につきましても、それぞれの人件費を充てて計算していただいておりますし、活動に対する補助金につきましても、定額で補助金のほうものせてございますので、その点では不足するということはないと思っております、人件費のところでも、職員何名分というところで充てておりますので、今のところ、この事業の中の補助金額としては、このまま十分だというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

ここの担当課ということで、私もよくわかりませんが、こういう社会福祉協議会の収支と申しますか、そういうものは担当課としては把握しているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） こちらにつきましては、財政的援助団体になっておりますので、しっかり監査のほうも受けていただいておりますし、監査には私どもも同席させていただいておりますので、そのところは見ております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

全協で伺ったところ、ほかのところからも補助金とか来るものですから、おおむね8,800万円年間、この福祉協議会でありますよということで、そういう中で、先ほど人件費とかそういうものはちゃんと手当てされているということで、そうすると、かなり、例えば今のからいくと、ここの27年度からいくと、8,800万円が入ったりしておる。それが全て全部うまく支出というのか、うまく使ってしまうか、それとも毎年毎年、それが残ったのが、貯金というのか、基金として残ってしまっているか。それで、さっき収支わかりますかと。わかっているということで、今、大体基金はどれくらいあるかわかりますか。基金というか、ためてあるお金というんですか、福祉協議会。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 補助金に関しての基金というのはないので、補助金については、100%に近い執行でやっていただけるのが当然だと思っておりますので、あとの委託事業につきましては、実績に合わせてお支払いしておりますので、そのところはちゃんと事業が実行できるような金額で支出をしております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

そういうことを伺ったのは、積み重ねで、毎年幾らか残っていくと、結構な金額、年間8,800万円、自分としてはすごいお金だと思うもので、そういうので残っていった場合、それによって、これがあるから、じゃ補助金はだんだん下げていくよというふうな考え方もあるかなと思ったので、今伺ったですけれども、それで、そういうことはないということで、今、そういう御答弁だったものですから、そういうことで納得して、それで了解いたします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、質疑終わってしまったんですが、今の質疑の中で、社会福祉協議会に8,800万円が補助金であるかごとの内容の質疑だったというふうに受けとめましたので、ちょっと心配になったんですが、社会福祉協議会の補助金というのは、あくまでもここにある3,120万1,000円というふうな、そういうものでございまして、これは全員協議会の中でもお話をさせていただいております。それ以外は委託金ですね。委託事業。だから、委託事業の中では、先ほど答弁しておりますし、その中から余剰金が出るということは考えにくい。この補助金が10分の10全て、社会福祉協議会がかかる経費を全て町が負担しているという、そういう状態じゃありません。ちゃんとした協議会、独立した協議会ですので、その中で自主事業もやれる中であって、それで社会福祉協議会との補助金の申請内容を吟味して、どの程度の補助金額にするかということで、予算の段階で毎回精査をする中で決めておりますので、そこから基金に回るような、そういう補助金ではないということは申し上げておきます。

監査の中でも、そういう繰り越すような補助内容であれば、多分御指摘を受けるはずでありますので、その辺は御安心いただきたいと思います。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

97ページの敬老事業、これ、ちょっとお伺いしたいんですけれども、私ことながら、私も役場からはがきをいただきまして、喜寿だということで、えっと自分もびっくりした次第でございまして。そういった中で、昨年度2,390人対象者があったという中で、2,224人まで渡ったのかな。この渡らない方もございましてですか。漏れていると言うのですか、とりに来ないと言うのですか、そういう方に対する対応はどのようになってございましてか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 対象となる方が2,390人で、受け取りに来て来られた方が2,224人というところではいらっしゃるんですけれども、来られない方というか、そういう方につきましては、来られない理由それぞれあるかと思っておりますし、不要だという方もいらっしゃると思っておりますし、住所はこちらに置いてあるけれども、実際に住んでいるところが違うという方もいらっしゃいますので、実績としては、こういう実績にはなっておりますけれども、受け取りに来られる方、来ていただける方についてはこの数字で、2,224人という実績が出ており

ますので、新たに来られない方に通知等は出しておりません。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） わかりました。

そうすると、来れない人には基本的には渡せないよということですね。

あと、このときにお手伝いをされているボランティアの方、もちろん無償でやってもらわれると思うんですけども、こういったことも、いつまでもボランティア頼みということも考えていかな、できないんじゃないですかと私は思うんです。ということは、さわやか関係ですね、この例年の多い対象の人は。そうすると、各支部にしっかりした団体があるんですよ。そういったところをしっかりと話し合いをして使えば、その町内は漏れなく行くし、また例えば皆どこでも集会所を持っておりますので、そういったところを上手に利用すれば、まとめれば、そこを皆さん了解得られれば、間違いなく行けるし、また皆さんも集まってくる、コミュニティにもなると、そういうようなことをお考えになりませんか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 本当にお力をかしていただける方々がいらっしゃるところは、非常にありがたいと思います。

そして、今、ボランティアでやっていただいている方々は日赤さんなんですけれども、日赤さんにいろいろお願いして、受け渡しのほうはしていただいております。

そういう方々もいらっしゃる中で、今、議員がおっしゃられたように、さわやかクラブの方のことをおっしゃったのかなというふうに思っているんですけども、そういうふうに来られない、事情があって来られないとか、そういう方については、自主的にそういうところをお助けいただければありがたいなというふうに思っています。

今でも地域の方々にお助けしていただいて、とりに来ていただいている方もいらっしゃるので、そういうところでお助けいただければありがたいです。

以上です。

○7番（三輪正邦君） はい、わかりました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

説明書の118ページ、こども未来課、3款民生費、2項の児童福祉費、先日、全協でもお聞きしたんですけども、この20節扶助費に関して、確認、ちょっとお聞きをします。

ひとり親家庭就学支援事業費ということで18万円計上されておりますが、先日、担当課長から受給者数が116名、そのうち男性が5名、女性が111名とお聞きしましたが、これは児童扶養手当受給者に対しての116名のうち、そのうちの小学校に入る親がもらえる金額がこの3万円以内でということで、延べ7名ということで間違いないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

まず、116人の数字ですが、これはここに記載のございますとおり、母子家庭医療費の受給者の数でございます。

もう一つ、別のひとり親家庭就学支援事業、これは児童扶養手当を受給しているひとり親家庭のうち、新年度に小学校に上がるお子さんのいる家庭ということになりますので、内数

としますと、今回の場合ですが、保護者の数で10人、対象となるお子さんの数で11人が対象でした。双子さんがいらっしゃいましたので。このうち、ここに記載のございます延べ人数で7人になりますが、補助の中で、ランドセルと学用品と両方を給付した方がいらっしゃいますので、実人数としては6人の方に支給したということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今、延べ人数と受給者人数を聞いたんですけれども、よくひとり親が孤立する原因として、この効果の中にも書いてあると思うんですけれども、三つの縁がなくなってしまうと、ひとり親が孤立するとよく言われています。ここに書いてあるとおり、地域、家族、あとは行政との縁が切れてしまうと、ひとり親の家庭が孤立するとよく言われているんですけれども、残りの、対象者が10名ないし11名ということだったんですけれども、周知とか告知というのはどうされているのでしょうか。

例えば、受給世帯にお手紙でこういう制度もあるということを知らせるのか、それとも広報で済ませているのかということをお聞きします。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

今回、この事業の性格上、広報にて周知することは適当ではないと判断をいたしました。

それから、こども未来課では、先ほど保護者の数で10人、子供さんの数で11人と申し上げましたが、この受給の対象となる資格者の数をこちらで把握できておりますので、この方々におのおの個別に通知を差し上げまして、こういう制度が新しくできましたと。ランドセルあるいは学用品購入の際には御利用くださいという通知を個々に差し上げてございます。

以上です。

○1番（山口一博君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

123ページの保育園管理費についてお尋ねいたします。

27年度からは、この取り組み内容の実績に書かれているように、子ども・子育て新制度が始まったわけでございまして、それに伴いまして、町のほうも時間延長ですね、所要要件の緩和等行っていると思われるんですけれども、実際に、今この資料によりますと、3月31日現在、定員が590で現員が546、その地点の入所率が書かれているわけでありまして、うちの町は待機がないということになっているわけでありまして、そういった新子育て支援制度が発達して、子育て世代に優しいような形で国の政策が動いている中で、うちの町の従来からの対象の枠がそれだけ広がっていると思うんですけども、どのぐらいの効果が、この新制度が始まったことによって、うちの町、今までは保育に欠けるという形の要件に入らなかった人たちも、新たに入られた方もいると思うものですから、その辺の割合というのはどのように認識して、なおかつうちの町は独自にこういったことで手厚くしているよということがあるようでしたら、御紹介願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○**こども未来課長（内田宏一君）** 最初の御質問にありました制度を広げたことで、例えば旧のままであれば入れなかった方、新制度になったことで救済された方、入園されている園児の中でどれだけの数が新制度になって救われたかということは、この27年度決算の数字の中では、すみません、持っておりません。

それから、町が独自にほかよりも安くということがあるかということでございましたが、志太榛原の近隣市の中で、同じ所得であった場合のこの保育料ですが、比較をいたしますと、吉田町が一番安い設定となっております。

以上です。

○**議長（大塚邦子君）** 10番、藤田和寿君。

○**10番（藤田和寿君）** 10番、藤田です。

27年度はまだこども未来課はなく、1階の社会福祉課のほうで対応されていたわけですが、個別の相談も多分あったと思います。出産に伴う、今、お子さんを預けていて、出産に伴う保育に欠ける要件がなくなってしまう方々もいると思われるわけで、そういった制度に對しましては、近年でありますけれども、静岡市なんかはそういったものも見るような形になっているということで、実際にそういった方々は、ここに書いてある一時預かり所の利用等で、そちらのほうを利用していただいて、その辺のところを対応していたのか、それとも、そういったものに関しましては、保育に欠ける要件、うちの町の保育に欠ける要件には合致しないことで預けられなかったか、その辺の対応というのは、実際現場においてどうなんでしょうか。そういった御相談はなかったらよかったですけれども、どうでしょうか。

○**議長（大塚邦子君）** こども未来課長、内田宏一君。

○**こども未来課長（内田宏一君）** 御質問の中にありました出産に伴って保育に欠ける要件というのは、いわゆる育休退園ということだと判断してお答えしますが、27年度においては、ちょっと残念なことに、まだ育休により退園をしていただいた方がいらっしゃいました。それは、育休に入られて、御家庭でお子さんを保育できる状況にあるというふうに判断をして、やむなく退園をしていただきました。

それから、一時預かりのほうですが、ふだんは保育園に子供さんを預けていらっしゃる方で、出産に伴って、上の子供を一時的に保育してほしいということで、一時預かりを利用していただいた方はいらっしゃいます。

以上です。

○**議長（大塚邦子君）** 10番、藤田和寿君。

○**10番（藤田和寿君）** 10番、藤田です。

そういった形で、育休退園という形になっているわけで、そういったことを踏まえた形で、27年度決算を踏まえた形で、担当課としては、今後の方向性というのをある程度出していると思われて、実際もう28年度始まっているから、それも行っていると思うんですけれども、そういったことがあるようでしたら、御披露願いたいと思うんですが。この決算を受けて。

○**議長（大塚邦子君）** こども未来課長、内田宏一君。

○**こども未来課長（内田宏一君）** 27年度決算を受けて、その反省を踏まえて、今年度どうしているかということでございます。

今年度、育児休業に伴って退園をされた方はいらっしゃいません。出産に伴って、育児休

業をとられている方はいらっしゃいますが、それを理由に退園をされた方は今年度においてはいらっしゃいません。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時20分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

決算書の173、主要な施策と成果の説明書155、生活排水改善対策事業費についてお伺いいたします。

現在、吉田町牧之原市循環型社会形成推進地域計画において、平成27年、昨年から31年の5年の間に合併処理場浄化槽整備基数を400基、事業費を1億5,590万円、27年の1年間においては、80基、事業費3,118万円平均の浄化槽の整備工事が始まったということです。

そして、27年度1年間では、浄化槽設置件数がここに表に示されております82基、うち国庫補助金、これは下水道計画区域外であると思っておりますけれども、76基で、そのうち、中に、計画内の町単が6基、国庫補助金の76基のうち、最初の国庫補助金の76基のうち、新規、新築とか増改築と建築行為によって規制されるものが約65基、改善されたものが11基だったと伺いましたけれども、数字として、数としてはこれでよろしいかどうか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

数については、今、山内議員のおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この生活排水に関しては、単独浄化槽は家庭用の雑排水や油等、排水は河川に流れ出ます。合併式の浄化槽の場合には、家庭用雑排水、油等は、処理できる、処理した水が生活排水路として河川に出てきます。

この中で、生活排水改善の対策としては、既存である単独浄化槽から合併浄化槽への入れかえが必要ですよ。そして、初めて町の中に流れる河川がきれいになる。要するに、排水の改善対策がなされるわけですけれども、先ほど聞きました11基ですよ。既存の現在ある

単独浄化槽から合併浄化槽へ行ったのは11基ですね。この排水改善に対して、11基というのは非常に少ないと思うんですけども、この辺の対策というのは何かあるんですかね。考えているものはありますか。

要するに、11基は、多分結果的にはもっとなければ改善されないよということになると思うんですけども、その辺の意見をひとつお願いします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、議員がおっしゃいました改善の数字、11件ということでございますが、数的には少ないですけども、単独浄化槽から合併浄化槽のほうに変更していただいたお宅でございますので、そのステップアップシートにも効果を書いてありますように、うちのほうとしましては、少ない数でございますが、生活排水による公共用の水域の水質汚濁防止ができたと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

表題の生活排水改善ということで、11基、27年度のこの新しく始まるに当たって、結果的には入れかえだったんですけども、新しく始まるに当たって、目標というものは設定されたんですか。それとも、設定なしに、計画はなしに、ここまでこの結果が76基の11基ということになったのかって、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

27年度の合併浄化槽の補助金の目標設定はあるかというふうな質問だと思いますので、それはあくまでも吉田町牧之原市循環型社会形成推進計画というものがございますので、その数がうちのほうの目標としてとらえております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 現在、公共下水道もそうですよね。それによって、目的はこれと同じで、生活排水の改善をしようと、期例にしましょうということをやっているわけですけども、それでこれから、この実績を踏まえて、これから先、計画的なものというのは持っていますか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、議員のおっしゃった計画的かという御質問だと思いますが、うちのほうとしましては、今考えているのは、合併浄化槽の設置の目的は、あくまでも公共用水の水質汚濁を防止することです。その目的を達成するためには、合併浄化槽の設置を進めてもらって、住環境の整備を図り、健康で快適な生活ができるというようなことを町民のほうにもっと多くPRなどをして、議員さんがおっしゃっている改善の数を増やしていきたいと思っています。

また、町民のほうに補助金の、合併浄化槽設置に伴う補助金の、町からの補助金があるということも、あわせてPRなどをして、推進に努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

目的である公共下水道であれ、合併浄化槽であれ、排水改善には本当にそれに向かってやることですよね。そうしたときに、今言われた、これから町としてはそういう形で前へ進んでくれるに当たって、現在、11基が単独浄化槽から合併式の浄化槽に入れかえた。そのときに調べたところでは、吉田町浄化槽設置費補助金申請書により許可が出れば、それによってその工事が補助をしていただけるということで聞きましたけれども、それでよろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課であります。

今の議員の質問ですけれども、補助金の様式はということだと思いますので、それはあくまでも吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱というものがありますので、それに基づいた申請書を出していただければ、補助金の申請は行います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最後になりますけれども、現在、やっぱり今期、27年度に81基のうちの76が新しい合併式浄化槽と。この場合には、もう建築基準法の中で新しい合併浄化槽しかできませんので、そうすると、今言った本当に生活排水を改善しようとする、単独浄化槽から合併浄化槽の入れかえがたくさん必要になるわけですけれども、そうすると、27年の実例をとってみても、もし、基本的には新築が65基があれになって、そして、そうするとちょっと増やして頑張っている、平均的な80、5年間で400という、1年間で80を軽くオーバーをしていくじゃないかと思うんですけれども、その辺の生活排水に必要なものというのは、これからもしそういうのが多くなってきたとき、要するに計画よりももし進んでいったときというのは、途中でやめるということではできませんので、そういうときにはどんな対処をとるんですか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今の議員さんの御質問は、うちのほうで計画した件数より多い場合の対応ということだと思いますので、うちのほうとしましては、目的が公共用水域の水質汚濁を凶ることが目的でございますので、予算の範囲内でやるのが当然でございますが、もしまた必要があれば、財政当局と相談しながら、補正予算等が組めるかどうかを考えながら、推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の152ページ、環境衛生推進事業費ということでございます。私はこの点ばかり言っていると怒られるかもしれませんが、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費用補助金ということで挙げられてございます。これにつきましては、153ページのほうで、雄が108件、雌が97

件ということで、実績として示されておりますが、このことによる効果というようなことが一切触れられておられないので、まずはその点をどのようなこれによって効果を町として考えておるのか、お願いしたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

猫の去勢の補助金に対しての効果ということでございますが、効果としましては、多少なりとも苦情が減ってくるということもございますが、今回のこの去勢手術につきましては、去勢した猫をもとの場所に戻すというのが大原則になっていまして、そういうことを踏まえますと、効果というものが、1年、2年ですぐ効果があらわれてくるというものではないと思えます。

ただ、去勢手術をすることによりまして、原理原則もとに戻すというところを考えますと、その後、子供が生まれなくなってきた、そういう飼い主のいない猫が増えてこないというところが効果として考えられるということになりますので、なかなかすぐには効果は生まれてくるというものではないと思えますが、続けることによって、効果というものは生まれてくるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

効果というのは、今言われたのは、実際、猫が減る減らないの効果かもしれないんですが、町が考える効果というのは、また違うところにあると思うんですよ。ただただ去勢、不妊をするだけで、当然その分は増えない、抑止にはなるかもしれないんだけど、町として、じゃ苦情、実際どういった苦情があるのかもわからないんですが、非常に大きな問題として、今、吉田町にこの猫の問題が実際あって、それに対して、これをやったからこういうふうになってきたよというのがあるんでしたら、そこをちょっと教えていただきたい。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほどありました苦情ということでありますが、苦情につきましては、野良猫がうちの中に入ってきて子供を産みつけてしまったとか、あとは猫にえさをくれることによって、そこに住みついてしまっていて困っているとか、そういうものがございます。

ただ、この事業の大前提が、地域猫の推進ということで、地域と一体となって、飼い主のいない猫を育てるというのか、地域と共存させていくということが目的になっておりますので、その辺を進めていく上では、それこそ去勢をすることによりまして、飼い主のいない猫を減らすということが大前提にございますので、地域との共存というところがございまして、その辺が町としてこの事業の最終的な目的ということになってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

地域との共存という中で、実際は猫を捨てに来る方がいるんですよね。そういう中で、町として、捨てづらい環境づくりとか、そういったことに関しては、何か対策をされているん

でしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

捨てづらい環境づくりということでございますが、それこそこの猫を飼う上で、今回の飼い主のいない猫というところのまず第一目標としましては、まず飼い主の方の良心に訴えかけるということがやはり大前提になってくると思いますので、その点につきましては、そういう苦情があれば、その場に行って、えさをくれている方々にもお声がけをさせていただいて、えさをくれるのであれば、最後まで面倒を見てくださいますというふうなことをうちのほうからお伝えさせていただいております。

あとは、今後につきましては、そういう飼うということはどういうことだということに関しまして、広く広報とかそういうものを通じて、そういう飼い主に猫を飼うということはどういうことであるということ浸透させていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

補助金の話に戻しますが、もちろんこれはもう補助金の要綱ということで、もう何度もお聞きしている中で、毎回同じようなことを言わせていただきますが、これは団体に補助するという要綱の中です。だから、先ほど来答弁の中で、地域の皆さんで育てる猫、地域猫という、そういった考えからいくと、1団体ではなくて、その範囲の町内にいる方に補助をしていく、あるいは獣医さんのほうに補助をして、軽減していく、去勢代とか、そういった手術代をという方向には、一切もう考えておられないですか。

これ、ずっと、はっきり言いまして、この第5次総合計画を見ますと、目標値が1,000件となっているわけですね。予算当時、副町長のほうからも何千万円になることはないよというような答弁もいただいております。これ、1,000件行ったら、もう2,000万円とかって行ってしまうのかなと思うんですが、だからその辺を考えると、それを1団体に補助していくというのがいいのか、その辺を考えると、その点は、もう一切もう要綱に関してはもう変える気もないし、もうこのまんま行きますよということになりますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の議員さんの御意見でございますが、1団体というわけではなくて、5名以上集めていただいて、団体として当町が認める団体であれば、補助金を出しますということになっております。

個人との違いということでありますが、先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、自分で責任をとるといところが大前提でございますので、個人の飼い猫をもし去勢した場合どうなるかとか、そういうものとの差別化がなかなか難しいという中で、団体の中でそういう活動をしていただければ、町のほうから補助金を出しますというところで、今はそういうような補助要綱にさせていただいております。

獣医さんに補助金をというところでございますが、なかなか町内の獣医さんであるとか、獣医さんに出した場合に、補助額が実際のかかるお金との差といいますか、それが全国値では出ていますが、地域地域によってお金が変わっているとか、そういうものもございまして、

なるべくボランティア団体の方に負担のかからないようなところで、ボランティア団体のほうで考えていただければ、町としましては、平均的なところで補助金を出させていただいて、なるべくそういう負担をお互い軽減できるというところを考えておりますので、今の状態では、今の補助要綱をそのまま運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

補助金なんですよ。だから、獣医さんの値段が場所によって違うとか、医院によって違うというのは、それをある一定の補助をするという考えになれば、別にそこは余り関係ないのかなというふうに思いますけれどもね。

2万円のうち1万円を補助する。じゃ、Aの医院は2万円だけれども、そのうちの1万円、Bのところは2万5,000円だけれども、そのうちの1万円という考えなら、別にそれだけ補助しますよ。あとはもう持っていく人の選択であるわけだから、そこは余りそう考えなく、だから10分の10みたいな考えがあるのかなと思うんですが、そのところはどうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

議員さんおっしゃるとおりのお話でございますが、補助金ということで、その辺は、うちが出している補助金の中で、そのボランティア団体ができるところで負担をしてやる方もいらっしゃるでしょうし、それが、その補助金内で何とか手術してくれるところを探して、行っていただくというの、それは可能です。

なので、そのところだけで、必ず自分の出すお金があるかないかというところは、その補助団体の方が選んでいただくということで、その中で、もし自分が負担が少なくて済むところがあれば、そちらに行ってください、去勢の手術をしていただくということで考えておりますので、今のような形になっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ちょっと話が違っているのかなと思う。今自分が言ったのは、獣医のほうにも補助金を出すというようなことの話の中で、一定の補助金を出したらいいんじゃないのという中で、答弁が獣医によって金額が違うからみたいな話だったから、それは関係ないでしょうという話。今言われたのは、ボランティア団体の方が安いところを探して、補助金内でやっているからという話でしょう。だから、話は違うと思うんです。

まあいいんだけど、どこまでを本当、補助していくのかという中が一番、もうどんどん膨らんでいくんじゃないかなというのが一番危惧するところなんで、その歯どめをどこまででというのは、毎回同じような話をしているんですが、そのところをやっぱりちょっと考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの答弁が少しかみ合わなかったんであれなんですけど、獣医さんに対する補助に改めたらどうだということだと思ってるんですが、獣医の方々がこの飼い主のいない猫を直接的にそういう手術を施したとかいうことを多分活動としてやることは、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ。獣医がそういう活動をしているということなら

いいんだけど、獣医のやる仕事というのは、病気とか去勢を、そういう案件が出たら、それに対処するという仕事ですので、それが飼い主がいない猫なのかどうなのかという認定まで、獣医がそこまでの事務処理をやって補助金をもらうとか、そういうところまで、その制度を活用して活動していただけるかどうかという、なかなか余り期待できないところだと思います。

もし獣医さんでそういうことをやってくださるということがあれば、今の補助制度の中でも、5人以上の活動メンバー集めていただいてやっていただければいいだけですので、今の中でも十分獣医さんでも対象にはなれると思います。自分が加わった中で、そういうグループをつくっていただくというのは可能なわけですね。

補助対象がよくないというようなことで御指摘をされるんでしょうけれども、こうした活動がなければ、飼い主がいない猫の繁殖力というのは抑えることは難しいですよ。そういう中で、じゃ補助も出さないというような中で、どういう対処方法を求められるのか、またどの辺を上限にしたほうがいいのかというふうにお考えなのか、逆にお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ちょっと話がね、獣医さんがそういうことをしろという話じゃないです。手術代ですからね、補助を出しているのね。手術費の補助金ということでありますので、獣医さんに補助という、その言葉が悪かったのかもしれないんですが、一般の町民の方が、先ほど答弁の中で、飼い猫なのか、飼い主のいない猫なのか判断できない可能性があるというはあるかもしれないんだけど、手術代として、じゃ1件、じゃ避妊の場合は2万円くらい、平均で2万円ちょっとかかるよって。そのうちの1万円くらいを、例えばですよ。例えばの話で、1万円くらいを補助としてやりますので、その獣医さんのほうで、そういった案件がありましたら、その分、補助することによって、持っていった一般の町民の方が2万円払うところを、もし仮に補助が1万円出ているんだったら、獣医のほうの請求が1万円済むよという意味で行けるのかなという考えなんですよ。

だから、獣医さんがそういうグループをつくってやれとか何とかじゃなくて、1とか、団体だけに、現状1団体ですよ。そういう中で、その方々だけではなくて、もっと地域で育てる地域猫という考えからいくと、じゃ地域の間が各人そういうこともできるようなシステムにしていけばいいのかなということ言っているわけですよ。そういうことです。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問の趣旨はわかっているつもりなんです、地域の方々が自分の負担がある中で、それでは獣医さんのところに行って、じゃ1万円だけ、1万円以上はかからないと、1万円までは自分が負担しますよと、そういう奇特な方がどんどん出てくるなら、そういう制度も成り立つと思います。現実的にそんなことになるでしょうかね。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 増田です。

現実的にそういうことがあるか、なるかというのはわからないんですが、実際、自分の知っている人は、犬とか猫とかすごい好きと言ったらおかしいんだけど、好きな方で、けがをしている野良猫であるとか、野良犬は余りいないと思うんだけど、鳥とか、そういうの

を保護して、わざわざ獣医とか連れて行ってやっている人いるんですよ、実際。

いますから、そういう方々は、そういうグループへ入れればいいじゃんという考え方なのか、だからそういう方もいるんで、そういう方のためと言ったらおかしいけれども、そういう方のためにも、そういう獣医側の金額を落とすような、実際連れて行った方の負担を減らすような形の補助という意味での話なんですけど、どうですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 実際にそういう方がいらっしゃるという御指摘でございますので、そういう方々も対象になる制度とするのか、私どもとしては、ちゃんと事務として管理できる体制もつくらなければいけないですので、これに対しても監査も受けなければいけないし、全く補助対象もわからない、措置したものが何かもわからないというような、そういう中では事務として成り立っていかないんで、一個人を対象にしていくということになると、個人の方々がそういう制度を受けて、事務処理までやって、その補助を受けるかどうかというところも、制度として心配しなければいけないわけですね。

対象に、それでも事務負担をしてもいいからということで、そういうニーズがあるのであれば、検討の余地はあると思いますが、そういうところを全てつぶした中じゃないと、制度にはならないということですので、少しそうした情報があるのであれば、ぜひ当局にも提供していただきながら、結果として環境がちゃんと保たれて、それで地域猫が余り増えない中で共生していけるという世の中ができればいいわけですので、そういう観点でアドバイスいただければありがたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 何か僕の説明が多分悪いと思う。

そういう中で、よくインターネットで、地域の地域猫というか、飼い主のいない猫の去勢であるとか、そういったキーワードを入れると出てくるんですよ。そういう中で、行政が補助しているということの一覧みたいなのが出るところあるんですよ。そうすると、獣医に補助というのは結構あるんですよ。

だから、そういうところがあるんで、そういうところはどういうやり方でどういう補助をしているというところまでは出てないんだけど、1匹につき幾らとかというようなことで出ていますよ。だから、それをできないかなということなんで、個人が一々補助金をもらうためにやるんじゃなく、そんなことはもうできるわけないと思うんで、実際そうやってやっている自治体があるんですよ。獣医に補助をして、その地域猫を減らそうというような取り組みをやっているところがありますので、それを言っているんです。

だから、多分話が食い違っているというのはそこかなと思うんで、そういった制度でやっているところがあるんで、そういうのはどうですかということをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 大変答弁としては、御質問とちょっと違うような答弁をしているのかもしれないもんですから、大変申しわけないんですが、獣医さんに対しての補助が実例があるというのは担当課でも把握はしているようですので、そうした中で、獣医さんまでお願いをするまでのプロセスの、どこからどういう状態でいた猫なのかとかいうこともちゃんと検証できるようになってないといけないですし、そういうところで、ちゃんとした制度になるものかどうかというところを少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（増田剛士君） お願いします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

今、同僚議員が質問したように、私も今のところですね。152から153について、ちょっと質問させていただきます。

私は、この制度というものは大変評価しております。ということは、私の地域でも、飼い主がいるのからいないのから結構いるんですよ。そして、なぜ地域の人たちがそういったことに怒るかという、猫のふん害に住民が憤慨しているんですよ。ここなんですよ。ですから、私は、この飼い主のいない猫、これを減らすということについては、いい町はしてくれたなど、このように私は評価しております。

そういった中、今説明の中で、5人あれば、何か団体が設立できるということにちょっとお伺いしたいんですけども、どういうことなんですか。例えば、私が同僚4人誘って、やりますよということになれば、できるんですか。それとも、何か特別な許可、資格が必要なんですか。

○議長（大塚邦子君） 三輪議員、質疑ではないので、お答えは求めませんが、よろしいですか。

○7番（三輪正邦君） はい、わかりました。すみません。

そういう中で……

○議長（大塚邦子君） 発言を求めてください。

○7番（三輪正邦君） 議長。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） ただ、そういったように、最後にしちゃおうかな。いいです。例えば、これで見ますと、雄が108件、雌が97件という中で、200何十万円というお金が使われている。これは大変結構なことですが、費用効果というんですか、そういう中で、例えば徹底的に雄を去勢してしまうと、そういうような考えはございませんか。

そういう中で、雄だったら半分で済むんですよ。笑うかもしれませんが。そういうような費用効果で、徹底的に減らしたいという中でいけば、雄を去勢、全面的に雄を去勢してしまうと、そういったような考えはありませんか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員さんのおっしゃる雄と雌を分けてという話なんですけど、なかなか雄と雌を分けて、その場所に行って見つけてきて、じゃこれ、雌だから、じゃということってなかなか作業として、どのくらいまとめられるかということもございますので、なかなか難しい作業ではないかなというところでございます。

なので、地域猫という、飼い主のいない猫という中で、そういうくくりの中で実際事業のほうを行っていくということが一番効果的ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 質疑でお願いします。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 三輪です。

雄、雌、見ればわかるでしょう、見れば。そうじゃないですか。それで、はっきりそういう形をとって見たらどうですか。雄はもうあるかないかでわかるでしょう。そうじゃないですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

確かに雄、雌というものは見ればわかるんですが、ただ、雄ばかりそこにいてくれればいいんですけども、じゃきょう行ったら雄はどこもいなかったとか、ずっと探して行っても、飼い主のいない猫はいるけれども、雄はいないというところだと、どんどん今度、ほかのところが増えていってしまうというようなこともございますので、その地域猫は地域猫の中で、飼い主のいない猫は飼い主のいない猫の中で、なるべく見つけ次第、そういうふうな処置をとっていくというところが一番効率的ではないのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

説明書の161ページ、広域施設組合に対するごみ処理費の負担金の関係でございます。4億円を超えるということで、毎年町民が多額の負担をしてごみ処理をしているという状況の中で、やはりこの問題は、大変町民にとっても大きな問題だというふうに思いますし、特にその中で、27年度にそういった使途不明金という問題があります。この問題を解決しているかどうか、それがこの27年度の決算にかかわってくる問題じゃないのかなと思います。

それは、この負担金が金額がどうのこうのという問題とは違いますが、町民から見れば、やはり原因究明をして、そして27年度ではその問題が解決した上での決算ということをしていただきたいという声もたくさんありますし、その点での原因究明、27年度の、その中で問題解決ということに対して、対処はどうだったのか回答をいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 広域組合の決算については、まだ広域組合、9月28日の議会、広域組合議会で決算の承認をいただく予定にしておりますが、ここの議会でやるのが正しいのかどうか。少なくとも、この4億円の処理費がかかるというのは、これは我々の出すごみを料金取ってませんから、袋代は取っていますけれども。これは我々の財源で、牧之原と榛原と吉田町で負担するのは当然ですから、これ。その中で、手数料が108万円でしたか、なくなった問題についてでございますが、いまだ警察に被害届を出したきりで、警察のほうで原因を解明できたという状況にございません。ございませんから、ことしの決算についても、前年度の決算と同様な表記をして、決算をする予定であります。

○3番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

説明書の149ページから151ページの4款衛生費、保健衛生予防の2感染予防費について、

ちょっとお聞きします。

各種予防接種が行われているんですが、お子さんの予防接種で四種混合、三種混合、不活化ポリオワクチンとか、いろいろありますが、その四種混合の1期の追加の実施率がちょっと低いかなと思うんですけれども、この低さに関して、何か分析されたりとか、いるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、四種混合の1期初回の1回目、こちらのほう、実施率98.4%という形になっておりますけれども、100%を目指して事業はやっているわけなんですけれども、子供に関しましては、そのとき、打つべき時期に、いろいろなさまざまな事情があって打てなかったりとかして、時期がずれていってしまうとかということがありまして、このような結果になっておりますけれども、これに関しましては、特に分析をして調査をしているとかいうことはございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 現在の御質問が四種混合の1期の追加に関するということで、実はこの実施率の出し方というものが、対象の数が1年分の対象人数になるんですが、実際に1期の追加を打つ子が打てる年齢は生後90カ月に至るまでということで、その年度に打てなくて、次の年度に打つ子があつたりということで、ここに出てくる実施率が実際に追加までを全部受けた、完了した子の数というのと少し違ってくるといってございませう。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

大体、1期初回、3回までは、皆さんきちんと打たれていると思うんですが、その間があるため、1期追加の間があるために、やはりいろいろな事情があるのはわかるんですが、それに対して、接種を促す何か広報とか手段とか、何かありますか。とっていますか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） ここ何年かの間で非常に予防接種の種類が増えまして、そして接種する期間も非常に低年齢で、まとめて何種類も接種するというような手法も出てきてまいりまして、予防接種の接種計画を個別にお母さん方が子供さんの体調も見ながらしていくのが非常に困難でありまして、四種混合が1期が終わった後、追加までの期間の間にほかのものを入れたほうがいだろうかとか、そういったことがいろいろ発生してくるわけなんですけど、これにつきましては、健診や相談の事業を大体保健センターで3歳になるまで6カ月に1回はお母さんと面会をする形になっておりますので、そのときに、その子の母子手帳の中で予防接種の実施の状況を確認しながら、個別に、次はこれを先に受けたほうがいいですねとか、もうこれはもう打てますよとか、そういったことを個別に対応させていただきながら、実施している状況です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

今年度ですが、10月からまたB型肝炎ワクチンも接種するということがあって、非常にお子さんの接種するワクチンの数が多くなってきているんですよ。まして、ワクチンで防げる

病気なので、やはり町民の方には積極的に打っておいて、病気にならないようにしていただきたいと思うんですが、本当、今、3歳になったら、6カ月に1回はそういった相談で対応してくださっているの、それは今後も、やはりお母さん方は、いつ子供にこれだけの大量の予防接種を打っていいかということ自分で調べてはいると思うんですが、やはり町の方もそういったのにアドバイスできるようにしていただきたいなと思っております。

あと、高齢者の、ちょっと違いますけれども、高齢者のインフルエンザの予防接種なんです、150ページの下から2のあたりの2の60歳以上のという条件のインフルエンザの方は100%打たれているということなんで、すごい素晴らしいことだと思います。

1の65歳以上の方がまだ57.4%というのも、ちょっと低いなとは思いますが、あと、すみません、肺炎球菌ワクチンの接種の低さというのは、どう分析していますか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 成人用の肺炎球菌のワクチンにつきましては、65歳以上が対象になるという、最終的にはね。65歳そのものが対象になるという最終的には目的を持って、今までに打ってこなかった方を5歳刻みで5年間で65歳以上の方をフォローしようという計画で実施をしております、27年度に65、70というふうに5歳刻みになった方、こういう形で5年間を続けていって、対象を全部やろうということなので、御本人にとってみると、この年度しか対象にならないというところがございます。

それで、非常に国としては接種率を高くしないと、御本人が二度と補助が受けられないという考え方で広報をしているわけですが、吉田町におきましては、任意でこの肺炎球菌の予防接種のワクチンをやってきておりますので、実はもう既にやっている方があるということ、それから、その任意のものをこの事業が定期が始まっても継続をして、何かの理由で打てなかった方を次の年度にも打てるような形でフォローしていこうというようなことでやっておりますので、この年に打てなくても、次に打てるという形で対応させていただいて、この接種率ということでございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

肺炎球菌ワクチンの重要性、打つ意味、重要性というのを町民の方にお知らせするのに、文章というのをつくっているのか、広報で何かお知らせするとかという、そういう考えはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） この成人用の肺炎球菌の予防接種につきましては、副作用の問題で、任意でやっているところから、まだ定期になっていないということで、非常に町としては慎重に対応してまいりました。それで、接種をしたいという方、あるいは接種の対象になる方には、全員に個別で、書面だけではなくて、接種のいろいろな効果であるとか、副作用であるとかというものを説明させていただいて、接種を受けていただくという形にしております。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

ありがとうございます。いろいろ努力をされていることは非常によくわかりました。

あと、風疹予防接種費助成事業なんです、今回、風疹単独は申請者15人で、麻疹風疹混

合が3人ということなんですが、この方たちは、その後のどうだったかということとは追跡はしてないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 質疑になりますので、内容確認は終わっております。

○5番（蒔田昌代君） わかりました。

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

○5番（蒔田昌代君） いいです。以上です。了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

170ページの衛生費のダンス健康事業費でございます。これ、ダンス健康づくり推進会という形で、補助交付要綱もございまして、26年の4月から行っている2年目の事業でございます。当初は教育委員会がやっていて、健康づくり課等々で直営でやっていた事業を、この任意団体にする意味、成果ね、2年目の。どういった、直営ではなく、こういった形のダンス推進会という任意団体が行うことによるメリットと言うですかね、効果というのは、どういう形で認識されているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 任意団体にするこの意味というか、メリットということでございますが、行政がやっておりますと、いろいろなところでやっぱりいろいろな意見が出たりしたところを非常に慎重に構えるところがございまして、非常に自由な、町民の団体の皆さんの自由な発想の中でどんな活動ができるのかという、そういったことと、それからそこにかかわる自主性だとか、意欲だとか、そういったものが一番重要視されるものかなと。それが効果につながるというような、意識的なもの等で、効果につながるというふうに判断をしております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

補助交付要綱によりますと、別表の中にダンスフェスティバルのイベント委託とか、さまざまな事業の内容が書かれているわけでございますけれども、行政ではなく、民間の力を使うことは非常にいいことであるものですから、それに対してどうのこうのではないんだけど、やはりそこまで推進してやっていただいている限りは、変わった点というのは、どういった点が変わったというのを披露していただくと、非常にわかりやすいんですが。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 今までの私どもの説明が、任意団体になる前と後と実施していることは、同じようなレベルのことをしていただいておりますというような説明であったので、ちょっとわかりにくかったかなというふうに思っておりますが、感覚も含めてのことになります。任意団体になったらどこまでできるんだろうという思いは事務局にはありましたが、やはり思った以上に自由に活発な意見と、それから行動力が発揮をされているなというふうに思っております。私たちに意見を求めたり、アドバイスを求めたりしてくれることはあるんですが、こういうふうにやりたいとかいう、そういう表現が先に出てくるし、実際にこうしてやろうと決めたことは、確実に成し遂げるといふ姿勢もございまして、そういったものについて、非常に任意団体になってよかったなというような評価

をしております。

しかも、予算的にも、実際は、以前は事務局の事務量が非常に膨大でございましたが、実際にはこういう団体、通常ですと、そういう事務量は事務局に置いたままということもよくある話なんですけれども、非常に自分たちで細かいことまで全部、連絡調整まで全部積極的にやったださっておりますので、どのように進んでいるような報告を確認をしていくということが私たちの仕事になってきているというような状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

最初の当初は、事業の委託みたいな意味合いの補助、委託費と補助金とは違うということのさっき答弁があったんですけども、それが、本当に自主的に企画して、その事業に対して10分の10なんだけれども、補助をしてやるという形で、相当活性化しているという認識でよろしいんですね。

そうすると、今後の形として、予算額400万円で、363万円ほどの予算で、それだけ活性化しているんなら、任意団体というよりも、もう一歩進んで、NPO団体とか、そういったほうへ方向づけして、ある程度町から手が離れて、いつまでも町がかかわっていくような形ではなく、そういった形でやってもいいんじゃないかなと考えます。

笑っしょいよしだフェスティバルに関しましては、町外にも結構影響あって、町外の参加者も大勢いらっしゃるということで、ある程度メジャーな大会になってきているところもあると思うものですから、そういうところも考えてくると、団体自体を、そういったような形での町づくりの女性が多いものですから、それこそ男女の話も先ほどからずっと出ているものですから、そういったNPO法人化へのそういった仕組みづくりへの持っていくようなことまで考えたらどうですか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 何分任意団体になって2年ということでございますので、私どももまだそこまでは考えておりませんが、恐らくメンバーの皆さんも、まだそこまでは考えていないと思います。そういうお話を聞いた、意見を聞いたことは、現在までのところはございません。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

この衛生費じゃないんだけど、やはり町として、町民の共同参画というか、そういう形でNPO団体をつくるという意向があるものですから、それは企画のほうの話なんですけれども、そういったお話もしてみたらどうかなと思うものですから、一言申しておきます。答弁は結構です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

162ページの公害対策費のほうでございます。

住吉工業団地へ進出した企業のところで、悪臭がするという形で、我々議会も、27年度実際に現場に行って、対応策について、現場を見させていただきました。こちらのほうに、その当時は町民課の環境部門だと思うんですけども、毎日のように現場に行って、調査した

というようなことの話も聞いているわけですが、こちらのほうにはその記述もないですし、その該当するところは、そういった実際的に町民のほうからお声もいただいて、担当課も動いた、また議会も動いたということで、説明も受けて、今はそういう声を聞いてないですから、解決しているのかなとは思いますが、そういったこともあるんですけども、ここの162ページの公害関係特定施設等届出件数で、悪臭というところがあるんですけども、そういった悪臭を放つ要素のある進出企業ということの認識、届け出は必要ないという形で、そういった動きがあったもんですから、そういったことについてはどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 今、議員のおっしゃる等の企業につきましては、悪臭の届け出というものは必要ありません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

届け出が必要ないということで、そういったルールの中でやっているということで、特定施設ではないということで認識しました。

しかしながら、環境部門の人がしょっちゅう見に行ったり、いろいろなことをしたもんですから、そういったことで、改善されたことであるもんですから、そういったものも、こういったところにはやっぱり記載していくべきではないかなと思いたうんですけども、それについていかがですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） この効果の中ということにつきましては、今、分析業務ということの中で効果の検証をさせていただいております。実際は、パトロールとかいうことで行っておりますし、現在も、そういうことでパトロールのほうは続けさせていただいております。そういう状況下の中でありまして。

この中の効果につきましては、今言いましたとおり、この中の実績ということを書いてございますので、今後、パトロールということ、特定の企業を書いてはできませんが、パトロール等の実施はしておるということで記載をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

説明書の163ページです。今、藤田議員のほうからの健康衛生費の中の公害対策費のところですけども、この163ページのところの右のところですね。この結果ですね。いろいろな環境の調査をした結果、ほとんどがいいということで結果が出ているんですけども、このところだけ枠があって、下の小さい枠の中の真ん中辺の結果が、これ、一般廃棄物最終処分場水質分析業務ということで、3地点ということで、この中の1カ所が、自然界にある砒素が基準値を超過したということで、何らかの原因で砒素というか、悪いものがあったというなら、その原因がわかるんですけども、自然界にあるもので超過したという、原因がよくわからないですよ、特定されないもんで。これについては、ちゃんと調べるといことはし

たかどうか、ちょっと最初に伺います。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この調査につきましては、通常やっております調査と違いまして、苦情があったというところで調査のほうに入らせていただきました。その苦情の中で調査を進めた結果、こういう結果が出たということで、業者のほうにはその旨指導させていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

自分はこれを読んで、自然界にも砒素というものはあるものですから、それが自然なものがちょっと通常より多いよというように受け取ったですよ、これ。それなら、自然界だもんで、通常より多いというもんで、ちょっと何か原因があったかなということで、ちょっと調べていただけたかなということで、今伺ったわけですけども、これは苦情があったということで、調べたということですので、どんな苦情があって、その結果、どういうふうに指導したかということをお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

すみません、先ほどちょっと自分のほうで、その1段下のほうとちょっと間違えまして、すみません。

一般廃棄物最終処分場の水質分析というところで、そのような結果が出たというところで、今、そのところにつきましては、経過観察ということで、引き続き経過のほうを観察しているところがございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

基準値を超過したというふうになっているものであれですけども、数字が書いてないもんで、それがごく微量であって、生活というか、その周りの環境には問題ないとかということまで書いてあるなら、別段、ああ、そうかなと思うんですけども、そこまで書いてないもんで、ただ基準値を超過したというもんで、超過したから、それじゃ何か対策をしたのか、それをちゃんと調べて、原因を追求したかということがあるのか、その辺を聞きたいんですよ。

もしこれがちゃんとした数字が出ていて、全然問題ないよというなら、その辺をちゃんと書いておいてくれれば、こういう質問しなくて済むもんでですけども、その辺いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ここの1地点で砒素が基準値を超えているということの記述に当たっている場所でございますけれども、この一般廃棄物最終処分場の跡地になる部分でございます。吉田公園の横のあの町有地ですね。あそこに一般廃棄物最終処分場があって、今は被覆をして、土で被覆をして、その後の経過をずっと観測をし続けなければいけないという、そういう場所になっています。

その観測井戸をあそこに三つ設置してしまして、そこを常時観測している状況です。その中で、砒素がちょっと高目の数字が出ているということで、そもそもあそこから外に出ないように被覆もしているし、そのままの状態を保つと、それが全く異常がなくなれば、跡地利用することも可能になるような場所になるんですが、今のところは経過観察をずっとしておいて、周りに影響を与えないような、そういう被覆をしっ放しの状態にしてあるということです。この結果が出て、経過をずっと観測をしていくことが義務づけられているということで、それに従って町では対応してまいるということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 以前も井戸から砒素が出たというふうなことで、何か自分が質問したような覚えもあるんですけども、そういう中で、ですから今、観測していく、継続していくよということで伺ったんですけども、ここの文章でいくと、そのほかの項目においては基準値を満たしていただもんで、ほかには別に問題なかったようだ。だけれども、ここの基準値が高いと。この高いのが、それじゃ、だから先ほども言ったように、害がある高いなのか、それとも全然問題ないけれども、ちょっと高いねという、何かその辺が明記してないもんで、どうなのかということが理解できないよということで質問させてもらったんで、その辺、基準値を超していたけれども、別に人体に害があるものじゃないというくらいに書いておいてくれればよく理解できるもんで、その辺で、この数字が数字としてあらわれてないもんですから、伺ったわけです。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 基準値を超えているという結果ですので、基準値を超えているんで、良好な状態じゃないと。害にはなる状態かというふうに認識はしておりますが、ただ、それを掘り起こして何かをできるような状態でもないし、拡散する状態でもないんで、観測井戸からポイントとしてくみ上げたら、そういう結果になっているということです。それが外に浸透して行って、また広がっていくとかいう状態になっていない、ちゃんと被覆をして、その環境を守っているという状態だもんですから、そこを何か勝手に入って掘り起こしたりなんかしない限りは、影響を与えるということがない状態に保ってあるということです。それで経過を見ていくということです。何ら今の状態を保持する上では、環境を害するような、そういう状態にはなっておりません。

以上です。

重ねて言うと、ここに法律名書いてございますけれども、こういう法律の中で、そういう最終処分場として使い終わったと地については、そのまま、また別の用途に供するとかいうことはできなくて、ちゃんと経過観察をして、ちゃんとした良好な状態になるまでは、ずっと監視し続けるということが義務づけられていますので、それに従って観察をしているということです。特段、当局としては問題になる状態ではないというふうに思っておりますが。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 内容確認とならないよう、質疑をお願いいたします。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 内容確認かもわかりません。じゃ、言っていることは大変わかりま

した。その義務があつて、ちゃんと調べていると。今、その中の3カ所のうち1カ所が、ちょっと基準より多いと。それはずっと調べていくもんで、その中で、今ずっと出たぞということの中で、27年度はそれがそうだよということで、わかりますけれども、仮に、それじゃ全てがすごい基準が高くなってしまったらと考えたとき、自分はそう考えたもんで、これがだからどのくらいの基準かわからなかったもんで、だもんで、幾ら悪くなったって調べているだけで、別にそれはそれで義務としてやっていけば、それでいいということですね。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 詳しい情報を調べてた中じゃないんで、正しいことは言えないんですが、周りに対して環境悪化をもたらすような、それから余り高い値を出して、そのまま経過観察をする中でも、状況が改善されないというような状況であれば、また新たな対策を講じて、安定処理をしていくとか、そういう状況になると思いますので、今、そういうところまで行っているわけではないということで御了解いただきたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

調査するための決算の審査だもんで、調査しているよということで、ちゃんとしたお金が使われているよということで理解をいたしました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時42分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の197ページで、水産振興費ということで、漁港環境改善事業ということで、全協の中で、漁港内の清掃を6回行いましたよということでありました。

この事業なんです、これは漁港内、水の中の藻とかそういったものを取り除くというような作業であるということ認識しているんですが、それでありますと、その次の漁港管理というところではできないのかなと思うんですが、補助金を出してやっていただくというこ

とがベストというのか、そういうものだよということなのかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの水産振興費の中に漁港環境改善事業、南駿河湾漁協がやっていただけるということで、補助金を50万円出しておるという件なんです。吉田漁港、特にやっぱり漁業者が利用しているということで、やはり自分たちが常日ごろから使っているということで、思い入れというか、そういうのも愛着を持っていただく中で、こういった管理をやっていただきたいということでありますので、特に台風等のときに、2河川が流れ込んでいる港でありますので、船揚げ場とかに結構流草木が揚がると。主にそういった作業をしていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田。

愛着を持っていただくためにやってもらうって、ちょっと何か、河川が流れ込んでいることで余計そうなるとなると、また話が違ってくるのかな。だから、それを管理するためにほかの費用があると思うんですね。ここばかり愛着を持ってやってもらうために漁師の方に、ちょっと話が見えてこないんですが、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 町が漁港管理者という立場でありますので、その立場で漁港管理費、この中で港の管理のほう、特に維持修繕をやっております。特に漁港施設の修繕ということで、こちらでは漁港管理費を使って漁港の管理に努めています。

この水産振興費の漁港環境ということでもありますけれども、やはり町だけではなくて、使ってくれている漁業者にも、やはり自分たちのところはきれいにという意識が必要であると考えておりますので、こういったことから、補助金を使って、自分たちの漁港をきれいにしていきたいということ。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 時間をかけてもしようがないので、漁港管理費で当然できるのはできるんですよ。それは、漁港管理者はここにいる町長ですからね。吉田町の漁港ですから、管理してやればいいんですが、漁港管理費は一般財源全部、うち持ち出して、使っている漁業者も、補助金を受けて、自分が使っている港については、そういった補助金でそれ以上の事業をやれば、漁港管理費も少なくて済むし、漁業者も愛着を持ってと言いましたけれども、自分が一般的にはほとんど占有使用している漁港を管理すると。お互いに、補助金を受けて、漁業者もきちっと管理をしましょうと。うちは、そのほかの管理は一般財源を持ち出して管理をしますから、一般財源が少なくても、補助金で出せば、漁港のほうで持ち出してやってくれば、少なくて済むという、それだけの話ですから、余りどちらか、漁港管理で当然できますよ。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） ページ197の水産振興費をお伺いをいたします。

これ、内水面と海水面と両方あると思いますが、吉田町漁業近代化資金利子補助金45万7,360円、6件とあるわけですが、この補助金は内水面ですか、海水面ですか、教えてください。

○議長（大塚邦子君） 内容確認になりますので、質疑をお願いします。

発言を求めます。発言をしてください。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 最近、大変ウナギのことで、ウナギが高いということで、これのための利子補給と、こういうことを思います。また、あしたはウナギを食うよということで、またそれなりの話ができると思いますが、この利子補給の補給率が吉田町は少し、あえて言うとうと高いと。高いというのですかね。業者に対して、あえて言うとうと利子補給が少ないということですね。

組合も合併をしまして、大きな地域になったわけですが、よその市町のほうがあえて言うとうと安いと。利子補給の率が安いですね。吉田町のほうが利子補給の率が高いと。その点はいかがか教えてください。おかしい。逆か。逆を言った。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の御質問の内容をほとんど把握できなかったんですが、吉田町の利子補給の補給率が他と比べて高いということですか、安いということですか。

○議長（大塚邦子君） 不規則発言が続いております。慎んでください。発言は、挙手をもって議長に求めてください。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） すみません、今、逆を言いました。

補助金の率が違うと。吉田町のほうが、あえて言うとうと安いと、こういうことです。よその市町のほうが補助率がよいと、高いということですね。その率を、あえて言えば、よその市町も同じような率で支援をしていただきたいということを先日、このウナギ供養があるためにお会いをしたら、組合の方からお伺いをいたしましたので、その点をお伺いをしたい。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの意見なんですけれども、確かに吉田町の補助率が、近隣で言うと、焼津市が高いということは把握をしている状況であります。それから、正式ではないんですが、またそういったパーセントのアップですとか、そういったことも耳にしている状況ではありますので、今後、県内漁港等を持っている市町の状況とかを考慮しながら、どうするべきかというのを考えたいなということで思います。

以上です。

○12番（河原崎昇司君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

歳入のほうもちょっと入れてよろしいでしょうか。10款までしか歳入をやってなかったんで、その中で、歳入についてもちょっとお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 財源の中に入りますので、許します。

○9番（増田剛士君） 先日の全員協議会の中で、決算書の53ページですね。入のほうで、小山城売店手数料ということでお聞きしたところ、これは売店の売り上げですよという答弁をいただきました。

この売り上げといいますと、要は年商ですよ。年商が23万円しかないような売店って、なかなか考えられないというところが1点ありまして、そういう中で、これ、手数料として挙げているということは、これ、私の考えなんです、例えば1,000円の品物を買う。お客さんが買ったら、売り上げは1,000円ですよ。それは手数料じゃない。例えば、品物を業者の方があそこの売店のところへ持ってきて、これは1,000円相当のものなんだけれども、もしお客さん来て、買いたいよと言ったら、売ってあげてくださいねということで、その1,000円を売店の方が預かる。その預かったその手数料というふうに考えれば理解できるんですが、あ のとき、副町長、理事もおられた中で、売り上げですよと言ったことに対して何の訂正もなかったんで、あっ、これ、おかしいなと思っていたんですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 先日の全協のときに私のほうから売り上げという言葉を出しました。すみません、この場で訂正のほうをさせていただきたいと思います。

それこそ議員さんのおっしゃるとおり、販売手数料ということで、いろいろ売店にはお菓子類とかよし吉グッズ、手芸品等が置いてありますが、その販売に関しての手数料ということでもありますので、訂正させていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

その手数料ということの中で、いろいろ手数料のいろいろ決め事があると思うんですよ。そういう中で、いろいろ見たんだけど、これに関して、手数料何%ですよというようなところがちょっと見つけられなかったんで、物品、ここの売上手数料というのは、どういったパーセンテージで上げているのかということをお尋ねします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 先方との協議の中で、1割ということで手数料のほうを徴収しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

相手というのは業者、納入業者との話で、1割というのは、商品単価に対する1割なのか、総額の1割なのか、その点、どのような契約をされているのかお尋ねします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 商品の単価の1割ということでありまして、あと契約という話でありますが、協議の中で現在やっておるということで、そういう取り決めというのは今のところはやってございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ちょっとよく聞き取れなかったんで、もう一度お願いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 単価の1割ということあります。

それから、契約ですか。先方との契約ということで、今、協議をもってやっているという状況であります。書面での今、取り決めというものは、現在行っておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

手数料ということで理解はしたんだけど、そこには業者からの買い取りというものは一切発生しないよということでもありますか。出のほうを見ても、商品を仕入れたという痕跡がないので、一切そういうことはなくて、先ほど自分が言った手数料の考え方というのは、そういうことでよろしいということでもありますか。

一切、要は口約束でやっているような感じなんだけれども、そこはそれで大丈夫なのかというのが非常に危ういものを感じますが、今後どのような対策をされていきますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 今後につきましては、事務をちょっと見直すというか、改めていくということで考えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、事務の見直しという中で、じゃその手数料のそのパーセンテージ云々も、じゃ何か根拠を持ってやるというふうな形で見直しをしていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 手数料につきましても、総合的に考えて、書面をほうを取り交わすということで改めていきたいと思えます。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

説明書の206ページ、商工業振興費ということで、26年度からの繰越金ということで、プレミアム商品券の関係ですが、商品券の販売は26年度ということで、実際には町の中で商品券を使ったのが27年度ということになると思いますが、その商品券の販売数、あるいは消費の数字等につきましては、行政報告会等でも説明をいただきました。

特に、この吉田町の中でも、消費に回った分の多くが大型店ですか、あるいはコンビニ等にも、そういうところに行っているということで、なかなか地元の小売業のところにもそうした商品券がなかなか回ってこなかったというような話も聞いていますので、ここに書いてあります効果、地元消費の拡大及び地域経済の活性化が図られたということについて、もう少し具体的に説明をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） プレミアム商品券の発行事業の件でありますけれども、平成26年度繰越事業ということで、27年度に実施をいたしました。3月末から販売をいたしまして、4月9日に商品券の完売ということで、4月1日から半年間使用のほうをさせていただいております。

セット数に関しましては、1万5,000円セットの販売ということでありまして、そういったプレミアム商品券の効果ということで、アンケート調査を実施しております。販売店、それから商品券を使った消費者の方。その状況を見ますと、皆さんおおむね満足されているという結果があります。

ただ、議員さんもおっしゃられましたけれども、主に半分ぐらいがスーパーマーケットでの使用が多いと。あと、ドラッグストアが多いという中で、個人の店舗にはなかなかということも、こういう結果から町のほうとしては把握しておりますので、今後、こういった事業があるかどうかわかりませんが、そういったことをこの経験を生かして、次回そういった個人店舗等にもうまくこういった商品券が使われるような仕組みというのをつくっていかねばならないということは考えておりますが、おおむねその事業効果としては、非常にあったかなということでは思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

牧之原市などは、この商品券自体がなかなか売れなかったというようなことであったわけですが、幸い吉田町としては早期に販売が完了したということで、町民からのそうした期待もたくさんあったんじゃないかなと思います。

ですから、そうした町民の期待と同時に、加盟の小売店についても、大変自分のところで使ってもらえるのかなという期待も多かったと思うんですが、そういう期待に反して、なかなか実際には回ってこなかったというのが実際じゃないのかなと思いますが、先ほどのアンケートの結果で、余りそういう点では、満足しているという回答をいただいたということなんです。実際に吉田町内のそうしたプレミアム商品券を使った経済効果というものを、何かの指標としてあらわれるようなものというのは何かお持ちですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

こちらの事業につきましては、地方創生関連の交付金を使用しての事業ということでございまして、その関係で、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っております。

ただいま経済効果がわかるようなものということでございますけれども、206ページのこちらに記載されておりますこの数字が、実際に町内に回った経済効果であるということが言えるものであると考えております。

なお、この交付金は、地域消費喚起・生活支援型という交付金を充当させていただいておりますので、その交付金の目的に十分こたえられる結果であったと。ただ、議員がおっしゃられるように、一工夫されているところも確かにあったというようなところで、そういったことは今後に生かすべきであるというふうに考えております。

以上です。

○3番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

また歳入のほうと比べてお願いしたいと思うんですが、決算書の23ページの観光施設使用料ということであります。

これも全協のときにいろいろお伺いした中で、26年度よりもまた減収というのか、使用料が減っております。そうした中、説明書のほうの210ページの展望台小山城年間入場者数というのは、26年より増えているわけですよ。増えている中で、使用料が減っている。この使用料は、展望台、小山城の入場料ですよという説明を受けております。何でこういう結果が出てきておるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 小山城の入場者の関係なんですけれども、確かに26年度と27年度を比べますと、入場者のほうが増えています。ただ、入のほうが若干少なくなっているという状況であります。これに関しては、教育関係、学校とか、あと視察者、あとクーポン券の利用者が増えている。それから、年3日間、小山城まつりの日とか無料開放をしている日があります。そういったときの人数が増えているということで、その方たちは全て減免対象ということになります。無料ということになりますので、そういったところから人数のほうが増えている。しかし、入のほうが減っているということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、有料の入場者数の把握というのはされているんですか。逆に、チケットを販売してやるわけだから、有料の入場者数というのは確認は非常にやりやすいと思うんですが、今の話だと、無料の方であるとか、クーポンをある程度ね、残りますので、その数は数えられると思うんですが、じゃ小山城まつりであるとか、そういうときは入り口でカウントしているということよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 無料開放の日の入場者数に関しても、把握、カウントしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） それこそ内容確認すると言われてしまうかもしれませんが、そうしますと、過去この3年間、ここに出ている25年、26年、27年と、じゃ有料の入場者数というのは減っているということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 26年度と27年度の有料の入場者数、これを見ますと、少し減っているということでもあります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうした中で、この観光施設使用料というのは、もう有料のそのチケット代ですという説明があったわけですが、そういう中で、あのときもちょっと聞きかけたんですが、駐車場のところで、なでしこであるとか、うなぎの組合の売店の設置がありますよね。それは使用料をいただいてないということでもあります、その理由というか、何でいただかないのかということについて、御説明をいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの件ですが、いつというのはちょっとわかりませんが、観光協会のほうであの建物を設置したということから、その占用料、場所代は取っていないということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 観光協会が設置すれば、そういったことは免除するというようなことが、何か条例とか、そういった要綱というものにあるんでしょうか。そういった団体が設置するものに関しては、いいよというようなものがあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） すみません、今確認できないんですが、観光協会ということで、小山城も観光施設、拠点施設ということであるものですから、当時、そういったことを総合的に見て、観光協会が建てて、それをなでしこ、あとうなぎのほうが使っているという状況であると思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 決算なんで、余り突っ込んでも申しわけないんですが、では観光協会に何かしらの団体が申請をして、じゃ今二つなんだけれども、やってもらえば、それも今後、使用料を取らずにやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの件ですが、具体的に出てきたときに、ちょっと検討のほうをさせていただけたらなと思いますが、今の現状は、そういうことでございます。

以上です。

- 議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。
- 9番（増田剛士君） 条例なり要綱なり、一切そういうことはないということで理解してよろしいですか。
- 議長（大塚邦子君） 答弁を求めます。
総務課長、谷澤智秀君。
- 総務課長（谷澤智秀君） すみません、ちょっと今、例規集をちょっと持ってきてないものですからあれなんです、あそこは行政財産に該当してくるところだと思います。特に、あそこは駐車場というところになっておりますので、行政財産の目的外使用で許可を出して、占用料を通常なら徴収するような形になると思いますが、それを、先ほどの話で免除しているということになるかと思えます。
以上でございます。
- 議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。
- 総務課長（谷澤智秀君） ですので、全体的な行政財産と、普通財産も当然ありますけれども、規定があって、そういう許可をしているという形になっています。
以上です。
- 9番（増田剛士君） 了解。
- 議長（大塚邦子君） 質疑はよろしいですか。
- 9番（増田剛士君） はい、大丈夫です。
- 議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。
10番、藤田和寿君。
- 10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。
205ページでございます。昨年度も、ちょっと決算のときに同じようなことを聞いて、大変あれなんですけれども、産業振興事業費補助金でございます。これ、2年目の事業で、当初、1年目のときにも実績ゼロ、2年目もゼロという形で、これはシラスの不漁によるイベント中止ということで、そういった、それ以外に申請がなかったということでありました。
申請途中まで行ったんですけども、それが取り消したところもあったということも聞いたこともあるんですが、決算を踏まえて、この事業を、今もやっている、28年度もやっていますけれども、28年度もまたしらすマーケットですか、申請されたというのはちらっと聞いたんですけれども、近々予定されているみたいですが、もう少し運用面をしやすいように検討するような形でこの決算を受けて、2年連続実績ゼロといったところを踏まえて、その辺の検討をした内容があるようなら、お願いしたいと思えます。
- 議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。
- 産業課長（中山孝宏君） 議員おっしゃるとおり、昨年度の産業振興補助金、しらすマーケットのほう、申請が出ておまして、ただ、不漁のために中止ということでありました。
それから、2年連続ということではありますが、26年度につきましては、開催のほうをしておまして、産業振興補助金のほうを交付しておりますので。
以上でございます。
- 議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。
- 10番（藤田和寿君） すみませんでした。ちょっと情報が違っていたということで、訂正をさせていただきます。

それにしても、執行額がそういった形になってしまうということで、しらすマーケットに関しましては、3年連続でエントリーしていただいているということで、それは自然界のいろいろなことがありますから、それはいいにしても、それ以外の申請がなかなか出てこないというのを見たときに、やはりこの補助金要綱等々をもう少し、商工業振興にかかわるインパクトのある新しい補助金制度でありますので、そういったことの運用面とか、その補助金を申請する申請者にとって使い勝手のいいようなメニューに変えるというようなことは検討はされておられませんか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） それこそ産業振興補助金なのですが、3年目ということで、実績のほうも、今のところしらすマーケットしかないというところで、昨年度は相談が1件ある中で、申請のほうはそこまで至らなかったという状況であります。

そういったことも踏まえて、要綱の見直しであるとかというのは、今のところまだ検討のほうはしていない状況なのですが、ちょっと今後、そういった面も踏まえた形で考えていくというところでは必要かなとは感じております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

やはり貴重な一般財源を手当てして、措置した予算でありますので、やはりこれを、その予算を執行することによって、商工業の振興がよりそれ以上、2倍、3倍、5倍、10倍という形で、波及効果をもたらされるわけでありまして、その執行がうまくような形での見直しをぜひとも求めたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

説明書の205ページ、スポーツ産業振興協議会というものに出席したということで、ことし、広島カーブが優勝して、大変広島市民は狂ってしまったくらい喜んだということで、自分もスポーツマンなもんですから、吉田町として、何かそういうスポーツの産業という、大変自分も協力をしたくなってしまうくらいのものですけれども、それで本当に経済効果もすごいあったかなというふうに思うもので、それで、これへ出ることは、何かしら吉田町として、少しはスポーツ心当たりがあるのか、それとも、それよりももう全然前の段階で、いろいろお話を聞きますのはこれから進めていくか、その辺がちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 内容確認になります。

○11番（八木 栄君） ああ、そう。じゃ、後で聞きに行きます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

208ページの企業立地振興費でございます。取り組み内容、実績からいきますと、企業立地相談9件で、新規企業が8件、既存企業が1件という形で、内陸フロンティアばかりでなく、既存の町内の企業がさまざまな形で企業立地していただいて、雇用と徴税のアップ、さまざまな効果をもたらすわけでありましてけれども、近年ですけれども、インターチェンジの横に、

今、工事終わって、旧大石家のところですね。あのところが今、何とかステーションという形で開発されているんですけども、そういった案件というのは、全て町のほうの開発行為になったときに、相談に行くという、担当課が違ってしまいますけれども、そういった横のつながりというのは、開発行為になったときに、企業立地の相談というのが、吉田町でそういった企業立地を行っているという方が、そういったときに来たときに、知らないで、なかなかそののがうまくメニューへ乗っていかないということが考えられるわけでありまして、そういったものというのは、全ていろいろなメニューで、企業立地の補助金とか、いろいろな形でうちの町は用意しているわけでありまして、そういったものの連携というのは図られているということでよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの件ですが、土地利用、開発の関係、都市環境課というところになりますので、その辺は横の連携をとってやっておる状況でございます。以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

実際的な案件ですね。土地も確保できない状態で、吉田町に来ていろいろな企業活動を行いたいよといった相談というのは、まず産業課のそういった窓口に行って、こういったメニューがありますよという形での相談ということで、この9件はそういった、もう第一歩目からの相談で、まずそちらのほうに行くということでよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） そのとおりでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、我が町のほうに企業立地されて、どういった場所にするというのは、産業課がある程度把握していて、要するにうちの町の計画というものがありますよね。こういうところにはこういったものをつくって、ゾーニングではないですけども、内陸のフロンティアとか、産業集積とか、物流の拠点とか、いろいろな形で、間違っていたら失礼なんですけれども、そういったメニューを紹介しながら、うまく企業を誘致していくと。その結果、成約に、ここは相談件数があつたんですけども、その結果、この結果はどうなんですかね。9件相談があつたんですけども、結果、こういった形でという御披露されるものがあるようでしたら、ぜひともお願いしたいと思うんですが。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 企業立地相談件数9件のうち、2件が今、引き合いになっているということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、当町の今の企業誘致に向けての窓口でございますが、御質問の中にもありましたとおり、内陸フロンティア関係については企画課を窓口にして、特別に構想を持っているところですので、そこについては、直接的な窓口は企画課に持っています。この企画課は単独で動いているわけではなくて、産業課、それから都市環境課と連携をしな

がら動いているという状況です。

また、その他の案件についても、いろいろな内陸フロンティアなどをやっていますと、それ以外のところでもいろいろな相談が、引き合いがありますので、そうしたものについては、その3課連携のもとで処理を、相談に乗っていくという対応をしております。その3課は大体同じ情報を共有しているという状況で今のところは動いておりますが、その中で、最も今、動きがあるというのは、やはり内陸フロンティア関係の案件でございますので、相談件数としては、今、2件と言いましたけれども、まだまだございまして、ただ、成約まで行くものというのは、立地が決まって、補助金が出るという状態になって初めてですので、具体的に何件あってとかいう状況はお答えしにくいんですが、ここにあるK P Iについては、そうした全てを含んで達成しようというものでございまして、産業課だけが取り組むというような内容にはなっていないということで御了解いただきたいです。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時42分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

先ほど入のところでやりかけたのがありますので、やっていただきたいと思います。県支出金の関係と、ページで言いますと230ページ関係ですよね。T O U K A I - 0 促進事業費でございまして。

これは特定財源の関係で、県からある程度の枠をもらって、当初予算措置されて、減額しているということになっているわけでありましてけれども、担当課のほうは、申し込みが少ないということであると思うんだけど、当初、入のところで質問したことの続きをさせてもらいますと、財政部門として、やはりせっかくそういった枠をとったのに、流してしまうとか、いないということで、それについて、担当課とのそれぞれのやりとりとかあると思うんだけど、財政の預かる企画として、どのような形で都市環境課のほうに指導をしているのか、そういったところをちょっと聞かせてもらいたいと思うんですが。

やはり貴重な財源を流すというのは、それだけすごいことだよということをやはり言うべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） こちらのTOUKAI-0の事業費につきましては、特定財源を主な財源とするものでございますので、でき得る限り採択枠を拡大しながら事業を進めていくという、財政的な観点的な観点では、そういう方針を持っているところでございます。

したがいまして、でき得る限り事業量というのは大きくなるように原課に対しては取り組みをお願いしているところでございますが、結果として、それが達成できないという状況に至ったときには、これ、国・県に対しての減額の申請も行う事案でございますので、それに沿って補正対応というのは出てくるものでございますが、安易に減額補正をしているという状況ではなくて、でき得る限りこうした対策を前に進めるという中で、でき得る限りの補助枠を獲得しながら、結果として、こうしたものになっていってしまったと。

今後についても、でき得る限りTOUKAI-0の事業というのは、いつも議論されるものでございますが、周期が常にちらつかされている事業なものですから、あるうちにできるだけ前に進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

熊本地震のですね、6月と7月2回ですけれども、個人的にですけれども、益城と熊本、三船、ちょっと見てきまして、旧市街のところですが、非常に被害を受けているといった形で、かわらの落下等あるんですけれども、非常に細い道の中でブロック塀も古いと。旧農家の方々、家が昔のかやぶき屋根ですね。それをかわらにかえたような格好の大きなお宅が割と被害が大きかったということもあるわけでございます。

うちの町を振り返ってみると、川尻、住吉で、旧の、市街地区域で、道の細いところですね。選挙なんかで通りますと、軽で通らなければいけないようなところに両側ともブロックがあったりして、非常に実際に地震があったときには、ブロック塀が倒れて、火事も心配だなというようなところが町内に見受けられるわけでありまして、そういったところの対応ということで、確かに補助があるんだけど、持ち出しもしなければならないという方であるんですけれども、全体的な防災面を考えていくときに、少しこのメニューを、実績が毎年毎年こういった形で不用額を残して、特定財源を返してやっているという実態もあるわけでございまして、そういったことを考えると、もう少しこのメニューを今後もっと推進していくのも、津波ばかりではなく、地震及びそれに伴う火災の発生を速やかに鎮火する意味からも、ブロック塀とかそういったところは補助していくようなことの必要性を感じているわけなんですけれども、この決算を通じて、担当の都市環境課としては、そういった地震の関係で、今後、どのような検証をされてこの決算を迎えたのか。予定よりちょっと減額になって、件数も少なく行ってしまったということを考えて、そういった、今起きている熊本地震の現状を見ると、非常に緊迫感を私なんかは感じるわけですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

TOUKAI-0の推進ということですが、今、この前、一般質問でも御説明させていただいたんですが、今のところ、56年以前の建物のところにつきましては、現状を調査いたしまして、ダイレクトメール、あとは戸別訪問ということで、1周、今、1回目は全てダイレク

トメールも送りまして、今、2回目ということで、耐震診断のほうを行っておらない家屋を対象に、今またダイレクトメールのほうを送らせていただいております。

今後の方針につきましても、今回、このTOUKAI-0の補助金のほうで、木造改修というところが当初より低かったということもございまして。しかし、耐震のわが家の専門化診断のほうから、新築で家を建てかえるといううちもございまして、そういううちが重なりますと、改修のほうの件数は減ってくるということもございまして。

ただ、今後につきましても、広報とかそういうものでも周知していきたいと思っておりますし、今年度から新たに小学生、中学生を対象に、まず子供のほうに耐震の重要性であるとか、そういうものを講義の中に入れていただいて、子供から親のほうに話しかけをしていただくような形で、家族でそういうものに関心を持っていただくというような事業も今年度から行っております。

そういうものを通じまして、今後、もう少し耐震診断のほうを進めていながら、件数のほうを増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

新しい事業の年度の事業も紹介していただきまして、ありがとうございます。

しかしながら、この県の事業ではあるんだけれども、やはりこの我が町吉田町と考えたときに、やはりより一層この事業に対して推進をしていかなければならないと考えるわけでありまして、この決算をしたということで、ある程度評価はですね、効果が書いてあるものですから、その辺のところではいきますと、これだけのメニューだけでいいのかという議論はないんですかね。

例えば、藤枝市がやっているように、ブレーカーのところ地震が振動になると、それが重りがとれて、ブレーカーが落っこって、電気が通電しないといったことで、火災防止になりますよね。そういった事業を藤枝市はやり始めました。全戸に、無料化ちょっとわからないですけども、そんな形でも新しい事業をやったわけです。

今、課長のほうからは、小学生対象に地震の怖さをとということで、勉強をやっているということで、この決算を受けた格好でそういう形をやっているわけでありまして、実績を踏まえてね。そういった議論というのは、このTOUKAI-0の促進事業というのは、なかなか新しいところへ展開していかないものですから、そういったことも、この決算を踏まえて、御検討はされているのかどうか、その辺についていかがですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 決算のほうにつきましては、うちの当課で担当しておりますTOUKAI-0というものが家屋のメニューということで、既存建築物の耐震補強ということで進めておりますので、そのほかのメニューということにつきましては、また防災のほうもございまして、そちらのほうと話をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の252ページで、花の町推進事業費ということで、花いっぱい活動補助金ということでございます。さきの全協で、この吉田町花の会と花いっぱい活動というのは違うんだよということを要綱の中でうたわれているということで御指摘をいただきまして、その要綱を読んで勉強させていただきました。

そうした中で、花いっぱい活動補助金の交付が12団体ということでございます。これ、こういう書き方だと、ちょうど6万円くらいで割れてしまって、一律に行っているんじゃないかなと最初は思った。この要綱を読んだところ、ああ、そうじゃないなど。各、4条であるとかという中で、申請があつて、お支払いするんだよということは理解しました。

そういう中で、これ、もうちょっと書き方を、だったら各団体12個書くのは大変なのかもしれないんですが、書いていただければ、もっと我々も理解が深まるかなと思いました。

そういう中で、この要綱を読んでいきますと、9条に補助金の概算払いができるという項があります。しかも、これが平成27年4月1日から施行ということで、内容がどこか変わっているのかなというのがあるんですが、どこが変わっているかはちょっとわからないんですけども、そういう中であります。

今回のこの補助金の中では、そういった概算払いというものが含まれているのか。どれくらいの量あるのかということを確認と思わないでいただきたいんですが、御回答をいただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員がおっしゃっておりますとおり、吉田町花いっぱい活動補助金交付要綱というものがございます。それが主要な施策の説明書の252ページの一番下にございます花の会補助金、花いっぱい活動補助金、12団体というところにつながってくるわけでございますが、まずこの12団体、72万円というものにつきましては、8月の決算審査のときに監査委員にもお見せしているんですが、補助金状況一覧表というものの中で細かくうたわせてはいただいております。それがこの252ページに載っていないということにつきましては、今後、もう少しわかりやすいものを心がけたいと思えます。

ちなみに、じゃ内訳が、72万円の内訳がどうなっているかということにつきましては、細かい名称はちょっと控えさせていただきたいと思えますが、要綱の中の3万5,000円という団体が3件、5万円という団体が4件、6万5,000円という団体が1件、8万円が2件、9万5,000円という団体が2件の合計12件で72万円となっております。

その中で、これが上限でございますので、この金額が上限でございますので、1団体につきましては、面積で5万円のところがあるところを、実績から3万5,000円という支払いをしている団体が1件ございます。ちょっとわかりにくい説明かもしれませんが、そういう状況にあります。

そして、9条の概算払いという項目でございますが、確かに9条に概算払いという項目がございます。この花いっぱい活動補助金の27年度の実績は、概算払いを適用しまして払っているものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

全団体が概算払いということによろしいですか。今の答弁だと、そのように聞こえたんですが、まず1点、そこのお答えをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 9条になぜ概算払いというものをしたかというところは、事業を執行していく中で、普通でいきますと、それよりも、概算という、全部概算でございます。結論を言うと、全部概算でございます。失礼しました。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） せっかく途中まで答弁されたので、改めて質問いたしますが、概算払いというのは、先払いという意味だと思うんですよ。多分、その団体が26年度末くらいに来年度の計画を立てたときに、ああ、これくらい必要だねということで、先にこれだけちょうだいということで、多分概算払いというようなこの制度になっているのかなと思います。

何でそういうことができるような要綱にしたのかというのがありますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） このもととなるものが、補助金交付規則だと思いましたが。その中に、概算払いというもの、ちょっと待ってください。事業を執行する目的で、先に払うことが、概算払いというものを規定の中に設けたものにつきましては、概算払いができるということの中で、なぜそれじゃ概算払いが必要かということにつきましては、事業を執行する中で、失礼しました。補助金交付規則の第9条に支払いというところがありまして、(3)のところにも前払いをしなければ補助目的を達成することができない場合で、事前に審査をする手続を経て、前払いができる定めを別に設けたときということがございまして、それを適用しまして、花いっぱい交付要綱のほうに9条に概算払いというものを設けさせていただいてございまして、それを適用しまして、先に払っているものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 質疑をお願いいたします。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その概算払いの要件というか、こういうことでというのは、今わかりましたよ。要は、この団体にもととの資本的なものがないから、概算払いできますよということによろしいですか。

あと、この要綱が27年4月1日から施行ということで、どこか変わっていると思うんですよ。その点をまたお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） なぜ概算払いをするかということにつきましては、前払いをしなければ、先ほど議員のおっしゃったストックがないもんだからというようなこともあるかもしれません。でも、前払いをしなければ補助目的を達成することが難しいという状況にあるということで御理解をいただきたいことと、平成27年4月の改正につきましては、すみません。今手元に対照がないもんですから、事細かくどこが変わっているというところは答えられなくて、申しわけありません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時08分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 休憩をいただきまして、ありがとうございます。

まず、概算払いの必要性につきましては、基幹的団体、実践的団体におきましても、やはり事業を積極的にやっていたりしていく中では、事業費等も膨らんでまいります。その中で、自分たちの財源によって事業を執行していくというものが非常に難しくなっている中で、概算払いというシステムを取り入れておりまして、これは24年度の改正とは関係なくて、当初から概算払いということで、9条だと思いましたが、入っているものでございます。

また、24年度の4月1日からの内容につきましては、より事業に取り組みやすいことを目的としまして、第2条の(3)です。5人以上の構成員をもって結成されたということが今の要綱でございますが、その前は10人でした。それを5人に改めたものが27年4月1日でございます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。

○9番（増田剛士君） はい、了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

説明書の219ページでお願いします。青柳田中線道路改良事業費ですね。この道路は、非常に便利な道路をつくっていただきまして、確かに富士見幹線と吉田大東線を結ぶ道路ですね。1カ所、中に遊歩道、皆さん多分御存じだと思いますけれども、遊歩道のところが、この道路、当然港湾といろいろ絡むもんですから、難しい問題が絡むと思うんですけれども、遊歩道のところが、あそこは常に歩く範囲と自転車が通る範囲で、遊歩道のところにとまるものというか、ないんですね。そういう部分での安全性というのは、どの程度、その安全性と、あれから旧の県道へ出るときの必ず事故が起こると思うんですけれども、見えないところ、非常に危ないんですけれども、あの安全性というのはどのような形で確認をされているんですか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃっている遊歩道というのは、自転車道、通称自転車道と言うのですが、太平洋側の自転車道のことだと思います。上から行きますと、吉田大東線があって、その真ん中に自転車道があって、富士見幹線というような縦道の青柳田中線でございます。

この事業を施工するに当たりましては、牧之原署、自転車道の所管が県島田土木でござい

ますので、双方ともに協議を行った中で、今の形になっているものでございます。そういうふうな中で、安全の確保ということは少し語られている中で、今の状況になったということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

理解いただきたいと思えますと言いますけれども、理解できないから言っている話であって、あの通りをずっと歩いてもらうと、町道との交差の部分であるとか、全てがとまるような石柱ですよ。ありますよね。そして、青柳田中線のところには、とまる、港湾の関係で書けない、とまりをつくれないうことで、絵がかいてありますよね。そういう意味で、非常に便利な道なんですけれども、便利な道なんですけれども、子供たちの通学路でもあるし、あそこを通る、多分見てもらえばよくわかると思うんですけども、たくさん、大勢自転車も通るんですよ。そういうときに、安全性というのはどの程度やったんですか。かなり話はしたんですか。そして、どうしてもできなかったんですか。

遊歩道のほうにできるんじゃないか。全部やってありますから、なぜできないかというやつをちょっと聞かせていただいたほうがいいですか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 自転車道との交差点につきまして、県土木とかなり語ったつもりではおります。その中で、今、現状を申し上げますと、自転車道のほうには車どめ、石のやつですね。それが設置されております。青柳田中のほうにつきましては、牧之原署とお話をさせていただき中で、とまれという表示はあそこには好ましくないということで、青柳田中のほうにはその表示はしてございません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言った石柱って、確認していますか。要するに、もしね、それは見ていただければわかることですね。

そういう中で、こういうものでいろいろ相談をしながら、安全だよ、いいよって結論出してやらなかったときに、その後何かあったときに、責任の所在ってどこへ行くんですか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 道路管理者でございます。責任のところは道路管理者であります。道路管理者というか、そこの町道であるなら町道、太平洋岸自転車道であるなら自転車道ですが、何にしても、すみません、現地を確認して、対応というか、確認をさせていただきます。すみません。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひそうしてみてください。そして、安全性を確かめて、安全であればあるほど皆が使えるわけですからね。何かあったら、やっぱり取り返しのつかないことになりますので、そういう面をぜひお願いいたします。

出たところのもう一つの今の吉田大東線での1回車が出てみてください。そうすると、何が起きるか大体わかると思う。出てみないとわかりません。1回それも車で行って、できるだけ前の長い車で行って、確認をしてください。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時19分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、9款防災費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

説明書の263ページですね。全協でもお伺いしましたが、第4分団詰所解体工事563万9,760円で、107.25平米ですか。解体費が平米当たり4万1,698円で、坪数で大体30坪くらいですよ。ね。というと、かなり金額的にいい値段だなと思って、普通で言うと、消防の詰所で、消防団員が詰めるところが座敷が昔のあれであって、その横に車庫というか、消防車を入れる、2台だから入れるところがあって、普通で言うと、倉庫みたいな形の鉄鋼造ということで、自分がちょっとこのごろ住宅の解体、木造住宅の解体で、どのくらいかかるかなとちょっと業者に伺ったところ、木造住宅、坪単価2万円くらいで解体工事ができるよというふうなお話を伺ったもので、そうすると、大体平米単価3倍しても、12万幾らということで、中ががらんだ割には金額がいいじゃないかなと。それで、鉄骨だもんで、鉄も鉄くずとして解体業者が処分すれば、その分は逆にマイナスになるかなというふうな考え方から、この金額が妥当かどうかというのはちょっとわかりませんが、ちゃんと入札してやったもので、妥当だとは思いますが、その辺で、比較的自分が考える当たって高いなという金額でありますので、その辺の普通と違うよというところが特別ありましたら、その辺で、ただの倉庫みたいなもんじゃなくて、こういうことがあったもんで高くなったというところがもしあるなら、その辺をちゃんと説明してください。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

旧第4分団の詰所の解体工事でございますけれども、この旧第4分団の詰所につきましては、昭和53年に建築がされた建物でございます。昭和63年以前のものについて、アスベス

トが含まれているかどうかと思われるというようなことで、アスベスト対策を含んだみなし工事と言いますか、そういったことも含めた工事を施工をしてございます。

例えば、仮設工事としまして、養生を普通よりも高くした養生をしたりとか、屋根のステートにアスベストが見込まれるという中で、室内の中にも足場を組みまして、その屋根のステートにつきまして、粉碎するような解体ではなくて、そのまま撤去をして、処分をするというような工事も行ったところから、通常の解体工事よりも割高になっているというところがございます。

今回、こうしたアスベストの対策費を除きまして解体工事費を見ますと、平米当たり1万6,000円くらいというような形です。

ここには載っておりませんが、第3分団の旧の詰所も解体をしているわけですが、そちらのほうも、平米単価で見ますと、解体工事費が大体1万8,000円くらいというところで、妥当な金額ではないかというところで認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。

予算を通しておりますので、この予算に対する決算の質疑ということで、質疑のほうをよろしくお願いします。

○11番（八木 栄君） 質疑の域。今の質疑じゃなかったですか。

○議長（大塚邦子君） 第4分団の詰所の解体工事に関しては、議会として予算を議決しておりますので、その予算に関して、決算がどうだったかということの質疑になります。先輩議員なのでわかると思いますが、質疑のほうでよろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

決算の245、この4ですね。防災意識向上事業費、説明書のほうでは268ページから269になります。

この中で、地域防災士の指導員養成、この中にも何人かはおられると思います。そして、これが2年たちました。私も登録はしているんですね。その中で、一つの組織もできたことは事実ですね、皆さんで。そして、その組織ができて、皆さんとの代表というか、各地域から出てきた人が月に一度、非常に勢いよく、いろいろなことを考えながらやっています。ありがたいと思います。

これに関しては、17日も静岡へ行くような形、皆さんで行っていますから、そのくらいの頑張っているんですけども、ただ、残念ながら、私も取ってもう2年になりますけれども、その形、中に入りました。形はできたんですけども、それが何をしようとか、そういうのは非常に見えにくいんですね。要は、子供たちのジュニア防災士もそうですね。

そして、だからその中でお聞きをしたいのは、その中で、どこまで組織的にやって、この中に書いてあった一つの地域に2人いれば、2人くらいという非常にいい形は目標で挙げているんですけども、それに向かって、今、どのような形で進んでいるかをちょっと聞かせていただきたいんです。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 地域防災指導員の養成の件でございますが、もちろん大

前提としまして、こうした防災に関する知識、技能を持った方々を養成して、それぞれの地域の自主防災会等に入っていて、地域防災力の向上を図っていただくというところは、大前提で、目標で持っております。

今、山内議員がおっしゃられたような組織的なものにつきましては、あくまでも行政側もバックアップはさせていただきますが、あくまでも任意の団体という形で、私たちとらえておりますので、何らかのスキルアップをするための講習会であるとか、そういうものは開かせていただきたいと思います。

そんな中でも、あくまでも任意の団体ということで進んでいっていただきたいと思います、今後は。そういうふうには思っておりますが、町としまして、今後もフォローアップの研修等行いながらやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

この発想というか、起こったことに関しては、目の前に迫っている地震に対して、皆さんで、みんなで守ろうという話ですよ。そして、特に子供たちにそういう強い意識を持たせて、今回もTOUKAI-0でやってもらえるようではございますけれども、そういう中でね、そういう中で、やっぱりできるだけ早く、これからジュニア防災士を受ける人たち、それと防災講座というか、防災講座を受ける人たち、そういう人たちの目標をつくるためにも、何をしたらいいかということをしてできるだけ具体的な例でやってやらないと、やっぱりやる人が、試験を受けて、受けるだけで7日間やりますから、かなりハードなんですね。

その中で、そういう意味で、これから町のほうで考えている防災士の計画というか、計画、目標、そういうものに関して、ちょっともしわかれば、それに向かって我々も進むことができますので、その辺で何かそういう計画としているものがありましたら、お願いをしたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 地域防災指導員に対しての計画というような話でございますけれども、今回のKPIでも、自主防災会に各町内会で2人ずつ養成をしたいというようなところで目標も掲げさせていただいておりますけれども、やはり、例えば防災訓練のときにも、各自主防災会がどんな訓練を行っていったらいいかというようなところで、地域防災指導員の方々にこういった訓練をやっているとか、御指導していただいたりとか、ただ、あそこだけの自主防災会だけのことだけではなくて、ほかの自主防災会とも連携をとり合った、平時からですね。そういったことも、訓練も含めて、そういったこともやっていただきたいと思います。

今回、毎月地域防災指導員の方々が集まっております、その中でも防災課のほうでも顔を出して、一緒に今後のどうしていこうというようなところも話し合いをしておりますので、そういった場もつくりながら、指導員の皆さんと一緒に今後のあり方ということも含めて、一緒にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、中でしっかりと議論、関連した議論をしていきますので。

実は、これをやるに当たって、皆さん試験を受けて、そしてやったんですけれども、私も仕事上、なりわいを持ってやっていますけれども、非常にわかりにくいんですよ。何をやっていいかというのがまず見えてこない。

そういう意味で、そういう意味では、これから現状をそういう形で踏まえた上で、そしてぜひどこかを出していただきたい、近いうちに。代表の人たちに出していただければ、彼らは一生懸命やっていますので、その方向性で見えてくると思うんですよ。その辺で、ぜひその辺をお願いをしたいし、当然町としては、その辺のやつをやるべき、多分期待をしていると思いますので、やるべきだと思うんですけれども、その辺のこれからの何をしようか、2カ月に1回とか、そういう形での何かの顔合わせであるとか、そういうものやっついていかないと、ただ資格で終わってしまうような気がしますので、その辺をちょっと根性を入れてやっていただきたいと思うんですけれども、その辺を聞かせていただいて、終わりとします。

○議長（大塚邦子君） 決算を受けてということでお答えのほうをお願いしたいと思います。
防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） これからも地域防災指導員養成講座を開いていきたいと思っておりますし、指導員については、もっとちょっと養成をしていきたいという中で、やはり行政のほうもバックアップするという形で、指導員の皆さんと顔合わせをしながら、こういった連携ができるかということも含めてやっていきたいと思っています。

以上です。

○6番（山内 均君） 議長、6番です。一つだけ聞かせてください。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

端的に聞きます。これ、自主防災会との関係を一つだけ最後に聞かせてください。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 自主防災会との関係というところでございますが、あくまでも地域防災指導員につきましても、地元の自主防災会の構成員であるというふうに思っています。そんな中で、こうした講習を受けて、知識、技能も高めていただいたというところで、やっぱり地域のリーダーになっていただくというふうな形で考えております。

以上です。

○6番（山内 均君） はい、了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

270ページで情報伝達充実強化事業費でございます。過日の全協で、防災用MCA無線保守点検委託という形で、年1回、蓄電池操作等々、委託で点検されているということでもありますけれども、やはりこの情報のところで、このMCA無線、携帯は使えなくなりますので、非常に有効な手だてだと考えるわけでもありますけれども、その管理について、委託した場合はけれども、こちらのほうで防災課として全部で35台分、自主防各1台ずつ持っているんですけども、その履歴というものは、例えばどこを修理したとか、どうだというものの履歴で管理して、委託業者に全部お願いするばかりじゃなくて、自分たちも管理しているか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課です。

MCA無線の管理につきましては、まず備品番号も含めて、もちろん備品台帳として管理をしています。

それから、それぞれ現物は、自主防災会であるとか、自治会であるとか、お渡しをしてございますので、毎年、年度初めに、自主防災会のどなたがお持ちになっているかというようなところも調査をさせていただきながら、うちのほう、管理をさせていただいているという形でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうすると、防災課としては帳面上の管理で、物の管理ということは、この委託された方々が全部、本部はいいですね。庁舎内ですけれども、それでも自主防のそれぞれ町内会長さんのところ、自主防災会長のところに委託業者が行って点検をして、全て確認をしているということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） すみません。保守点検につきましては、事前にそれぞれ持っている方々に事前に通知をさせていただきまして、防災課のほうで引き取りにお伺いして、防災課でまとめて保守点検を業者のほうに委託をしているという形でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

なぜこんなことを聞くかということ、過日の防災訓練で、バッテリー切れで使えなかったという事案が発生したですよ、目の前で、私の。携帯を使ってこっちへ連絡しているというのがあるということで、年に1回やっているからには、保守点検でバッテリーの残量をもろろ調べるのではないかなと。それだけ命にかかわるものであるものですから、それというのは、管理責任がどこにあるかという問題も発生すると思うんですが、でも委託をしている以上、各自主防、消防団等々、そのお持ちになっている方がしっかりと管理をして、充電しなければならないという責務があるなら、また話は別なんだけれども、委託して、しっかりとした形でやるならば、その委託業者がちゃんとした業務をやっていないんじゃないか。

ちょうど27年度決算で、4月ですか。ですから、やったばかりだと思いますので、そうなってくると、この委託に関して、しっかりとした指導をしていかなければならないと思うんですけれども、そういった考え方でよろしいんですよね。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課です。

保守点検につきましては、もちろんバッテリーがないかどうかも含めまして、バッテリーに問題がないかということも含めて保守点検はさせていただきますが、通常、それぞれのお渡しをしている皆さんには、もちろん充電器で常時充電をしていただきたいというところでは周知をさせていただいておりますが、また、そうしたところも含めて、再度お願いをして、非常時に間違いなく使えるような形で管理がしていただけるというようなところで、ち

よっと周知をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

ぜひともお願いしたい。そうすると、そういったバッテリー関係の管理は、使用する方のところであるという指導までしっかりとお願いしてやるといったところをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の264ページの水防費であります。これは土のうをつくる原材料費であるとか、本当に消耗品という形で上がっているわけなんですけど、これの目的を見ますと、河川整備の治水対策ということでのっております。

現実、今、ゲリラ豪雨等で道路冠水するところはかなりあります。そういうところでの土のうを積むというような作業というものもあるかと思うんですが、これにはそういったものも含まれているんでしょうか。

そういう中で、ゲリラ豪雨による道路冠水の場合、短時間でがって増えて、短時間で引けてしまうんですね。そうしたときに、土のうを持っていくというか、そういった作業の中で、時間的なロスが出るというのがあるんですが、大体冠水するところは、もう今、ある程度わかっている中で、その付近にこういった土のうを常備しておくというようなことも考えてあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

私どものほうで使わせていただいている予算でございますので、建設課で説明をさせていただきます。

河川治水対策に使ってございます。議員おっしゃるように、本当に短時間に変化するという状況でございますので、常に砂、土のう、ストックがあるという状況を保つことを心がけております。

それで、土のうが、それじゃ持っていく時間がロスがあるじゃないかというお話でございますが、私どもの中で、常に弱い部分というですか、のところには土のうを運んでおきまして、ストックという言葉が適切かどうかあれですが、自治会にもお渡ししてございまして、その方たちにもお渡ししてあるというシステムをとっている状況でございます。

以上でございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時45分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。いろいろすみません。

決算書297ページと説明書の中での322、321ですね。いろいろアドバイスいただきました。

実は、このよしきたの広場ですね、あそこが非常にいいものが完成したと同時に、あのところが全面が芝生ということで、グラウンドゴルフの人たちが非常に、本当に手をかけてやってくれているんですけども、そのときに、土曜日と日曜日は、もう完全にあそこではもうゲームはしないと、グラウンドゴルフのゲームはしない。子供たちのためとか地域のために、もうずっとあげましようということで、あけるようになったんで、やってないんですけども、試合とかそういうのはね。そのときに、この中でコミュニティ広場の指定管理委託料とか、その中で委託をするに当たって、何かそういうような指導であるとか、そういうものはされたんですか。

要するに、周りの人たちとのすみ分けというようなものを、使うに当たってね。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

特にやったということは聞いておりません。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 非常に予想外の回答だったものですから。この神戸コミュニティ広場、建設をしていく中では、皆様も御承知のとおり、地元建設委員会をつくっていただきまして、その中でいろいろ施設整備を行って行って、管理をどうしていくかまで含めて建設を進めておりますので、そうした中で、できる限り管理しやすいような緑化のやり方をしているというような、そういうコンセプトで話し合いをしながら進めていってございまして、また芝の利用についても、あそこができた結果で、いろいろなところでグラウンドゴルフを行っていらした方が、また拠点を移されて、そこでもやっていただいて、管理にもつなげていくと、そういうような仕組みを地元でつくっていただきまして、ただ、グラウンドゴルフだけの広場ということになると、大変地元のためにはならないんで、でき得る限り子供が遊べるような環境をつくりましようということで、土・日などは子供さん方が遊べるような、そういう管理の、運営の仕方をしていきたいと思います。自発的に地元の皆さん方で考えていただいたという仕組みでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、マイクを自分のほうに近づけていただければと思います。

ちょっと声が聞き取りにくいです。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言われた、確かに自主的にやっていただいたということで、実はあちこちからそういう

ルールのないところに困った話題もいっぱい来るんですね。そうすると、今回こういうことが起きたことによって、一つのルール化というか、ルールとして決めることはできないでしょうけれども、一つの標準的なものというか、非常にいいものができましたので、それをもしやっただけであれば、例えば小山城公園だって、あちこちの公園の跡であるとか、グラウンドゴルフやっているところ、前回も出ましたけれども、あそこもそうですよね。西の宮公園もそうだし、小藤路公園も。そう言い部分の非常に住みやすい、すみ分けができた住みやすいコミュニティを持った吉田町ができるということで、本当に、非常に、本当に賞賛をしたいんですよ。あれは第一町内会の人たちがやっぱりやってくれたんですね。

だから、そういう意味で、当然今、理事が言われたそういう最初からのコンセプトがあって初めてできるんでしょうけれども、そういうものを、せっかくなので、これに関して、ほかにもそういう原点に戻ったものができていただければということで、一つのいい例としてやったんですね。これは、ぜひその辺で、どういうものがこれからできるかということを考えなければいけませんけれども、その辺をやっていただきたいと思うんですけれども、それはちょっと外れたと言われるかな。それは、ちょっとまた返事がありましたら、これ、本当にいいことなものですから、ぜひそういうものに関しての進め方をやっていただければ。一言お願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この神戸コミュニティ広場につきましては、コミュニティ広場という位置づけを行政も、最初から位置づけをどうしていくかということで、コミュニティ広場にしていくということを地元にもお伝えしながら整備を進めておりましたので、コミュニティ広場の目的というのは、教育委員会が所管しているとおおり、子供たちが使っていくというような、そのコミュニティ形成の中で使っていくものなものですから、都市公園とまた違う役割を持っています。

ほかの愛護会が入って管理をしているようなところというのは、都市公園のところが多いわけでございますが、その都市公園の管理の一環として、愛護会をつくっていただいて、そこが一部を管理していただいているという仕組みなものですから、どうしても後づけ後づけになっておりますので、今回こういう先例ができておりますので、そうしたところも例を出しながら、全体の施設の管理がよくなっていけばいいことですので、ぜひ波及をするような努力はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

まさにこれはお願いだけしておきます。これ以上は進みませんが、ぜひそういう意味で、いい形での使い方をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

281ページ、ちいさな理科館事業費の中で、ホテルの里づくり事業というのをやっておるようです。そうした中で、14節にホテルの里づくり事業に係る重機借上代というのがのってあ

りまして、その隣の16節には、ホテルの里づくり事業に係る客土、影石等ということでありまして、128ページ、次のページのところには、ホテルの里づくり事業ということで、時系列に出ておるわけです。

その中で、27年9月21日造成着手、その前には計画もつくっているという中でありまして、これは、この会の方々が重機の免許を持っている方もいて、そういう中で、全てそういう業者に頼んだじゃなくて、自分ちでやってしまったよということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

機械の借り上げにつきましては、オペレーター込みでの値段になっておりますので、業者にやっていただいております。

○9番（増田剛士君） はい、了解。

○議長（大塚邦子君） 質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

319ページで、全員協議会の中でも報償費のところでも聞かせていただきました。ソフトランニング講師8名分、5,000円掛ける98名ということで、この5,000円という金額が、スポーツ推進委員の報酬が7,000円、そこら辺のところでも、スポーツ教室指導者謝礼金が2,000円、審判が2,000円で、ナイター講師5,000円という形で、全員協議会の中では、講師の規定があってということ、ちょっと例規調べたんですけれども、見つからなかったんですけれども、その裏づけとなるものというのはどちらになるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 審議の途中ではありますがけれども、本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

申しわけありません。若干予算に関連する事項になりますので、その部分につきましては、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの報償費でございますけれども、報償費につきましては、議員御承知のとおり、謝礼あるいは報償的な意味合いということで、報償費が支払われております。

こちらにつきましては、基準というものが財政を編成する上でどうしても必要になってまいりますので、11月くらいに次年度の当初予算を編成する編成方針をお出しする際に、作成する各課においては、その基準となる予算要求書の作成基準というようなものを各課に提示をいたしまして、その基準に基づいて各課は予算をつくっていくというようなこととなります。

ただいま御質問の報償費でございますけれども、これは過去からの実績、あるいは例えば近隣等の同様な種目というか、内容等をおかんがみまして、実務的、経験則的に今までの内容で積み上げてきたものがございますので、そういったものを私たち企画課のほうで各課に提示させていただいて、その内容に即した形で予算要求を各課がするというようなものになってまいります。

例えば、報償的なものにおいても、1日拘束されるもの、1時間で拘束されるものとか、いろいろその内容も違ってまいりますので、ある一定の基準に基づいてというようなことで、そこのところは設けさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

基準に基づいてということで、このソフトランニング講師は、全員協議会の中で聞いたところによると、体育の先生とか体育協会の方とかということで、専門性のある方だったらいいと思うんだけど、普通の多少走ることが好きな方とやはり違うと思われるんですが、その辺のところは、皆さん、この講師という方は、それぞれの教職を持っていて、体育の免許を持っている方ということでよろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

そのとおりで、教員の免許、あるいは陸上経験があるということで、専門的な知識を持っている方が5,000円ということで、なぎなたのほうも5,000円ということで、スポーツ教室指導者のほうにつきましては、誰でも気軽に楽しめるということで、なれるということで、2,000円ということでやらせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

例規の中で、1の5編の4185ページに監査委員とか、それぞれの農業委員、スポーツ振興委員のその1月の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例という形で決まっているわけございまして、そこが7,000円とか8,000円、1日ですよ。なっているところで、1日の束縛ではなくて5,000円という、その辺のところの意味合いの整合性というか、そういったものに関しては、どのような形で理解されているんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 特別職の報酬については、御承知だと思いますが、自治法の中でも条例制定規定になっております。したがって、条例として制定をすることによって、議会の審議もいただいて、それで妥当な、報酬ですので、報酬として実入りのあるものでございます。

ただ、8の報償費については、あくまでも謝礼ということでございますので、その謝礼の出し方をどうするかということについては、5,000円とか2,000円とかいうものばかりではなくて、例えば講演会の講師の謝礼などについても、同じ8節で措置をいたしますが、そうした場合だと、100万円とか200万円とかいうことも出てまいりますし、謝礼として、そこで市場の価格もございまして、そうしたところで妥当な価格を予算計上いたしまして、予算の審議をもって決めていくということになります。報酬と報償の決まり方というのは、そういうところで変わってくるということになっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

わかりました。その辺のところ、謝礼のお礼の部分を含めているよという形になっている

ということですね。わかりました。

続きまして、総合体育館の関係なんですけれども、323ページでございます。この決算額が1,461万円ほどで、臨時職員が325万9,000円、2人分という形になっております。これにまた館長とか直営の人材も入っていると思われるんですけれども、やはり行政改革の一環等々で、こういった施設に関しましては、今度できますオアシスパークのオアシス館もそうですし、いろいろなもので指定管理でやっていく必要性もあるんじゃないかなと考えるわけで、うちの町には体育協会という形で、もう相当の人数がいるところの、それを委託を受けられるような組織もあるのではないかなと思われるものですから、そういったことですね、いつまでも直営でやっているだけでなく、これもそうですし、図書館も同じような格好で考えるわけでありまして、図書館を民間で指定管理して、非常に効率よくやっているところもあるわけで、教育施設に関しましては、図書館、総合体育館、中央公民館、この三つに関してですけれども、そういったことを考えたときに、指定管理でこれから委託して、なるべく低コストでやるような形というのは、この決算を踏まえて、検討とかはされているんですか。あくまでも直営でやるという考えなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 指定管理制度を導入しての管理ということも、絶えず検討はしておりますが、まず総合体育館を指定管理ということで考えた場合は、この総合体育館の使い方というのは、行政目的が非常に比率が高い施設になっております。指定管理を法律の制度ののっとなって健全に運用していくためには、ある程度利用料金を自由に手に入れることができるという前提があって、初めて管理の水準なども上がっていくというような、そういう考え方になっております。この総合体育館をその指定管理者が利用料金を収入を上げるために、いろいろ使われますと、非常に使用の仕方が変わってまいりますので、この総合体育館については、指定管理はなじまないのではないかなと。

逆に、今は自治法上でできなくなっている管理委託ですね。管理委託であれば、非常になじむ施設なんですけど、自治法上で、もう管理委託許されておりませんので、こういう直営の施設が妥当ではないかなという結論を今のところは出しております。

図書館については、私から申し上げるのものはばかれますので、教育委員会のほうでお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 今、総合体育館の運営費に関してでありますので、そちらの答弁でよろしいですか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

それでは、同じような趣旨で、図書館費のところ、決算額が3,500万円という形で、それ以外に活動推進費という形で2,200万円でございます。管理費のほうは、固定費だもんですから、指定管理しても、それはそのままだと思いますけれども、316ページの図書館活動費推進費、こちら1,300万円という形でなっております。有効利用するような形で、非常に利用者も多いところであるものですから、そういった面で、十分利用料を取るといえるのはいかがかと思っておりますけれども、やり方によっては、なじむのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

やり方によってはなじむと言われるんですが、県内では浜松市が今、指定管理をほとんどやられているということで、大きな市とか都心部では指定管理が進んでおるんですが、小さい町とかというところは、なかなか進まないというか、逆にもうデメリットが出てきて、最近の状況では、館長を募集してもいないとか、職員がもう指定管理に出したいと言っても、それを発注するほうの専門の職員がいなくなってきているとか、そういう弊害が逆に出てきていて、余り指定管理がいいということばかりではなく、大きいところで職員いるところのほうが今、できているような感じで、うちの図書館の場合はなじまないのではないかというふうに考えております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。

ないようなので、これで質疑を終結します。

これをもって第41号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時10分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会20日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第42号の質疑

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

本日は、提出された特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を、総務文教常任委員会の所管課に係る議案を最初に、続けて産業建設常任委員会の所管課に係る議案をそれぞれ議案番号順に行います。

途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

日程第1、第42号議案 平成27年度、吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第42号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

最初の質問ということで、おはようございます。

土地取得特別会計、決算書の23ページに27年度末の土地残高という一覧表があります。この27年度中、土地の買収あるいは売り払い等、事例がなかったということで、26年度から変わらずということになっていますが、本来、先行取得等の用地確保ということでこの特別会計が設けられているというふうに思いますが、事業の進展に伴って、こうした特別会計保有の土地については、一般会計の買い戻し等、それぞれしていくのが基本の流れじゃないのかなというふうに思いますが、この1年間、こうした土地の動きがなかったということについて、該当する事業はなかったのか、あるいは買い戻しができない何かの理由があったのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

今回、買い戻しができなかったということで、一応この間の全員協議会等でもお話しさせていただきましたが、事業自体は、やはり終了すればそちらのほうは買い戻していきたいという意向はあるということでございますが、やはり現状の土地の価格であるとかそうしたこともございまして、今回は買い戻しを行わないということで、これは予算関係の財政的な面もございまして、そうした中で、今回は買い戻しを行わなかったと。

また、事業も、全て終了した事業というのが非常に少ない。先行取得ですので、途中のところを買っているところがありますので、そうしたことで、今年度は買い戻しの事例がなかったということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

該当する事業がなかったということの説明をいただきましたが、例えばこの庁舎周辺の整備用地等、ここに上がっておりますけれども、年数がかなりたっているのではないかなと思えますが、こういう庁舎の周りの整備も一つはやっぱり大きな事業じゃないのかなと思えますが、今お話がありましたように、買い戻しするときに、この買取時の金額で一般会計で買い戻しするのか、あるいは今時点では時価相場等に評価がえをして買い戻しするのか、その点の基準について教えてもらいたいと思えますが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 買い戻しに関しましては、あくまでも取得時のこの価格でということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

わかりました。ただ、ある程度時間がたっていて、ここに載っている土地については、地価の評価が大分高いときに取得したというケースもあるんじゃないかと思えますが、そうしますと、今の一般会計の買い戻しになると、かなりの金額になるというふうに思えますが、その点、評価がえ等をして、今の地価に合わせた買い戻しというふうなところのほうの合理性があるんじゃないかなと思うんですが、そうした点での余地はないのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） おっしゃっている意味はよくわかりますけれども、取得したときに特会で取得した土地が高くて、現状は、多分過去に取得していますから、土地は現状下がっていますから、当然今評価をして、あるいは時価で買い取りをすれば、同じことなんですよ。一般会計は安く買い戻しできますけれども、特会は、土地を取得するときにはその高い価格で買っているわけですから、どちらでやっても結果は変わらないんですよ、一般会計と特別会計を足せば。そういうことですよ。

高く買ったものを保有しているわけですから、高く買ったものを特会で保有していて、今の価格で買い戻せば、時価ですよ、そうすれば特会に赤字が生じて、特別会計も赤字とかという概念はありませんけれども、安い価格でしか一般会計で引き取ってくれない。そうすると特会のほうに赤字が出て、一般会計がもうかると。そんなことをしてもしょうがないん

ですよ。

これは一般会計も特別会計も吉田町の会計ですから、会計の中でやりとりをするときには、きちっと特会で取得した価格、支出した価格です、取得価格、これで一般会計は引き取る必要がありますよね。これで初めて吉田町全体では、その土地の価格というのは取得価格でやらずにちやいけな。

今、企業であれば当然時価会計ですから、時価で評価する必要があるのかもしれませんが、現金主義ですから。現金で支出した土地の価格が取得価格。その取得価格で実際に一般会計が引き取るときには、きちっと取得価格を払ってやらなければ特別会計は成り立たない。そういうことです。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

副町長の言われる、大きな全体の会計の中でのやりとりだから全体的には変わらないというお話はよくわかります。ただ、私は、そのために今の一般会計で買い戻す場合に、一般会計での予算のつけ方、あるいは取得費の捻出が、この時価評価ですと高いから、ちょっと捻出が難しいというようなケースが出てくるのではないかなと思います。そうした一般会計に買い戻す場合の、この土地取得特別会計が持っている金額で買い戻すということが支障にならないかどうか、買い戻しのときに。そうした点で伺いたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 現状、少なくともここの取得価格は、一般会計から見れば安くなっているかもしれませんが、特別会計から見れば、高い当時に取得した価格を一般会計に安く買い取らせるということですよ。

高いから買わない、安いから買わないじゃなくて、財政状況、一般会計の財政状態、特会で保有している土地の状況を見て、必要があれば適切に買い取りをすることが一番いいんでしょうけれども、今の一般会計の財政状況を見て、なかなか今、土地取得会計が保有している土地を買い取るような財政状況にはないということです。

○3番（大石 巖君） はい、了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

全協で聞いた内容については今、大石 巖議員に質疑していただきましたので、重複するところは避けますけれども、参考資料ナンバー4の2のところに、所有地一覧図がございまして、その中に、確かに先行取得をして事業未実施というものはあるんですけども、事業は終わっていて、一般財源のところが財源がないということで重々わかるわけがございまして、その中でもナンバー1、23のような道路後退部分用地が結構多くあるわけがございまして、この辺の整理というんですか、そういったものを土地取得会計で確かに先行取得して、それで道路等の公共福祉の向上、町民の福祉の向上のために供用されているわけがありますけれども、残ったところをずっと、これは今後どのような格好で処理をしていくのか。

これを一般財源で買うといっても意味がまた違ってくると思われるものですから、こういったものに関しまして、行政財産、普通財産等々あるわけがございまして、目的があるという、行政財産になるのかな。そうなったときに、後退部用地が金額でも21のところ

で230万、23のところでは250万、約500万ぐらいあるわけでございます。そういったところの点、それとあわせて都市計画——これは代替用地なものですから、また違うと思うんですけども——そういったものもあると思いますが、特に後退部用地に関しましては今後どのような処理をされるか、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

議員からの御質問の庁舎の前の方の道路後退部分ということでのお話かと思えます。

今、バス停のところの付近になりますが、こちらにつきましては、事業のともと計画がございまして、まだ計画途中という段階でございます。用地の全体の整備の中では、用地交渉等は全て終わっていないという状況です。

なお、なかなかやはり土地の所有者の方との関係もでございます。そうした中で、今後、役場庁舎、特にバス停をおりてからのということになりますので、そちらのほうは今後事業としてということではなく……

○議長（大塚邦子君） 総務課長、議員の質問は21、23の道路後退部分用地でありまして、今、総務課長が説明していただいたのは22、庁舎前整備事業用地のことと、少しちょっと言われていることが違うと思うんですが。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 申しわけございません。21、22ということで、ちょっと私、考えていたものですから、申しわけございませんでした。

21、23ですね。道路後退部分の片岡の150号線沿いのところになるんですかね。こちらのほう、確かに道路後退部分ということで用地のほうがございまして。こちらのほうは、当土地取得の担当課としましては、こうした事業がもう既に終了に向かっているところにつきましては、買い戻しのほうをお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

特会のほうで売りたいと言っても、一般会計のほうで財源ということでもありますけれども、そういった、終了して残地というんですかね、そういった残ったところあると思われまますので、今の特別会計だとこれを用途を変えろというわけにいかないと思われるものですから、一般会計に買い戻せば、この中にありますポケットパークとか緑地帯とか、いろいろな近々の方々に売却するとか、そういったことも可能なんですよね。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この土地取得、それから土地開発基金の仕組みでございましてけれども、土地開発基金というのは、土地で持つか現金で持つかという、その管理の仕方としてはそうした資産の持ち方というふうになっております。

それで、これを先ほど大石議員からの御質問もありましたけれども、簿価から下げて管理することはできないかと、こういうことでしたけれども、ここで特別損失とかそういう管理の仕方というのはないものですから、まず現金で持つか土地で持つかと。残高としては、簿価で土地の場合は管理するというのが原則でございます。

それで、この道路後退線などについては、道路形状ができたものについては買い戻しをす

るということで行っていますが、残地については、その処分の仕方が決まるまでは土地開発基金の中に土地として管理をしていくと、こういう方法で今、行っておりますので。それを普通財産にして売却をするという方法もあるわけですが、その場合でも一般会計に買い戻しをして売却をしていくということで、土地開発基金に影響を及ぼすような管理がないように財政的には措置をしていくと、こういうルールが普通であろうかというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第43号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第43号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第43号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

主要な施策、説明書の4ページの賦課徴収費でございます。

「公正な課税を行い、また軽減や自己負担減などを正しく運用するために、世帯主が未申告であるものに対して申告書を送付した」ということでございますけれども、通常はそういったことはないと思うんですけども、不納欠損の把握などで、時効未収入とか生活保護等々で231の方が該当するというのを過日全協で聞いたんですけども、そういった未申告者の方々に対する送付というのはどのようなケースが多いのか、説明をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

不納欠損の関係等を行っているわけでございますが、財産の調査に関しましては、預金調査等、できる限りの調査をさせていただいて、不納欠損をさせていただいております。

それから、未申告者に対しましては、申告をしていない場合ですと軽減の対象とかならない場合がございますので、そういうこともございまして、その都度未申告の方には呼びかけをして、申告していただくことによって御本人様の軽減の対象になることもございますので、こちらから滞納者の方に御案内する場合には、必ず申告していただくような御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、滞納されている方なんですよね、未申告というのは。通常は未申告という

のは少しあれなんですけれども、国保税に関しましては軽減の減免という形があるわけでございまして、低所得者に対する措置等が考えられるんですけれども、そういった方々が未申告であるために滞納しているということで、調査して、軽減が図られるかどうかは町のほうで把握しているということで、それでいろいろな事由があって231名なんですけれども、その中に特定対象者被保険者——リストラ、非自発的失業者の軽減とか、自己都合によらない退職とか倒産、解雇等で、今は大分景気のほうも一部では大手は戻ってきていますけれども、一時相当ひどいそういったものがあって、リストラされて社保から国保に変わって、今までの収入が前年度高かったために、国保税が非常に高くなって非常に困惑されたということで、それに伴う軽減だと思えるんですけれども、現状どのぐらいの影響があつて、そういったものに対しての御指導とかはどうされているか、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

非自発的失業者の軽減につきましては、失業者の前年所得の給与所得を100分の30として計算しております。そういう計算で出させていただきます。

それから、国保の未納者の方の一番大きな原因といいますか要因といたしましては、非自発的な方はこういう軽減措置がございますので、それで負担が減ることがございますが、会社をおやめになって国保に入られるという方が大変多ございまして、そうしますと前年度所得に対してかかってくるわけでございますので、大変ちょっと御負担が増えるということが現実でございます。

その場合にうちがどういう対策をとれるかと申しますと、やはり御本人様とお話しさせていただいて、例えば分納であるとか徴収の猶予とかということで納めていただくようにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） すみません、10番、藤田です。

18ページの一般被保険者高額医療費でございます。

これ、当初予算に比べて、当初が1億8,500万、それで決算額が2億1,500万という形で増加しているわけで、高額医療にかかれる方、退職者、被保険者等もございまして、両方合わせますと、高額医療費というのは伸びているなというのを感じるわけでございます。

担当課に過日、今、吉田町で高額医療で一番かかっているのはどういうものがあるかということで聞いたところ、循環器系の高血圧が一番、消化器系の肝炎が二番、糖尿病が三番、そして、がんというような報告を受けております。

二、三年前ですと、がんが非常に多かったんですけれども、生活等が変わった影響で大分その構成が変わっているんじゃないかなと思うんですけれども、こういった実態を受けて、高額医療費のほうは早く元気になってもらうことが一番なんですけれども、その一方で、そういった病気にかからないという点の施策もやはり国保の中で同じような形で持っているわけでありまして、こういった状況を把握して、この高額医療をなるべくかからなくて健康で長生きしていただけるというような形で特定健診等を人間ドックも含めましてかかわって

と思われるんですけども、この実態をどのような形で利用されているか、この結果を受けて。その辺について御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） ただいまの質問についてお答させていただきます。

今、議員さんのほうからお話がありましたとおり、高額医療については年々伸びておりますし、診療の病気の内容についても、昨年度とは違って循環器系が増えるとか、そういった内容になっているわけでございます。

いわゆるこれに対する対策となると、やっぱり特定健診、特定保健指導、こういった事業をしっかりとやっていかなくちやいけないというふうに思っております。特に、特定保健指導につきましては、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でK P Iを設けまして、29年度は60%ということで目標にしているわけなんですけれども、なかなかそこまで到達していないと。

全協の中でもお話ししましたけれども、27年度は41.7%ということで、26年に比べては増加したわけなんですけれども、まだ目標に到達していないということで、さらに今後、こういうことも含めまして実質的には積極的に事業を進めていかないと、やはり糖尿病とか生活習慣病とかその予備軍の方が一旦そういった病気になりますと非常に高額な医療が発生すると思われまますので、そのためにはやはり医療費の抑制という観点も含めまして、事業を今後も積極的に進めたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今、御答弁いただいて、参考資料の40ページでございますけれども、実施期間が平成25年から、集団検診以外にも開業医の皆様方に委託して、その開業医に行ったときに、ついでにどうか一緒に特定健診もやるような格好で間口を広げているわけでございます。

27年度の受診者1,948人のうち、307人の方が町内の開業医の方々に受けたということを知っているわけなんですけれども、個々の被保険者の方々、町内にだけかかっているだけではなくて、町外にもかかっているかたもいらっしゃると思うものですから、ある程度、1,948人のうち307人がそういった開業医の方々に特定健診を受けて指導を受けているといたしますと、かかりつけ医の話というのは、やっぱり患者の身となると、先生ですから話をよく聞くと思うんですよ。そういうことを考えると、町外の開業医の方々にも委託してやるというのは、吉田町民に限ってですけども、そういった形でやるというのも、受診率が60ということでK P I目標を設けているのであれば、より効果的なものだと思いますんですけども、そういったものも検討されているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） ただいまの質問についてでございます。

町内の医療機関で4つの医療機関が今、個別検診ということでやらせてもらっています。あと、集団検診で医師会のほうに依頼している先生につきましては、町内のまた医療機関で残りの3つの医療機関があって、全部で7つあるんですけども、その先生方も含めて今、医師会を經由して——ごめんなさい、医師会で委託した場合は、個別検診をやられている先生も含めまして7つの医療機関で実施しているところでございます。

町内の先生方に特定健診を受けた後、それを特定保健指導のほうに結びつけるという形になってきますと、実は特定保健指導のやり方というのもあるんですけども、一つは特定保健指導をやる資格につきましては、医師と保健師、それから管理栄養士ということで、これは国民健康保険法の中にも定めがあるわけなんですけれども、そういった中で、病院の先生にお願いするということにつきましては、今、実は静岡の厚生病院で、農協組合員さんとか、当然個々の被保険者の方もいるんですが、その方について、もし特定保健指導の対象者がいましたらその特定保健指導をお願いしますということで、厚生病院につきましては委託契約を結んでいる状態なんですけれども、本年度につきましては該当者がいないということで支出はございませんが、そのときにかかる費用も、特定保健指導の積極的支援の場合は1人当たり3万円かかるということで、非常に経費的な問題もあると思うんですけども、今後におきましては、医師会との話し合いもごさいますし、先生のほうで特定保健指導までやっていただけるか、これは指導開始から6カ月間ずっと様子を見ていかなくちゃいけないというのがありますので、その辺も含めまして、医師会との話し合いのほうは担当課のほうでも今後させていただこうと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

たしか国保の運営協議会か何かに、医師代表と歯科医師代表ですか、その方々も入っていると思われるものですから、そういった形で、できたら利便性を高める意味からも、町外の開業医の方々、総合病院でも結構ですけども、そういった形で受診率を上げてもらいたいと思います。

42ページもやはりその高額利用を防ぐという見地で考えますと、人間ドック、これも非常に有効な手段だと思われるわけで、今、300の方が受けられているということでございます。

ちょっと担当課へ行ったらこのようなものをいただきまして、国保人間ドック、後期高齢者人間ドックのお知らせということで、検査費用と自己負担額を明示して、自由に一番行きたいところへ行っていただきたいという形で、一律2万円の補助をうちの町はして、300件の形でやっているわけでございます。それなりの成果も出ていると思いますので、これはもう少し力強く推進をしていただきたいなと思うわけでありまして。

受診されている対象の年齢を見ますと、60から64歳が54名、65歳から69歳が91名、70から74歳の方が57名ということで、60歳以上の方が非常に多いということが把握されるわけで、50代においても前半が17名で後半が29名ということで、やはりある程度の年齢になると、やはり体もいろいろなところが結構出てきますので、より精密にドックで検診していただいて、悪くなる前に予防していただくというのがいいと思われるわけなんですけれども、うちの町は一律2万円で、近隣を見ると、島田市も一律2万円らしいんですが、藤枝市は、受診費用の7割以内で補助限度額が日帰り2万4,500円、1泊2日が3万8,500円という形で、金額をある程度柔軟性をとって、より受診しやすいような制度をとっているわけでありまして。焼津市も、うちの町で一番受診者が多いヘルスポートの例を見ますと、自己負担額は人間ドックで2万1,040円がうちの町ですけれども、焼津市は1万4,540円と6,500円安いわけでありましてね。

そういったことを考えると、鶏が先か卵が先かわかりませんが、やはり悪くなる前

に先手必勝で打ってもらような格好で、健診にもう少し力を入れて——担当課が一生懸命努力されているのはわかるんですよ。いろいろな調査をして、こうやって資料もつくって、個々の被保険者にPRしているとわかるんですけども、比べたときに、まだもう少し努力していただきたいと思うんですけども、そういったことも検討されていますか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） ただいまの御質問につきましてですけれども、今、議員さんが言われたとおり、各市町とも、当町に近いところもありますし、焼津、藤枝とかかなり負担ももう少ししているところもございます。

人間ドックにつきましては、ドックを受診された方につきましては、そのドックのデータを町のほうに持ってきていただくと、いわゆる特定健康診査のほうの対象者ということで、それを入力することによって特定健康診査のほうの受診率も上がるというようなことでもございますし、やはり先ほど来から出ているように、高額医療を抑えるためにやっぱり必要だというふうな認識は持っております。

ただ、この助成につきましては、現在のところはこの金額でというふうに考えておりますが、いわゆる医療費を抑えるという意味で特定健康診査、特定保健指導、こういったことを考えますと、やはり40代、50代の人の受診率も余りよくないということで、担当課としましては、いかにしてこの受診率を上げていくのか、また、40代、50代の人たちが健診に行こうかなという気持ちにさせるための施策を今後十分に考えてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、人間ドックの助成については、近隣の市町の状況もございますので、これにつきましては今後考えてはいきたいと思っておりますけれども、現状ではこの金額でというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

最後にします。平成30年には広域化という形で、標準的な保険税額が決まって、それぞれの個別の市町の国保会計状況、医療費をたくさん使っているとか、徴収率がどうのこうのと、いろいろな形でそれに合わせて調整していくということになりますので、そういったことを考えていくと、そういったときに急激な国保税の広域化に伴う変化にとまどわないような形でしっかりとしたケアが必要だと思うものですから、基金とあわせて、しっかりとした財政基盤を構築していただいて、広域化に向けてスムーズなものがいけるような格好でお願いしたいと思うんですけども、27年度から協議も始まっていると思うんですけども、うちの町としては準備状況はどうですか。もうばっちりですか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 30年からの広域化についてですので、決算等はあれですけれども、現在までまだ2回しか私たち吉田町が加入している財政運営協議会は開かれておりません。

そういった中で、現在話し合われている点につきましては、賦課方式を何方式にするか、それから納付金を算定する根拠は何を根拠にするのかということを中心に今、話し合われている段階でございますけれども、まだ公表するというか、決まったものがないものですから、その辺につきましてはまだ発表できるものはございませんけれども、現状で言いますと、ま

だ始まったばかりという感じで、それこそまだ進んでおりません。

それで、今、一番進めようとしているのは、標準保険料を出すためのいわゆるデータです。県内各市町のこれまでのデータ、大体私が最初6月に答弁したときは500項目ぐらいと言いましたけれども、それからまた増えまして、1,000に近い項目なんですけれども、その項目を10月末までに県へ送るんですけれども、そのシステム関係の今作業をしているということで、その結果、県と国へもそのまとめた数字は行くと思うんですが、それを分析して各市町のほうに示されるといわれている納付金は平成29年度に入ってからというような話を聞いておりますので、現在はまだそういった状況でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第44号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第44号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第44号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎議案第45号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第45号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第45号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

介護保険の9ページに介護保険運営協議会の記載がございます。28年1月13日にいただいたということでございますけれども、27年度というのは介護保険において一つの節目的な要素がある年でもあるものですから、それについて質問していきたいと思うんですけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月25日に交付されて、医療法関係は先行ですけれども、介護保険法関係は地域包括ケアシステムの構築と費用の公平化が打ち出されて、平成27年4月から、ちょうど27年度から順次施行されて、平成29年度までという形で順次やってくるような形になっているわけでありましてけれども、そういった大きな変化があるということで、この運営協議会の中で

その点について1月に行ったわけでありまして、さまざまな国からの要請等、システムが変わったわけでございますけれども、その点についての総括的な話し合いの結果というものを教えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

運営協議会の中で話し合われた内容ということでございますけれども、27年度から新たな計画がスタートしているわけですし、その中で新しい事業に移っていくというところも計画の中では御紹介させていただいております。その中で、今回の1月に行われました運営協議会につきましては、今までの介護保険事業の運営状況とかそこら辺の報告もさせていただきながら、新たな施設の建設が始まっておりますので、そのところの施設の状況等も御報告させていただいております。

新たな制度改正につきましては、具体的などころではここでは報告させていただいておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

本年度オープンしましたアスカの里は地域密着型という形で、平成29年度までにそういった施設をつくりなさいよという国からの法律で決まったわけですがけれども、うちの町はもう早々にクリアしたということで本当に喜ばしいことでもありますけれども、運営協議会の中でそういったお話はなかったということでいきますと、地域支援の事業の充実という形で18ページから24ページまでその具体的な方策というのがうたわれて書かれているわけですが、26年度と27年度、この法律が施行されることによって、地域包括ケアシステム的な構築の意味で、27年度の新しい取り組みとして利用者の皆様からも評価をいただいているものというのは、具体的に言うとどのような事業なのか、御紹介をお願いしたいと思うんですが。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 18ページからの地域支援事業のところからだということだと思っておりますけれども、この中で新しい事業として加えさせていただいたのが、在宅利用と介護連携の推進事業の22ページと、あと23ページの認知症施策について新たに加えさせていただいている事業ではございます。

その中で、在宅医療と介護連携につきましては、高齢者が地域で暮らしていくために、医療と介護が顔の見られる関係で、安心して在宅療養ができるように体制を整えていこうというところで話し合いを進めているわけでありまして、これは27年度から始めておりますけれども、28年度、29年度と進んでいく事業でございます。その中で、医療もそうだし、介護のほうの利用も、在宅になるときにうまくバトンタッチができるような方法を検討しているわけでございます。

そして、認知症施策につきましては、今、認知症高齢者がだんだん増えてくる中で、27年度につきましては、認知症対策委員会を発足させまして、認知症マニュアルを作成していったという状況で、新たな事業がここで始まっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

国のほうの財源的なこともありますし、これから介護保険の中で町負担になるものがだんだん増えてくるということになっているわけでございまして、そうした中、今課長から紹介を受けました「学んで安心認知症マニュアル」という形で、全協の中で聞いたところだと、28年3月31日現在で自立2以上が590名ということで、このものをつくられたんですけれども、これもちよっと目を通させていただいたんですけれども、この認知症対策委員会の中でこれをつくるに当たって、どういったポイントでつくられて、どういった効果を期待してこういったものをつくられたのか、それについてお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 認知症マニュアルをつくった背景といたしましては、認知症になられた方の支援と同等に家族支援というところが非常に重要になっておりまして、家族が認知症になった高齢者を家族の中でどういうふうに支援していったらいいか、どういうふうにサービスを使っていったらいいか、そういうところを皆さんに周知していきたいところと、認知症になられた方への対応をどういうふうにしていったらいいかというところを重点的に皆様に検討をしていただきながら、マニュアルに載せてきたわけでございます。

その中で、一番のところは、どこに相談したらいいかというところがやっぱり重要でございまして、かかりつけ医がいらっしゃる方もいらっしゃらない方もおられたと思いますけれども、そういうところで、どこに相談したらいいかというところと、あと家族の支援です。例えば地域でどういうふうに家族を支援していったらいいかというところを重点にお話し合いをしていただいて、マニュアルに載せております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

家族の中に認知症の方がいらっしゃる御家庭の方々の御苦勞というのは、やはりそれに実際に携わらないとわからないということで、本当に外見はそんなにわからないところで認知されているということで、本当に急に怒ったりいろいろな形で徘徊してみたりで、夜も眠れないとかいろいろ悩まれている方々は多いと思いますので、このマニュアル本をより一層使って、家族のみならず、町民の皆様方にもそういった認知症への理解を広めてもらうということで非常に効果を期待するところでもありますけれども、より一層の推進をお願いするところでもあります。

27年8月から、現役並みの所得のある方々に対しましては、それ相応分の費用を負担していただくような形に変わったわけでありまして、そうはいうものの、やはり今までの1割負担から2割負担という形で、それ相応の負担をしていただくという形になっているんですけれども、その効果というのはどうなんでしょうか、うちの町にとって。該当する方は200名ぐらいということをちらっと聞いたんですけれども。

その点と、4月から要介護3でないと、特別養護老人ホームの新規入居者は。今までは、そうでなくても、あいていれば入れた。待機もいらっしゃるもので、うちの町場合はそうでもないかもしれないけれども、こういった形で制度が変わって、困られている方々もいらっしゃるのではないかな、入れなくて。今まで入った方々はいいんですけれども、今までそういった形で入られた方々と同じような感覚で行ったところ、もう要介護3じゃないとだめで

すよという形で断られて、行くところもなく、仕事を休まれて面倒を見られたり、極端なことを言いますと、仕事をやめて奥様の面倒を見ている方々もいらっしゃるといったことで、そういった御相談等をうまくケアしていくというのがそれこそ今度の法律改正で——町のほうにですね。そういったものの介護保険の中で見られる以外のところを地域包括ケアでやらなきゃならないということになってくると思うんですけれども、そういった状況というのはどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 2割負担になったというところで効果というふうにおっしゃられましたけれども、2割負担になったというところでは介護サービスの負担が2割ということで、その負担が2割になって、高額になった場合は高額のほうでサービスで給付がされるわけですけれども、2割負担になった27年度の2割負担の介護者が当町では53人でしたので、53人の中でも一番状況としては介護度1の方が当町も多いわけですし、そんな中でサービスを順当に使っていただいて、それが高額になった場合は高額サービスになるわけですけれども、全てが2割負担ではないので、そこは大丈夫かなというふうには思っております。

それで、あともう1点、介護3の方が入所のほうにということ、困られている方がいらっしゃるかどうかということでしたけれども、地域密着型のアスカの里ができたというところもございますけれども、そちらにつきましても要介護3ではなければ、特別な事情がない限りは入れないといったところで、あと、1、2の方でも入れる場所としましては老健等があるわけですけれども、老健につきましても当町には1カ所、近隣に新たにもう1カ所できたわけですけれども、今、当町の中でサービスの状況を見ていますと、やはりその老健に入られる方の状況が大変増えていまして、そちらのほうで入所を希望されて、老健のほうに一旦入られるといった方がいらっしゃるのかなというふうに思っています。一旦老健に入られて、要介護度が上がっていった場合には入所への段階には入ってきますので、そのところで今、老健のほうに一旦入られる方が増えているという状況ではございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

それぞれの方々はケアマネージャーがついて、ケアプランをつくって御指導されていると思うんですけれども、お金がある程度ある方は、特定施設という形で有料のところに入っていければいいですけれども、なかなかそうならない方々もいらっしゃるわけで、やはりそういった面で、今後やはり町独自のそういったケアをしっかりとっていくということを29年度までにある程度はやりなさいという指導があるんですけれども、それに向けて期待するところでありまして、地域密着型ができて、新たなことということで、全国一律の予防給付が市町が取り組む多様化ということで、29年度までにやりなさいよということになっているんだけれども、27年度決算なもので余り先のことはあれですけれども、計画どおりに今いかれているかどうか、それについて質問して終わります。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 29年度から新しい総合事業に移行していくわけですけれども、今、予防事業にかなり力を入れて当町も取り組んでいるわけですし、その中で要支援の方が地域支援事業に変わってくるわけで、通所と訪問については町の事業におりてくるわけで、そんな中で、なるべく在宅で地域で暮らしていけるようなものを町で考えていかなければい

けないと思っております、今、介護予防事業は一生懸命やっているわけですし、その中で、地域の方のお力をかりながら通える場所をつくっていききたいなというふうに思っております、その中の支援をどういうふうにしていこうかというところも考えておりますし、包括支援センターの力をかりながら、今、はつらつ講座も予防事業でやっていただいておりますので、そういうところなるべく介護の手間がかからないような支援を、なるべく在宅で生活していけるように、こちらにも施策をとっていききたいなというふうに思っております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

施策の説明書の23ページ、認知症施策推進事業ということで、認知症サポート医研修事業委託料ということでございます。

これは認知症サポート医という方を養成する目的でやっているようなんですが、医師がこういうものを受講してというのは、医師のスキルアップのためにあるのかなと思うんですが、これを町として医師会のほうへお願いしてやるということがちょっとわからないところがあるんですが、この認知症サポート医という方がいるのといないのとでは、どれくらいの問題というか、ことがあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 認知症サポート医というのは、通常かかりつけ医の先生がいらっしゃると思うんですけども、そのかかりつけ医の先生方に認知症の診断等に関する相談とかアドバイスをさせていただく先生を養成するというところでサポート医をお願いしているわけなんですけれども、その事業につきましては、医師会のほうに委託をお願いしてサポート医を養成していただきたいというところで、サポート医、昨年度はお一人の方になっていただいています。

このサポート医というのは、認知症を支援していくための施策の一つでありますけれども、そのサポート医というのは、認知症の初期集中支援チームというのを今後つくっていくような方向で今考えておまして、その中に保健師であるとか作業療法士とか社会福祉士とか、認知症に関する方々のチームを組んで初期の段階で支援していくためのもので、そこにサポート医がアドバイスをしていくというふうな形にしていくもので、非常にこの先生の役割というのは重要になってくるものですから、町に一人もいないのでは非常に困るわけですし、認知症初期チームをつくっていくに当たっても、そういうアドバイスをしていただける方を養成していただきたいというところで医師会にお願いして、委託事業としてサポート医の研修に行っていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 医師同士、その組織の中でアドバイスをいただくのにこういう方が必要ですよというのは理解しました。

それで、それはさっきも言ったんですけども、医師のスキルアップなのかなというのがすごい強いんですが、そうじゃなくて、町のほうでお願いしてやらなきゃいけないというところがちょっと。

今、一つの町に1人ぐらいの方がいないということなんだけれども、今回、1人しか手を挙げなかったのか、その辺も問題があると思うんですが、そのところちょっと理解できないところがあるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 医師のスキルアップというよりは、これは全国的にサポート医を養成していかなくやいけないという国の施策の中の一つでございまして、1人しかというところでは、徐々に増やしていきたいとは思っておりますけれども、要件になる資格もやはり必要になりますので、今、当町では田崎先生にお願ひして行っていてお願ひしております、やっぱり従事してきている医療内容とか認知症の方を診ていただいているというところの資格もございまして、国の施策の中でサポート医を養成していってくださいというところで行っているものですので、非常に重要な役割と私は思っております。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第49号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第49号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第49号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

国保会計の繰越金、約1億2,000万円ほどの補正ということで、その繰越金について基金に積み立てをするという内容ですが、27年度一般会計からの繰入金ということで、国からの1,700億円の保険税の軽減あるいは保険者支援分ということで、吉田町にも約1億5,500万円ほどそういうお金が入っているわけです。

私は、国からのこうしたお金について、まず第一に保険税の引き下げの分に充当をするということをぜひしていただきたいというふうに思うわけですが、その点今回は基金に積み立てということになっておりますけれども、今年度の中でこうした国からのそうした支援分については、保険税の引き下げということについて補正の中で検討されたのかどうか、その辺を伺いたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

保険税の引き下げについてですけれども、補正で保険税引き下げというのはないんですけれども、今後になってくると思うんですけれども、確かに国から1,700億円の保険者支援ということで支援がされたわけでございますけれども、これを基金へ積むという理由の中に、本年度の1年間の給付費についてもシミュレーションをさせていただきました。その中で、実

は4月に支払をしました3月診療分につきましては、実は1億5,700万ということで、これはここ5年間で過去最高の値を示しまして、非常に医療費が伸びているというようなことで、非常に心配したという点が一つございます。しかしながら、5月、6月分については大分落ちついてきたものですから、歳出の予算的には本年度の予算どおり行くのではないかとこのふうに見込んでいるわけでございます。また、歳入につきましては、本年度も1,700億円分の保険者支援分は入ってきます。

しかし、国保税については、まだ7月に賦課したばかりということもございすけれども、本年度の国保税がどのくらいの数字になるかということも、まだちょっと補正の段階が、時間的な関係もありまして、そこまではっきり数字が捉えられていなかったという点もあるわけですけれども、1,700億円が入ったから保険税の引き下げということもお考えになると思いますが、現状では基金の状態を考えますと、本年度、ここで決算のお認めをいただいた場合は1億3,800万が基金として3月末でございます。ただし、28年度当初予算で8,000万の取り崩しも予定しておるものですから、実際その8,000万を抜きますと基金残が5,800万ということになってきます。それで、今回の補正をお認めいただきますと、1億7,000万というような状況で、今後の医療の需要とか急激な増加も考えられないわけではないものですから、現在のところ、保険税の引き下げ、税率の改正につきましては、まだちょっと検討はできない段階でございます。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今、御答弁のあれですけれども、27年度決算で1億3,800万で、当初8,000万取り崩して5,800万、今回1億1,000万の積み立てになって1億7,000万と言われたんですけども、この資料の4ページを見ますと、1億1,162万4,000円なんですけれども。ちょっとその差について御説明をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） すみません、訂正させていただきます。1億1,162万4,000円でございます。申しわけございませんでした。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

同僚議員との答弁で、今、現実には1億1,162万4,000円ということなんですけれども、3月でそんなような形で急激に1億5,000万の給付があったということでもって、非常に心もとないような感じがするわけで、町が考える今現時点の状況を見て、このぐらいの金額が必要だと思ふ数字を、もし概算で担当課でお持ちであるならば教えてもらいたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） すみません、町民課です。

非常に基金の残というのは担当課としても難しいというふうに思っていますが、国民健康保険の基金条例でいきますと、3年間の給付費の平均の1年当たりの5%ですから9,500万という数字が出ますが、国の国保課長からの通知でいきますと、25%で4億5,000万になるとい

う、数値的な問題はそういうことになります。

担当課としましては、これは私個人の考え方も入っているんですけども、今、1カ月1億1,100万だとすると、例えば急激に1億5,700万という数字が連発したときに、1億1,100万でそのときはやっつけられるのかというようなことも考えますので、非常にこの金額ではちょっと厳しいかなというふうには思うんですけども、実際、歳入歳出の基金の積み立てでございまして、今後また広域化も踏まえたと、この金額というのはちょっと今現在では少ないというか、基金条例なんかの基準はクリアしているんですけども、ちょっと少ないかなというふうにも感じているところでございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第50号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第50号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第50号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎議案第51号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第51号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第51号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時32分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

◎議案第46号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第46号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第46号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

施策の2ページのところでお願いをいたします。

公共管渠建設費です。この効果のところに27人分増加したということで、その工事の整備費に関して1億6,442万1,440円ですね。これが金額的な表現、かかったんでしょう。内容をいろいろ見せていただきました。

単価的には、中で特にこの立坑の構築、要するにだんだんと密集地からいろいろな地域のところに出てきて、そして不都合というか不合理が出てくるんでしょうけれども、それで、26年を見ますと、185人の浄化槽利用者を増やすために、工事費としましては9,139万なんですね。要するに、これで計算をして——今言われた数字、単純計算です。これ、いろいろな条件がありますから——やっていきますと、27年度が1人当たりが618万8,407円、26年度が185人の——全体で決算でいきますので——65万637円。実際の工事費とは多少違うでしょうけれども、こういう計算が出るわけですね。

そうすると、この経過というのは、今までは非常に密集をしていたところで、非常に効率的に当然できたということで、そういう判断はするんですけども、特にこの立坑を含めてこの阻害するものが何であったのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今の議員の質問、27年度の人口の増加が27人増やしたと、効果がありますが、前年度に比べて少ないというような感じを持っていると。27人、その少ない原因はというようなことだと思いますので……1人当たりの投資額が違うというのは、27年度は、工事をやった場所が東名川尻幹線というような幹線でございます、まだ家屋が密集していないというようなところでございまして、このような数字になっております。

将来は、その上の川尻団地など川尻の住宅団地のほうにまた管渠を進めていきますので、人数は増えていくと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

言っていることはよくわかりますし、それは理解できます。ただし、今までは住吉、人がたくさん密集をしていたところで、非常に効率よくできたと。基本的に下水というのはそういうものだと思うんですね。ところが、今言われた効率的ではないと。非効率的なところ、要するに周りに家がないところというのはそういう形で出ますので、これからもそういうと

ころに飛んでいきますので、そのときに、これを含めて、今の決算を踏まえて、これから町での下水に関する予測というんですか、方向性というんですか、それに対してどの程度——私は危険だと思うんですけれども、その辺のこれからの進め方というのはどのような形で反映させていくか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

議員の御質問、これからの下水道の方向性というようなことだと思いますので、うちのほうとしましては、下水道の総合計画というようなものがありますので、それにのっとって事業を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

計画があるのは重々承知をしているんですけれども、その中で、非常にこういう非効率的な部分が出てくる可能性があるものですから、それに向かっていろいろな方法を踏まえて、町がどういうふうな考えをしているかというのをちょっとお聞きをしたいかなというところなんです。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御指摘のように、住宅密集地じゃないところについては、なかなか投資効果というのは収益につながりにくいと、こういうようなところはございますけれども、ただ、住宅密集地の受益者の拡大を図るためには幹線管渠の整備も必要でして、そうしたことも含んだ中で整備計画をつくっておりますので、それに基づいて整備を進めていくと、こういう姿勢でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

なぜ質問したかというのと、一つの趣旨として、今、見直しをやっていますよね。その中で、これから出てくるこういう非効率的というんですか、そういう部分がこれから大変な部分に入ってくるとおっしゃいますので、その辺でいろいろな選択肢を含めた中でこの傾向を見ていけば、顕著に出ると思うんです。要するに決算をたどっていけば。

その中で、そういう形での方向性というか方法論というか、それが私の意見としては、そういう非効率的なものではなくて、いろいろな施策が始まっていますので、そちらのほうの方向を含めた見直しというのが現在に行われているのでしょうかということでお伺いをいたします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御質問の趣旨もよく理解をしておりますし、また、その採算性というものも十分に念頭に置いた中で整備を進めなければいけないということも承知はしておる中でございますが、ただいまの当面の計画の中では、整備計画に従って拡大を図るところまででございますので、それ以降の方針ということになると、かなり大きな議論を踏まえていかなければいけないのではないかというふうにおっしゃいます。

以上です。

○6番(山内 均君) 了解です。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番(藤田和寿君) 10番、藤田です。

主要な施策の11ページ、これは昨年、ちょうど1年前に、浄化センターの電気設備で契約金額2億7,000万、27年度と、あと機械設備更新で1億1,000万の更新をして、電気関係、機械関係が長寿命化の中でもったいないということで、更新の事業で、KPIでいくと28%進んだということでありまして、この計画を実施して、当初の説明だと27年、28年2カ年でやるというような形で説明を受けて、そのときに9月の定例会に工事請負の契約という形で議案が上がったわけで、そのときの説明は2カ年かけてやるということだったんだけど、27年度のこの実績を踏まえて、何か計画の変更があったわけでしょうか。

○議長(大塚邦子君) 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長(大井一弘君) 上下水道課でございます。

議員の御質問でございますが、浄化センターでの電気設備更新工事でございますが、27年と28年というような計画でやったというような御質問だと思いますが、この長寿命化計画は5カ年計画でやっておりまして、そのうちの27年度が1億4,880万9,600円、また、28年度も同じようにまた電気設備工事をやっておりますので、事業的には変更はしておりません。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 10番、藤田和寿君。

○10番(藤田和寿君) 10番、藤田です。

この長寿命化計画は5カ年の計画でやっていくという形で今説明を受けたわけでありまして、それ以降も、28年当初においても補正においても同じような計画の設計委託等が出ているんだけど、この工事をやったところを次のときにそれをまたいじるといって無駄な工事となってしまいますから、そういうことはないわけですよ。この事業は、執行してもうしっかりとやったわけでありまして、総額2億5,800万使ったわけでありまして、それ以降のさまざまな設計がまた予定されているわけで、28年当初から補正から入っているわけで、それによる影響はないということによろしいんですよ。

○議長(大塚邦子君) 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長(大井一弘君) 上下水道課でございます。

長寿命化計画は、浄化センターの機械設備、あと電気設備のことございまして、その機械一つ一つを更新するのか、それとも長寿命化で部品のあるところを変えるのかというような比較をしましてやっておりますので、手戻りになるようなことはございません。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 10番、藤田和寿君。

○10番(藤田和寿君) 了解しました。

次ですけれども、公債費の関係でございますけれども、こちらに関しましてですけれども、一部、2年ぐらい前ですか、一時借入れをやったときにいろいろなところで見直しをして、非常に安価でやったということでありまして、この償還に関しましては、一般会計の

臨時財政対策債のような形で、10年見直しというようなそういったものでなくて、見直しはできないようなメニューの借入れなんですか。

大分利子のほうも、14ページですが、払っているわけでございまして、そういったことは可能なんですか。繰り入れも相当していますのでね。収支的には問題ないんですけども、そういったところの検討というのは可能なんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 下水道事業債の場合は、一般会計の起債と違いまして、10年見直しの条件は設定をしておらずに、固定金利とこういうことで、現況で安いところを見て借入れを起こすというような方法になっております。

また、事業債の場合は、利率の制度上の見直しなどが行われる場合がありますので、そういう場合に適切に見直しを行って、借りかえが必要なものについては借りかえをするというような、そういうことで従来は公債費を抑えるようにしてきているという運用でございます。以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

27年度の起債の内訳が15ページに書いてございます。

据え置き5年の25年償還という形になっているわけでございますけれども、この期間の設定というのは、このメニューの中でそういったメニューになっているのか。というのは、当初でやって下水道事業が始まって、今、電気、機械が27年度、長寿命化ということでやり直しているわけで、そのスパン的なことを考えたときに、ちょっと早いんじゃないかなど。機械的メンテナンスが。そっくり入れかえていますよね。2億5,000万ということで機械を直しているというのは、水を扱うものであるから消耗も激しいかもしれないですけども。

そういったバランスを考えたときに、この次、この起債をして償還が始まる前にまたメンテナンスが入るとなると、ちょっとその設定をもう少し短くしないとまずいんじゃないかなと感じたんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 15ページにございます起債については、金融機構債でございますけれども、金融機構、それから政府債ともに起債メニューが決まっております、それに該当しないものは借り入れもできないかわりに、その借り入れの償還期間とかそうしたものは、そのルールの中にもう組み込まれているというものでございます。

縁故債などであれば、条件で設定できるというものもございますけれども、政府債とかこうしたものについては、そうしたメニューの中でもう条件が定まっているということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうすると、設備の耐用年数等々は考慮はするにしても、それに伴うような償却というんですか、減価償却はまたこの中でやっていくもので、それはしっかりと償却して、財源を確保するにしても、それが実際の償還とはイコールにならない、こういうシステム上、しょうがないということでよろしいんですか。

- 議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。
○理事（塚本昭二君） ただいま御質問にあったとおりでございます。
○10番（藤田和寿君） 了解。
○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。
-

◎議案第47号の質疑

- 議長（大塚邦子君） 日程第9、第47号議案 平成27年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第47号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、杉本幸正君。

- 8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

水道事業会計の決算資料の1ページの中ですが、収益的収支の支出の関係でございますが、27年度は6,690万8,911円というような当期純利益が出ているわけですが、これが決算上の損益勘定だけの利益か、あるいは資本的関係でどこに関係してくるのか、現金が増えたとか、資本的に何かと、その辺をちょっとお聞きしたいと、こう思います。

- 議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

- 上下水道課長（大井一弘君） すみません、少しちょっと緊張しております、もう一度質問のほうを、わかりやすく教えてください。すみません。

- 議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

- 8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

水道事業の収益的収入・支出の関係ですが、27年度は当期純利益が6,690万8,911円ということになっております。その中で、実際にこれだけの収入があったとは私、すごいなど、この数字を見れば思うわけですが、この収益が決算書あるいは資本的関係でどこへあらわれてくるかということをお聞きしたいと、こう思います。

- 議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

- 上下水道課長（大井一弘君） すみません、上下水道課でございます。

今の議員の御質問、参考資料ナンバー9の2の1ページにあります当年度純利益の6,690万8,911円は、この決算書のどこに計上されているのかというようなことだと思いますので、それは、決算書の6ページの当年度純利益のところに反映されています。

以上です。

- 議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

- 副町長（須永 宣君） ぜひ議員、我々、決算附属書類はだてに出しているんじゃないくて、ぜひこのキャッシュフロー計算書を見ていただきたいんですよ。16ページ、17ページ。27年度吉田町水道事業会計決算附属書類、このキャッシュフロー計算書を見ていただきますと、一番上に議員のおっしゃっている当年度純利益が6,690万8,911円。以下、このマイナスがつ

いていないのは増えているんですね。これ減価償却費が2億2,800万増えているのは、これはキャッシュが出ていかないからです。それでずっとやると、業務活動によるキャッシュフローでは、全体で2億4,480万8,000円、現金資金が増えているわけですね。

先ほど、投資活動による資金はどうなっているのかみたいな質問をしていたんですが、2の投資活動によるキャッシュフローがこれ「△」ですから、これは支払っているんです。投資活動として資金を出しているんですね。議員御存じのように、我々借り入れをしない、要するに企業債を発行しないで水道については事業を行っていますので、これはキャッシュとして出ていきますと。そのほかに負担金の収入とかこれはプラスですと。これをやると、投資活動によるキャッシュフローで、マイナスですから支払いが1億7,400万。99万円出ていきましたと。3番目が投資活動によるキャッシュフローですから、企業債を発行していないと言ったのは、企業債を発行していないから収入はゼロです。企業債による償還による支出、先ほど藤田議員から質問があったかもしれませんが、下水道もそうですけれども、これはまさに償還による支出ですから資金が出ていくと。それで、財務活動によるキャッシュフローは支出が1億4,400万。その結果として、資金は7,300万。水道会計全体として出ていきましたと。その結果として資金期末残高5億4,745万3,000円というのは、貸借対照表の現預金に当たるということでございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

私の勘違いかもしれませんが、今の説明の中で、長期前受け繰り戻しという金額があるんですが、これが非常に会計上は利益を出しているけれども、実際にはお金も動いていないしということで、私はそんな感じをしたんですが、その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 今回の議員さんの質問でございますが、長期前受金戻入は現金を伴わないものじゃないかというような御質問だと思います。これはそのとおりで、現金を伴わないものでございますが、これは、あくまでも費用のほうで言いますと減価償却と同じような考え方でございますので、この26年度の企業会計の会計上このようになっておりますので、適切に処理をしていると思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

そうすると、これは帳面上は利益ということをやったあるが、実際には利益でないような感じがとれるわけです。そうなりますと、27年度の実質的なこの数字を除きますと、750万ぐらいの利益しかないよということで、非常に利益が少なくなっていると。5億近くの売り上げがあって、750万ということで非常に比率が少ないなと、こう思うわけです。そういう中で、この比率が少ない理由は何かなということを1点お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの長期前受金戻入というのは、地方公営企業法が改正になりまして、よりキャッシュフローと合うような、そういう制度になっております。したがって、先ほど副町長が申し上げましたけれども、キャッシュフローの中では6,690万8,911円

というものと、それと数字が合ってくると。

こうした処理というのは、先ほど上下水道課長が申しあげましたけれども、この長期前受金戻入の処理が減価償却費などと同じようにそこで費用化されて現金を生むと。それがキャッシュフローにはね返ってくるわけでございますが、逆にこの長期前受金戻入を収益化することによって、それがキャッシュフローに反映されてくると。こういうことで、こうしたより実態に即した企業会計になっているということでございますので、以前の企業会計とはまるで見え方が違ってきていると。

それで、これを除くと700万超の利益しか出ていないではないかというような御指摘でございますが、現在の企業会計のルールの中で判断をすれば、全く問題はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の関係は私もう少し調べたいと、こう思います。

もう1点お伺いしたいと思います。

資本的収支の関係なんですが、今までは当初予算、それから補正をして決算をしたということなんですが、27年度は当初予算だけで、収益的収支も1,300万ぐらいということ、それから留保の関係の補填の関係も、当然今年度は当年度過年度分の損益勘定留保資金から留保しているということで、なぜ補正をしなかったのかということをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（大塚邦子君） ページ数を教えてください。

○8番（杉本幸正君） ページ数は、決算書の3ページ、4ページの資本的収入、それから支出の関係でございます。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ちょっと反問させていただきたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） はい、許可します。

○理事（塚本昭二君） なぜ補正をしなければいけないという御質問になるのか、ちょっと勉強不足で申しわけありませんが、この状態で補正予算をしなければいけないという根拠をお持ちでしたら、お示しをいただければありがたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

一般会計等は決算を見込んだ補正の処理をしているというわけですが、水道事業はやっていないということですが、当然ここにこういう大きな金額の歳入欠損がある、あるいは補填財源を新たな当初予算にないもので補填するというのであれば、私としては、これは決算に向けて補正をしてやっていくというのが当然かなと、こう考えて質問させていただいたわけですが、もう一度お願いします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

議員の御質問は、なぜ補正をやらないかというような理由だと思います。

まず第一は、うちのほう、支出等で補正をやらなくても、1年間当初予算で事業ができるというような判断をしました。

それとあと、うちのほうとしましては、当初予算と決算の比較をして原因等をまた検証することで、今後の事業会計のやっていくところの問題点などを明確に把握することができるというような考えで、うちのほうは補正を組んでおりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の前半は私ももう少しあれかなと思いますが、最後に、現金預金が前年度よりも七千二、三百万減っていると。それから、ことしの4月のときの第1回目の当初予算で、水道事業会計、現金が来年の3月31日を見込みますと約3億そこそこということなんです。このように現金が減っているということは、やはり会計上一番あったときは10億超すような現金があったわけで、だんだん毎年減ってきているということになると、ここ数年でゼロになる可能性もあるんじゃないかなと、こう思います。

そうすると健全な水道事業の会計というものが言えないんじゃないかなと思いますし、ここで何かの処置をしないとお金が入ってこない。お金が入ってこないということは、水道料金を上げるとか企業債を借りて補う、あるいは町が一般繰り出しをしていくということですが、町の一般繰り出しは非常に難しいなと思うわけですが、その点についてどんなお考えをお持ちかちょっとお聞きしたいと、こう思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 現金が10億ぐらいあったという時代がいつのことなのかよく承知しておりませんが、まず、公営企業会計が現金をたらふく持っていればいいのかという、そういうことは全く論外であろうかというふうに思っております。

現在現金量が少なくなっているというのは議員からの御指摘があったとおりで、27年度において地方債を活用しなかったという部分も非常に大きなものであると思っております。

ただ、水道事業を運営するに当たって、現金量がどれだけあればいいかということについては、当然3条会計が立ち行かないような状態、これはもう論外でございます。ただ4条会計については、借り入れの道もありますし、補填財源の補填の道もあるという中から全体の資金量というのを計算しながら運営すればよいことでありまして、幾らでもお金を持っていればいいという、そういう考え方からいくと水道料金の値上げとか企業の方向性が全く変わってきてしまうということから考えますと、余り軽々に判断すべきことではないということで、現状の事業運営であれば、適当な資金量であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今の御答弁でおおよそわかりました。現金を余り持たないということは、それは当然だと思います。やはり長く持っていてもいいことはないし、やはり適切な用途をするということが非常に大事なと、こう思います。

ただ、一番私が思うことは、ここで非常に会計が年々苦しくなっていくようで、補填財源も、今までは当年度の留保資金も加えないとか、そういう現金化される残った現金も振っていないというのは、そういうものも使っているよということであると、だんだん自分の首を真綿で締めていくような形になるかなと、こう思います。

そういう中でいくと借り入れがいいかなと思うわけですが、借り入れは、今もそうですが

1億4,400万、今年度は1億5,000万近い借入れを返さないということになっていくわけですね。そうすると、何らかの形で、最善の方法で現金も、あした、じゃすぐだよということは言えないと思います。やはりそういうものが出てくると準備も必要かなど、こう思います。そういう中では、その辺のどんな形でどうかということをお聞きしたいなと思いますし……

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全く御質問の趣旨がよくわからないんですが、現金が少なくなって、補填財源から補填をするということがもう不健全ではないかというような、そういうような意味合いで聞こえますが、補填財源がこうやって現金の伴わない収支についてキャッシュフロー上に生み出されてきた現金を原資として4条の事業を行うと。これは、制度上そうあるべき運用なんです。それを前提として公営企業会計が成り立っているわけですが、その制度に沿ってちゃんと資金も回転していると。こういう状況の中で何を御心配されるのか全くわからないんです。お金がなくなって、もう赤字で借入れをしなければいけないとかいう状態であれば、そういう御指摘を受けてもいたし方ないとは思いますが、全く問題がない状態でそういう御心配をいただくというのは、ちょっと御趣旨がよくわからないというところです。

以上です。

○8番（杉本幸正君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

主要な施策の3ページ、4ページで、今回ですけれども、従来からもやっていたかわからないですけれども、今回、上水道管路台帳システム構築業務委託で1,300万の形で当初をして、このシステム構築により管路の埋没状況等の検査が早くできるように効率化が進んだ、また、その下ですけれども、14ページの16節の⑭番の端子型無線同時相関式漏水探知機賃借料16万という、漏水を調べる機械だと思うんですけれども、そういったことで業務の効率化が図られたということでもありますけれども、従来に比べて、そうなってくると相当人為的な削減もできるんじゃないかなど。今、4名体制でやっているということですね。

そういった先進的な技術を使うことによって、今まで台帳を手でめくって調べたのが一発で、タブレットじゃないけれども、ぱっと見られるような形に変わってくるようなシステムを構築したわけですから、この工務部門の職員を減員するなり、ほかの部門と兼務させるなりという、そういったような効率化に伴う効果というのはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） システム構築に伴い、どういう効果が得られたかというような御質問だと思いますが、うちのほう、人数的には4名でやっておりまして、その作業に対する時間が短縮されることによって、ほかの事業もできるようになりまして、前年度に比べて、残業料とかそのような費用的なものが減るような効果が見られます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうすると、残業も減ったということで、効果があらわれていると

いうことで大変評価するところであります。

そうすると、工務部門のほか業務部門のほうの仕事まで手伝うようなこともやられているんでしょうか。

それと、総経費の中で、研修へ行かれているということで、指導技術管理者ということで、世代交代等々ある中でそういったこと向けの技能士というんですか、そういう育成のためのセミナー等の研修を受けてきたということで、7ページの項目はそのようなことでよろしいんでしょうか。

2点でちょっと申しわけない。一問一答なんだけれども、最初の工務のほうから業務のほうへ、職員のあいた時間の応援等もやられている点と、技術者の育成に関して、この7ページでこういった研修を受けてきたということについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、議員の工務部門から業務部門への職員が手助けというようなことはあるのかというようなまず質問だと思いますが、27年度は、工務部門から業務部門への手伝いというようなものは、業務のこれを任すというようなものはやっておりますが、例えば徴収に行くとき、人がちょっと足りないから一緒に行ってくださいというようなそういう個別なものに対しては、工務の職員が業務の職員と一緒に作業をするようなことはございました。

あともう1点、研修のほうでございますが、議員さんが言われたとおり、職員に技術的なことを学ばせて育成をしていく目的で、このような研修に参加しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

7ページの20節のETC通行料1万8,220円という形で、車で行かれて、県内だと思いますけれども、何回も行かれた研修とかセミナーとか資格とか、この研修等で資格保持者というのは、ちょっと前に比べて現状レベルはどうなんでしょうか。職員の中の有資格者の人数とか、業務に携わる中での資格というような、大分ベテランの方も世代交代されている現状を見るに当たって、そういった資格者状況というのは、十分賄える数の資格が取れていると思うんですけれども、27年度、その辺のところ新たに取った方とか、そういった有資格者の人数というのはいかがか、お答えを願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、こちらの人事配置の関係もちょうとあるものですから、その関係で、ちょっと総務課のほうから総体的なお話のほうをさせていただきたいと思っております。

水道につきましては、やはり水道技術管理者を配置をしなければならないということになっております。現在、水道技術者となり得る、今現在も配置されているんですけれども、他の課も含めまして今、4名おります。さらに、あと2名ほど候補者がおりますので、この水道技術管理者は、資格要件と、あと実際の実務要件もございますので、そうした中で、今現在は4名おりますので、弾力的な人事配置の中でいけるような体制をとっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今の上下水道課の技術資格の状況でございますが、まず技術管理者として1名、そして工事の監督者として1名でございます。また、本年度を経過すれば1名監督者に追加できるということです。技術者のほうは今は足りておりますが、将来的に考えて技術者を増やしたいという考えを持っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第52号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第52号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第52号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

補正予算の5ページのところの地震対策実施設計委託料、これは全員協議会でも詳しくお伺いしたわけですが、その中で、まず伺った話の中だと、水処理棟のことであるよということで、例えばこれを水処理棟といたします。水処理棟があって、この上に水処理棟に今回発電機を乗せるもので、目方がかかると。重くなるからということで、ここの全体の地震対策の実施設計の委託をするために1,238万7,000円を計上したということですが、全員協議会で聞いたお話の中では、それ以前に当初のほうで、この発電機が乗らないこの水処理棟の建物自体の地震の耐震の診断をやるために1,000万円とってありますよと。合計で2,438万7,000円となります、この設計がというふうに伺いました。

私が考えることに、最初言った発電機を乗せたこの診断が、これがないこの1,000万の診断よりも大きい、全体的に見て。そっちのほうで、全体的に乗ったものを考えるというのは大きいとして考えて、大が小を上回るからこの1,000万は要らなくて、当たり前1,438万7,000円の委託料でいいじゃないかと。1,000万、これは引いていいんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけれども、そうじゃないこの話がちょっとわからないものですから、その辺をしっかりと伺いたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

八木議員の当初予算の1,000万ということですが、議員が水処理棟の簡易診断というふうなお話を今されたと思うんですけれども、この1,000万は自家発電機の実施設計の1,000万でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

全協で聞いたときと全然話が違うもので、そうすると、私の今聞きたいことが全然変わっちゃうわけですよね。この間、全協で聞いたときに、ちゃんと自家発電機の発電機的设计と——要は、地震のとき津波が来たりしたとき、下水がたまっちゃうから、それを一時的に放流しないとずっと町内あふれちゃうということですから、そのために水処理棟の中のを排出するための電源が欲しいと。そのために発電機が必要だということで伺いました。その発電機的设计が1,000万ですか。それは全然聞いていないんですよ。なぜそれをそのとき言わなかったのかちょっとわからないんですけども。

そういうことで、自分はたしかそのとき「どのくらいの容量の発電機が欲しいですか」というのを聞いたけれども、「それはわかりません」で終わっちゃったわけですよね。そのとき、その設計をするということも一切言っていないもので、今、私が質問したことが全然そうすると何か宙に浮いちゃうんですけども、いま一度言うと、1,000万円は発電機的设计で、建物の設計ではないということによろしいか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全員協議会での御説明が要領を得なくて大変申しわけなかったんですが、実際の当初予算と補正予算の関係をちょっと改めて御説明申し上げますが、当初予算の1,000万でやろうとした事業というのは、ただいま上下水道課長が申しあげました非常用発電機の実施設計、それと、それにかかわる簡易耐震診断を施そうという、そういう内容での1,000万でございます。

それを乗せたときのある程度の影響の調査というのは、やるつもりでいたわけですが、その後、国・県との協議の中で、そこの建屋の設置場所だけの診断では認めることはできないよという、そういうような御指導をいただいております。

それで、これを補助事業の中で達成するためにはどれだけのことをやればいいのかという協議を進めてきたわけですが、その結果、水処理棟の建屋部分と、それからその下にコンクリートの水槽があるわけですが、その水槽部分、それから基礎に当たる部分、この全体の詳細な非常用発電装置を設置したと仮定した後の影響を推しはかるだけの耐震のデータを出してくださいという、そういうような要求がございまして、それを満たした後でない補助事業として進めることが難しいということを判断をいたしまして、今回1,438万7,000円という補正予算を追加させていただきまして、全体として非常用発電装置を設置していきたいという、そういう事業でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今、1,000万の内訳というか、発電機の実施設計、それから簡易耐震診断と、2つの事柄で1,000万というふうに伺いました。それで、発電機というのは、電力をどのくらい使うかわかりませんが、そこへたまっているものを外へ出すそのコンピューターの機械、あるいは水処理棟全体を動かすためにどれくらいの電力が要るかということの計算をした上でのどれくらいの容量の発電機が必要かということだと思っておりますが、そうすると、もう一つの簡易耐震診断というのが別にあるとしたら、なぜその部分が引いていないかということが——今、2

つを合わせて1,000万とを伺ったもので、細かく分けると、それじゃ発電機のほうの実施設計と簡易耐震診断というものは別なわけですよ。だから、そっちの分が、先ほど言ったように、発電機に乗ったときの全体の細かい設計をするものですから、それが今回の1,438万7,000円、だから、その部分は簡易耐震診断を上回った診断をするもので、その簡易耐震診断をやる必要はないんじゃないかなということが私の思いなもので、それがここに出ていないということがちょっと考えるにおかしいなということで今質問しているもので、その辺をもう少し説明をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの説明がまたあやふやで申しわけなかったんですが、1,438万7,000円というのは、新たな影響度調査に独立して使うものではなくて、全体として2,438万7,000円の中でそれだけの成果を上げたいというものでございますので、当初で1,000万で予定した簡易耐震診断というのは、実施はいたしません。

実施しない中で、追加の業務、新たに発生した業務も含めて全体で2,438万7,000円予定をしないと事業を達成できなかったもので、不足となる1,438万7,000円を今回追加させていただいたという、そういうことでございます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

そうすると、ここの補正予算が書いてあるところには、合計幾らになるとかそういうことの明記はないわけですか。それは別に要らないわけ。

ですから、それ、当初が1,000万あって、それを含めた全体で2,438万7,000円になるんですよというような話なもので、それで、補正でそれは合計幾らになるとかという、そういう表記は要らなかったんでしょうか。

そうでしたっけ。じゃ、余り納得できませんが、何か最初の全協で聞いたことが全然違ったことなもので、今ここで内容確認をするわけにはいかないものですから、あくまでも自分が全協を踏まえての質疑だけ今したわけですけれども、それで内容が食い違ったわけですけれども。

例えば、それじゃこの設計をしました。それで、大幅な水処理棟の耐震補強というものをしなければいけないというときに、発電機を乗けることは非常に大事なことだと思います、非常時に備えて。ですけれども、余りにも設計の結果、耐震的なものを作って、金額がかかり過ぎる——かかり過ぎるといっても幾らが限度というのはちょっとわかりませんが、大きなお金がかかったとき、それとは違った方法も、発電機を設置するに当たって、あくまでも水処理棟の2階に置かなければいけないという、今、そこへ置くという前提で考えているけれども、そこへ置かなくてはいけないということだけじゃないと思うんですよ。また違った考え方もあると思うもので。

これはこれで、それはここで設計してみないとその後のことがわからないんですけれども、これをやった後の考えとして、あくまでもそこへ置くのか、それとももう少し安く、じゃ、別にそれ専用の発電機の設置架台をつくったほうが安いのか、それとも、ちょっとこれはどうかわかりませんが、中電なんか交流電気の特殊車両で交流電源車というのがありますよね。それなんか、ある程度の大きな発電機が仮に1,000万くらいの発電機だとしても、乗せるトラックが1,000万くらいとして、足して、消防車と同じことで特殊車両なもので、いろいろ

なそのための取り付けがいろいろかかってそれ以上の金額になるんですけども、そういったものがあれば、津波が来て帰るまで大体3時間というような設定でいると思うもので、津波が帰っていくと、海水が残っちゃっていたら移動することができなくて何もその近くに行けないというのはそれはわかりますが、例えばの——例えばと言うと、そんなたればでしゃべられたら困るということも随分昔言われたものであれですけども、そういう考え方もできるとは思いますので、あくまでも今これ、設計のために2階の下のためのをやっていますけれども、これはこれでいいと思います。結果的に補強がかなりの金額かかるようだったら、別な方法を考えるとかということも一つ私は考えておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そのような考えは持っておりますか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、いろいろな御提案もいただきましたが、私どもといたしましても、今回の実施設計というのはあくまでも非常用発電装置の実施設計でございまして、今回の詳細な影響調査を行った後でないと、その設置場所というのはやはり特定できないというふうに思っております。

したがって、今年度事業で得ました成果を踏まえて、その後——非常用の発電装置というのはどうしても欲しい、なくては困るというものでございまして、いざというときにはポンプを動かすという機能を持っていないと浄化センターそのものが処理機能を失ってしまいますので、そうしたところはどうしても補っていかなければいけないということになりますので、その非常用電源の設置の仕方については、今回の成果を検証しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番です。

今、理事の発言の中で、今回は非常用の発電機の設計ですよと言ったけれども、それは当初のほうへ入っているわけで、今回のこの補正の金額は、そうじゃなくて、それを乗っける建物の詳細な耐震診断の実施設計の委託料ということですよ。今、何か今回は——だから、私が前間違っていた発電機の設計のことを言われたので、それはそれでまたもう当初にあることであって、今回のこの1,438万7,000円はあくまでもこの建物、これに乗せたときの荷重を考えた建物の耐震の診断の実施設計ということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全協がありましたので、なかなかすっきりと説明が御納得いただけるようになっていなくて申しわけございませんが、今回2,438万7,000円でやらせていただく事業というのは、先ほども申し上げましたとおり、非常用電源をどういうものにするかというところの設計ができ上がります。これで2階部分に乗せ込んで設置をした場合、どういう影響が出るかということまで2,438万7,000円でやらせていただくと。その結果として、基礎部分からもう傷みが出てくるとか、水槽部分がもうもたないとかいうことになってきたら、そこから補強していかなければいけないという事業になってきますので、それであれば、新たな荷重をかけない中で運営をすとか、いろいろな考え方をしなければいけないので、まずその結果を出すというところを大至急やらせていただきたいという、そのための予算でございまして。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

同じところでちょっと確認をさせていただきます。今、いろいろ話を聞いていまして、それで全協のところからようやく内容が自分の中でもはっきりとしたものが出ました。

それで、先ほどから理事が答えているように、当然簡易といいますが、実際には簡易ではなくてしっかりと耐震診断をやっていたらいいと思いますけれども、自分が一番心配をするのは、何トンくらいのもが入るかちょっと聞いていないのでわかりませんが、恐らく部屋の中へ乗つける工事は、非常に難しい工事を背負うんです。要するに、今は人が乗らないために、恐らく15センチから18センチぐらいの床板があると思うんですけれども、それに大きなものを乗けると当然下がりますので、そこにはりをつけたりとか、それで受けるしかもう方法はないんですよね。ところが下が水ですから、それをよけてということになりますと、非常に厄介な部分が——耐震診断をやってからじゃないと出ないんですけれども、その耐震診断をやった結果、先ほどからの中で確かめたいのは、今心配をしている、理事も心配した水槽に対しての影響、いろいろなものに対しての影響が大きなものが出てきたときには、当然違う、例えば別棟に差すとかそういう選択肢の一つは持っているということの解釈で、先ほどの解釈でよろしゅうございますか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問にありましたとおりでして、今回の委託の中で、設置をするために必要な部材等も新たに追加される部分も出てくるでしょうから、そうした全体荷重をまず把握しなければいけないというそういうことをさせていただきながら、全体にどういう影響が出るかということまで把握をさせていただいて、あとは、そのまま施工したほうが効率的だと思われるのであれば、そのまま進めさせていただくと。本当に巨額な事業費をもってしないと運営できないというようであれば、新たな策を講じていくと、こういうことで、何が何でもそこへ設置をしていくというようなことを決めているわけではございませんので、実施結果によって柔軟に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 確かにそのとおりだと思います。それが一番最良の方法だと思うんですよ。

あとは、ちょっと心配するのは、今言ったその2メートルの2階の高さが津波高に対してという心配があるんです。それを含めてもちろんやるでしょうから、そうなってくると、今言われたどちらが合理的か。例えば、別棟することによって、棟を変えることによって管理が非常に楽になるとか、そういう危険性もなくなってきますので、そういう面で当然考えていただきたい。そのときに、大体今言われた2階を想定しているようだけれども、大体実際にはどの辺を想定しているんですか、波の高さとかその辺は。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 現在、設置を検討している場所、水処理棟でもブロックとして3つに

分かれております。それで、最初沈澱池がある部分と反応タンクがある部分、それから最終沈澱池がある部分とございまして、今のところは最終沈澱池があるところの2階部分と、こういうことで想定をしながら進めてまいりたいと思っておりますが、ここの想定浸水深と見比べながらその場所を探っておりますので、浸水はしないというところで十分な高さはそこで保てるというふうに判断をして、今のところ調査を進めようとしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。いずれにしてもレベル2の高さということでやっていただけると思うんですけども、これを質問させてもらった理由は、合理性がどこにあるかというのと、それと、やっぱりやる以上は本当にしっかりした安全が保てるもの、それと高さが保てるもの、それを十分なこの調査費の中でしっかりやっていただいて、そして間違いないもの、要するに地震のときは、ちょうど外の階段が外れたように、物によってはどういう動きをするかわかりませんので。その辺はプロがやってくれますのでね。その辺をぜひ十分な検討をしながら安全なものをつくっていただきたいと、そういう意味で確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回の補正の状況を踏まえて、1ページで見ますと、歳出のほうで公共下水道事業費として6億2,400万、公債費として5億4,000万という形のバランスで事業執行するわけでございます。

当初において、先ほど決算でも聞いたんですけども、27年度の機械と電気工事のその28年度分として、施設整備として1億4,300万の工事を長寿命化で行うわけでございまして、それ以外に今回の公共浄化センターの耐震設計、今の発電機を足して2,400万。当初においては、長寿命化という形で、業務委託で29年、30年の工事の長寿命化の改善の予算もとってあるわけでございまして、財政規律的にして、やはり公共下水道の特別会計においても起債する事由は今後増えてくるわけでありまして、今までは長寿命化、今度は耐震もやらなければならないよということで、これから工事が目白押しのような感じがするわけでございまして、この6億の後、借金部分の公債費が5億という形で、その公債費のほうはそんなに減らず5億だとは思いますので、その6億円の中で管渠建設以外のこの浄化センターの長寿命化及び耐震のほうの予算措置という計画というのをある程度の枠を決めてやらないと、どんどん増えていくと大変になってくると思うんですけども、その辺については、今回この追加の指導があったにしても、そういった指導を行うということはこの事業はやらなきゃならないということで考えていくと思われるんですけども、当初に比べてそういったことで設計も増えたわけで、工事も想定されて、今議論がありましたから一番いい方法でやられると思うんですけども、でも、長寿命化のほうで29、30年度の設計をやるようなことで考えている中で、それプラスまた来るわけで、この枠として浄化センターの維持管理費としては大体1億5,000万とか、27年度は2億5,000万ですよ、実績を見たときに。その数字的なものをどのくらいに捉えて計画されているか、この今回の計画で実質の把握をしたときに。

その後の判断資料になると思いますので、どのような計画で今後長寿命化においてはあと

4年間、今回の耐震については何年間もしませんけれども、その整合性を捉えた計画というものをお示ししていただかないと、今回の補正について大きな意味合いがあると思いますので、ある程度のスパンの下水道の投資予定、予測等々も一緒に説明を求めていかないと、やはり大きな今後の課題だと思っておりますので、説明をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御指摘は非常にそのとおりだと思っております。まず、長寿命化計画でございますが、長寿命化計画については、現在ある設備とか電気系統、そうしたところをいかに長持ちをさせるかというところでございますので、その長寿命化についてはもう計画もある中ですので、それに沿った事業量は把握できるというつもりでおります。

また、今回の非常用電源についても、余り過大な投資にならない中で、非常時のBCP以上の問題ですので、長寿命化とはまた別の視点でのものがございます。そうしたところも設備としては充実させていかなければいけないという中で事業化を見込んでいるものがございますが、こうしたそれぞれの事業を、公債費も含めて全体の事業費というのは10億から12億ぐらいの中で下水道特別会計を動かしていかないと、また、一般会計からの繰り出しもなかなか負担になってくるというところがございまして、それぐらいの中で何とか事業を進めていきたいということで、ここ数年というかなりの長い間、そうした事業規模で推移をさせてここまで来ているということで、本来であれば一挙に受益者をどんと増やしていきたいところなんです、そうした事業もありまして、一定額程度の事業量でずっと推移をこのところはさせてきているというところでございますので、下水道だけではなくて、一般会計などもあわせてどういう事業運営ができていくかということをとータルで判断をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

世の中も大分変わってきて、合併浄化槽等々の設置もございまして、町独自の優先順位的にもっと高位度なこともやっていかなきゃならないということで、一般会計からの繰り入れも今まで以上というのは難しいというのは十分理解されるわけでございまして、過日聞いたように、財政規律としては償還以上は起債しないという一つのルールと、10億から12億と今御提示いただきましたので、その中で公債費が約5億ちょっとですから、マックス7億、7億以上は新たな進捗、設備改修、更新等も行わないというようなルールの中でやっていくということで理解してよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） そうした前提のもとで現状は運営をしておりますし、今後も堅持はしてまいりたいと思っておりますが、不測の事態があっても設置をしなければいけないというのは、一般会計でも津波、防災などについては別枠をつくっておりますが、そうした住民の安全、それからサービス向上にどうしてもつなげていかなければいけないというものについては、またイレギュラーな考えも持ちたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時58分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会23日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第41号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第41号議案 平成27年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第42号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第42号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第43号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第43号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第44号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第44号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第45号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第45号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第46号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第46号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第47号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第47号議案 平成27年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第49号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第49号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第50号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第51号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第52号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第39号議案 吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 幾つかお聞きしたいと思いますが、まず1点目としまして、第7条に關しまして、行為の禁止という条項だと思えますが、過日の全協でもお聞きしたんですが、あそこは富士山静岡空港の空域にも当たるという中で、無人航空機、要はラジコンであるとか、ドローンですね、そういったものを飛ばすことによって、空域もあるんですが、そこで利用者に間違っ落ちて、危険が生じるというようなことも考えられます。そういう中で、危険行為と言っちゃうと、ちょっと言い過ぎるのかなと思いますが、そのような行為に関する禁止というようなものが見当たらないんですが、そのようなことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

全協のときにも御答弁させていただきましたけれども、現時点ではそうしたドローン等々の飛行に関して、この条例の中では現時点では禁止ということでは考えておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、そこで、そういったことをやっても特に問題はないと。

今後、禁止事項として出てくることもないよということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 現時点ではそういうふうを考えております

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 国土交通省の航空局のほうで、無人航空機、ドローン、ラジコン等の

安全な飛行のためのガイドラインというのが示されております。

その中で、各自治体によっては、そういった規制をするような条例を追加しているところが増えてきているというようなことが出ておりましたが、当町ではめったなことはないということで、条文には入れてこないということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） そのように解釈をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解しました。

次に、もう一点お尋ねしたいと思います。

この条例の中に、どこに値するのかちょっとわからないんですが、一般社団法人吉田町まちづくり公社がこの中に事務所を置くというようなことが決まっておるかと思いますが、これに関しては、どこの条項でうたっているのか、管理棟の占有であるとか、そういったことが考えられるんですが、家賃を払うとか、そういったこともあるのかないのか、その辺について、この条例の中でどのように扱いをされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

後でも議案の審議にも出てきますけれども、指定管理者の指定という形で、一般社団法人まちづくり公社が指定管理者になっていただくというような議案も出てきますけれども、あくまでもその防災公園の北オアシスパークの管理運営という形で、公社にお願いを予定しているという中で、あそこに事務所を、管理棟の中に事務所を置いて、そこで管理をしていただくというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） それは指定管理の話ですよ。

指定管理というのは、このまちづくり公社にとっては、幾つもある事業の中の一つですよ。その事務所をあそこの管理棟の中に置くんですよ。ということは、また、問題が別だと思えますよ。

ですから、そこをどのような解釈をすればいいのかというところで、お聞きしています。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

公社につきましては、防災まちづくり、それから地域活性化の推進機構という形で、町政の発展と公益の増進に寄与すると、そういった目的を持った事業を展開するというところでございまして、こうした目的が防災公園の設置目的に合致をしているというところで、公社にそこに入らせていただくという形で考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 入っていただくのはいいんですけども、それについては、この条文にはそういったことは、うたわなくてはいいという考えなんではないでしょうか。

仮に、公社の事務所はあそこに設置するんですが、じゃ、その機関であるとか、そういったことも都市公園のほうにいろいろ出ているんですが、基本10年以内というような規定もあるんですが、その面で考えましても、どういうことになるのかなと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいま公社の事務所をあそこに置くという御質問でございますけれども、公社の事務所をあそこに置くということではなくて、公社が指定管理になった場合には、あそこを事務所として置くことを想定している。

ですから、指定管理にならない場合には公社はあそこに事務所を置くことはないということで、公社の今の事務所は6階にございまして、公社は独自で、その場合には事務所をみずからの力で設置をしていくということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） それ知らなかったというか、勉強不足で申しわけないんですけども、もう事務所はあそこありきと思いましたので、じゃ、今後ね、今回はこの後、出てくるんですが、4年ちょっと、本来なら5年の指定管理の期間があるわけですが、ほかのところをやると言ったら、また、公社は事務所をどこか探すということによろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 当局の方針としては、防災課長が申し上げましたとおり、にぎわいづくりとか町づくりを一緒に進めていただく組織として、公社の立ち上げの指導をしてまいりましたので、その拠点というのはでき得れば、防災公園の事務所に置くという方向で事業を進めておりますが、あくまでも何度も御説明をさせていただいておりますが、議会の議決をいただかない限りは指定管理としてはあそこに入ることはできないということでございますので、今回、議案として出させていただいているものについても、無期限ではございませんので、その都度御審議をいただくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 第17条の指定管理者による管理の内容で、2番ですね、それでお伺いをいたします。

一応、都市公園法とか、都市公園法施行令、これをいろいろ読んでみまして、この6条に関しては、行為の制限、11条に関してはどのような形で使うかということですね。

この中で、町長とあるのは指定管理者と読みかえるものとする。これは全く問題ないんですけども、条文の中ではまちづくり公社になりますと、複数の他の集合体になってきますよね。そのときに、その読みかえた中でのいろいろの話し合いの決定、その決定をしていくというプロセスといいますか、それとどういう形で、それはやっていくんでしょうか。全員の協議会のようなものをつくってやっていくのか。その辺をちょっとお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 一般社団法人吉田町まちづくり公社、指定管理にちょっと議案のほうに入りそうな気もしているんですが、公社自体は複数の団体による構成ではございません。

一般社団法人として独立した社団法人になっておりますので、そこには理事長も置いていると、理事会もあると。こういうことで執行部としてはちゃんとした意思決定の手続がなされるという機能を持っておりますので、その中で判断するということになります。委任事項についてはですね。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そういうことでやっていったときに、いずれにしても今度町長から指定管理者じゃなくて、まちづくり公社ですか、そこで今言われたとおり、その理事長がいまして、その中で最終的な判断というのは今、指定管理者と読みかえるという中では最終的には理事長の名前でいろんなものが評価であるとか、そういうものが当然行くような形になるんですね。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の公社の中にも定款もございまして、その中でも意思決定の手続というのがうたわれておりますので、対外的にも約束をしている中で、意思決定の権限については理事長にあるということになっていきますので、それで、手続が行われるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言われたその中の決定のプロセスとか、そういうものの中にもあるということで、これからまちづくり公社が新しく発足をしていって、新しいものがまたできていったときに、そういう今言われたもの、皆さんがどういう形で決まっていたかという表へ出るようなもの、情報の公開とか、そういうものは考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、ただいまの質問なんですけれども、指定管理の指定管理制度の中に入ってしまったので、質問の向きを変えていただいてよろしいですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 質問の向きというよりも、要するにちょっと心配というか、質問した理由というのは、これから指定管理をやっている、特に決まっていくプロセスとかね、そういうのが読みかえた中でどのような形で決まっていきますかと。それは表にどのような形で公開されるんですかということだったものですから、それ以上ちょっと聞きようないものですから、答えがなかったらいいですけども、もしありましたら。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この条例の17条をごらんいただきますと、17条第2項、議案書の6ページでございますが、この指定管理者に行わせるものとして、第6条及び第11条と、こういうことで限定をしております。この第6条については行為の制限、それから、11条については有料施設の管理というところでございますけれども、第7条の行為の禁止については委任をしていないんですね。これについては、町長がみずから判断をすべきである事項ということになっておりますので、限りなく指定管理に任せるということではなくて、その辺の取捨選択をしながら行っておりまして、その中でも特に、6条と11条関係について当然監査の対象にもなっていくものだというふうに思っておりますので、全く不透明な中で事務処理が行われるというようなシステムにはしないようにお互いに連携をとってまいりたいというふ

うに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第13、第40号議案 ふるさとよしだ寄附金基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この中で、寄附金基金の全般的なことでちょっとお伺いしますけれども、ふるさと納税の性質上、全員協議会の中でもちょっと確認はしたんですけれども、皆さんが知り得る大事なことだと思っていますので、あえてお聞きをいたします。

ふるさと納税に関しては、町のほうでは説明があったとおり、7項目と全体で町長の決定をする9項目、それはお聞きしました。その中で、全てのもものが網羅されているということでそう思っていますけれども、そのときですね、当然ふるさと納税の数字上、寄附をしていただく方が吉田町でいろんな行事をやっている。数えてみるとたくさんあります。その中にこれを応援したいという方が当然出てくるわけですね。

それで、そのときに、その基金をつくった中に当然別な形というか、わかる形で基金を実際に行う準備をしないといかんと思っていますけれども、その分け方、一つの基金の中で、どういうふうな形で管理をするというか、納税者の意思をどのような形でそれに反映するかというふうな、その管理の方法というのは特別考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

ただいまの議員からもお話がありましたとおり、ふるさとよしだ寄附金につきましては、

9本の柱の中で、寄附者の意向に沿った形での御寄附をいただくという形になっております。

今回の基金条例につきましては、そのうちの指定寄附に当たる部分につきまして、まず、いただいたものを基金として積ませていただいて、当然その中にはですね、それぞれの総合計画のどの柱の部分に該当するものかということは把握できますので、それにつきましては次年度の予算において、それぞれの柱に該当する事業の財源となるように振り分けをさせていただきますというように考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、振り分けていくときに、当然3月に予算が出ますよね。今の話で行くと、そのときを目指して、要するにそのときにこれから納税者の方の意思に合うものに関して、その予算を分けていっていただくということによろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいまそのように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そのときに、当然寄附をされた方に、ここに使いましたよという義務を負っているわけですね。それはその形で、最終的にどこで判断するのか、行くと思うですけれども、そのときに、基金をどこで管理をするんですか。

例えば、企画課で、この担当として上がっていますよね。今、答えてくれた基金に対しての答えも企画課でしてくれたんですけれども、そのお金の管理、それと、今言った経費の管理、それはどこで管理はされるんですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 現在、ふるさとよしだ寄附金につきましては、企画課においてその事務を行っておりますが、また、それが基金として管理されるということになってまいりますと、会計管理者になってまいりまして、それをまた改めて予算化していくということになってまいりますと、担当課の企画課の仕事というようになってまいりますので、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

しっかりしたそういう管理のプロセスができるということを確認をしまして、質問としては終わります。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第14、第53号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第15、第54号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については説明員として出席の副町長須永 宣君に直接の利害関係のある事件でありますので、副町長須永 宣君の退場を求めます。

〔副町長 須永 宣君退場〕

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時32分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで副町長須永 宣君の入場を求めます。

〔副町長 須永 宣君入場〕

暫時休憩とします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時33分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第16、第55号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（大塚邦子君） 日程第17、議員派遣にについてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣につきましては、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思いません。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第18、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成28年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が上程いたしました議案につきまして、真摯に御意見をいただき、最終的に可決していただきまして、ありがとうございます。

議会で、私、疲れると声がこもってしまって、皆様になかなか聞き取れないというふうな声が寄せられておりまして、とりわけ、山口議員の一般質問の中で、最後に山口議員のほうから恐らくこんな質問だったと思いますけれども、国交省からお金を持つてくるだけではなくて、文科省からもお金を持つてきてくださいと。私、立ち上がってお話し申し上げたんですけれども、議員の方からいい話だったんで、それもう一度話してくれませんかということだったんですけれども、今、国の教育というものが大きく変わろうとしております。当然のことながら、皆様のお耳にもその辺のことは入っていると思いますけれども、そういうふうな状況から考え、また、藤田議員からもお話ございましたけれども、私の小学校等にもですね、問題もございまして、それも全てあわせまして、やっぱり文科省、本省と基本的に話し合える場をつくる必要があるというふうな結論に達しましたので、というのは、吉田町と教育委員会で処理できる事項の問題ではございません、はっきり申し上げて。県でも処理できる問題ではありません。そうすると、やはり中央と直結したですね、いわば、場をつくる必要があると思いますので、中央の文科省ですね、あそこにいますけれども、そういう方々何人かにお願いしまして、今、私のほうで非公式でございまして、教育委員会が直接話し合えるプラットフォームを町のほうでつくっております。でも、教育長以下ですね、教育委員会の面々、また、そういうような場を使って直接に国のほうとの情報交換をしております、幼児教育の観点からもつくば大学の教育学部の教授をいわば有識者として、カリキュラム作成委員会の委員としてお迎えすることができました。

それで、電話をすれば、また会えば、必要な情報は全て入るようになっていきます。

それから、藤田議員が非常に御懸念しているようでございまして、今度、26日に臨時国会が召集されまして、そこで、いわば大型補正予算が出されますけれども、何とか、認めてもらえると思っておりますので、そのときには、皆様に補正予算出ますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

いろんな意味で、そういうパイプを使わなきゃならないと思っております。

それから、例のバルクリース、小学校の電灯等のLED化の問題で、バルクリースの問題もございまして、これも環境省のほうにプラットフォームつくってございまして、必要となるときに必要な人間と会って情報交換できるシステムとなっておりますので、その辺についてはぜひとも議会の皆様に御安心賜りたいと思っております。

ただ、私がいる期間だけでございまして、私が首長をおりればですね、そのプラットフォームは町で処分しますので、どうぞよろしくお願ひします。

このごろ、私は非常に感じることもあるんですけれども、議会と首長との関係について、非常に非対称が目につくような感じがしております。一つは、皆さん当然のことながら憲法

等読めばおわかりになりますし、また、二元代表制の起源等についてアメリカの政治史を読めばわかることなんでけれども、要は二元代表制が出てきた過程における首長の位置づけ、問題からですね、チェック機能について、非常に非対称が目立ってきていると。議会は当然首長に対するチェック機能は法的に認められておりますけれども、私から議会に対するチェック機能は法的に整備されておられません。そういうものについては、後ほど詳しくお話ししたいと思っております。

もう一点はこれは議会初日にもございましたけれども、私が行政報告しまして、上程いたします議案の上程理由についてお話しするんですけれども、その後、それぞれここにいる関係課長がまた改めてお話しするんですけれども、それは成果に関する説明書は皆さんのところに行っておりますので、それを見れば全部書いてあることです。はっきり申し上げて。二重手間でございますよね。なぜ、そういうことを申し上げるかといいますと、課長はこの町のいわば行政に関して、それぞれの所管事務の最高責任者です。その最高責任者が終日ここに閉じ込めるということは、住民に対する行政サービスの提供、これは私のまた大きな仕事の一つでございますけれども、それが滞る可能性がございます。国会だって、例えば、局長とかいるだろうと言いますが、局長とは基本的に仕事はしません。だから、そういう方は仮にいてもリスク的には何の問題もないんです。

しかしながら、うちのような場合、課長がここに終日缶詰にされると、住民に対するサービスとか提供という点について、ちょっと心配しなきゃならないようなことも起きる可能性があるものですから、いつもそれで憂慮しているんですけれども、恐らく皆様の頭の中には終日ここに課長以下を拘束しても、別に住民サービス等の関係で別に何も考慮ないと思うんですよ。皆様にとって、行政サービス、住民に対する行政サービスというものが現実になどどのような形でなされているかということについて、議会開会中にどういうことが起きているかということについて、恐らく考慮はないと思うんですよ。そういうふうな観点でもって、ぜひとも議会の当然、法に裏づけられた権能を実質的に担保するような仕組みとというものをぜひとも議会の側で考えてもらいたいと思うんです。

実質的に担保されるというようなことができるならば、もう少しその議会の運営について、効率的に考えていただきたいなど、こんなふうに思うんですけれども、また、詳しく後ほどお話ししたいと思っております。

先ほど、申し上げましたですけれども、当然のことは皆様、憲法はお読みですよ。もちろん当たり前のごとでございますから。憲法は皆様御承知のように、第1章天皇から始まって、第11章の補則で終わります。合計は103条でございますよね。とりわけ第8章に地方自治が掲げられております。

その第92条において、こんなふうに述べられております。

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。こうなっています。御存じですよ。

地方自治の本旨ということは、皆様、本旨という言葉について、恐らくその分け入ったことないと思いますけれども、英語で申し上げますと、日本の憲法って非常におもしろいものでございまして、ちょっと入るとですね、GHQとの関係で横のほうに英文が載っています。読むとおもしろいですよ。ザ プリンシプル オブ ローカル アートリーですね、これ非常に難しい、わかりにくい言葉ですけれども、この地方自治の本旨というものは市町村、都

道府県じゃないですよ。市町村の自治を念頭に置いた言葉なんですね。基本的に都道府県というものは、憲法上のどうのこうのという自治体ではありませんよというのは背後にあるんですよ。非常におもしろいんですけども、道州制が出てくるゆえんというのはそういうところですよ。

この地方自治の本旨という文言は、第4章国会の第41条、国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。これは例外というやつですね。これは全く例外規定です。国を指すんです、ここですね。要するに、国会といえども、日本の場合には地方自治の本旨に背くような法律はできませんよという縛りをかけています。

これはいわゆる第8章として、地方自治というものを独立した章として掲げた最大の理由です。

それから、第93条第1項において、地方公共団体には、法律と定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると。加えて、第94条におきまして、法律の範囲内で条例を制定することができますとあります。法律の範囲内という限定はつきますけれども、条例を制定することができますよとなっています。

というわけですから、地方自治の本旨において、消極的な意味で国会の権能を制約していますね。さらに、この積極的な意味で、自治体の議会は立法権がありますよと、国会の制約して、二重の意味で国会の権能を制約しています。

だから、地方議会とか地方公共団体として、非常に高い地位を与えられている、これは珍しいんですね。さらに第94条におきまして、行政を執行する権能を有すると述べています。

これまでは、私が今申し上げたことをまとめると、国と地方公共団体の立法権と行政権において、水平的に分業構造になっているんですよ。これ水平的分業といいますけれども、国と地方公共団体の水平的分業といいますけれども、そのようになされています。

立法権とか行政権でも国だけに権限が専属するわけではなく、自治体もそれを持っていますよといっているわけですね。

ただ、第8章は地方自治として、地方に設けられた背景というものは物すごい重大な意味があるということを皆さんにぜひとも理解していただきたいです。

地方自治というものが国の権能を制約するものであることは明らかなんです。これ第8章、GHQの最初の中にはなかったんですよ。日本側が入れたんですよ。次いで93条第2項で、地方団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その公共団体の住民が、直接これを選挙する。首長と議会の議員は別々に選び出すと定めています。これによって、地方公共団体の二元代表制の最初の取っかかりができるわけですね。

ここからが本題に入ってきます。

以前、皆様にお話ししたことがございますけれども、二元代表制という仕組み、これはストロングメーヤー、強力な首長ですよ。二元代表制だって、非常に首長の権限は強いですよね。ストロングメーヤー型の首長ができたのは、これ19世紀から20世紀初期にかけて以降、アメリカ合衆国で市政、市の政治ですね、市政街道は盛んであったからと言い切ってもさほど問題はございません。

皆さん、だから、恐らく藤田議員なんかは博覧強記ですから、アメリカ史、とりわけ先進国の研究する学者が使用する言葉で言えば、プログ्रेसィビズム、革新主義であるとか、大量主義と訳されておりますけれども、その背景については、当然原書でお読みになると思います

けれども、それではどういうふうに市政の改良をするのとか、少し触れてみたいと思います。

アメリカの都市部、特にニューヨークであるとか、シカゴもそうですけれども、都市部の自治体で議会議員による物すごい市政の腐敗が起きたんですよ。議会が汚職の、いわゆる温床になっちゃったんですよ。腐敗の実態というものは議員が特定の人に公職を提供する。特定業者に事業をあっせんする、特定地域だけの道路整備や水道の布設をする、その見返りに金品を受け取る。そういうふうな利益誘導型の政治というものが腐敗を伴ってあらわれたのが、この時代なんですね。

これにおもしろいもので、アメリカというものは、市民が抵抗したんですよ。直球で最初は勝負しようとしたんですよ。すなわち、議会改革をしようとしたんですけども、何十人もいる議会に対してはほとんどだめなんですよ。議会というものは、固まりが物すごい強い力を持ちますので、だからできないと。そこで出てきたのが、議会にかわって、権限を行使し、また、議会を監視するもう一つの代表機関をつくろうという発想が生まれて、これが二代表制の誕生につながっていますよね。二代表制のいわば誕生というものは議会が基本的には悪の温床であるというところから出ているんですよ。

つまり首長とは住民の利益代表であると同時に、むしろそれ以上の意味で、住民にかわって、悪い議会を牽制する機関であると、そのような発想ででき上がったのが二代表制民主性という制度であったんですよ。これ皆さんも見たと思いますけれども、不朽の名作と言われるマックス・ウェーバーの職業としての政治、これ日本語になっていますから、これお読みになるとわかりますけれども、アメリカの都市部における議会の腐敗、議会の汚職の蔓延について書いてあります。

いずれにしても議会というものはそもそも悪者だから、公選によって、牽制役の強い首長をつくり出さなければならないという形で、二代表制が生み出されてきたんですけども、それが日本がさきの大戦で負けて、GHQを伴って、日本の政治に入ってきたわけです。

これで皆様に二代表制の誕生はおわかりだと思いますけれども、今もって違うんですよ。憲法を読んでよくわからない部分でありますので、これ、議会基本条例にも関係してきますので、ぜひとも教えてもらいたいと思っていますけれども、議事機関として議会を設置とすると書いてあります。それぞれの意味は私はわかりません。議事機関と議会と、こういう意味わかりません。議事機関というのは皆さんも御存じだと思いますけれども、デリバレイティブオルガンスです。これ複数形です。立法機関はローメイキングオルガノ、単数形です。

そういうような状況を踏まえて皆さんの英知を集めてつくられた議会基本条例でございますけれども、前文にこう書いてございます。

吉田町議会の最大の使命は二代表制の一翼を担う議事機関として、どうのこうのと書いてあります。議会が議事機関であると断定しておりますが、議事機関というものは今申し上げましたようにデリバレイティブオルガンスです。複数形です。だから断定してよろしいのか、どうか、ぜひとも教えていただきたいと思います。

皆様はよく議会というものを協議の議会と、抗議の議会があると思いますけれども、協議の議会というものは恐らく13人の議員の皆さんで構成される議会。もう一つは恐らくこれはデリバレイティブオルガンスに係ってくると思うんですけども、抗議の議会、いわばそこで、我々も入った形で、いわばそこでさまざまな形でデリバレイティブ、すなわち討議が行

われて、そこで、町の発展と町民の福祉の向上を図っていくというふうなことだと思っています。

また、前文の抜粋ですね、議会及び議員の活動原則並びに議会運営の公開性、公正性及び透明性を担保するために吉田町議会基本条例をここに制定するとありますけれども、最後の透明性という部分、全くわけがわかりません。透明という意味は透けて見えるということですよ。議員の発言の意味も透けて見える。議員の発言が何を言っているのがよくわかる。そういうふうなことだと思えるんですけども、議員さんの発言がほとんど透けて見えないのが結構ございます。

この透明性というのは、議会の皆さんはこの基本条例をつくったときに何によってこれ担保しようとしているのか、とてもわからないものですから、ぜひともまた教えていただきたいと思っています。

この理解に苦しむ二つの事柄が凝縮されて、端的に表現されているのが、町長等との関係を述べた第5章第10条の文言ですね。議会は二代表制のもと、町長等と緊張ある関係を保持しながら議事機関としての役割を果たしていくものとするとなっておりますけれども、抗議の町長、すなわち私を頂点とする行政当局は定例会ごとに皆様のチェック機能の行使によって、緊張を強いられますけれども、緊張を強いられるのは私だけなんです。皆さんは何の緊張も強いられないですよ。わかりますよね。議会に対する法的なチェックはどこにもないですよ。だから、基本的に議会の皆さんは緊張を強いられるということはどうですか、はっきり言って。何のチェックもないところに緊張が生まれるわけないんです。我々は皆様のチェックによって、当然のことながら緊張を強いられます。そういうことですよ。皆様当然のことながら、恣意的な行政運営が行われているかいないとか、議案等についてさまざまなものについて、適応性は確保されているかどうかとか、さらには、事業について事業の目的と投入された財源との間のバランスがとれているかどうかとか、そういうことを厳しく我々に追及しますけれども、我々は皆さんについて何のチェックもできないですよ。二代表制とは基本的に議会に対するチェックというのが、長の独立した原因なんです。何もありませんよ、はっきり申し上げて。

それゆえ、議員の皆様は議会定例会における発言は法的に悪いことは一切ございません。したがって、発言を無視したり、発言をごまかしたり、だんまりを決め込んだりして、その場をやり過ごすようなことは足りるですね。発言の意味内容を表現することは全く皆さんにはありません。誰からも言われることはありません。

議会基本条例は最も基本的な不可決な要件議員の発言の透明性の担保は全くないですね。議員の言いたい放題、やりたい放題なんです。

ぜひとも透明性の担保、二代表制のいわば成り立ちから言って総チェック体制がいわば議事機関なんです、はっきり申し上げて。そこにおいて片方のチェックだけがあって、片方のチェックはないということは二代表制そのものの精神的な基盤というのを崩していると思っております。

ぜひともその辺について、考えてもらえたらと思っています。

一つ、二つ例を挙げてみましょう。

河原崎議員がお酒を飲んで運転したということで、いつか議員辞職勧告を受け付けるような可決されたことがありますね。それは飲んだかどうかと、いずれ裁判で明らかになるわけ

ですから、もし、そうなれば、自分でやめるでしょうし、そういうことになってくるんでしょうけれども、そのときに八木議員も賛成されたんですよね。私、非常におもしろいなと思ったのは、たしか八木議員は平成18年の、私も警察にしょっぴかれた例の祝儀の問題で議会の皆さん、地区の皆さんはみんな、あれ公職選挙違反と認定されたんですよ。警察に認定をされたんです。皆さんは犯罪を犯しましたよと認定された人間が飲酒運転をしたかどうかもわからない単なる疑惑だけの人間たちにやめろと、犯罪犯した人間が犯罪犯したかどうかわからない人間にやめろというのはおかしいですよ。そういうところについて、それは自分のことは棚に上げて相手を言うことはダブルスタンダード、二重基準、日本語でいうと二枚舌というんですね。こういうふうなことについて、誰からも問われることないんですよ。時間が過ぎればそれで終わりなんですよね。自分は公職選挙法という法律を犯して、警察から認定されたにもかかわらず、それは静岡地方検察庁に送致されなかったからそれでいいんでしょうけれども、私なんかは送致されましたから。だから、その時点で私はやめました。議員の片山さんもやめました。法律を犯したんですから。しかしながら、ほかの方は居直ったんです。

かつ今度、河原崎さんのときに、かつて自分が法律を犯したにもかかわらず、犯したかどうかわからない人間にやめろという、おかしいと思いませんか、これ。

それから、藤田議員もよくおやりになりますけれども、利害を調整する権限で、住吉の自治会が違反議員のその釈明を求めたという、議会はこれは否決したんですよね。

さらに、議会で八木議員のあれを説明しようと、これも否決したんですよね。当然のことながら、藤田議員は否決の側に回ったんですけれども、おかしいことに対して、おかしいと言わず、要は臭いものに蓋をしてしまうと、こういうようなことが横行するというのは基本的に抗議の議事機関として非常に問題があると私は思います。

議会の皆さんの発言であるとか行動に対して、我々はチェックできないですよ。それは説明を求めることはできない。だから、やりたい放題なんです。皆さんは緊張を強いられることはないですよ、全く。これこそ私は最大の問題だと思いますね、議事機関における。そうと思いませんか。私は何かあったら徹底的にやられますよ。私はそれを覚悟していますから。もし何かあれば、百条委員会をどうぞ開いて結構なんですよ。問題があれば。そういうところに私は自分を置いているんです、自分のことを。前に言った皆さんは伝家の宝刀で不信任案やれば、私は一発で首になりますから。そういうふうに私はもう皆さんのいわばチェックは全く免れることはできないですよ。そうなっていますよ、当たり前のことです。しかしながら、皆さんは全くのチェックは皆さんのあれはきかないですよ、皆さんは。

また、きょう皆さんに申し上げますけれども、増田宏胤議員の監査報告に対して、議会は何も議会の意思を表明しないんですか。あの退職金は不当だと、最高裁で認定されたんですよね。私は法的返還請求できないです。皆さんはできるんですよ。

かつ、皆さんが議会に監査のあれをお願いしたんですよね。にもかかわらず、それに対して何の意思も示していないです。

藤田議員が非常にいい言葉を言っています。平成27年7月16日、これ町議会の全員協議会ですけれども、こんなふうに言っています。

議会が議決をして監査請求を行ったわけですので、今後、議会として監査委員から報告いただいた内容を検討して、町当局に対して是正措置を求めるなり、議会の意思を表明するこ

とが議会としての責任ではないかと思えます。あれ、増田宏胤議員の監査報告に対して、皆さんは何の意思表示をしていないですよ。あれ自己都合でやめてもいいんですよと言っているんです。退職金を払って。議会として何の表明をしない。おかしいと思えますよ、はっきり言って。今、山内議員は首をかしげているが、おかしくないと思っているんですよ。議会がお願いしたんです。議会は自己都合でやめてもいいと言っているんですよ。法律はだめだと言っているんです。最高裁が言っているんです。最高裁が何を言おうが吉田町議会が決めたからそれが全て万能だとまさか皆さん思っているんじゃないでしょうね。

ぜひとも、そういうようなところにけりをつけていただきたい、はっきり申し上げて。

藤田議員はこんなふうにも言っていますよ。平成22年11月29日の臨時会ですね。

吉監11号の監査結果報告書に対しての決議案ですね。こう言っています。

監査結果が出されるたびに決議をしなければならぬとすれば、監査委員を引き受ける人はいなくなってしまうと。中山の監査結果が出たときには、監査委員の8カ月不在ではなかったのか。これは責められてもどうにもならないですよ。

だから、政治家の理論が一番大事な資質は何ですかと問われた人がこう言っています。倫理だと。すなわち論理一貫性であるとか、前に言ったことを訂正する場合にはちゃんと説明して訂正しなきゃいけないはずなんです。

しかしながら、そういうふうなプロセスを踏まずに、平気でそれに対応して、口をぬぐってしまう。こういう議会ってとてもじゃないですけども、今、地方議会というのは危機にあるんですよと、はっきり言って。富山議会もそうですけれどもね、あれからだあと出ていますけれどもね。

本当に地方議会というのは非常に何をやっているかというのが非常に問題が噴出してしまってますよね。吉田町議会というのは、私は町長になってから、議会の皆様と手を携えて、いわば町長の恣意的な行政運営をなされないようなシステムをつくらうじゃないかと思っていました。

しかしながら、私の軌跡を知っている人はわかるかもしれませんが、一番最初に私がびっくりしたのは合併の問題です。最終的に議会の皆様の、後ろに議長になっている大塚議員がおりますけれども、町名の問題をやったんですよ。あれ署名は完全な違反だと思うんですが、警察が乗り出す騒ぎになってぼしゃっちゃったんですけども、その後、住民の皆さんの意見を集約するためにアンケート調査をしました。恐らく住民の皆様が半数以上は賛成だったら、それをもって、私にやれということだったんでしょうけれども、そうはいかないですよ。3対3対3でポシャです。終わりです。そのまんま、議会は何の説明もしない。

結局、議会というのはそういうものなんですよ。だから、私も議会に対して信頼したいなと思っても、うーんと思ったんです。その次にやったのが抽選型指名競争入札です。議会はすさまじい反対をしましたね。本当はその入札の会場にも議員さんが押しかけてきて、片隅に座って監視をすとかね。

そこにいる河原崎議員なんか、リコールだと言ったんですよ。住民の人々を前にして、あれはリコールだと。基本的に要は改革というのは血を流すものなんですよ、はっきり言います。痛みを伴います。やられるほうも血を流すけれども、やるほうも血を流します。私も命を狙われましたけれども、そういうときに議会は助けてくれないんですよ。反対側に

回っちゃうんですね。恐らく、皆さんがなぜ反対に回っちゃうのか、わかるような気がするんですけどもね、要は住民というものはサイレント・マジョリティと、もう一つはノイジーマイノリティというんですね。ぎゃあぎゃあ騒ぐ、声高にしゃべる少数派として、自分の意見も言えないような、いわば黙っている脱走者。本当の民意とはどこにあるのかと考えたときに、民意のあるところを探すというのは恐らく皆さんの議員活動だと思いますよ。議員活動を丹念にやれば、恐らく民意というのはどこにあるのかと、皆さんやっぱり探し出してもらわなきゃならないですね。私のやっていることが間違っているならばいいですよ、どんどん批判もし、また、チェックをしてもよろしいわけですけども、そうでない場合はぜひとも皆さんと手を携えて、首長の行政運営に忝意性が働かないような仕組みとぜひともつくってみたいんですよ、私はね。

恐らくチャンスはもうそんなに来ないと思いますよ。だから、ぜひとも議会の皆様と最初から手を携えて、できるものであるならば、まちの発展とそれから町民の福祉の向上というものを本当にやれるような議事機関、デリバレイティブオルガンスというものを、ぜひとも機能をさせてもらいたいなど。そうすることによって、住民の皆さんが本当にいいまちに生まれたなど、住んでみたいなど、そういうような思いを持ってもらえるような、皆さんの議会基本条例に書いてあるじゃないですか。そういうまちをつくりたいと。

ぜひともですね、きょうはちょっと長目になりましたけれども、日ごろの私の気持ちを、憲法上の問題も含めて、二元代表制の期限の問題も含めて、いわば集約するところは何なのか。最終的には議事機関というものは最終的には、そこで町の発展と福祉の向上が図られるわけでございますので、相互にチェックできるようなシステムが働かないとなかなか難しいんですよと、こんなふうに思っています。

皆さんが考えて、私も議員の皆様が発言等を聞いてチェックできる権能を与えていただければ、私もうれしく思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、皆様とこの2カ月間お会いできません。

それから、例の住民のサービスというものは非常に大事なものですから、ぜひとも皆さんのチェックというものを実質的に担保できるようなシステムをつくっていただきたい。そうしていただけると、私も出張にずっと行けるんですけども、この9月の期間中ですけども、議会が終わって東京へすっ飛んで行く、帰ってくる、また、合間にすっ飛んで行く。そんなことばかり繰り返して、本当に疲れ切っていますけれども、議会がない間は10月、11月は本当に羽をつけているんなところへ出張して、この町の発展と福祉の向上に踏ん張ってまいりたいと思いますので、ぜひとも教えてもらいたいと思っています。

どうぞ、12月また皆さんの元気な姿を拝見したいと思っていますので、また、それまでごきげんよう、さようなら。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 本日、ここに平成28年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日以来、23日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会の御挨拶とさせていただきます、

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） これで平成28年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午前10時13分